

官報号外

平成二十六年六月十三日

○第一百八十六回 参議院会議録第三十一号(その一)

平成二十六年六月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

平成二十六年六月十三日

午前十時開議

第一 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第二 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)

(衆議院送付)

第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)

議院送付)

第四 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第五 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上四件を一括して議題といたします。

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一) 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定について承認を求める件外三件

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長末松信介君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(未松信介君登壇 拍手)

○末松信介君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、投資協定三件は、いずれも、投資家との所有、支配する投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を原則として供与すること等を規定するものであります。

そのうち、サウジアラビアとの協定は、投資の許可後において、また、モザンビーク及びミャンマーとの協定は、投資の許可段階及び許可後において、それぞれ内国民待遇及び最惠国待遇を供与することとしております。

あわせて、これらの協定は、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものであります。

次に、日・ミャンマー航空協定改正議定書は、定期航空業務の運営のため、両締約国が指定できる自国の航空企業の数を現行の一から二以上に改めること等につき定めるとともに、あわせて、指定航空企業の就航路線を航空自由化の観点から拡大するものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とします。

○議長(山崎正昭君) 三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

まず、投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビアとの投資協定において契約遵守義務に係る規定などを設けなかつた経緯と我が国進

出企業の権利保護、ミャンマーとの投資協定にお

いて行政手続に係る規定を定めた趣旨、国家と投資家の紛争解決手続の概要とその運用の実績、ミャンマーとの航空路線への航空企業参入の見通しと安全性の確保、東南アジア諸国との航空自由化に向けた取組等について質疑が行われました

が、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、まず、投資協定三件について討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より三件に反対する旨の意見が述べられ、次いで、採決の結果、三件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、日・ミャンマー航空協定改正議定書について採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

まず、投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求める件、投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政

府との間の協定の締結について承認を求める件及び投資の自由化、促進及び保護に関する日本国

政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

以上四件を一括して議題といたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第五 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

ほか、新藤総務大臣及び谷垣法務大臣の出席を求めて、慎重に審査を行いました。その質疑におきましては、投票権年齢、選挙権年齢及び成年年齢の引下げの関係、純粋な国民投票運動の範囲、最低投票率の検討の必要性、政府の憲法解釈の変更と国民投票の関係等の問題が取り上げられました。

また、二回にわたり参考人より意見聴取も行いましたが、これらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比聰平幹事より反対、民主党・新緑風会を代表して藤末健三委員より賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より反対、みんなの党を代表して松田公太幹事より賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多

反対
賛成
一百四十一
一百二十八
十二
よつて、三件は承認することに決しました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔小坂憲次君登壇、拍手〕

○小坂憲次君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、憲法審査会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において、自由民主党、民主党政・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党、生活の党的七会派を代表し、船田元君外七名から提出されたものであります。

その内容は、現行法の附則第三条、第十二条及び第十二条に定められている、いわゆる三つの宿題に答えて、憲法改正の手続を整備しようとするものであります。

具体的には、国民投票の投票権年齢が現行法の

本則において満十八歳以上とされているところ、この法律の施行後四年を経過するまでの間、満二十年以上とし、この法律の施行後速やかに年齢満十八歳以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとのするものであります。また、公務員が行う国民投票運動について、純粋な勧誘行為及び意見表明に限り行うことができるものとする等の措置を講じようとするものであります。

法案は、第一に、現行法が義務付けたはずの選挙権年齢の十八歳への引下げを棚上げし、国民投票権年齢だけを確定するとしていますが、これ

官報(号外)

○議長(山崎正昭君) 次に、航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
一百四十
一百四十一
〇
反対

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

ほか、新藤総務大臣及び谷垣法務大臣の出席を求めて、慎重に審査を行いました。その質疑におきましては、投票権年齢、選挙権年齢及び成年年齢の引下げの関係、純粋な国民投票運動の範囲、最低投票率の検討の必要性、政府の憲法解釈の変更と国民投票の関係等の問題が取り上げられました。

また、二回にわたり参考人より意見聴取も行いましたが、これらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比聰平幹事より反対、民主党・新緑風会を代表して藤末健三委員より賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より反対、みんなの党を代表して松田公太幹事より賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多

数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。仁比聰平君。

〔仁比聰平君登壇、拍手〕

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、改憲手続法改正案に断固反対の討論を行います。

安倍総理が、何が何でも集団的自衛権の行使を容認しよう、事もあるうか解釈改憲の閣議決定をあと僅か一週間の今会期中に迫るなどという立憲主義破壊の暴走に、国民的怒りは日を追つことに広がっています。

は、七年前、当の発議者が、選挙権年齢を投票権年齢とともに引き下げるることは国民投票の大前提、最低限の条件と繰り返した答弁にも真っ向から反するものです。

中でも重大なのは、国民投票権年齢と選挙権年齢の一致を求める法律上のリンクを切り離し、選挙権年齢の十八歳への引下げについての法律上の期限をなくしてしまう点です。これでは、改憲案が発議されたとき、国民投票は行うのに、その改憲案を発議する国会議員は選べないことになる、それは不条理だという若者たちの声にどう答えるのですか。法的担保をなくせば、投票権年齢と選挙権年齢の不一致が長期間継続する事態も排除できません。

憲法審査会における幾人もの参考人から、憲法改正には政治的判断能力があるとされながら選挙権は認めないのは憲法十五条の参政権平等原則に反する、憲法九十六条に言う国民と十五条に言う国民は主権者として政治に参加する点で一致しており、両者の年齢は共に引き下げることが選挙権平等の当然の要請である、また両者の不一致は立法不作為であるなど、厳しい指摘がなされました。

我が党の質問に対し、発議者自身が、不一致が長い間放置されれば憲法上の問題になり得ることを認めているのであります。憲法違反の蓋然性ある法案をそのまま通していくはずがないではありませんか。

憲法は国民のものであります。憲法改正の決定権は国民一人一人とその総意にある、それが憲法九十六条の趣旨であります。どんなに法律の条文だけは整えて、憲法破壊を許さない国民的世論の逆行であります。七年前、国民投票運動は自由度で削除された、裁判官など特定公務員四職種への禁止規定の復活はその象徴です。

一般の公務員について、発議者は、純粹な国民投票運動は許されるが、政治的目的を伴つた行為は許されないとおっしゃいますが、その切り分けは極めて曖昧であり、憲法上許されない過度に広範な規制にはなりません。

公務員法による政治的行為の禁止は、極めて限定された制限例です。いわゆる堀越事件最高裁判決は、公務員の政治活動は、公務員の職務遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められない限り自由であるとしています。公職選挙法で禁じられる地位利用も、職権行使そのもの、又は職権を濫用して行われる場合に限られていま

す。公務員法や公選法で何ら問題とされないことが、改憲案の是非をめぐつて世論が沸騰する中行われる憲法改正国民投票運動においては許されないなど、あり得ないではありませんか。

さらには、本改正案発議に当たって、七年前の審議で調査検討が強く求められてきた最低投票率制度を検討さえしていないなど、参議院附帯決議を一顧だにしていないことも明らかになりました。

改憲手続法の根本的欠陥という背理を重ねて、とにかく動かせるようにしたと強弁し、さらに罰則や組織による国民投票運動の規制を検討するとしていますが、それは公務員や教員者の運動を規制することによって、広く主権者育者の運動を規制することになります。

憲法は国民のものであります。憲法改正の決定権は国民一人一人とその総意にある、それが憲法九十六条の趣旨であります。どんなに法律の条文だけは整えて、憲法破壊を許さない国民的世論の逆行であります。七年前、国民投票運動は自由度で削除された、裁判官など特定公務員四職種への禁止規定の復活はその象徴です。

一般の公務員について、発議者は、純粹な国民投票運動は許されるが、政治的目的を伴つた行為は許されないとおっしゃいますが、その切り分けは極めて曖昧であり、憲法上許されない過度に広範な規制にはなりません。

○白眞勲君登壇、拍手

○議長(山崎正昭君) 白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改定する法律案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本改正案は、現行の国民投票法の附則が定められた議題を解決して、国民投票が法制上可能になるよう環境を整備しようとするものであります。

民主党は、三つの宿題の解決に向けて、ほかの与野党八党とも精力的に協議を重ねて、本改正案の共同提出となりました。しかし、その内容を見ると、本改正案が成立したとしても、まだまだ検討すべき事項が残されていることも事実であります。

第一に、国民投票運動において公務員の純粋な勧誘行為と意見表明ができることが規定されました。これは、全体の奉仕者である公務員についても一市民としての政治活動は原則自由であるべきと考える民主党として、意義のあるものと考えます。

しかし、本法律の附則においては、規制の在り方について検討を加えることとなっています。当初の与党案は組織的に行われる勧誘運動等を規制しようとするものであります。しかし、本法律の附則においては、規制の在り方について検討を加えることとなっています。当初の与党案は組織的に行われる勧誘運動等を規制しようとするものであります。

において本則から外れたものと承知しております。しかし、そもそも必要最小限度を超える規制は憲法違反であります。本改正案の審議において、参考人から、過度な規制に対し反対する意見が示されております。我が党としては、こうした規制には反対であり、憲法違反を認めるることはできません。

号外 報官

第三に、一般国民投票の拡大について更に検討を加えることが法制化されることとも、憲法審査会において定期的に議論することが合意されたことも我が国の民主主義の発展に資するものと言えます。しかし、この点においては、現行法の規定と比べて大幅に進歩したとは言い難く、さらに参考人からは消極的な意見が出るなど、今後十分な議論が必要です。

三つの宿題以外にも、最低投票率の問題等、与野党協議や衆議院の審議においてほとんど議論されていない、検討すべき重要課題も残っております。

現行の国民投票法が成立した際には特別委員会で十八項目の附帯決議が付きましたが、そのほとんどは未決着であるところ、今回の改正案においては、前回を上回る二十項目の附帯決議が付きました。こうした点からも、本改正案をもつて国民投票に関する全ての問題が解決したとは言えない状況であることがよく分かります。

しかも、今般、國民主権を徹底する国民投票の環境整備という与野党を超えた努力、すなわち、この法案を多くの委員の皆様と延べ十七時間以上も審議して、最終的に審査会採決をしたにもかかわらず、これとは真っ向から相対する民主主義を否定するような行為が安倍内閣によって行われて

いるという、極めてゆゆしき政治状況にあります。言うまでもなく、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更であります。今の政権は、憲法改正をせずとも、この憲法の根本理念の平和主義を解釈によって変更しようとしております。何のために国民投票なんですか。

先ほどの会長報告にもあつたように、審査会に

おける審議においては、国民投票と解釈改憲の関係について多くの疑惑が提示されました。

五月二十六日に参考人として招致した小林節慶

應義塾大学名誉教授は、政府・与党が行おうとしている解釈改憲に対して、こう答弁されました。

ここからは議事録を読みますけれども、「国民の持ち物の憲法を国民の持ち物によって管理されるべき権力者がひょいと取り上げて、これが憲法だ、おまえたちに下げ渡す、これって持ち主が逆転しちゃっているじゃないですか。だから、それを泥棒だと言ったんだ、別の表現としてはハイジャックと言つたんですけども、その思いは変わりありません」と。

つまり、これまで長年にわたる議論の積み重ねによって確立した政府解釈を、一内閣の判断で変更し、集団的自衛権行使を認めようとする政

府・与党の動きは、まさに立憲主義に反する、憲法を憲法でなくす行為であるとの強い非難であります。

この現憲法下において解釈によつて集団的自衛権を容認することについて、安倍総理は私の懇談会であるいわゆる安保法制懇という組織を立ち上げました。政府はこの組織について、公平にバランスの取れた入選をしたとしておりますが、どこ

がですか。そもそも、当事者の北岡座長代理でさ

る。言うまでもなく、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更であります。今の政権は、憲法改正をせずとも、この憲法の根本理念の平和主義を解釈によって変更しようとしております。何のために国民投票なんですか。

さるに、この報告書が出た五月十五日の三十四分後には、たつた二十分間のNSC四大臣会合。そして、夕方には例の米艦に日本人を乗せた船をパネルにして記者会見。あのう、この二時間もたつない間にいつパネルを作つたのですか。私もパネルを作つたことはありますが、とてもじゃないけどできません。それに、五月十六日産経新聞によりますと、そのパネルも、当初の官僚が用意したパネルではなくて、子供や孫に関わりがあることが分かるパネルを作れと再作成を指示したとの報道。どう考えたつて前もつて準備していた出来レースとしか思えないじやありませんか。

さらに、公明党とのその後の協議についても、国民には一切説明しようとせず、衆議院議員会館の地下の一室において与党協議をしつつ、最終的にはこの国会で閣議決定しようとしているではありませんか。とんでもない暴挙であります。

この集団的自衛権についても、安倍内閣は、限定期にだつたら、あるいは必要最小限なら認めてもいいのではないかとのことです。要は、ちょっとだけ、ちょっとだけならないじやないがちょっとだけに収まらないのは、ここにいる皆さんもよく御存じのはずです。

そもそも、法制局長官は、限定的集団自衛権といふ概念はあるのかという私の問い合わせに対し、既に

え、首相の私的懇談会だから正統性なんかそもそもあるわけがないと本人がおつしやつているじゃありませんか。自分の仲間だけ集めて、結論ありきで導き出し、表向きの公式協議は七回と言いつつ、実は何と裏で非公式も八回もやつていることがあります。あんまり好きではこの問題は済まさないのですが。

この国の形を決める大切な憲法をないがしろにしないでもらいたい。どうしても集団的自衛権を行使したいのなら、しつかりと憲法改正の手続を行なうべきではないか。そのための国民投票なんですよ。

昨日、驚くべきニュースが飛び込んでまいりました。政府の飯島参与がワシントンでの講演で、政教分離原則に関して從来の政府見解が変更されるとの可能性に言及したとのことです。

皆さんも御存じのように、政教分離の解釈については、宗教団体が政治的活動をすることを排除している趣旨ではないとした上で、憲法が規制対象としているのは国家権力の側で、国家権力がある特定の宗教を擁護したり国民に強制するようなことを禁じているのが政教分離原則だとしているのです。

つまり、時の政権が思うがまま、今までの憲法解釈を恣意的にいつでも変えるんだぞという表現を使い出すこと自体、極めて危険な発想なんです。そうだとすると、今後、時の政権の都合でほのかの条文解釈たつて自由に変えられたら、政権が気に食わない国民に対してはいつでも弾圧を加えることができる、こんな解釈もでき得るということがじやありませんか。

今、まさに憲法の空洞化、議会制民主主義の危

機に瀕しています。参議院の皆さん、良識の府としての参議院の矜持を持つとうじやありませんか。戦争をするのであれば議員など要らないのです。私たちは、周辺の状況がどうであれ、平和を維持すること、そのために知恵を出すことが我々政治家の務めではありませんか。まさに憲法九条がノーベル平和賞の申込みをノーベル委員会から受理されているわけでございます。こんな喜ばしいことはない。

私が大事にしている言葉に、危険を冒してまで武装するよりも、むしろ平和のために危険を冒すべきであるというのがあります。平和はつとん人類生存の問題であり、安全とは他者と共に生きるという自覚の上に成り立つものであります。

場内の参議院議員の皆さん、これから、現行憲法の basic 理念を具現化し、眞の立憲主義を確立す

べく、国民とともに憲法対話を進めていこうじゃありませんか。そして、戦後、一人も他国の兵士を殺していないこの日本が、世界の平和に貢献で

きることを無数に持っている、そのことを自覚を持つて、その知恵とともにいこうではありませんか。

この決意を改めて申し上げ、私の賛成討論とい

たします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 松田公太君。

(松田公太君登壇、拍手)

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

みんなの党を代表して、日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律案、国民投票法改正案に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今年一月、安倍総理の施政方針演説に対する代

表質問で、私は、国民投票法の改正を実現するとの必要性を訴え、特に二つの点について強調をさせていただきました。

まず一つが、これから日本を担う若者の意見をより国政に反映させるため、選挙権も国民投票権と合わせて十八歳以上にするべきだという点です。

現在、日本は、千兆円を超える借金、年金、医療、介護など、三十年後、五十年後には今より更深に深刻になるのが明白な問題を数多く抱えています。これらの問題は、まさにその時代の中心となっている現在の若者たちと一緒に考え、決めていかなければなりません。

十八歳ではまだ若過ぎるという議論もよく聞かれますが、それでは、二十歳は十分に政治のことを探理解しているのか、二十五歳はどうなのかといふ話になってしまいます。私は、高校生百人掛けの国会議員というイベントに何度か参加をさせていただいているが、十六歳になつたばかりの高校生が、政治について大変詳しく、様々なテーマで立派に話し合っている姿を何度も拝見させていただいております。大切なのは、一定の年齢に達したかどうかよりも、有権者としての意識が備わっているかどうかです。

そのため、政治参加教育が極めて重要になります。私は、今回の改正で十八歳以上に投票権が認められるということをきっかけに、政治参加のための実践的な教育を充実させるべきだと考えておりります。

例えば、中学、高校での模擬投票。実際の国選挙のときに、各党の公約や政策集を読んで、みんなで議論し、最終的には自分で判断して投票する、そしてそれを本物の投票結果と比べてみる。

このようなシミュレーションを通じて、選挙が、そして政治が身近なものとなり、政治への関心の高まりと投票への動機付けが生まれます。このような教育はほとんどの先進民主主義国家で実施されており、中には小学校から行っている国もあります。日本でも早い段階から政治参加教育を行なうことが大切です。

また、インターネット選挙運動も解禁となりましたが、若者の政治参加を促す上では、更にネットの力を活用すべきだと思います。みんなの党が以前法案の一つとして提出し、インターネット選挙運動解禁法の附帯決議にも入れていただきましましたネット投票を実現することができれば、政策重視の投票行動につながっていくと考えております。

日本は他国と比較して、政治について家庭内や友人同士で語ったり議論したりする機会が少ないと言われますが、学校やネットでの教育が進むことによって、政治を積極的に話題にする文化が醸成されることも期待できます。そうなれば、世界の趨勢と同じく十八歳に選挙権を与えて、未熟だ、意識レベルが低いといった批判はされなくなります。

もう一つが、国民投票の対象を憲法改正以外にも広げるべきだという点です。

海外に目を向けてみると、様々な国で憲法改正以外の国民投票が数多く実施されています。例えば、同性婚の可否、国歌の選択、終身刑の廃止、年金制度、ユーロの導入、そして原発の開発等々です。このような国民投票を行っている国では、政治に対する関心が非常に高くなっています。しかし、残念ながら、日本では国民の政治への意識は薄れる一方です。NHKの世論調査で

も、政治に関心があるという回答は毎年減つてしまい、選挙の投票率が減少傾向であることからもそれは明らかです。このような状況は、国民にとって政治が遠いものになってしまって、自分たちの力では何も変えられないし、意思決定にも参加できないと諦めさせてしまっているのが最大の要因です。

みんなの党は、こうした現状を打破して国民の手に政治を奪還するため、国家の道筋を決める重大な案件については国民投票を実施し、国民とともに決めていくべきだと考えております。それを具現化するために、原発国民投票法案や国民投票型の首相公選制法案などを議員立法し、参議院で提出してきました。

原発国民投票法案は、原発政策の方向性を確認するためのものです。福島原発事故により、原発政策の見直しが喫緊の課題であるとともに、国民の重大な関心事となつている中では、継続の可否を直接国民に問う必要があると考へています。実施に当たっては、原発を停止した場合に、燃料費の高騰などで一時的に電気料金が高止まりしてもうかもしないことなど、デメリットについても正確な情報を提示し、しっかりと考へてもらつた上で投票していただく必要があります。国民がそれでもよいと原発から離れることを選んだのであれば、政府はそれを最大限尊重して、基本エネルギー計画や再生可能エネルギー増加策を講じるというものです。

また、みんなの党は、今週月曜日、新党改革とともに、原発国有化の法案を参議院に提出しましたが、これは、被害者救済の促進、国の汚染水と廃炉の引受け、経営者、株主、金融機関の応分負担、東電社員のモチベーション向上、そして所有

権分離の実現等を目的としたものであり、重大事故を起こした電力会社の原発と送電網を一時国有化するとしています。本来ならば、我々が提出したこの原発国有化法案も国民の意見を投票で聞いた上で進めていくのが理想です。

首相公選制は、内閣総理大臣が安定的な政治的指導力を發揮するためのものです。小泉首相が辞められた後の自民党政権下では、安倍首相、福田首相、麻生首相と、総選挙も終らずに毎年のように総理大臣が替わり、そして政権交代後の民主党政権でも、鳩山首相の後に菅首相、野田首相と、目まぐるしく替わってしまいました。十年で七人も首相が替わってしまうことが起つてしまつたのです。

国民は自分たちのトップを勝手に決められたという意識になつてしまい、フォロワーシップも低くなってしまいます。現に、御祝儀相場の後は軒並み支持率は下がり、非常に不安定な政権運営をされていました。もちろん、その間は国際社会からの信頼も得られなかつたわけです。そのような状況を考えると、やはり首相公選制を導入することは必要だと考えております。

この制度については、提唱者の中曾根首相や首相公選制の懇談会を立ち上げた小泉首相など、積極的であった自民党総裁もいました。しかし、そなの方々が長期政権となると、なぜか話が立ち消えになってしまいます。むしろ、安定的な政権の下で、将来に不安定な状況をつくらないためにそのような改革を推し進めるべきだと思います。現政権にも是非前向きに検討していただきたいと思つております。

また、みんなの党の基本政策の一つ、地域主権

型道州制については、憲法改正なしで実現する方策もありますが、本質的な改革のためにはやはり憲法改正が必要だと考えております。また、仮に憲法を改正せずに進める場合は国民投票を行なうべきです。地域主権型道州制の導入は国の基盤となる

プラットフォームを変えるものであり、直接国民の信を問う必要があるからです。

さて、今回の国民投票法を導入するに当たって、そのほかにも考え、明確にしなくてはいけないことが幾つかあります。例えば、公務員等の国民投票運動に関する規制や国会法六十八条の三は

果たして憲法全体を自主憲法として変えることを認めているのかなどといった部分です。投票に当たつて、公務員に不当な地位利用があると公正性が失われ公務の信頼も失いかねません。

国民投票は、国民にとつて非常に重要な政策を決めるものであり、また実施に八百五十億円以上も掛かることが見込まれることから、やり直しは容易ではありません。そのような観点からも、事前に不正を発生させない仕組みが必要です。

このように、散見される課題を解決するまでは、七年前からの宿題はまだ一〇〇%完成していないと言えるでしょう。

今回の改正は、あくまでも国民投票のスタートラインに立つためのファーストステップだと認識します。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
投票開始

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
投票終了

投票総数
賛成
反対
一百四十四
二百二十四
十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔野村哲郎君登壇、拍手〕

○野村哲郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る交付基準の変更等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則に、政府は、本法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われました。

次に、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、島根県において地方公聴会及び現地調査を実施したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行いました。

○議長(山崎正昭君) 日程第六 農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(山崎正昭君) 日程第七 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長野村哲郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

おける新しい農業・農村政策の位置付け、扱い手

の規模要件撤廃が農地集約に及ぼす影響、農業における扱い手の確保策、米の直接支払交付金を廃止する理由、生産調整の見直しが米の過剰や不足を招く可能性、多面的機能支払交付金の単価設定の妥当性、日本型直接支払に係る手続簡素化の必要性、中山間地域における総合的な地域政策の必要性等であります。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して徳永エリ委員より両法律案に反対、みんなの党を代表して山田太郎委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して紙智子理事より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

○議長(山崎正昭君) 討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○小川勝也君 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。小川勝也君。

〔小川勝也君登壇 拍手〕

○小川勝也君 私は、民主党・新緑風会を代表して、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案の両案に反対の立場から討論を行います。

信なれば立たず、これは論語に出てくる孔子の有名な言葉であります。弟子の子貢が政治の要諦について尋ねたところ、孔子は、食料を十分に

し、軍備を十分にして、人民には信頼を持たせることがあります。このように、政治は国のことであると答えました。このように、政治は国を拙速に進めれば、将来の世代に大きな禍根を残すことにもなりかねません。政府に求められてることは、我が国の地域社会、特に農村集落の現状をきちんと直視するとともに、必要な政策を立て、早急に実行することです。

さて、現在の農政は農業者の信頼を得ているようになりました。農業經營に重大な影響を及ぼしかねないTPP交渉について、政府は具体的な中身を全く明らかにしておりません。規制改革会議が提言した農業協同組合や農業委員会制度の見直しは実に唐突で、現場の農業関係者や専門家の意見を聞いたとはとても思えません。これらの政府の施策や姿勢、これをめぐる報道などにより、現場の農業者の中では将来に対する不安が広がっています。

政府は、新しい農業・農村政策を進めるとして、昨年秋の臨時国会に農地中間管理機関連法案を、また、今国会に議題となつてある両法律案を提出いたしました。農地中間管理機構の創設や規制改革会議の農業改革に関する提言からは、現政権の農業政策には、企業の農業参入を促進しようとする姿勢が目立ちます。

私は、企業の参入を頭から否定するものではありませんが、まず、地域農業を支える扱い手や若い農業者を確保し、農村集落を維持、活性化していく必要がありますが、まずは、地域農業を支える扱い手や若い農業者を確保する必要があります。地域において、農村集落維持について懸念があることは、地方の激しい人口減少が深刻な状況にあることが明らかにされました。二〇四〇年までに地方自治体の半分が消滅する可能性があります。多くの地域において、農村集落維持について懸念があり、人口減少が深刻な中山間地域では、集落消滅のおそれがあります。

政府が取り組もうとしている扱い手への農地集積を進めていけば、集落において何とか農地を維持することはできるでしょう。しかし、農地集積が行き過ぎ、引き継ぐ農地がなくなれば、農村を離れた息子や娘たちが定年を迎えて、Uターンして地域に戻ることはなくなります。結果としてはありません。

また、企業参入を重視する官邸と与党や農林水産省との間では、農業改革についての理念や思いがどこまで共有されているのかも甚だ疑問であります。このまま農協や農業委員会の見直しの議論を拙速に進めれば、将来の世代に大きな禍根を残すことにもなりかねません。政府に求められては、特に中山間地域での農業は、その防止を図る上で重要な役割を果たしております。中山間地域の農業を維持するためには、直接支払によって農家の所得を補填する施策が必要です。

私ども民主党が導入した戸別所得補償制度は、現場の農業者から、農業經營の安定に資するものであるとして高い評価をいただきました。米の生産コスト割れを補填する交付金は、扱い手の農業投資や経営規模の拡大を促進しました。

自由民主党からは、全ての販売農家を対象とすることは構造改革に逆行するとの批判をいただきましたが、主業農家の経営安定に多大な効果を發揮したことにより、緩やかな構造改革を促す効果があつたのです。

しかしながら、政府の新農政では、戸別所得補償制度の効果を十分に検証することなく、米の直接支払交付金を平成二十六年産から半減し、四年後の三十年産において廃止することとしました。

米の直接支払交付金が半減、廃止される結果、主業農家の所得が大幅に減少し、設備投資に係る債務の返済に影響を生じさせるなど、経営の継続に重大な支障を及ぼしかねない状況となつています。

農業を継続できる所得を確保する上で、問題があります。また、政府が創設しようとして、法案の中に盛り込まれた日本型直接支払制度は、活動組織への交付金交付が基本であり、個人の所得確保を支援する視点が欠けています。

政府は、米の直接支払交付金を半減、廃止する代わりに、主食用米から飼料用米への転作を誘導するとともに、飼料用米作付けに手厚い補助を行ない、農家の所得確保を図ろうとしています。

しかし、飼料用米については、耕種農家と畜産農家とのマッチング、飼料用米専用品種の不足、配合飼料工場の偏在、流通体制の未整備など、多くの課題があります。飼料用米の需要先確保についても現状は全く不十分です。飼料用米生産を進めようとしたことは、生産現場に混乱をもたらしております。

以上、両法律案とその基になった政府の新しい農業・農村政策に対し、反対する理由を述べてまいりました。

政府が進めようとしている新農政は、米農家の所得減少をもたらすこと、拙速な飼料用米推進が生産現場に混乱を招いたこと、中山間地域の集落崩壊に対する歯止めが何ら措置されていないことを改めて指摘しておきます。

私は、戸別所得補償制度だけで我が国農業の抱える問題を全て解決できるとは考えていません。また、攻めの農業や農産物の輸出促進の意義を否定するものではありません。地域ごとに多様な農業があつてよいと思っています。

しかし、我が国において、国土保全の上で農業が重要な役割を果たしていることは忘れてはなりません。そこで農業者が安心して営農を続けるとともに、農村集落を維持することができるよう、ヨーロッパの直接支払制度を参考に、新たな直接支払を模索することが今何よりも必要であることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

官外(号)

る作物の販路拡大、消費拡大対策にはほとんど手付かずの状態であります。

二〇一二年の農業総生産額は八・五兆円、この二十年間で二割減少しています。酪農、畜産、果樹、野菜、これは経営改革、生産性向上策が現場の一部を改正する法律案並びに農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案に対し、反対の立場から討論させていただきます。

○山田太郎君

(山田太郎君登壇、拍手)

私は、みんなの党を代表し、農業の担い手に対

する経営安定のための交付金の交付に関する法律

の一部を改正する法律案並びに農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案に対し、反対の立場から討論させていただきます。

私は、みんなの党のアジェンダが掲げる農業政

策の基本は、米の減反政策を廃止し、特定の農産

物に補助金を出す政策誘導型の補助金方式は見直

す、また、農業政策の目的を、自給率向上から國

民一人当たりの国内農産物生産の量と質の向上に

転換し、耕作地の拡大と単収の向上による生産量

増大と高付加価値化を図っていくというものであ

ります。

さらには、世界標準の合理的な経済政策を進

め、日本が通商ルールの標準づくりを主導するこ

とによって、中国を始めとする諸外国に対して優

位に通商交渉を進め、日本が投資・貿易立国とし

て地位を再興するというものであります。

このみんなの党のアジェンダに従つて、今回の

政府提出二法案を審査、検討いたしましたが、数

多くの問題が明らかになつております。

まず、総論的に申し上げれば、政府提出の両法

案は、自給率向上という政策目標を持つた法案で

はありますが、政府は今年度中に自給率目標の水

準や内容を再検討する予定であり、そもそも法案

提出の前提が揺らいでおります。また、政府は、

減反政策を廃止したと言ひながら、米の高価格維持のために生産数量目標を維持する事実上の減反

政策の継続、しかも、飼料用米など食用米に代わ

る作物の販路拡大、消費拡大対策にはほとんど手

付かずの状態であります。

これまで主食米を作る農家が飼料用米や米粉

など単価の安い米を作るよう言われる政策は、

果たして、農家の現場のプライドを持っておいし

い主食米を作り続けてきたこの人たちに対し、そ

してその担い手に対し、新しい未来を予感させる

ものなかどうか、甚だ疑問が残るものであります。

今回の政府提出二法案で様々な交付金を農家に

支給しても、農業の構造改革には全く寄与せず、

まさに砂漠に水をまくような、大切な税金が消え

ていくことになると思います。

次に、各法案の問題点を各論的に申し上げます。

まず、担い手法案につきましては、現行の予算措置として行われている特定農産物に補助金を交付する政策誘導型の交付金を、小規模耕作地を温存し、かつWTOルールに逆行する方向に見直そうとするものであり、こうした政策転換は到底受け入れられません。

そして、平成二十四年度に我が国が最も貿易歪曲的な国内助成策としてWTOに通報した補助金の総額は六千八十九億円でございますが、政府側に、どんな補助金をこの通報、すなわちWTOルールにそぐわない補助金として自己申告したのか、このことを質問したところ、それは明らかにできません。

驚くべきことに、政府は、国会が審議中の法案と国際約束の整合性を判断するために請求したごく基本的な情報開示すら、特定秘密でもないのにかかるらず応じてもらえない。憲法九十八條は、我が国が締結した条約は、これを誠実に遵守する規定しておりますが、この憲法の趣旨をないがしろにするような政府の行為は許されるものではないと考えています。

次に、多面的機能法案について、そもそも農業

(号外)

の多面的機能の発揮という政策目標が全く不明確であり、政府側に度重なる質疑を続けてきましたが、最後まで明らかになりませんでした。

政府側は、農業の多面的機能は八兆円もあるのだから、それが八百億円で維持できるのであれば安いものだというような趣旨の説明を重ねておりますが、それならば、政府自らが森林の多面的機能は七十兆円あると試算しているわけですから、八兆円の多面的機能の維持より七十兆円の維持のために予算を使つた方が合理的だと考えます。

また、多面的機能法案による交付金は日本の全耕地面積の七割を交付対象にすると聞いています。が、全耕地面積の三割が担い手が自分で水路や農道管理ができる農地であつて、あと七割の耕地は担い手が自分で水路や農道管理ができない農地だということです。こんな不思議なことがあっていいのでしょうか。担い手というのは、自分で農業生産を行える自立した農家という定義ではなかつたのでしようか。

そして、多面的法案では、大きな政策的な矛盾も明らかになつています。水路の泥上げや草刈りなどの手入れは、基幹的な農業用水路、すなわち、大きな水路では近隣の受水農家から集めた賦課金で業者に委託して行われるにもかかわらず、末端の小さな水路では、水路の泥上げや草刈りなどの手入れを周りの住民が行うとこの法案による交付金がもらえるというものです。大きな水路の方が農業や耕地維持のためには重要で、お金もかかるし作業も大変なのに、その費用は自分で負担する、小さな水路の簡単な作業をすれば、逆に周囲の人たちがお金をもらえるというものなんですね。これもおかしな話ですが、政府からはこれ以

上の詳しい説明はいただけませんでした。

もしこのよつた助成制度をつくるなら、担い手支援のために農作物を作つている農作業そのものに對して、そして農地を守る担い手に對して直接支払われるべきものだと思つています。つまり、多面的機能法案は、担い手の規模拡大や生産性の向上に貢献するものなのかどうか大変疑わしいもの

であり、予算が余つたからばらまくんだという政治的な疑惑が見え隠れする、農業政策本来の道からは外れた法案ではないかと考えています。

このように、今回の政府提出の二法案は、問題が山積の法案です。信念を持つて反対させていた

だけたいと思います。

では、どうしてこのような日本の農業の近代化に逆行するような法案を政府は提出するのでしょうか。きっと、農水省の官僚の皆さんは、もつと政策的な合理性のある筋の通つた法案を立案したかったに違いありません。それがかなわないそのまま答えは、農協とそれに群がる族議員の存在という

時代錯誤的な構造的な問題があると考えます。

現在の全中を司令塔にしたピラミッド型の農協組織と農協マネーの流れをシャットアウトしなければ、どんな農業政策や法案、予算でも農協や族議員の都合が良いようにゆがめられ、政府の都合でころころ政策が変わる猫の目農政が続き、その

おかげで農業生産を行える自立した農家といつたのでありました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 紙智子君。

〔紙智子君登壇 拍手〕

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案に反対の討論を行います。

安倍政権は、二〇一三年に日本再興戦略を開議決定し、TPP参加を前提に農業の競争力強化、大規模化や企業参入の加速化等を推進することを決めました。今後十年間で全農地面積の八割を担い手に利用させ、米の生産コストを四割に削減し、法人経営体を五万法人にするための大膽な構

この問題に対してもある講演会の中で、全中は政治運動をやめた方がいい、国民の目にどう映つていいか、まずいと思うとおっしゃつたようですが、私も全中からはお金をもらわぬ方がいいと思いつつ、こうした農協と族議員の構造問題に果敢に切り込んでこそ、農業の明るい未来が見えてくるのです。

○議長(山崎正昭君) 山田君、時間が超過しております。簡単に願います。

○山田太郎君(続) その点、政府の規制改革会議が公表した全中の廃止や全農株式会社化といった農協改革案は大いに評価されるものであります。是非、与党の皆さんは、改革をすると選挙に勝てないと言う前に、国民のために落ち着いて考えていただきたいと思います。

○議長(山崎正昭君) 山田君、簡単に願います。

○山田太郎君(続) 私の反対討論をこれで終わりにしたいと思います。

○議長(山崎正昭君) 山田君、簡単に願います。

○議長(山崎正昭君) 私の反対討論をこれで終わりにしたいと思いました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 紙智子君。

〔紙智子君登壇 拍手〕

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案に反対の討論を行います。

安倍政権は、二〇一三年に日本再興戦略を開議決定し、TPP参加を前提に農業の競争力強化、大規模化や企業参入の加速化等を推進することを決めました。今後十年間で全農地面積の八割を担い手に利用させ、米の生産コストを四割に削減し、法人経営体を五万法人にするための大膽な構

造改革を行うとしています。両法律案はその方向を推し進めるもので、多面的な家族農業と集落經營を一層困難に追い込むと言わざるを得ず、認めるとはできません。

担い手経営安定のための交付金交付に関する法律案は、交付金の対象者を、全ての販売農家から、認定農業者・集落營農、認定就農者だけに絞り込むものです。これにより対象農家は八万三千八百四十八戸から三万八千五百三十三戸へと半分以下になります。簡単に願います。

○議長(山崎正昭君) 全中は、農業の多面的機能の発揮の促進に関する法律案と、農業の多面的機能の発揮の促進に関する法律案と一体に農業の構造改革を推進することを認めるることはできません。また、交付額を面積払いから数量払いに変えれば、中山間地域などの条件不利の農家は、交付額が削減され農業経営に大きな打撃となるものです。

多面的機能促進法案は、担い手の営農負担を減らすために水路や農道等の管理などを地域住民に求めることです。担い手への農地の集積、規模拡大を図り、担い手経営安定法案と一体に農業の構造改革を推進することを認めるることはできません。また、農地を担い手に売却した農家の失業対策事業になりかねません。本来の多面的機能の趣旨をゆがめ、地域に格差を生むことになりかねないものです。

農業者が求めているのは、農業を支えてきた集落の社会的つながり、コミュニティを維持することであることが参考人質疑で明らかになりました。農業の生産活動が縮小すれば、耕作放棄地や鳥獣被害、廃棄物が増え、災害発生にもつながります。生産活動と切り離した支援では多面的機能を発揮できないのは明らかです。

岩盤に穴を空けないと称する安倍農政改革は、規制改革会議と産業競争力会議をよりどころに、生産調整の廃止、全国農協中央会の廃止、全農の株式会社化、農業委員会の公選制廃止など、農政全般に及んでいます。

農業委員会委員の公選制を廃止することは、市町村長の任命で農業委員を少数にするもので、農民の代表機関、農民の議会という基本的な性格を奪い、行政の下請機関に変質させるものです。農協については、全農を株式会社化し、准組合員の事業利用を制限するなど、多くの問題点を含んでいます。いずれも家族農業とその共同を中心とした戦後の農政の在り方を根本から覆すものです。これらは、安倍総理の言う、世界で企業が一番活躍しやすい国づくりの農業版であり、この間、関係者から厳しい意見が相次いでおります。政府は、この間の質疑で、農業関係者から廃止の要望が一切出ていないと認めましたが、現場の声を聞かず押し付けるやり方は、まさにファッショ的とも言えるもので容認できません。

今年は国連が定めた国際家族農業年です。国連は、飢餓や貧困、環境問題の解決には多数の家族農業の存在が欠かせないとして、世界各国に正当事解を求めましたが、総理は答弁に立ちませんでした。政府が眞面目に取り組んでいるとは思えません。家族農業は食料の安定供給や農地の多面的機能の維持にとって欠かせません。扱い手不足、耕作放棄地が増大する日本でこそ実践されるべきです。家族農業を支えるためには、農業者の協同組合の重要性は増しています。農協や農業委員会、農地制度の基本は将来に引き継いでいくべきです。

(号外)

とです。我が党は、農業を国の基幹産業に位置付け、食料自給率向上を柱に据え、適切な国境措置や価格保障、所得補償の実現などによる総合的な農業再生プランを示していますが、その実現のために、農協や農業委員会など、共同を広げ、安倍政権による農業漬しを阻止するために全力を尽くす決意を述べ、反対討論といたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

長丸山和也君。
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸山和也君登壇、拍手〕
○丸山和也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する等の必要な見直しを行おうとするものであります。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
賛成
反対
二百三十九
百四十三
九十六
よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

委員会における主な質疑の内容は、教育委員会制度の抜本的改革の必要性、教育委員会活性化に向けた取組、大綱と地方教育振興基本計画の関係、総合教育会議において首長と教育委員会の調整が付かない場合の対応、学校運営協議会の普及に向けた方策等であります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

私は、会派を代表して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

○大島九州男君 民主党の大島九州男でござります。

私は、会派を代表して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

地方教育行政に関する現行制度の趣旨は、教育の政治的中立性の確保、安定した継続性の確保等にあります。それは、教育への不当支配、介入を禁止し、自主性、自律性という教育の本質的要請に応え、ひいては憲法の保障する子供の教育を受ける権利、学習権、成長発達権等の基本的人権の十分な保障を確保するために戦後創設された制度、枠組みであることは、皆さんも御承知のことと思います。

その理念を、戦後レジームからの脱却との掛け声の下、地方自治体の首長の権限を強め、國の地方教育行政への関与権限を強めようとする法律に改めようとするその考え方は、決して容認できるものではありません。

今回の改正案には、三つの大きな危惧される問題があります。

一つ目は、教育長と教育委員長を統合して新教育長として、首長が議会の同意を得て任命、罷免するものとし、任期を三年としていることです。

一見新しい制度のように見えるこの改正は、下村大臣も、今までの教育長は教育委員の中から選ぶということになっていますが、実態的には、事実上、首長が教育長を任命していたという部分があり、多くの自治体でも一般的にそうだったのではないかと思いますと、こういう答弁をされています。

この改正は、いじめ自殺問題等、重大事件が起つたときに、本来実質的に教育長を任命した首長の責任が議論されることなく、教育委員会とその責任の所在を曖昧にしてきた点を明快にさせる意味においては、一定の効果が見込めるることは否定するものではありませんが、教育における中立

性、継続性、安定性の確保が脅かされ、政治家個人の思いによる極端な教育が行われていくことを危惧することあります。

二つ目は、首長が主宰する総合教育会議の設置を義務付け、大綱的な方針を決定することになつて、継続性、安定性の確保が脅かされ、政治家個人の思いによる極端な教育が行われていくことを危惧することあります。

三つ目は、新法第五十条に、文部科学大臣は、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合等、当該違反を是正し、又は當該犯る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができるとなつています。まさに、このことは、自治事務に対する國の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を脅かすおそれを感じさせます。

以上、反対の理由を述べさせていただきましたが、この改正案を国家国民のための改正案にするためには、教育現場の声をしっかりと反映する法律の運用を行うことが何よりも大切です。

そこで、昨日、委員会で安倍総理に確認をさせていただいたことは、首長が任命する新教育長の執行する教育委員会の責任については、第一義的にも大きな責任があること。

総合教育会議の構成員は、首長と教育委員会のメンバーとされていますが、下村大臣は、総合教育会議には地域の有識者、有識者の中には地域運

営協議会や学校支援地域本部に關わる方々が積極的に関わっていただくことはその地域における教育力をアップしていく大切な要素と答弁され、安倍総理も同じ認識という確認をさせていただきました。

首長が積極的に学校運営協議会や学校支援地域本部に關わる人たちを総合教育会議のメンバーとして、地域一体となつて大綱を定める努力を行うことと、教育の中立性、継続性、安定性を確保し、レーマンコントロールの趣旨が守られる運営になることから、総合教育会議を主宰する首長にはそのことを実践していただく指導を文部科学省には強く求めたいと思います。

このように、地域の声を反映する総合教育会議から生まれる大綱は、必ず地域の住民と学校の先生と一緒に育つ人材は、この日本を支える多様な人材に育つていくことと確信します。

結びに、昨日、委員会で総理に質問させていただいた内容について述べさせていただきます。

「名にかへてこのみいくさの正しさを来世まで語り残さむ」、この歌は、岸元首相が郷里の山口県から離れる際に旧制一高の恩師から自決を促される短歌を受け取ったときに返した歌と言われております。

私は、この通説とは違う解釈をさせていただい

ておりません。それはなぜかというと、学校の先生の集会に参加をさせていただくと、教え子を再び戦場に送るなどのスローガンが必ずあります。これは、戦前、戦中に自分の意思に反して戦争で命を落とすこといとわない教育を時の政府から押し付けられ、その教育を実践してしまったさんの

あると説かれています。中道とは決して単純な意味の真ん中を指すのではなく、真理に即した、流動的な正しさに即した生き方こそが中道と言われています。

世の中は複雑であり、人間も千差万別です。生まれ育つた環境が違えば考え方や文化も違ってしまいます。子供たちにも多様な個性があります。その子供たちを育む教育は、その多様な個性、多様な意見に配慮しながら、バランスの取れた人格が形成され、すなわち真理に合った道を進んでいくものだと思います。

これから的地方教育行政も、時代の流れに流动的に対応した正しい道に向かうため、地域住民、学校現場に関わる皆さんの声をしつかり受け止めた、真に子供たちのための地方教育行政の道を歩んでいくことを願い、安倍総理には、岸元首相の思いを深く推し量つて、国民の立場に立つた内閣を運営していただきことをお願ひし、討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 柴田巧君。

〔柴田巧君登壇、拍手〕
○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をいたします。

安倍内閣においては、教育再生を経済再生と並ぶ重要政策の一つとして掲げています。そして、総理自らも、今通常国会での施政方針演説において、教育現場の問題に的確で速やかな対応を行えるよう、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制

度を抜本的に改革してまいりますと述べました。

しかし、この度の改正案は、抜本改革とは言い難いものであります。確かに、教育委員長と教育長の統合で新教育長を設けるなど、一定の前進を見ておりますが、他方、執行機関としての教育委員会は存続させるなど、現状を微調整して追認したにすぎず、誠に落胆を禁じ得ません。

改めて言うまでもなく、今般の教育委員会制度年に起きた大津市のいじめ自殺事件です。その際に最も問題となつたのは、一体何であつたでしょうか。それは、一人の生徒の尊い命が失われたにもかかわらず、情報を必要な部署に開示せず、調査を途中で打ち切り、いじめの真相究明、検証を怠つた教育委員会の隠蔽体質がありました。

教育委員会事務局の多くは教員出身者で占められており、学校現場との同一性は極めて高いものがあります。それゆえ、学校での不都合な真実を隠そうとする心理と行動が教育委員会に働いてしまいます。このような教育委員会による隠蔽は、大津のみならず、他の自治体でも指摘される問題です。実際、昨年成立したいじめ防止対策推進法が施行された後も、教育委員会による隠蔽が疑われる事案が幾つも発生しています。

こういう隠蔽体質こそ現行の地方教育行政制度の問題の根源であり、その解消のためには、地域住民からの監視が弱く、いわゆる教育村のなれ合いを温存させている現行の教育委員会の仕組み、在り方を抜本的に見直す以外にありません。教育委員会制度は既に制度疲労を起こし、もはや運用で改善できる限界を超えており、存続ありきの議論では根本問題が解決しません。このことを改め

て強調したいと思います。

また、大津市の事件で指摘された教育行政における責任体制の明確化についても、改正案は極めて曖昧です。

改正案においては、教育委員長と教育長を統合した新教育長の設置により、責任体制が明確になるとされていますが、依然として、首長と教育委員会の権限の分断については残つたままです。その上、首長、教育委員会両者の協議、調整の場として総合教育会議が設けられましたが、これはまさに屋上屋を架すようなものであり、参考人や地方公聴会の公述人からも懸念が示されました。

委員会審議でもこの問題は何度も取り上げられましたが、総合教育会議において、教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を策定する際、首長と教育委員会の方針が食い違い、協議、調整が付かなかつた場合、どのような対応が最終的に行われるか、結局判然としませんでした。このような結果となつたのも、与党内で妥協

まで対応が協議され、恐らく対策本部等も開催されます。加えて、総合教育会議が開かれたもの、協議、調整に時間を要すれば、むしろ対応が遅れる懸念があります。緊急時に求められるのは、協議、調整ではなく、決断、実行であります。したがって、総合教育会議のような組織が緊急事態に迅速、的確に対応できるとは思われません。

さて、改正案では、教育長と教育委員長を一本化され、新教育長が果たす役割は大変大きなものとなります。そのため、研修制度の充実を図り、教育長の力量の向上、将来の教育長候補の計画的養成が求められます。一方、この新教育長の問題としては、暴走、独走する教育長を辞めさせることが極めて困難であるということが挙げられます。つまり、首長との意見が食い違い、教育長が暴走、独走した場合、誰がストップを掛けるのでしょうか。

改正案における教育長に対する罷免要件は、現行と同様、心身の故障のため職務遂行に堪えられない場合や職務上の義務違反等に限られています。したがつて、強大化した教育長の暴走、独走を防ぐためには、罷免要件を何らかの形で緩和すべきだつたと考えます。

ところで、現行制度が抱える課題の一つに、教育行政や学校運営に地域住民や保護者の意向をいかに反映させるかということがあります。しかし、この点からも改正案は不十分なものであります。保護者や地域住民などが学校運営や教育活動について意見を述べることのできる学校運営協議会

そもそも緊急時には、地方公共団体の各部局でまず対応が協議され、恐らく対策本部等も開催されます。加えて、総合教育会議が開かれたものの、協議、調整に時間を要すれば、むしろ対応が遅れる懸念があります。緊急時に求められるのは、協議、調整ではなく、決断、実行であります。したがって、総合教育会議のような組織が緊急事態に迅速、的確に対応できるとは思われません。

は、この十年で各小中学校への設置が進められてきましたが、その導入校数は目標とされる三千校の半分程度にとどまっています。導入が思うように進まない理由として、学校の教職員、地域住民の間で学校運営協議会に対する理解が進んでいないことなどが挙げられます。

政府は、この現状に鑑み、学校運営協議会についての理解促進、導入校へのインセンティブの付与等により学校運営協議会の設置促進に努めるべきですが、こうした内容が改正案に明記されてもいません。学校運営協議会を各学校に必ず置くようには、さらに、学校運営協議会等の代表者をそなめ、地方公共団体の教育委員を選任するよう求めるなど、地域住民、保護者が教育行政、学校運営により参画できるような具体的仕組みを改正案に盛り込むべきだったのではないかでしょう。

他方で、改正案では、国の地方公共団体への関与の見直しとして、児童生徒等の生命又は身体への被害の発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣は教育委員会に対し指示できることが明確にされました。しかし、当該地方公共団体の首長に指示権がないのに文部科学大臣に指示権を認めるることは、先ほどもありました。地方法に明確に認められることはありません。

一方で、改正案では、国と地方公共団体との間の連携を強化する緊急事態に対しても、首長が迅速に対応できるよう実効性のある仕組みこそ設けるべきであります。

本来なら、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場とつながる、縦の系列につながるこの官僚の教育行政支配を変える必要があるので、改正案はここに何ら手を加えていないことは非常に残念であります。

以上のように、教育行政制度の見直しに当たつては、隠蔽本質の解消、責任と権限の所在の一致、そして民意をより教育行政に反映させるものでなければ、六十年ぶりの抜本的改革という名に全く値しません。しかし、改正案はそれらとは程遠い内容となつております。よって、私ども日本維新の会・結いの党は改正案に反対せざるを得ないことを申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長(山崎正昭君) 松沢成文君。

(松沢成文君登壇、拍手)

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でござります。

私は、みんなの党を代表いたしまして、政府提出の地方教育行政法改正案に対して、反対の立場から討論をいたします。

教育委員会制度は、戦前の中央集権的な教育行政への反省から、昭和二十三年、首長から一定の距離を置く独立の行政機関として導入されました。その後、公選制の廃止などの改正はありますたが、抜本的な改正は行われることなく今日に至つております。

この間、教育委員会は、権限と責任の所在が不明確であること、地域住民の意向の反映が不十分であること、審議等が形骸化していること、迅速性、機動性が欠如していることなど、様々な問題を指摘されてまいりました。また、首長から独立した立場を保ちながら非常勤の教育委員で構成された教育委員会は、実態として教育長を中心とする教育専門職による閉鎖的共同体を生み出し、文部科学省を頂点とする上意下達の中央集権型教育行政を維持するための装置となつているとの批判

もあります。

このような諸問題に対応するために、この度、政府が一つの改革案を提示したことについては評価をするところであります。しかしながら、本改正案をもつて、巷間言われるような六十年ぶりの抜本的改革と言うことは到底できません。

そもそも、本改正案でも、責任の所在は不明確なままであります。衆参両院での質疑を通じ、総合教育会議において、重大事案への対処や大綱策定の方針について、首長と教育長の意見が対立した場合にはどうなるのかが繰り返し問われました。下村大臣は、あくまで協議し調整を尽くすことが必要と答弁するのみであり、明確な回答を示すことはできませんでした。

また、教育長には教育行政に関し識見を有するものとの要件が課されました。専門性のハードルが上がることにより、教育専門職により構成される共同体の閉鎖性は今以上に高まり、教育委員会がますます形骸化することも容易に予想されるところであります。教育委員会の理念であるレマンコントロールは一体どこへ行くのでしょうか。

振り返れば、この十年間、幾つもの総理の諮問機関や地方団体が、教育委員会制度の抜本的改革を求める答申や要望を出してまいりました。平成十六年には地方分権改革推進会議が、平成十七年には第二十八次地方制度調査会が、平成十八年には全国市長会・全国町村長会、経済財政諮問会議、そして規制改革・民間開放推進会議がそれぞれの立場から教育委員会制度の抜本的改革を求めてまいりました。さらに、平成二十五年にも、改めて第三十次地方制度調査会と全国知事会を始め

とする地方六団体が抜本的な改革を求める答申や意見を提出しているのであります。

そして、これらの答申や要望書が求める抜本的改革案とは、その全てが、教育委員会の必置規制を外し、教育委員会を設置するかしないかを地方自治体の選択に委ねる選択制を導入することになります。なぜ政府は多くの団体が求める抜本的改革案を無視するのでしょうか。

人口僅か千人にも満たない小さな自治体から一千万人を超える巨大な自治体が存在するにもかかわらず、十把一からげに全国一律の制度で縛ろうとすること自体、到底無理であります。

小さな自治体の中には、教育委員会を集めることができず充て職にしているところや、他の自治体に住んでいる者を選任しているところもあります。このような自治体に教育委員会を設置する意味はどこにあるのでしょうか。一方で、現行の教育委員会制度の下でも大きな改革、そして教育成果を上げている自治体もあります。このような自治体に新しい制度を押し付ける必要はあるのでしょうか。

それぞれの自治体は、人口、人材、経済力、そして、歴史、文化、風土までも多種多様であります。その地域の特性を生かした地域の教育文化に合う制度を首長、議会、地域住民が議論し、判断し、そして導入することが地域民主主義や地方自治の推進につながるのであります。

安倍総理は、さきの参議院本会議において、選択制に対して、どの地域においても責任ある体制を構築する観点から統一的な仕組みとすることが必要であると述べ、否定的な見解を示されましたが。

私も、教育において、国がナショナルミニマムを保障する必要は当然あると考えています。国において教育基本法を制定し、学習指導要領を定め、あるいは教科書検定を行つて方針や基準を示すことは極めて重要であります。

しかしながら、地方の教育行政は地方自治体の自治事務であります。国は、教育の方針や基準を示すことに特化し、教育の実務は地方に任せるべきです。国による責任ある体制の名の下に、地方教育行政の枠組みまで全国一律とすることは、過度のパーソナリズムであり、地方を信頼していないことのあかしであります。

このように、地方からの改革要望を無視し、上から一律の制度を一方的に押し付ける本改正案を支持することはできません。

みんなの党は、地方教育行政における地域の自主性と多様性を尊重し、地方分権と規制改革を推進する立場から、文教科学委員会において選択制を実現するための修正案を提出しておりました。が、残念ながら否決されました。

しかしながら、地方分権推進と規制改革は時代の大きな流れです。いずれまた選択制を議論する日が必ず来るに確信しています。教育委員会制度改革は、本改正案をもつて終わったわけではなく、まさに本改正案によって端緒に就いたのであります。

みんなの党は、時代の流れとともに変わっていく地方教育行政への要望を常に取り込み、これらも不斷の教育改革を続けていくことを國民の皆さんにお誓いしまして、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 田村智子君。

(号外)

<p>〔田村智子君登壇、拍手〕</p> <p>○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。</p> <p>第一に、首長の教育への関与を強めることは、教育の自主性、自律性を脅かします。</p> <p>法案は、地方自治体の教育政策の大本となる大綱を首長が主宰する総合教育会議で協議し、首長の権限で策定するとしています。この大綱に首長がどこまで書き込めるのかは法案審議の焦点の一となり、名古屋市地方公聴会でも、市長、教育長などの公述人から次々に懸念が示されました。</p> <p>私は、本会議の代表質問で、大綱に教科書採択についてなど教育委員会の専権事項も書き込めるのかとたどり、総理は、教育委員会が適切と判断した場合においては記載することも可能と答弁しました。</p> <p>ところが、委員会審議の中で、教育委員会の判断に關係なく首長が勝手に書くことができ、総理の答弁がごまかしとも言えるものであることが明らかになりました。首長の判断で愛国心教育にふさわしい教科書を採択する、全国学力テストの結果を公表するなど、教育内容に直接関わることも教育委員会の同意なしに記載できるということです。</p> <p>政府は、大綱に記載されても教育委員会が同意しなければ執行できないので意味がないとも答弁しましたが、これが首長による政治的圧力になることは十分考えられます。大綱に記載したことには尊われることになります。</p> <p>大津のいじめ事件では、教育長を始めとする教育委員会事務局による独走が、いじめの事実を隠蔽する要因となりました。住民の代表である教育</p>	<p>現に、静岡県では、知事が教育委員会との協議も行わず、全国学力テストの学校ごとの結果の一部を公表し、この圧力で授業を学力テスト対策の試験に置き換えるなどの事態が生じています。</p> <p>また、大阪府・市では、法案を先取りするよう</p> <p>に、首長が教育委員会と協議して教育振興基本計画を策定するなど、首長の関与を強める条例を制定しました。この下で、大阪市では、市長の強い意向を受けて公立学校の長を原則公募としましたが、二〇一三年春に採用された民間人校長十一人のうち六人が僅かの期間に保護者へのセクハラなど問題を起こし、市民への信頼を失わせ、学校を混乱させる事態になっています。</p> <p>学力テストの扱いも校長を始めとする教員人事の答弁がごまかしとも言えるものであることが明らかになりました。首長の職務権限ではなく、教育委員会の職務権限と明確に定められています。</p> <p>にもかかわらず、今でも首長の圧力が教育行政に深刻なゆがみや問題をもたらしているときに、大綱に何を書くか、法律によって首長にフリーハンドを与えることは本末転倒と言わなければなりません。</p> <p>第二に、教育長の権限を強める一方で、教育委員会による教育長へのチェック機能は大きく後退します。</p> <p>法案によつて、教育委員の互選である教育委員長のポストはなくなり、首長が直接任命する教育監督権限も任命、罷免の権限も、教育委員会からは奪われることになります。</p> <p>大津のいじめ事件では、教育長を始めとする教育委員会事務局による独走が、いじめの事実を隠蔽する要因となりました。住民の代表である教育</p>
<p>委員会による教育長を始め事務局へのチェック機能の強化こそ検討されるべきです。</p> <p>第三に、教育委員会そのものの活性化が求められているにもかかわらず、それに資する内容が本法案には全くありません。</p> <p>教育委員が、保護者、子供、教職員、住民の不満や要求を直接つかむ、つかんだ要求を踏まえて自治体の教育施策をチェックし改善するなど、我が党の教育委員会改革の提言に、下村文科大臣はすばらしい提案と答弁をされました。しかし、文科省は、これまで、教育委員会の活性化についてはまともな指導、援助は行つていません。ここにこそメスを入れるべきです。</p> <p>法案の審議を通じて、本法案を始め、安倍内閣の教育再生の目的が、国家によるゆがんだ愛国心や道徳教育の押し付け、全国学力テストによる競争教育の強化など、国家による教育への介入にあることも浮き彫りになりました。</p> <p>下村大臣は、この法案審議のさなかに、心のノートを全面改訂した道徳教材を全児童生徒に配付するにとどまらず、家庭に持ち帰らせていない学校を問題視し、自らのフェイスブックで調査を呼びかけ、文科省に、持ち帰ることを強く求める通知まで出させました。各学校での教材の扱いについて国には何の権限もなく、あつてはならない個々の学校への教育介入を行つたと言わざるを得ません。</p> <p>また、昨日の委員会では、日本軍慰安婦について記述する教科書は、国や郷土を愛する態度を強調する改正教育基本法にのつとつていいとの攻撃が国会でも行われていることを取り上げ、総理の見解をただしましたが、総理は、現在使われて</p>	<p>委員会による教育長を始め事務局へのチェック機能の強化こそ検討されるべきです。</p> <p>第三に、教育委員会そのものの活性化が求められているにもかかわらず、それに資する内容が本法案には全くありません。</p> <p>教育委員が、保護者、子供、教職員、住民の不満や要求を直接つかむ、つかんだ要求を踏まえて自治体の教育施策をチェックし改善するなど、我が党の教育委員会改革の提言に、下村文科大臣はすばらしい提案と答弁をされました。しかし、文科省は、これまで、教育委員会の活性化についてはまともな指導、援助は行つていません。ここにこそメスを入れるべきです。</p> <p>法案の審議を通じて、本法案を始め、安倍内閣の教育再生の目的が、国家によるゆがんだ愛国心や道徳教育の押し付け、全国学力テストによる競争教育の強化など、国家による教育への介入にあることも浮き彫りになりました。</p> <p>下村大臣は、この法案審議のさなかに、心のノートを全面改訂した道徳教材を全児童生徒に配付するにとどまらず、家庭に持ち帰らせていない学校を問題視し、自らのフェイスブックで調査を呼びかけ、文科省に、持ち帰ることを強く求める通知まで出させました。各学校での教材の扱いについて国には何の権限もなく、あつてはならない個々の学校への教育介入を行つたと言わざるを得ません。</p> <p>また、昨日の委員会では、日本軍慰安婦について記述する教科書は、国や郷土を愛する態度を強調する改正教育基本法にのつとつていいとの攻撃が国会でも行われていることを取り上げ、総理の見解をただしましたが、総理は、現在使われて</p>
<p>みんなの党は、時代の流れとともに変わっていく地方教育行政への要望を常に取り込み、これからも不斷の教育改革を続けていくことを國民の皆さんにお誓いしまして、討論を終わります。</p>	<p>（拍手）</p>

いる慰安婦について記述した高校教科書について、教育基本法ののつとつていてることさえ言いませんでした。これは、日本軍慰安婦など、侵略戦争の事実を教科書から排除しようとする政治的運動を容認する態度だと言わなければなりません。	
投票総数 二百三十八 賛成 百三十六 反対 百二	よつて、本案は可決されました。(拍手) 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	この間、東日本大震災が発生し、震災からの復興とその経験から、非常時の危機管理体制の整備が重要な課題となっています。また、我が国経済は長期にわたるデフレ状態が継続しており、デフレからの脱却及び持続的な経済成長の実現は政治に課せられた課題として重要です。
○議長(山崎正昭君) この際、國の統治機構に関する調査会長から、國の統治機構等に関する調査の中間報告を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。	こうした状況に対し、必要な政策を決定し着実に遂行すると同時に、その行き過ぎや不公正がないかチェックする政治の確立が必要であり、国民主権と代表制を採用する憲法の理念に沿って統治機構の在り方を問い合わせることが求められております。
○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。國の統治機構に関する調査会長武見敬三君。	本調査会では、以上のような問題意識から、調査テーマを「時代の変化に対応した國の統治機構の在り方」とするとともに、当面の調査項目として「議院内閣制における内閣の在り方」を取り上げ、昨年来、調査を行つてまいりました。
○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。	これまでの調査結果を踏まえ、去る六月十一日、議長に中間報告書を提出いたしました。
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。	その内容は、参考人質疑のあらまし、委員間の意見交換、以上を受けて調査会における議論を論点別に整理したものであります。
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票ボタンをお押し願います。	第一に、議院内閣制についてであります。
〔投票開始〕	内閣が議会の信任に依存する議院内閣制の意義、議院内閣制と権力分立の関係性等について言及しております。
○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたします。	○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。國民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔投票終了〕	〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕
度改革、地方分権改革、独立行政法人制度の創設等、今日まで、統治機構に関連した一連の改革が実施されてきたところであります。	
この間、東日本大震災が発生し、震災からの復興とその経験から、非常時の危機管理体制の整備が重要な課題となっています。また、我が国経済は長期にわたるデフレ状態が継続しており、デフレからの脱却及び持続的な経済成長の実現は政治に課せられた課題として重要です。	
○議長(山崎正昭君) この際、國の統治機構に関する調査会長から、國の統治機構等に関する調査の中間報告を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。	
○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。國の統治機構に関する調査会長武見敬三君。	
○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。	
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票ボタンをお押し願います。	
〔投票開始〕	内閣が議会の信任に依存する議院内閣制の意義、議院内閣制と権力分立の関係性等について言及しております。
○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたします。	○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。國民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔投票終了〕	〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

○鴻池祥肇君 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会における中間報告について御報告をいたします。

本調査会は、国民生活の安定及び向上の観点から、デフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第百八十四回国会の平成二十五年八月七日に設置され、三年間にわたる調査を開始いたしました。

本調査会では、三年間の調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定し、一年目の調査において、十三名の参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

その後、中間報告書を取りまとめるに当たって委員間の意見交換を行い、それらの調査内容を踏まえ、今般、八項目の提言を含む報告書を取りまとめ、去る六月十一日、これを議長に提出いたしました。

以下、報告書の主な内容について、提言部分を中心いて御報告申し上げます。

我が国経済は、バブル崩壊後、長い景気停滞期にありましたが、アベノミクスの登場は、デフレの暗雲を取り除き、人々に景気の好転、生活水準の向上等を期待させるものとなりました。こうした中で、引き続きデフレ脱却の努力を間断なく継続することが必要であり、それに向けて課題を挙げております。

以下、主なものを三項目御説明いたします。

第一は、積極的かつ柔軟な財政政策とこれに連携した金融政策の推進についてであります。様々な経済政策を一本にまとめ、計画的、合理的に推進し、その中に財政政策を据えるとともに

に、その投資内容は国民生活の向上に直結するものとし、積極的に行うことと挙げております。そ

して、金融政策は政府の財政政策の実施と連携をして、日銀が金融市场に資金を供給する役割を果たすことも挙げております。

第二は、国民の安心・安全への投資についてであります。

高度成長期に構築した公共インフラは既に建設から五十年を超えるものがあり、その維持更新のためのメンテナンスが不可欠となっていること

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、国民の安心・安全を確保するためのインフラ整備を強力に推進することを挙げております。

第三は、法人税減税、消費税増税の取扱いについてであります。

法人税減税については、その効果を精査し、慎重に対応すべきであるとしております。また、消費税については、社会保障費の給付財源として重

要でありますが、今後更なる超高齢化社会を迎える中、国民負担率の在り方にについて更なる検討が必要であるとしております。

以上が報告書に盛り込まれた提言の主な内容であります。

本調査会といたしましては、これらの提言の実施状況等を踏まえつつ、今後とも、デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について更に議論を深めていきたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

出席者は左のとおり。

二之湯武史君

長峯 誠君

中泉 松司君

長谷川 岳君

三原じゅん子君

渡辺 猛之君

江島 潔君

赤池 誠章君

井原 巧君

石井 正弘君

石田 昌宏君

石井 準一君

宇都 隆史君

岩井 茂樹君

石井 浩郎君

青木 一彦君

丸山 珠代君

山田 俊男君

藤井 基之君

水落 敏栄君

丸山 和也君

野上浩太郎君

関口 昌一君

有村 治子君

北川イッセイ君

小泉 昭男君

末松 信介君

岩城 光英君

衛藤 残一君

橋本 聖子君

松山 政司君

金子原二郎君

鶴保 康介君

橋本 順三君

岸 宏一君

吉川ゆうみ君

吉田 博美君

脇 雅史君

牧野たかお君

福岡 資麿君

堀内 恒夫君

山本 太郎君

谷 亮子君

渡邊 美樹君

山田 修路君

主濱 了君

糸數 慶子君

堂故 茂君

豊田 俊郎君

淹沢 求君

柘植 芳文君

太田 房江君

北村 経夫君

大沼みづほ君

古賀友一郎君

酒井 克法君

太田 泰正君

西田 三郎君

北村 経夫君

島田 昌司君

西田 昌司君

西田 三郎君

石井みどり君

同日議長は、次の衆議院提出案を法務委員会に付託した。

児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(閣法第八一號)

小規模企業振興基本法案(閣法第五一号)

商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

農林水産委員会に付託 文教科学委員会に付託

経済産業委員会に付託 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

国土交通委員会に付託 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

特定原子力事業者の経営形態の見直しに関する法律案(松田公太君外一名発議)

施策の推進に関する法律案(行田邦子君外四名発議)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(行田邦子君外四名発議)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

電気事業法等の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

同日調査会長から次の報告書が提出された。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書(中間報告)

同日憲法審査会会长から次の報告書が提出された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問主意書(浜田和幸君提出)第一二六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導することに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一九号)

生活扶助相当CP-Iの算出方法等に関する質問主意書(辰巳孝太郎君提出)(第一二〇号)

発達障害者・難治性疾患者雇用開発助成金の支給に関する質問主意書(薬師寺みちよ君提出)(第一二二号)

健康保険組合の財政健全化の観点からの医療費支出の削減に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二三号)

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度府関係機関決算書

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に鈴木健太君、市川玲子君及び常岡孝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地鑑定委員会委員に森田修君、清常智之君、井出多加子君、亀島祝子君、小津稚加子君、若崎周君及び河合芳樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、小須田敏君及び根本美奈君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力規制委員会委員に田中知君及び石渡明君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、常任委員に庄司邦昭君及び石渡明君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、常任委員に田中知君及び石渡明君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

六月八日、宜仁親王殿下が薨去されたので、昨二日、議長はさきに議決した次の弔詞を奉呈した。

弔詞

大歟位宣仁親王殿下にはにわかに薨去あらせられましたまことに哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく弔意を表し奉ります

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 漢波 宏文君
水野 賢一君
江口 克彦君

補欠 井原 巧君
藤川 政人君
中泉 松司君

補欠 柳本 卓治君
河野 義博君

補欠 馬場 成志君
山口那津男君

辞任 外交防衛委員

辞任 藤川 政人君
中西 祐介君

辞任 柳本 卓治君
河野 義博君

辞任 財政金融委員

辞任 石田 昌宏君
河野 義博君

辞任 横井 喜史君
河野 義博君

官報(号外)

厚生労働委員 辞任 大家 敏志君 滝沢 求君 農林水産委員 辞任 中泉 松司君 柳本 卓治君 経済産業委員 辞任 宮本 周司君 吉川 ゆうみ君 国土交通委員 辞任 高橋 克法君 河野 義博君 環境委員 辞任 世耕 弘成君 森屋 宏君 櫻井 充君 江口 克彦君 予算委員 辞任 中西 祐介君 決算委員 辞任 西田 昌司君 議院運営委員 辞任 江島 肇君 理事 吉川 ゆうみ君 (吉川 ゆうみ君の補欠)	同日議員から次の議案が提出された。 国家賠償法の一部を改正する法律案(中西健治 君外二名発議)(参第一七号) 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務 員の入件費の総額の削減に関する法律案(中西 健治君発議)(参第一八号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松沢 成文君発議)(参第一九号) 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公 開等に関する法律の一項を改正する法律案(中 西健治君発議)(参第二〇号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整 備に関する法律案(前原誠司君外六名提出)(衆 第三四号) サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提 出)(衆第三五号) 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委 員長提出)(衆第三六号) 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委 員長提出)(衆第三七号) 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ 集中的な推進に関する法律案(松野博一君外七 名提出)(衆第三八号) 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員 長提出)(衆第三九号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジ アラビア王国との間の協定の締結について承 認を求めるの件 右は多數をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。	同日議員から次の議案が提出された。 国家賠償法の一部を改正する法律案(中西健治 君外二名発議)(参第一七号) 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務 員の入件費の総額の削減に関する法律案(中西 健治君発議)(参第一八号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松沢 成文君発議)(参第一九号) 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公 開等に関する法律の一項を改正する法律案(中 西健治君発議)(参第二〇号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整 備に関する法律案(前原誠司君外六名提出)(衆 第三四号) サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提 出)(衆第三五号) 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委 員長提出)(衆第三六号) 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委 員長提出)(衆第三七号) 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ 集中的な推進に関する法律案(松野博一君外七 名提出)(衆第三八号) 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員 長提出)(衆第三九号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジ アラビア王国との間の協定の締結について承 認を求めるの件 右は多數をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。
同日議員から次の議案が提出された。 国家賠償法の一部を改正する法律案(中西健治 君外二名発議)(参第一七号) 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務 員の入件費の総額の削減に関する法律案(中西 健治君発議)(参第一八号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松沢 成文君発議)(参第一九号) 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公 開等に関する法律の一項を改正する法律案(中 西健治君発議)(参第二〇号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整 備に関する法律案(前原誠司君外六名提出)(衆 第三四号) サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提 出)(衆第三五号) 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委 員長提出)(衆第三六号) 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委 員長提出)(衆第三七号) 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ 集中的な推進に関する法律案(松野博一君外七 名提出)(衆第三八号) 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員 長提出)(衆第三九号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジ アラビア王国との間の協定の締結について承 認を求めるの件 右は多數をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。	同日議員から次の議案が提出された。 国家賠償法の一部を改正する法律案(中西健治 君外二名発議)(参第一七号) 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務 員の入件費の総額の削減に関する法律案(中西 健治君発議)(参第一八号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松沢 成文君発議)(参第一九号) 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公 開等に関する法律の一項を改正する法律案(中 西健治君発議)(参第二〇号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整 備に関する法律案(前原誠司君外六名提出)(衆 第三四号) サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提 出)(衆第三五号) 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委 員長提出)(衆第三六号) 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委 員長提出)(衆第三七号) 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ 集中的な推進に関する法律案(松野博一君外七 名提出)(衆第三八号) 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員 長提出)(衆第三九号) 同日議員から次の報告書が提出された。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジ アラビア王国との間の協定の締結について承 認を求めるの件 右は多數をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。	同日議員から次の議案が提出された。 国家賠償法の一部を改正する法律案(中西健治 君外二名発議)(参第一七号) 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務 員の入件費の総額の削減に関する法律案(中西 健治君発議)(参第一八号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松沢 成文君発議)(参第一九号) 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公 開等に関する法律の一項を改正する法律案(中 西健治君発議)(参第二〇号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整 備に関する法律案(前原誠司君外六名提出)(衆 第三四号) サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提 出)(衆第三五号) 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委 員長提出)(衆第三六号) 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委 員長提出)(衆第三七号) 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ 集中的な推進に関する法律案(松野博一君外七 名提出)(衆第三八号) 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員 長提出)(衆第三九号) 同日議員から次の報告書が提出された。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジ アラビア王国との間の協定の締結について承 認を求めるの件 右は多數をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政 府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の 締結について承認を求めるの件(閣第第一三号) 審査報告書 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府 との間の協定を改正する議定書の締結について 承認を求めるの件(閣第第一四号)審査報告書 農業の担い手に対する経営安定のための交付金 の交付に関する法律の一項を改正する法律案 (閣法第四九号)審査報告書 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 法律案(閣法第五〇号)審査報告書 農業教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 無国籍問題に関する質問主意書(福島みづほ君 提出)(第一二七号) STAP細胞研究におけるエーラムス疑惑に 関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二 八号) 臨床研究の規制の在り方に関する質問主意書 (川田龍平君提出)(第一二九号) 政府の年金財政検証の前提に関する質問主意書 (浜田和幸君提出)(第一三〇号)	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政 府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の 締結について承認を求めるの件(閣第第一三号) 審査報告書 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府 との間の協定を改正する議定書の締結について 承認を求めるの件(閣第第一四号)審査報告書 農業の担い手に対する経営安定のための交付金 の交付に関する法律の一項を改正する法律案 (閣法第四九号)審査報告書 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 法律案(閣法第五〇号)審査報告書 農業教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 無国籍問題に関する質問主意書(福島みづほ君 提出)(第一二七号) STAP細胞研究におけるエーラムス疑惑に 関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二 八号) 臨床研究の規制の在り方に関する質問主意書 (川田龍平君提出)(第一二九号) 政府の年金財政検証の前提に関する質問主意書 (浜田和幸君提出)(第一三〇号)	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政 府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の 締結について承認を求めるの件(閣第第一三号) 審査報告書 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府 との間の協定を改正する議定書の締結について 承認を求めるの件(閣第第一四号)審査報告書 農業の担い手に対する経営安定のための交付金 の交付に関する法律の一項を改正する法律案 (閣法第四九号)審査報告書 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 法律案(閣法第五〇号)審査報告書 農業教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 無国籍問題に関する質問主意書(福島みづほ君 提出)(第一二七号) STAP細胞研究におけるエーラムス疑惑に 関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二 八号) 臨床研究の規制の在り方に関する質問主意書 (川田龍平君提出)(第一二九号) 政府の年金財政椡証の前提に関する質問主意書 (浜田和幸君提出)(第一三〇号)
要領書 一、委員会の決定の理由 この協定は、我が国とサウジアラビア王国と の間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最惠 待遇の原則供与を規定するとともに、公正衡 平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補 償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決 のための手続等を定めるものである。この協定 の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の 更なる緊密化に資するものと期待されるので、 おおむね妥当な措置と認める。	要領書 一、委員会の決定の理由 この協定は、我が国とサウジアラビア王国と の間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最惠 待遇の原則供与を規定するとともに、公正衡 平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補 償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決 のための手続等を定めるものである。この協定 の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の 更なる緊密化に資するものと期待されるので、 おおむね妥当な措置と認める。	要領書 一、委員会の決定の理由 この協定は、我が国とサウジアラビア王国と の間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最惠 待遇の原則供与を規定するとともに、公正衡 平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補 償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決 のための手続等を定めるものである。この協定 の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の 更なる緊密化に資するものと期待されるので、 おおむね妥当な措置と認める。

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

む。)

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(3) 「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国において投資を行っているものをいう。他方の締約国にある第二国の企業の支店は、当該他方の締約国における投資家とはみなさない。

(a) 当該締約国の關係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

(4) (a) 企業が投資家により「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所持する場合をいう。

(b) 企業が投資家により「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(5) 「締約国企業」とは、當利目的であるかないかを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国に關係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(6) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(7) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(8) 「締約国」とは、文脈により、日本国又はサウジアラビア王国をいう。

投資財産には、収益を含む。「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資又は再投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

この協定は、国際法が締約国に対して主権的権利及び管轄権の行使を許容する範囲において、排他的の經濟的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

(f) 植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

外 報 号 ()

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進するものとし、自國の関係法令（外國人による所有及び支配に関するものを含む。）に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、当該投資を許可する。
 - 2 一方の締約国は、投資を自國の関係法令に従つて許可した場合には、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 第三条
- 1 一方の締約国は、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国は、第三国との間の関税同盟、経済同盟、共同市場又は自由貿易地域の構成国であることに伴う特恵的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けられない。
- 第四条
- 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能に促進するものとし、自國の関係法令（外國人による所有及び支配に関するものを含む。）に従つて許可する。
- 第五条
- 一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に關し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自國の投資家又は第三國の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 第六条
- この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 第七条
- 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に關連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。
 - 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に關して、速やかに、当該

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進するものとし、自國の関係法令（外國人による所有及び支配に関するものを含む。）に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、当該投資を許可する。
- 2 一方の締約国は、投資を自國の関係法令に従つて許可した場合には、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条

- 1 一方の締約国は、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 一方の締約国は、投資活動を行ふことを目的として自國に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国に国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に對し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第九条

- 1 いづれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4まで規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第四条の規定に従つてとられるものである場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産について、收用若しくは国有化又はこれに対する收用若しくは国有化と同等の措置（以下「收用」という。）を實施してはならない。
- 2 补償は、收用が公表された時又は收用が行われた時のいづれか早い方の時における收用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、收用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

- 3 补償については、遲滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な率の収益を伴うものとする。当該補償については、實際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、收用日の市場における為替相場により国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨（以下「自由利用可能通貨」という。）に自由に交換することができるものとする。
- 4 收用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に關し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、收用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に對して申立てをする権利を有する。ただし、第十四条の規定の適用を妨げない。

第十条

- 1 一方の締約国は、武力紛争又は自國における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他

- 3 1及び2の規定は、締約国に對し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第八条

- 一方の締約国は、投資活動を行ふことを目的として自國に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国に国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に對し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 一方の締約国は、投資活動を行ふことを目的として自國に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国に国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に對し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 一方の締約国は、投資活動を行ふことを目的として自國に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国に国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に對し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

- 3 1及び2の規定は、締約国に對し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

- 3 1及び2の規定は、締約国に對し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

の緊急事態により、自國にある投資財産に關して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自國の投資家又は第三国の中間者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行わる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十二条

一方の締約国又はその指定する機関が、自國の投資家に對し、他方の締約国にある当該投資家の投資財産に關連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の當該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十三条

1 一方の締約国は、自國に向けた又は自國からの全ての資金の移転であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に關連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを保証し、及び確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利益、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に關連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 一方の締約国にある投資財産に關連する活動に從事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 第九条及び第十条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遲滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転日の市場における為替相場で行われることを確保する。市場における為替相場が存在しない場合には、為替相場は、関係する通貨を特別引出権に換算する際に国際通貨基金が適用する換算率から得られる相場に相当するものとする。

- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に關する自國の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第十四条

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに關する協議のための適當な機会を与える。

- 2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても六箇月以内に満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

- 3 2に規定する三十日の期間内に合意されなかつた場合において、その他の取決めがないときは、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に對し、必要な任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由により任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行う。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいづれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行う。
- 4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

(号外)

- 5 各締約国は、自國が任命した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四条

- 1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。
- 2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）において、行政的又は司法的解決を求めるなどを妨げるものと解してはならない。
- 3 投資紛争については、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議又は交渉により解決する。
- 4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあつた日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。
 - (a) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限るものとし、また、ICSID条約の関連規定に従い一千九百八十年五月八日にサウジアラビア王国によって行われた通告に従うものとする。
 - (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間において効力を有しない場合に限る。
 - (c) 國際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁
 - (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁
- 5 投資紛争が紛争締約国のある裁判所に付託されたときは、紛争投資家は、同一の投資紛争を解決するために同時に4に規定する仲裁に付託することができない。当該紛争締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、当該権限のある裁判所による本案についての最終的な決定は、拘束力を有し、いかなる手段によつても上訴することができないものとする。
- 6 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。
- 7 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。
 - (a) 当該紛争投資家の名称及び住所
 - (b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があつたとされるかについての特定を含む。）
 - (c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの
 - (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 8 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
 - (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。
 - (i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第一章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定
 - (ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定
- 9 8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいづれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。
- 10 4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から九十日以内に、紛争投

官報(号外)

資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び

12に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSI」という。）の事務局長に対し、ICSIの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者によつても雇用されではならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあつてはならない。

12 紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。

14 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

16 紛争締約国ではない締約国は、紛争当事者による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1に規定する侵害を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する

る判断

(b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。

(i) 妥当な率の収益を伴う損害賠償金の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて妥当な率の収益を伴う損害賠償金を支払うことができるることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

18 の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の関係法令に従い当該裁定を執行する。

19 いづれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従つて仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に關し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行つてはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十五条

1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第一条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際收支及び对外支払に関して重大な困難が生じていてる場合又は生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

(a) 当該措置をとる締約国が国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十六条

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条

1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多數国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国との投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国との投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自國の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第十八条

1 第二条の規定は、いずれかの締約国が、自國の租税に関する法令に従つて与える待遇に差異を設けることを妨げるものではない。

2 第三条の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与えていたる租税に関する特別の利益を、他方の締約国に投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十九条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、千九百七十五年三月一日に東京で作成された経済及び技術協力に関する日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の協定第六条の規定に従つて設置された合同委員会の枠組みにおいて、投資作業部会（以下「部会」という。）を設置する。部会は、投資に関連する事項であつてこの協定に關係するものについて討議することを主たる任務とする。部会の任務の詳細については、両締約国によつて合意される。

2 部会は、一方の締約国の要請があつた場合には必要に応じて会合する。

第二十条

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、この協定を再検討するため、この協定の効力発生の後五年以内に相互に協議する。

第二十一条

1 両締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国による投資を奨励することが適當でないことを認める。一方の締約国は、他方の締約国による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条

1 一方の締約国は、他方の締約国による投資を奨励することが適當でないことを認める。一方の締約国は、他方の締約国による投資財産に対する取扱いを禁止するもの又は当該企業若しくはその投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国による投資を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行つべきではない。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害する

こととなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国による投資を奨励するもの又は当該他方の締約国による投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国において実質的な事業活動を行つていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国による投資を奨励する

の投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

審査報告書

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する

別に費用を要しない。

第一十三条

第二十一条

この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従つて終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十

年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

官報外号

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年四月三十日にジッダで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小寺次郎

サウジアラビア王国のために

オスマン

一、費用

別に費用を要しない。

日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定について承認を求める件

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する

第二十一条

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十二日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十六年五月二十二日

解决されている請求については、適用しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とモザンビーク共和国との間で、

投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の

自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措

置と認める。

二、衆議院議長伊吹文明

別に費用を要しない。

日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定について承認を求める件

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する

第二十一条

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十二日

衆議院議長伊吹文明

右は本院において承認することを議決した。

平成二十六年五月二十二日

解决されている請求については、適用しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とモザンビーク共和国との間で、

投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の

自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措

だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

置と認める。

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定

日本国政府及びモザンビーク共和国政府は、
日本国及びモザンビーク共和国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

当該投資に与えられる待遇に関する協定が両締約国間の民間資本の交流及び経済関係を促進することとなることを認識し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつてゐることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する協定を締結することを決意して、

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (iv) 契約（完成後渡し、建設、経営、生産又は利益分配に関する契約を含む。）に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vi) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(ii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含む。）

(iii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の人であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(c) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権の権利又は管轄権行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

(g) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を

設立するマラケシュ協定をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第三条 最惠国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に關して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いづれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国投資家の投資活動に關し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先

し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に關連する外國為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替收入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。

注釈 一方の締約国は、自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体と当該投資家との間で任意に締結されるライセンス契約についての当該一方の締約国による当該投資家に対する次の事項の明示的又は默示的な要求（その目的又は効果のいかんを問わない。）は、当該一方の締約国により技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転が課されるか否か又は強制されるか否かにかかわらず、この(h)に規定する事項の要求に該当するものとみなす。

(i) 当該ライセンス契約に定める使用料の率又は額として、一定の水準を下回る率若しくは額を申し込み、又は一定の水準を下回る率若しくは額の申込みを承諾すること。

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間として、一定の期間を申し込み、又は一定の期間の申込みを承諾すること。

この注釈に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。「ライセンス契約」には、第一条(a)(ii)に規定する天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための免許を含まないことが確認される。

- (j) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
 - (k) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- 当該投資家が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて

官 報 (号 外)

自国の区域のみから供給すること。

いざれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことと求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関する外為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸入のための販売を制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行なうことを要求し、これに従うことを求めることが妨げるものと解してはならない。

(b) 1(h)の規定は、次のいずれかの場合には、適用しない。

(i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要を課し、又はそのような移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 世界貿易機関設立協定附属書I「知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定」(以下「貿易関連知的所有権協定」という。)に反しない態様で行われる知的所有権の移転に関する要求である場合

(c) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条 適合しない措置

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Iの締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はモザンビーク共和国の州若しくは市

(b) (a)(ii)に規定する都道府県並びに州及び市以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置を改正し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いざれの一方の締約国も、附属書IIの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Iの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に(例外的な状況においては実施の後できる限り速やかに)、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書I及び附属書IIの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例

官報(号外)

外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第二条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあらざる措置についても、適用しない。

7 第一条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関する、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関する締結する契約に関する情報を含む。）を提供する。

4 1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自國の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する收用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のものであること。

- (b) 差別的なものでないこと。

- (c) 2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

- (d) 正當な法の手續及び第四条の規定に従つて実施するものであること。

2 补償は、收用が公表された時又は收用が行われた時のいづれか早い方の時における收用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、收用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 补償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めることとする。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに收用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換ができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、收用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条 爭乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自國の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自國の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国への投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関する、自國の投資家又は第三国への投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2

1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域内からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用

する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができるものとする。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関する他方の締約国が行つ申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、第三の仲裁委員の選定の日から六箇月以内に全ての文書の提出が行われ、かつ、全ての弁論が終了しなければならない。仲裁委員会は、最後の文書の提出又は弁論の終結の日のうちいずれか遅い方の日から二箇月以内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自國が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財

産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下「この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 國際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力のある紛争解決のための制度に付託された場合は、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定

する仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

9 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関する、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があつた場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができる」とを定めるものとする。

仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び弁護士の報酬についても裁定を下すことができる。

12 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失すことなく公に利用可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) 締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報

13

成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

14 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従つて執行される。

第十八条 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定（第十三条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のため必要な措置
(b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
(c) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のため必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外
(d) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外
(e) 他方の締約国に対する規制、規制の緩和、規制の撤廃又は規制の変更

は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
- (iii) 安全
- (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためによる措置
- (e) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時による措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
 - (f) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

第十九条 一時的なセーフガード措置

1 いづれの締約国も、次のいずれかの場合には、第一条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 國際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じていて場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

- (a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国が商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置

（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十一条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があつた場合は、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するため、自国の関係法令に従い、適当な措置をと

る。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いづれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自國が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十二条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、次の(a)から(c)までに規定するものを除くほか、租税に係る課税措置について義務を課するものではない。

(a) 第四条2の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

(b) 第十二条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用となる限りにおいて適用する。

(c) 第十六条及び第十七条の規定は、(a)及び(b)の規定の対象となる限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約が抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

第二十三条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」といいう。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条1の規定に従つて維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条2の規定に従つて採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に關係するものについて情報を交換し及び討議すること。

(e) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。

第二十六条 見出し

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コノセンサス方式による決定により、両締約国に適當な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に關連する必要な専門知識を有するものを招請する」と及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十四条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自國の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自國の区域内における他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行なうべきではない。

第二十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいづれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行つていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

官報(号外)

この協定中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国との区域において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

3 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十一年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6 附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

一千十三年六月一日に横浜で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書一通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

岸田文雄

モザンビーク共和国政府のために

アイウバ・C

附属書I 第七条1に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関する留保について、第七条1の規定に従つて記載するものである。

(a) 第一条(内国民待遇)

(b) 第二条(最惠国待遇)

(c) 第六条(特定措置の履行要求の禁止)

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるもの、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)の協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される「の」の協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附屬書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、一千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	分野
	農林水産業(植物育成者権)

官報(号外)

			産業分類 JSIC ○一九 その他の耕種農業 JSIC ○二四三 山林種苗生産サービス業 JSIC ○四一三 蔬類繁殖業 JSIC ○四五 種苗繁殖業 内国民待遇 (第二条) 最惠国待遇 (第三条)
三	二	一分野 小分野 産業分類 銀行業 JSIC 六二二 銀行 (中央銀行を除く。) JSIC 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇 (第二条)	政府の段階 措置 概要 留保の種類 日本国内に住所及び居所 (法人にあっては、營業所) を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a) その者の属する國又はその者が住所若しくは居所 (法人にあっては、營業所) を有する國が、千九百七十二年十一月十日 千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月一日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b) その者の属する國又はその者が住所若しくは居所 (法人にあっては、營業所) を有する國が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約 (以下この附屬書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。) の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその國との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている國であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する國が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその國の国民と同一の条件による保護を認める國 (その國の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国がその國に対し当該保護を認める國を含む。) であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
四	四	一分野 小分野 産業分類 電気通信業 JSIC 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 JSIC 三七一 地域電気通信業 (有線放送電話業を除く。) JSIC 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇 (第二条)	政府の段階 措置 概要 留保の種類 特定措置の履行要求の禁止 (第六条)
五	五	一分野 小分野 産業分類 情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 JSIC 三七一 地域電気通信業 (有線放送電話業を除く。) JSIC 三七二 長距離電気通信業 JSIC 三七一九 その他の固定電気通信業 JSIC 三七二二 移動電気通信業 注 JSIC 三七一、三七二、三七一九、三七二二、又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。	政府の段階 措置 概要 留保の種類 日本電信電話株式会社等に關する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十一条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
		一分野 小分野 産業分類 熱供給業 JSIC 三五一 熱供給業 内国民待遇 (第一条)	政府の段階 措置 概要 留保の種類 中央政府 対外直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十号) 第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

官報(号外)

八	分野	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	六

十	九	八

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一) 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とセザンビーク共和国政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件

十一	分野 産業分類 小分野 農林水産業	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書IIの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）	外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	
十二	分野 産業分類 小分野 林業	J S I C ○一 林業	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行ううとする外国投資家について適用する。	
	概要	J S I C ○三 漁業（水産養殖業を除く。）	2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。	
	概要	J S I C ○四 水産養殖業	(a) 日本国の国籍を有しない自然人	
	留保の種類	J S I C 六三二五 農業協同組合	(b) 外国又は外国の公団体若しくはこれに準ずるもの	
	政府の段階	J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	
	措置	内国民待遇（第二条）	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	
	措置	中央政府	(e) (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社についても適用する。	
	措置	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条规定	3 日本国の航空運送事業者又は日本国航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、2 (a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその名称及び住所を株主名簿に記載するとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2 (d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。	
	措置	内国民待遇（第二条）	4 外国航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	
	措置	政府の段階	5 外国航空運送事業者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	
	措置	留保の種類	6 外国航空運送事業者は、日本国内の各地域において航空の用に供してはならない。	
十三	分野 産業分類 小分野 運輸業	J S I C 九二三一 警備業	特許権の履行要求の禁止（第六条）	
	措置	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	航空運送業	
	措置	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	
	措置	内国民待遇（第二条）	J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	
	措置	最惠国待遇（第三条）	航空機使用業	
	措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	
	措置	政府の段階	2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には	
十四	分野 産業分類 小分野 運輸業			
	措置	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条规定	
	措置	内国民待遇（第二条）	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	
	措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	航空機使用業	
	措置	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行	
	措置	政府の段階	2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には	

官報(号外)

<p>十六</p> <p>概要 措置 政府の段階</p> <p>留保の種類 分野 小分野 産業分類</p> <p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四一 J S I C 四八二 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>中央政府</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>	<p>十五</p> <p>概要 措置 政府の段階</p> <p>留保の種類 分野 小分野 産業分類</p> <p>運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>中央政府</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>	<p>与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等の会社についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
<p>十七</p> <p>概要 措置 政府の段階</p> <p>留保の種類 分野 小分野 産業分類</p> <p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 J S I C 四八二一 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>	<p>十八</p> <p>概要 措置 政府の段階</p> <p>留保の種類 分野 小分野 産業分類</p> <p>運輸業 J S I C 四二一 J S I C 四八五 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>	<p>は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>

十九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二十 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二十一 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業	道路旅客運送業	J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業	J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内国民待遇（第二条）
中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。「一般乗合旅客自動車運送業」の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
水運業 J S I C 四五一 沿海海運業	水運業 J S I C 四五三 内陸水運業	水運業 J S I C 四五四 内航船舶貨渡業	水運業 J S I C 四五四 内航船舶貨渡業	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内国民待遇（第二条）
中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業（内航船舶貨渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
二十 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二十一 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二十二 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二十二 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	モザンビーク共和国の表
一 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	三 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	二十二 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 政府の段階	モザンビーク共和国の表
商業海上運送業 内国民待遇（第二条）	運輸業 観光業 キヤンブ場	運輸業 観光業 キヤンブ場	上水道業 J S I C 三六一 上水道業	モザンビークの法令に従い登録され、及びモザンビークの船舶を有する船舶の所有者であるモザンビーク人のみが、当該船舶によるモザンビークの各港の間又はモザンビークの一の港内の旅客及び貨物の商業海上運送を行うことができる。
中央政府	二千七八年八月十四日の政令第三十五号第十八条及び第十九条	中央政府	二千七八年八月七日の政令第十八号第二十七条	モザンビークの法令に従い登録され、及びモザンビークの船舶を有する船舶の所有者であるモザンビーク人のみが、当該船舶によるモザンビークの各港の間又はモザンビークの一の港内の旅客及び貨物の商業海上運送を行うことができる。
内国民待遇（第二条）	モザンビークの市民又はモザンビークの会社であつて、その資本の過半数をモザンビークの市民が保有するもののみが、民間のキヤンブ場を開発することができる。	モザンビークの市民又はモザンビークの会社であつて、その資本の過半数をモザンビークの市民が保有するもののみが、民間のキヤンブ場を開発することができる。	モザンビークの市民又はモザンビークの会社であつて、その資本の過半数をモザンビークの市民が保有するもののみが、民間のキヤンブ場を開発することができる。	モザンビークの市民又はモザンビークの会社であつて、その資本の過半数をモザンビークの市民が保有するもののみが、民間のキヤンブ場を開発することができる。
最惠国待遇（第三条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
中央政府	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国が船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	中央政府	二千十年二月十日の法律第一号第六十八条 賭博特許の資本の二十六ペーセント以上は、モザンビークの自然人又は法人が保有する。賭博特	二千十年二月十日の法律第一号第六十八条 賭博特

官報(号外)

四	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要		許の資本を保有する各法人の資本の二十六パーセント以上は、モザンビーグの自然人又は法人が保有する。
五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇 (第二条) 一千九百九十年九月二十六日の法律第三号第三十四条 1 外国漁船に対する免許は、当該漁船によるモザンビーグ共和国の領海の外側に位置する水域における漁獲活動についてのみ与える。 2 外国漁船に対する免許は、次のいずれかを行いう場合には、モザンビーグ共和国の領海内における漁獲活動について例外的に与えることができる。 (a) モザンビーグ共和国の法令に基づき認められる一定の漁獲活動 (b) 実験及び調査 3 外国漁船に対する免許は、最長一年間有効である。 4 外国漁船に対する免許の付与については、海事当局その他の適当と認められる当局に報告する。	中央政府
六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	土地 内国民待遇 (第二条) 一千九百九十七年十月一日の法律第十九号第十二条 1 外国の自然人は、一千九百九十三年六月二十四日の法律第三号の規定に従つて正当に承認された投資事業に從事し、かつ、モザンビーグ共和国に五年以上居住していることを条件として、土地使用权を保有することができる。外国の企業は、土地使用权を保有することができない。	中央政府

七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇 (第二条) 二千一年二月二十一日の法律第二号第九条 モザンビーグの法人のみが、鉱区の付与において優先的な権利を有することができる。	中央政府
八	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	金融サービス業 内国民待遇 (第二条) 最惠国待遇 (第二条) 一千九百九十九年八月十一日の政令第三十号第十六条 1 モザンビーグ共和国における外国保険業者の支店の設置については、機会及び便宜に関する基準であつて、モザンビーグ共和国の経済上、財政上及び市場の利益に照らして測定されるものに適合する場合には、承認することができる。 2 外国保険業者については、その本店を登録している国において承認されている保険の分野及び種類に限り営業することを承認することができる。	中央政府
九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	防衛及び安全保障 内国民待遇 (第二条) 一千九百九十九年四月三十日の政令第八号第二十五条 3 外国保険業者が承認されるためには、その本店を登録している国において五年を超える期間実質的に事業活動を行つており、かつ、当該国において会社として設立されていることが必要である。	中央政府
十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	民間保安サービス業 内国民待遇 (第二条) 火器の使用及び所持の免許については、モザンビーグの市民にのみ発給することができる。 二千七七年四月三十日の政令第八号第六条 特定期間の履行要求の禁止 (第六条) 一千九百九九年四月三十日の政令第九号第五条及び第六条	中央政府

概要	
1 民間保安会社の取締役、部長又は課長は、次の全ての条件を満たす自然人でなければならぬ。	(a) モザンビーク国籍を有する者であること。
	(b) 当該民間保安会社の本社が所在する地域に居住する者であること。
	(c) モザンビーク又は外国の裁判所で重罪の確定判決を受けたことがないこと。
	(d) 公共サービスの指導的な管理者の地位に就任していないこと。
2 モザンビーク市民のみが、個人企業の形態の民間保安会社を保有することができる。外国投資家は、當利社団の形態の民間保安会社に参加することができる。ただし、当該民間保安会社の資本の過半数は、モザンビークの自然人又は法人により所有される。	
マスメディア業	
内国民待遇 (第二条)	
中央政府	千九百九十九年八月十日の法律第十八号第六条
モザンビークの機関及び団体並びにモザンビークの市民（モザンビーク共和国の居住者であり、かつ、完全な市民的及び政治的権利を有する者に限る。）のみが、報道関連企業の所有者となることができる。外国投資家が保有する当該報道関連企業の株式資本の割合は、二十ペーセントを超えることができない。「所有者」とは、報道関連企業の株式資本の八十ペーセント以上を所有する自然人又は法人をいう。	
政府の段階	
産業分類	
小分野	
分野	
概要	
留保の種類	
措置・	
政府の段階	

附属書II 第七条2に規定する措置に関する留保

1 締約国は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第一条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最惠国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるもの、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

- 4 この附属書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、一千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

1	分野
	小分野
	産業分類
	留保の種類
2	全ての分野
3	内国民待遇 (第二条)
4	特定措置の履行要求の禁止 (第六条)

官報(号外)

概要		現行の措置		現行の措置		現行の措置		現行の措置	
概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類
日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。		(a) モザンビーグ共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。		(b) モザンビーグ共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。		(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。			
四	三	二	一	全との分野	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
四	三	二	一	全との分野	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	概要	概要	概要	指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たゞこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これららの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
四	三	二	一	全との分野	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
概要	概要	概要	概要	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
四	三	二	一	全との分野	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
概要	概要	概要	概要	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）

五		六		七		八		九	
概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類
火薬類製造業	武器・火薬産業	火薬類製造業	武器・火薬産業	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
概要	概要	概要	概要	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置

官報(号外)

十	九	八	
概要	現行の措置 概要 現行の措置 概要 現行の措置 概要 内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保	分野 小分野 産業分類 留保の種類 内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 政令により日本国における外国人又は外国の法人による上地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条	分野 小分野 産業分類 留保の種類 内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 政令により日本国における外国人又は外国の法人による上地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条
概要	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保	特定期制の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 他の經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	特定期制の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第五条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)第九十三条、第一百十六条、第一百二十五条、第一百五十九条及び第一百六十一条

現行の措置
の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
險、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等

審査報告書

及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十二日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

官報 (号外)

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とミャンマー連邦共和国

との間で、投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与並びに現地調達

要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁

止を規定するとともに、公正平等待遇義務、行

政上の措置に関連する手続、収用等の措置がと

られた場合の補償措置、支払等の自由な移転、

投資紛争の解決のための手続等を定めるもので

ある。この協定の締結は、両国間の投資の増大

一、費用

別に費用を要しない。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国

政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vi) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
- (vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び探掘のための権利を含む。）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

日本国及びミャンマー連邦共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

双方の締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一) 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件

官報(号外)

(iii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の方であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
(ii) 締約国の企業

注釈 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合（投資財産の設立を認め免許又は許可のための申請を行つた場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(c) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(e) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

(f) 「現行の一」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシユで作成された世界貿易機関を設立するマラケシユ協定をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関する、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な

手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第三条 最惠国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条 投資の待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いづれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売

を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

- (i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又はそのような移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

- (ii) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合

注釈 一方の締約国の区域内の自然人又は法人その他の事業体と当該投資家との間で任意に締結されるライセンス契約についての当該一方の締約国による当該投資家に対する次の事項の明示的又は黙示的な要求（その目的又は効果のいかんを問わない。）は、この(h)に規定する事項の要求に該当するものとみなす。

(i) 使用料の率又は額として、一定の水準を下回る率若しくは額を申し込み、又は一定の水準を下回る率若しくは額の申込みを承諾すること。

(ii) ライセンス契約の有効期間として、一定の期間を申し込み、又は一定の期間の申込みを承諾すること。

この注釈に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転（当該移転がこの(h)によって禁止されている要求の対象となつていらない場合を含む。）に関するライセンス契約をいう。

(i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一つ又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産され、若しくは提供された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(f) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国投資家の投資活動に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めるものを妨げるものと解してはならない。

(b) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(c) この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条 適合しない措置

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Iの締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はミャンマー連邦共和国の州、地方若しくは連邦直轄地

注釈 ミャンマー連邦共和国については、州、地方又は連邦直轄地には、自治区及び自治地帯を含

む。

(b) (a)(ii)に規定する都道府県並びに州、地方及び連邦直轄地以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いづれの一方の締約国も、附属書IIの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日以後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Iの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書I及び附属書IIの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあらざるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

注釈 この1の規定は、締約国に対し、自国の法令の下で保護される行政上及び司法上の決定を公に利用可能なものとすることを義務付けるものと解してはならない。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関する、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

4 1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粹に輕微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廢止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 行政上の措置に関連する手続

1 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国による申請に基づき、当該他方の締約国の投資家の投資活動に関する事項について決定を行う場合には、次のことを行うよう努める。

(a) 当該申請が当該一方の締約国の権限のある当局の事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始すること。

(b) 当該他方の締約国による申請があるときは、当該申請に係る審査の状況についての情報を合理的な期間内に提供すること。

(c) 3に規定する標準的な期間を考慮して、当該一方の締約国の法令に基づき完全であると認められる申

請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を当該他方の締約国の投資家に通知する」と。

(d) 当該一方の締約国のある当局が当該申請を拒否する、又は承認しない旨の決定を行う場合に

は、当該他方の締約国の投資家に対し、当該決定の通知と同時に、その理由を示すこと。

2 締約国のある当局は、当該締約国の法令に従い 1 に規定する決定に関する基準を定めるものとし、また、次のことを行うよう努める。

(a) そのような基準を出来る限り具体的なものとすること。

(b) そのような基準を、特別の行政上の不都合がある場合を除くほか、公に利用可能なものとすること。

3 締約国のある当局は、1 に規定する決定に関し、次のことを行うよう努める。

(a) 自らの事務所への申請の到達と当該申請に対して行う決定との間の標準的な期間を定めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

第十一條 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを探る。

第十二条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十三条 収用及び補償

1 いざれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化

又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2 から 4 までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正當な法の手続及び第四条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいざれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めること。

る。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十八条の規定の適用を妨げない。

第十四条 爭乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関して、自国の投資家又は第三国投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていざれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1 に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十五条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのよ

うにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十六条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行わることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

- (f) 第十三条及び第十四条の規定に従つて行われる支払

(g) 第十八条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に關する自國の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十七条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適當な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国

から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自國が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条 一方の締約国と他方の締約国との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の中のある当該他方の締約国との投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求める」とを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

- (a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決

- に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。
- (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。
- (c) 國際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁
- (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁
- 5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
- 6 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいづれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができる。
- 7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。
- (b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のため付託してはならない。
- 8 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。
- 9 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。
- (a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）
- (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し
- 10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
- 11 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- 1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自國の区域内における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
- 第十九条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自國の区域内における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
- (b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいづれか一方又は双方
- (i) 損害賠償及び適当な利子
- (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。
- 仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び弁護士の報酬についても裁定を下すことができる。
- 12 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失すことなく公に利用可能なものにすることができる。
- (a) 業務上の秘密の情報
- (b) いづれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報
- (c) 仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報
- 13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。
- 14 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従つて執行される。

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十一条 信用秩序の維持のための措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 この協定のいかなる規定（第十四条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

- (i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時による措置
- (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

第二十条 一時的なセーフガード措置

1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 國際收支及び对外支払に関して重大な困難が生じてゐる場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

- (a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

- 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十二条 知的財産権

- 1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国への要請があった場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国への投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。
- 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いづれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国への投資家の投資財産に与えている待遇を、他方の締約国への投資家の投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十三条 租税に係る課税措置

- 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

の協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第一条、第五条、第八条、第十三条及び第二十八条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十七条及び第十八条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

5 次条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する事項について適用する。

第二十四条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条1の規定に従つて維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条2の規定に従つて採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家により良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に關係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(e) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適當な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請する」と及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十五条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国投資家による投資財産の設立、取得及び拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行ふべきではない。

第二十六条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国企業との取引を禁止することにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業が当該他方の締約国が区域内において所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国企業が当該他方の締約国が区域内において実質的な事業活動を行つていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されているとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されているとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十七条 見出し

この協定中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換

官報(号外)

の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6 附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年十二月十五日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

岸田文雄

ミヤンマー連邦共和国政府のために

カン・ゾー

附屬書I 第七条1に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいづれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条1の規定に従つて記載するものである。

(a) 第二条(内国民待遇)

(b) 第三条(最惠国待遇)

(c) 第六条(特定措置の履行要求の禁止)

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるもの、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される「この協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附屬書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十九年)の番号をいう。

(c) 「I S I C」とは、全經濟活動の国際標準産業分類の第三版(国際連合、ニューヨーク、千九百九十九年)

官報(号外)

年の番号をいう。

日本国の表

		一	
		分野 産業分類	小分野 産業分類
		留保の種類	措置
(b)	農林水産業（植物育成者権）	J S I C ○一九 その他の耕種農業	内国民待遇（第三条）
(c)	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。	J S I C ○二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C ○四一三 藻類養殖業 J S I C ○四五 種苗養殖業	最惠国待遇（第三条）
(d)	その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にシュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C ○二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C ○四一三 藻類養殖業 J S I C ○四五 種苗養殖業	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有する國又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する國が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十九年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合
(e)	その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にシュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C ○一九 その他の耕種農業 J S I C ○二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C ○四一三 藻類養殖業 J S I C ○四五 種苗養殖業	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有する國又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する國が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十九年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合

		三	
		分野 産業分類	小分野 産業分類
		留保の種類	措置
(a)	熱供給業	J S I C 三五一 热供給業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(b)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七〇 情報通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(c)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 電気通信に附帯するサービス業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
		四	
		分野 産業分類	小分野 産業分類
		留保の種類	措置
(a)	情報通信業	J S I C 三七〇 情報通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(b)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 電気通信に附帯するサービス業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
		五	
		分野 産業分類	小分野 産業分類
		留保の種類	措置
(a)	電気通信業	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七三 その他の固定電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(b)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七三 その他の固定電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(c)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七三 その他の固定電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
		六	
		分野 産業分類	小分野 産業分類
		留保の種類	措置
(a)	電気通信業	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七三 その他の固定電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(b)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七三 その他の固定電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
(c)	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七三 その他の固定電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

八				七			
小分野	概要	措置	留保の種類	分野 産業分類	小分野 産業分類	概要	付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
船舶の国籍に関する事項	概要	措置	留保の種類	分野 産業分類	小分野 産業分類	概要	内国民待遇 (第二条) 特定措置の履行要求の禁止 (第六条)

JSIC 一六五三 生物学的製剤製造業
内国民待遇 (第二条)
外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条
対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条
外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

JSIC 一六五九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業
皮革及び皮革製品製造業
JSIC 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業
JSIC 一九一二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
JSIC 一〇一一 なめし革製造業
JSIC 一〇一二 工業用革製品製造業 (手袋を除く。)
JSIC 一〇三一 製皮革用材料・同附属品製造業
JSIC 一〇四一 製革履物製造業
JSIC 一〇五一 製革手袋製造業
JSIC 一〇六一 かばん製造業
JSIC 一〇七一 袋物製造業
JSIC 一〇八一 毛皮製造業
JSIC 一〇九九 その他のなめし革製品製造業
JSIC 三二五三 運動用具製造業

注 1 JSIC 一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関するものに限られる。
注 2 JSIC 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤 (にかわ) 及びゼラチン製造業に関するものに限られる。

内国民待遇 (第二条)
外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条
対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条
外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。

				九			
				分野 産業分類	小分野 産業分類	概要	内国民待遇 (第二条) 特定措置の履行要求の禁止 (第六条)
				分野 産業分類	小分野 産業分類	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
				石油業	石油業	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				JSIC ○五三 石油業、採石業、砂利採取業	JSIC ○五三 石油・天然ガス鉱業	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
				JSIC 一七一 石油精製業	JSIC 一七二 潤滑油、グリース製造業 (石油精製業によらないもの)	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				JSIC 一七四一 鋪装材料製造業	JSIC 一七九九 その他の石油製品・石炭製品製造業	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				JSIC 四七一 仓库業 (冷蔵仓库業を除く。)	JSIC 四七二 冷藏仓库業	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				JSIC 五三三一 石油卸売業	JSIC 六〇五一 ガソリンスタンド	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				JSIC 六〇五二 燃料小売業 (ガソリンスタンドを除く。)	JSIC 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				注 1 JSIC 一七四一、一七九九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関するものに限られる。	注 2 JSIC 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関するものに限られる。	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
				外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	概要	内国民待遇 (第二条) 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

官報(号外)

				十一	
概要	措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類	十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要
概要	措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類	J S I C 九二三一 警備業	J S I C ○一 林業 漁業（水産養殖業を除く。）	J S I C ○一 農業
内国民待遇 (第二条)	内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条	外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条	外國為替及び外國貿易法 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）
内国民待遇 (第二条)	内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条	外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条	外國為替及び外國貿易法 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。
十三		十四		十五	
概要	措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）
内国民待遇 (第一条)	内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条	内国民待遇 (第二条)	内国民待遇 (第二条)	内国民待遇 (第二条)	内国民待遇 (第二条)
最惠国待遇 (第三条)	特定期限の履行要求の禁止 (第六条)	特定期限の履行要求の禁止 (第六条)	内国民待遇 (第二条)	内国民待遇 (第二条)	内国民待遇 (第二条)
1 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	1 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	1 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外國又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外國の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外國又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外國の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外國又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外國の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

官報(号外)

十五			
十六			
十七	<p>分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） JSIC 四四四一 集配利用運送業 JSIC 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 内国民待遇（第二条） 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間ににおいて航空の用に供してはならない。</p>	<p>分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） JSIC 四四四一 集配利用運送業 JSIC 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 特定期制の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 内国民待遇（第二条） 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間ににおいて航空の用に供してはならない。</p>	<p>可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する株式会社等の会社についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間ににおいて航空の用に供してはならない。</p>

十八			
十九	<p>分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>運輸業 道路旅客運送業 JSIC 四三二一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出が必要とされない。</p>	<p>分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置</p> <p>運輸業 道路旅客運送業 JSIC 四三二一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら</p>	<p>産業分類 JSIC 四四四一 集配利用運送業 JSIC 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 特定期制の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間ににおいて航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外國又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外國の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>産業分類 JSIC 四二一 鉄道業 JSIC 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>

官 報 (号外)

の製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

二十	分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	水運業 沿海海運業 内陸水運業 内航船舶貨渡業 内国民待遇 (第二条) 外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本 本国内の港との間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨 渡業(内航船舶貨渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除外される。	I S I C 一五五 内国民待遇 (第一条) 外國投資法 (一千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第六及び第七 外國投資家は、ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、麦芽、麦芽酒及び非炭酸飲料の製 造及び販売並びに全ての種類のアルコール飲料及び非飲料用アルコールの蒸留、混合、精留、瓶詰 及び販売の分野で投資が認められる。
二十一	分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 産業分類 留保の種類 運輸業 水運業 内国民待遇 (第二条) 最惠国待遇 (第三条) 船舶法 (明治三十二年法律第四十六号) 第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の 船舶を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港との間の貨物又は旅客の運送 を行つてはならない。	外航海運業、 沿海海運業(日本 本国内の港との間の海上運送)、 内陸水運業及び船舶貨 渡業(内航船舶貨渡業を除く。) 内国民待遇 (第二条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。	I S I C 一五五 内国民待遇 (第一条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。
二十二	分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	上水道業 J S I C 三六一 上水道業 内国民待遇 (第二条) 外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。	内国民待遇 (第二条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。	I S I C 一六〇 内国民待遇 (第二条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。

三	分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	製造業 たばこ及びたばこ製品の製造 I S I C 一六〇 たばこ製品の製造 内国民待遇 (第二条) 特定措置の履行要求の禁止 (第六条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。	製造業 清涼飲料並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造 I S I C 一五四 清涼飲料水の製造 飲水の生産 内国民待遇 (第二条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。	I S I C 一五五 内国民待遇 (第一条) 外國投資法 (二千十二年) 第四条(f) 外國投資規則 (二千十三年) 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五(1) 外國投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、 六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料 並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について 承認を求める件

官報(号外)

四	分野 産業分類 留保の種類 措置	概要	五	分野 産業分類 留保の種類 措置	概要	六
七	小分野 分野 製造業 新聞発行事業	概要	八	分野 産業分類 留保の種類 措置	概要	九
小分野	小分野 分野 産業分類 留保の種類 措置	概要	小分野 分野 産業分類 留保の種類 措置	概要	小分野 分野 産業分類 留保の種類 措置	概要
概要	精製石油の製造 精製石油の製造に関連するサービス ISIC 二三二〇 精製石油の製造 CPC 八八四五〇 コークス、精製石油及び核燃料の製造（料金又は契約に基づくもの） 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国人投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第二十三条 外国人投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、伝統的な医薬品の製造の分野への投資が認められる。	概要	ISIC 二四二三 医薬品、医療用の化学薬品及び植物製品の製造 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二千十二年）第四条(b)及び(f) 外国人投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第二十三条 外国人投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、伝統的な医薬品の製造の分野への投資が認められる。	概要	ISIC 二三二一 新聞、雑誌及び定期刊行物の発行 ISIC 一二二三〇 記録媒体の複製 内国民待遇（第二条） 外国人投資法（二千十二年）第四条(f) ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第十三条 外国人投資家は、情報省による推薦がある場合に限り、新聞、雑誌及び定期刊行物の発行並びに記録媒体の複製に関連する事業への投資が認められる。	概要
概要	ISIC 二三二一 新聞、雑誌及び定期刊行物の発行 ISIC 一二二三〇 記録媒体の複製 内国民待遇（第二条） 外国人投資法（二千十二年）第四条(f) ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第十三条 外国人投資家は、情報省による推薦がある場合に限り、新聞、雑誌及び定期刊行物の発行並びに記録媒体の複製に関連する事業への投資が認められる。	概要	九	小分野 分野 漁業 魚類、甲殻類及び軟體動物の船上における加工に関連するサービス並びに他の関連サービス並びに	概要	

官報(号外)

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件

六一

十	概要	産業分類
十一 分野 小分野 留保の種類 措置 産業分類 留保の種類 措置 概要	<p>淡水魚の採捕に関連するサービス</p> <p>検疫、水産物の養殖及び加工の品質管理並びに養殖のための飼料、薬品及び化学薬品の供給に関するサービス</p> <p>ISIC ○五〇〇 漁業、ふ化場操業、養殖</p> <p>CPC 八八二〇〇 漁業に付随するサービス活動</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f) 及び第五条</p> <p>ミヤンマー海洋漁業法 (千九百九十年) 第二章及び第五章</p> <p>外国漁船の漁業権に関する法律 (千九百八十九年) 第六条</p> <p>外国投資法に基づいて又は合弁企業により組織的な形で漁業に関連する事業を実施することを希望する外国投資家は、所定の申請形式に基づいて漁業局長に免許を申請しなければならない (「漁業」には、魚類の採捕、養殖、探査、調査、栽培、繁殖、加工、輸送、貯蔵及び販売を含む。)。</p> <p>国外に居住する者又はその代理人が、ミヤンマーの排他的経済水域 (領海の外側)において漁業を行うことを希望する場合には、所定の申請形式に基づいて漁業局に申請しなければならない。</p> <p>鉱業及び土石採取業</p> <p>天然ガスの探査及び採掘</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>ISIC 一一一〇 原油及び天然ガスの採掘</p> <p>特定措置の施行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九 (二)</p> <p>外国投資家は、当該外国投資家とエネルギー省との間の生産物分与契約によって課される次の要求に従うことを条件として、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連する事業への投資が認められる。</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー側から四人が選出され、そのうちの一人が議長となるとともに、外国投資家側から三人が選出されなければならない。</p> <p>石油の探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>鉱業及び土石採取業に付随するサービス</p> <p>天然ガスの探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>CPC 八八三〇〇 鉱業に付随するサービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>特定期制の履行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九 (二)</p>	<p>漁業に付隨するサービス活動</p> <p>漁業操業、養殖</p> <p>ISIC ○五〇〇 漁業、ふ化場操業、養殖</p> <p>CPC 八八二〇〇 漁業に付隨するサービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f) 及び第五条</p> <p>ミヤンマー海洋漁業法 (千九百九十年) 第二章及び第五章</p> <p>外国漁船の漁業権に関する法律 (千九百八十九年) 第六条</p> <p>外国投資法に基づいて又は合弁企業により組織的な形で漁業に関連する事業を実施することを希望する外国投資家は、所定の申請形式に基づいて漁業局長に免許を申請しなければならない (「漁業」には、魚類の採捕、養殖、探査、調査、栽培、繁殖、加工、輸送、貯蔵及び販売を含む。)。</p> <p>国外に居住する者又はその代理人が、ミヤンマーの排他的経済水域 (領海の外側)において漁業を行うことを希望する場合には、所定の申請形式に基づいて漁業局に申請しなければならない。</p> <p>鉱業及び土石採取業</p> <p>天然ガスの探査及び採掘</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>ISIC 一一一〇 原油及び天然ガスの採掘</p> <p>特定措置の施行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>運輸業</p>
十二 分野 小分野 留保の種類 措置 産業分類 留保の種類 措置 概要	<p>石油の探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>特定期制の履行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九 (二)</p> <p>外国投資家は、当該外国投資家とエネルギー省との間の生産物分与契約によって課される次の要求に従うことを条件として、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連する事業への投資が認められる。</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー側から四人が選出され、そのうちの一人が議長となるとともに、外国投資家側から三人が選出されなければならない。</p> <p>石油の探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>鉱業及び土石採取業に付隨するサービス</p> <p>天然ガスの探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>CPC 八八三〇〇 鉱業に付隨するサービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>特定期制の履行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>運輸業</p>	<p>石油の探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>特定期制の履行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>運輸業</p>

十三	概要	十四	概要
十一 分野 小分野 留保の種類 措置 産業分類 留保の種類 措置 概要	<p>内水旅客・貨物運輸業</p> <p>CPC 七二二一 内水旅客運輸サービス</p> <p>CPC 七二二二 内水貨物運輸サービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー側から四人が選出されなければならない。</p> <p>石油の探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>鉱業及び土石採取業に付隨するサービス</p> <p>天然ガスの探査及び採掘に関連するサービス</p> <p>石油の探査及び採掘</p> <p>CPC 八八三〇〇 鉱業に付隨するサービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>特定期制の履行要求の禁止 (第六条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>運輸業</p>	<p>内水旅客・貨物運輸業</p> <p>CPC 七二二一 内水旅客運輸サービス</p> <p>CPC 七二二二 内水貨物運輸サービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー投資委員会告示第一号 (二千十三年) 「ミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミヤンマー航空又はミヤンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>運輸業</p>	<p>内水旅客・貨物運輸業</p> <p>CPC 七二二一 内水旅客運輸サービス</p> <p>CPC 七二二二 内水貨物運輸サービス</p> <p>内国民待遇 (第二条)</p> <p>外国投資法 (二千十二年) 第四条(f)</p> <p>ミヤンマー金融機関法 (千九百九十年) 第十三条及び第十四条</p> <p>証券取引法 (二千十三年) 第七条及び第八条</p> <p>保険業法 (千九百九十六年) 第五章</p> <p>外国投資家は、ミヤンマー金融機関法、証券取引法及び保険業法の下の関連規則に従い、金融分</p>

官報(号外)

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一) 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について

承認を求める件

六一

十五			
十六			
分野 小分野 産業分類	概要 措置 留保の種類 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 産業分類	野（銀行サービス、証券サービス及び保険サービス）への投資が認められる。 注 この協定の第七条1(d)は、ミャンマー金融機関法、証券取引法及び保険業法の関連規則が発出された後にのみ、適用する。
分野 小分野 産業分類	概要 措置 留保の種類 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 産業分類	郵便及び電気通信サービス 郵便サービス クリエ・サービス 電気通信サービス 音声電話サービス パケット交換データ伝送サービス 回線交換データ伝送サービス テレックス・サービス 電信サービス ファクシミリ・サービス 専用回線サービス 電子メール・サービス ボイスメール・サービス 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス 電子データ交換（E-D-I） 高度・付加価値ファクシミリ・サービス（蓄積交換型及び蓄積認出型を含む。） コード及びプロトコルの変換 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。） CPC 八四三 データ処理サービス CPC 七五一 郵便サービス CPC 七五二 クリエ・サービス CPC 七五二一 公衆電話サービス CPC 七五二二 商業的ネットワークサービス CPC 七五二三 データ及びメッセージ・データ伝達サービス CPC 七五二九 他の電気通信サービス 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二千十二年）第四条(f) ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第八（二）及び（二） 外国投資家は、通信・情報技術省の承認がある場合に限り、国内及び国際郵便サービス並びにネットワーク及びネットワーク・サポート・サービスに関する事業への投資が認められる。
道路運送業 運輸業	CPC 七一一 旅客運送業		
十七			
十八			
分野 小分野 産業分類 留保の種類 産業分類	概要 措置 留保の種類 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 産業分類	木材の輸出 I S I C O 二〇〇 林業（伐採及び関連するサービス活動） 林業に付随するサービス 木材の輸出 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 環境保護 林業省告示第二十六号（二千十三年） 原本の輸出は、二千十四年四月一日から禁止される。全ての種類の木材は、加工された形で輸出されなければならない。 ミャンマー投資委員会告示「経済活動の種類の再分類」（関係省庁による推薦を受けてミャンマーの市民との合弁企業との市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表）第六（六） 外国投資家は、鉄道省の同意を条件として、ミャンマー政府又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、道路運送業に関連する事業への投資が認められる。
内国民待遇（第一条） ミャンマー会社法（一千九百十四年）第二十七条のA第一項 外国人は、ミャンマーにおいて国際貿易業を行うことは認められない。ただし、製造業を行う場合は、ミャンマー会社法二十七条のA第一項に従つて、当該製造業に必要な限度において国際貿易業を営むことが認められる。			
十九			
分野 小分野 産業分類 留保の種類 産業分類	内国民待遇（第一条） ミャンマー会社法（一千九百十四年）第二十七条のA第一項 全ての外国企業（単独出資か合弁企業かを問わない。）及びその支店又は代表事務所は、事業活動を行うための許可を得なければならない。 当該許可是、国家計画・經濟開発省による更なる審査が必要である場合を除くほか、申請の提出から二十四時間以内に、登録証明書とともに付与されなければならない。当該許可是、五年ごとに更新されなければならない。		

官 報 (号 外)

附属書II 第七条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従つて記載するものである。

(a) 第二条(内国民待遇)

(b) 第三条(最惠国待遇)

(c) 第六条(特定措置の履行要求の禁止)

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものと、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国 の 表

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	全ての分野 内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
---	----------------------------	---

四	三	二	概要											
<table border="1"> <tr> <td>分野 小分野 産業分類 留保の種類</td><td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。</td><td>分野 小分野 産業分類 留保の種類</td><td>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</td></tr> </table>	分野 小分野 産業分類 留保の種類	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	分野 小分野 産業分類 留保の種類	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	<table border="1"> <tr> <td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。</td><td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。</td><td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条)</td><td>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</td></tr> </table>	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条)	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	<table border="1"> <tr> <td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。</td><td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。</td><td>内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条)</td><td>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</td></tr> </table>	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条)	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
分野 小分野 産業分類 留保の種類	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	分野 小分野 産業分類 留保の種類	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。											
内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条)	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。											
内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条)	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保すること。 (a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (b) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。											

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一) 承認を求めるの件

六四

五	六	七
現行の措置	留保の種類	概要
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業	分野 小分野	分野 小分野
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業	分野 小分野	分野 小分野
内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条	現行の措置	概要
(a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚活動を含む。	概要	現行の措置
漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○三一 JSIC ○四一 JSIC ○四一 JSIC 八〇九三 遊漁船業	分野 小分野 産業分類 留保の種類	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

八	九	十
現行の措置	留保の種類	概要
漁獲物の保藏及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給	分野 小分野	内国民待遇(第二条)
外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条 外國人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六条) 号) 第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	現行の措置	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条 民間放送業(有線放送業を除く。)	分野 小分野	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条 民間放送業(有線放送業を除く。)	現行の措置	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第五条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第九十三条、第一百六十六条、第一百一十五条、第一百五十九条 及び第一百六十二条	分野 小分野 産業分類 留保の種類	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
外國人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	分野 小分野 産業分類 留保の種類	内国民待遇(第二条) 最惠国待遇(第三条) 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保

官報(号外)

ミャンマー連邦共和国の表		現行の措置
一 全ての分野（土地所有権）		一 謙、社会保険又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

内国民待遇（第二条）		概要
第二条の規定は、土地所有権及び土地（注）に関連する天然資源に影響を及ぼす措置については適用されない。土地は、国家により所有される。ただし、ミャンマー投資委員会の承認に従い、政府が所有する土地、政府の各省庁又は政府機関が所有する土地並びにミャンマーの市民が所有する私有地については、事業及び産業の種類並びにその規模により、最長で五十年の期間まで貸貸することが認められ、連続して二回、十年の期間を延長することができる。		内国民待遇（第二条）
農地法（二千十二年第三章及び第九条(a)から(f)まで）		農地法（二千十二年第三章及び第九条(a)から(f)まで）
不動産移転規制法（一千九百八十九年）		不動産移転規制法（一千九百八十九年）
空地・休閑地・未開墾地管理法（二千十二年）第四章第十一條(a)から(e)まで並びに第五章第十三条及び第十四条		空地・休閑地・未開墾地管理法（二千十二年）第四章第十一條(a)から(e)まで並びに第五章第十三条及び第十四条
農地の使用権を有する者は、次の権利を有する。		農地の使用権を有する者は、次の権利を有する。
(a) 当該農地を占有する権利、当該農地を使用する権利及びこれらの権利から生ずる利益を享有する権利、当該農地を使用する権利及びこれららの権利から生ずる利益を享有する権利を有する。		(a) 当該農地を占有する権利、当該農地を使用する権利及びこれらの権利から生ずる利益を享有する権利、当該農地を使用する権利及びこれららの権利から生ずる利益を享有する権利を有する。
(b) 定められた条件に従つて、当該農地の全体又は一部を売却し、担保とし、賃貸し、交換し、又は譲渡する権利		(b) 定められた条件に従つて、当該農地の全体又は一部を売却し、担保とし、賃貸し、交換し、又は譲渡する権利
(c) 当該農地の使用権の相続に関連して紛争が発生した場合において、既存の法律に従つて関連する裁判所の決定を受け入れる権利		(c) 当該農地の使用権の相続に関連して紛争が発生した場合において、既存の法律に従つて関連する裁判所の決定を受け入れる権利
(d) 定められた条件に対する違反がないことを条件に、当該農地を使用する権利		(d) 定められた条件に対する違反がないことを条件に、当該農地を使用する権利
(e) 当該農地における農業の発展のため、村落共同組合又は民間投資家の投資とともに共通の利益のため当該農地を使用する権利		(e) 当該農地における農業の発展のため、村落共同組合又は民間投資家の投資とともに共通の利益のため当該農地を使用する権利
(f) ミャンマー連邦共和国の外国投資法に従つて、外国人又は外国人を含む組織と共に、共通の利益のために当該農地を使用する権利		(f) ミャンマー連邦共和国の外国投資法に従つて、外国人又は外国人を含む組織と共に、共通の利益のために当該農地を使用する権利
土地に関する税及び土地使用税は、国家によって決定される。		土地に関する税及び土地使用税は、国家によって決定される。
空地・休閑地・未開墾地管理法は、農業、畜産業及び関連する経済事業のために、次の期間について許可する。		空地・休閑地・未開墾地管理法は、農業、畜産業及び関連する経済事業のために、次の期間について許可する。
(a) 農業に関する事業については、		(a) 農業に関する事業については、
(i) 多年生作物及び果樹の栽培に対し、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認めめる。		(i) 多年生作物及び果樹の栽培に対し、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認めめる。
(ii) 季節性作物に対し、定められた条件に対する違反がないことを条件として認める。		(ii) 季節性作物に対し、定められた条件に対する違反がないことを条件として認める。
(b) 農産業に関する事業については、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認めめる。		(b) 農産業に関する事業については、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認めめる。
(c) 事業の種類により、許可された期間が満了した後、合計で三十年を超えない期間の間複数の延長が認められる。		(c) 事業の種類により、許可された期間が満了した後、合計で三十年を超えない期間の間複数の延長が認められる。
(d) 鉱物生産に関する事業については、連邦政府鉱業省との調整により、許可が与えられる。		(d) 鉱物生産に関する事業については、連邦政府鉱業省との調整により、許可が与えられる。
政府によって認められた他の適法な事業については、連邦政府の関係省庁との調整の下で、許可が与えられる。		政府によって認められた他の適法な事業については、連邦政府の関係省庁との調整の下で、許可が与えられる。

三 現行の措置		現行の措置
内国民待遇（第二条）		内国民待遇（第二条）
外國投資家は、事業の開始の年から起算して最初の二年間は二十五ペーセント以上、次の二年間は五十ペーセント以上、三番目の二年間は七十五ペーセント以上のミャンマーの市民の技能労働者、技術者及び従業員を雇用しなければならない。		外國投資家は、事業の開始の年から起算して最初の二年間は二十五ペーセント以上、次の二年間は五十ペーセント以上、三番目の二年間は七十五ペーセント以上のミャンマーの市民の技能労働者、技術者及び従業員を雇用しなければならない。
四 分野		四 分野
小分野		小分野
製造業		製造業
自然林の管理及び維持		自然林の管理及び維持
伝統的な医薬品の製造		伝統的な医薬品の製造
伝統的な原油採掘（深度千フィートまで）		伝統的な原油採掘（深度千フィートまで）
中小規模の鉱業生産（注）		中小規模の鉱業生産（注）
伝統的な薬草の生産及び栽培		伝統的な薬草の生産及び栽培
半製品及び鉄鉱の卸売		半製品及び鉄鉱の卸売
伝統的な食品の生産		伝統的な食品の生産
宗教に関連する資材及び設備の製造		宗教に関連する資材及び設備の製造
伝統的及び文化的な資材及び設備の製造		伝統的及び文化的な資材及び設備の製造
手工芸による製造		手工芸による製造
注 「中小規模の鉱業生産」とは、大規模かつ多額の投資及び特別な技術的ノウハウを必要とする権利を留保する。		注 「中小規模の鉱業生産」とは、大規模かつ多額の投資及び特別な技術的ノウハウを必要とする権利を留保する。
ミャンマーは、外國投資法に従い、小分野に掲げる事業をミャンマーの市民に対してのみ許可する。		ミャンマーは、外國投資法に従い、小分野に掲げる事業をミャンマーの市民に対してのみ許可する。
現行の措置		現行の措置
外國投資規則（二千十三年）第七条及び表I		外國投資規則（二千十三年）第七条及び表I
サービス業		サービス業

官報(号外)

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について 承認を求める件

六六

七		六		五		四	
分野 産業分類 留保の種類 概要		分野 産業分類 留保の種類 概要		分野 産業分類 留保の種類 概要		分野 産業分類 留保の種類 概要	
現行の措置		現行の措置		現行の措置		現行の措置	
漁業	領海における漁業に関する事業	畜産に関する事業 指定された畜産に関する事業	内国民待遇(第二条) ミャンマーは、外国投資が、国内の畜産物の生産者に対し経済的な悪影響を生じさせ得る限りにおいて、外国投資法の下で、外国投資家に對して禁止される農業に関する事業の分野を指定する権利を留保する。	内国民待遇(第二条) ミャンマーは、外国投資が、国内の畜産物の生産者に対し経済的な悪影響を生じさせ得る限りにおいて、外国投資法の下で、外国投資家に對して禁止される畜産に関する事業の分野を指定する権利を留保する。	畜産に関する事業 指定された畜産に関する事業	内国民待遇(第二条) ミャンマーは、外國投資法(二千十二年)第四条(j)並びに表IV(一)及び(II)に規定する事項を適用する。	内国民待遇(第二条) ミャンマーは、外國投資法(二千十三年)第十条並びに表IV(一)及び(II)に規定する事項を適用する。
漁業	内国民待遇(第二条) ミャンマーは、内水及び領海における漁業に関する事業をミャンマーの市民に對してのみ許可する権利を留保する。	外國投資規則(二千十三年) 第八条及び表II	外國投資法(二千十二年) 第四条 外國投資規則(二千十三年) 第七条及び表I	外國投資法(二千十二年) 第四条 外國投資規則(二千十三年) 第八条及び表II	外國投資法(二千十二年) 第四条 外國投資規則(二千十三年) 第七条及び表I	外國投資法(二千十二年) 第四条 外國投資規則(二千十三年) 第九条及び表III	外國投資法(二千十二年) 第四条 外國投資規則(二千十三年) 第九条及び表III

現行の措置 外國投資法(二千十二年) 第四条(j)
外國投資規則(二千十三年) 第十条並びに表IV(一)及び(II)

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十二日
外交防衛委員長 末松 信介

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を要しない。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

右は本院において承認するに付し議決した。

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院法第八十三条により送付する。
平成二十六年五月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明

要領書

一、委員会の決定の理由

1)の議定書は、我が国とミャンマー連邦共和国との間の現行の航空協定を部分的に改正し、定期航空業務の運営のため、両締約国が指定できる自国の航空企業の数を現行の「一」から「一以上」に改めること等につき定めるものであり、その際に併せて指定航空企業の就航路線を航空自由化の観点から拡大するとしている。

2)の議定書は、我が国とミャンマー連邦共和国との間の現行の航空協定を改正し、政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

- 1 協定の正文（英語）第一条1及び2、第四条、第七条、第十条並びに第十二条中「designated airline」を「designated airlines」に改める。
- 2 協定の正文（英語）第一条3中「airline」を「airlines」に改める。
- 3 協定第三条1中「一の航空企業」を「一又は一以上の航空企業」に改める。
- 4 協定の正文（英語）第三条2中「airline designated」を「airline or airlines designated」に改める。
- 5 協定の正文（英語）第三条3から五までの規定中「the airline designated」と「an airline designated」に改める。
- 6 協定の正文（英語）第三条4及び6、第五条1及び2並びに第八条2中「the designated airline」を「a designated airline」に改める。
- 7 協定の正文（英語）第七条中「provides」を「provide」に改める。

平成二十六年六月十二日 参議院会議録第三十一号(その1) 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

平成二十六年六月十二日 参議院会議録第三十一号(その1) 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府は、

千九百七十二年一月一日にヤンゴンで署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正する」とを希望して、次のとおり協定した。

協定中「ビルマ連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改める。

第一条

協定第一条1(b)を次のように改める。

(b) 「航空当局」とは、日本国においては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいい、ミャンマー連邦共和国においては運輸省管下の民間航空局又は運輸省が現在遂行している任務を遂行する権限を与える人の若しくは機関をいう。

第二条

協定第三条1(b)を次のように改める。

(b) 「航空企業」とは、日本国においては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいい、ミャンマー連邦共和国においては運輸省管下の民間航空局又は運輸省が現在遂行している任務を遂行する権限を与える人の若しくは機関をいう。

第三条

協定第三条1中「一の航空企業」を「一又は一以上の航空企業」に改める。

協定第三条2中「airline designated」を「airline or airlines designated」に改める。

協定の正文（英語）第三条3から五までの規定中「the airline designated」と「an airline designated」に改める。

協定の正文（英語）第三条4及び6、第五条1及び2並びに第八条2中「the designated airline」を「a designated airline」に改める。

協定の正文（英語）第七条中「provides」を「provide」に改める。

流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

8 協定の正文（英語）第九条2(a)中「between the designated airlines」及び「by the designated airlines」に改める。

9 協定の正文（英語）第十条中「that airline」を「those airlines」に改める。

第四条

「の議定書の附属書をもつて、協定附屬書に代える。

第五条

1 「の議定書は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

2 「の議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

一千十四年一月三十日にヤンゴンで、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

沼田幹男

〃ヤンマー連邦共和国政府のために
ティン・ナイ・トゥン

附屬書

1 日本国の又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a) 東京－香港及び（又は）マニラ－ベトナム内の二地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ラオス内の一地点－シンガポール－クアラルンプール及び（又は）ペナン－バンコク－ヤンマー連邦共和国内の地点

2 ミャンマー連邦共和国の又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a) ミャンマー連邦共和国内の地点－バンコク及び（又は）チエニマイ－クアラルンプール及び（又は）シンガポール－ラオス内の一地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ベトナム内の二地点－香港及び（又は）マニラ－東京

(b) ミャンマー連邦共和国内の地点－中間の地点－東京以外の日本国内の地点－以遠の地点
3 いづれか一方の締約国の又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いづれかの又は全ての飛行に当たりそ の指定航空企業の選択によつて省略することができる。

審査報告書

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十一日

憲法審査会会長 小坂 憲次
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条第一項、第十二条及び第十二条の規定により必要な措置を講ずることとされてゐる事項に關し、本法の施行後四年を経過するまでの間憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を満二十年以上とし、本法の施行後速やかに年齢満十八以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに国民主権及び間接民主制の趣旨にのつとり、立法措置によって可能とことができるかどうかについて、徹底的に審議を尽くすこと。

四、本法律の施行に当たり、政府にあつては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それら論理的な追論の結果として示されたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更することができるとなるよう、必要な法制

ぐ、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、このようなことを前提に検討を行つた結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合に、これを変更することがおよそ許されないと認めると、政府自身も憲法の解釈の変更に関する審議で明らかにしているところであり、それを十分に踏まえること。

五、本法律の施行に当たり、政府においては、前項に基づき、解釈に当たつては、立憲主義及び国民主権の原理に基づき、憲法規範そのものに対する国民の信頼を保持し、かつ、日本国憲法を國の最高法規とする法秩序の維持のために、取り組むこと。

六、本法律の施行に当たつては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の國權の最高機關としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方による原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

七、選挙権年齢については、民法で定める成年年齢に先行して本法律の施行後二年以内を目途に、年齢満十八以上の者が国政選挙等に参加することができるよう、必要な法制上の措置を講ずること。

八、選挙権年齢に係る法制上の措置の検討に際しては、憲法前文において国民主権と間接民主制の原理をともに人類普遍の原理として位置付けていること等を十全に踏まえて取り組むこと。

九、政府は、憲法改正国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満十八年以上」に引き下げられる場合、国民に対する憲法改正手続や国民投票制度について、より一層の周知啓発その他必要な措置を講ずるものとすること。

十、政府は、遅くとも本法律の施行の四年後には年齢満十八以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実及び深化を図ること。

十一、政府は、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制について、表現の自由、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を不当に侵害することとならないよう、ガイドラインを作成する等、禁止される行為と許容される行為を明確化するための必要な措置を講ずること。

十二、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。

十三、地方公務員の政治的行為について、国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐこととすること。

十四、政府は、本法律の施行に当たり、国民投票

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

七〇

運動を行う公務員に萎縮的効果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。

十五、本法律の附則第四項に定める組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方について検討を行う際には、その規制の必要性及び合理性等について十分な検討を行うこと。

十六、国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲については、適宜検証を行うこと。

十七、一般的国民投票制度については、本法律の附則第五項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国民投票の手続、効力等に関し、憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。

十八、最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正国民投票において国民主権を直接行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑惑が生じないようにすることを念頭に置き、速やかに結論を得るよう努めること。

十九、テレビ・ラジオの有料広告については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重しつつ、憲法改正案に対する賛成・反対の意見が公平に扱われるよう、その方策の検討を速やかに行うこと。

二十、本附帯決議で新たに付された項目を含め、日本国憲法の改正手続に関する法律制定時の附帯決議については、改めてその趣旨及び内容を十分に踏まえ、各項目を精査し、その実現のために必要な措置を講ずること。

右決議する。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成二十六年五月九日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

れてはいる他の政治的行為を伴う場合は、この限りない。

第一百一条第一項中「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為(以下「国民投票運動」という。)」を「国民投票運動」に改める。

第二条第一項中「いう」の下に「。第百条の二において同じ」を加える。

第百条の次に次の二条を加える。
(公務員の政治的行為の制限に関する特例)
第一百条の一 公務員(日本銀行の役員(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第二十六条第一項に規定する役員をいう。)を含み、第二百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)は、公務員の政治的目的をもつて行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為(以下この条において単に「政治的行為」という。)を禁止する他の法令の規定(以下この条において「政治的行為禁止規定」という。)にかかるわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び

う。)に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができることとなるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和二十九年法律第二百号)、民法(明治二十九年法律第二百九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 (法制上の措置)

第一 中央選舉管理会の委員及び中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選舉管

理委員会の委員及び職員

二 国民投票広報協議会事務局の職員

三 裁判官

四 檢察官

五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六 警察官

附則第三条を次のように改める。
第三条 削除
附則第十一条及び第十二条を削る。

附則 第一 条及び 第二条を削る。

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をい

審査報告書

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十二日

農林水産委員長 野村 哲郎
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業の扱い手に対する経営安定

のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る交付基準の変更等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、平成二十七年度以降計上される。

附帯決議

我が国の農業・農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の担当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくとともに、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持・發揮を促進することが重要である。

よつて政府は、両法の施行に当たり、次の事項

の実現に万全を期すべきである。

一 今後の農業・農村政策については、農業の有

する多面的機能の確保を図りつつ、農産物の再

生産可能な農業所得の確保による農業生産の継

続及び農業経営の安定を図ることを旨として、

められている食料・農業・農村基本計画の見直

しの検討に当たっては、その旨を十分斟酌する

こと。

二 農業・農村の維持・発展における重要性に鑑

み、認定農業者及び認定就農者の認定に当たつては、意欲と能力のある多様な農業者が幅広く

認定されるよう、弾力的に運用すること。

三 地域農業の維持・発展に集落営農が果たす重

要な役割に鑑み、その組織化に向けた合意形成

を促進することともに、法人化等集落営農の經營

認定された取組を支援すること。

四 飼料用米の取組に当たっては、我が国の貴重

な農業資源である水田がフルに活用され、食料

発展に向けた取組を支援すること。

五 自給率の向上及び水田経営と畜産経営の安定的

な発展が図られるよう、耕種部門と畜産部門の

円滑な連携体制の構築、流通体制の整備、関連

施設の整備・導入、多収性専用品種の開発・栽

培技術の確立・普及及び種子の確保、飼料用米

の給与技術の確立・普及、飼料用米を給与した

畜産物のブランド化を総合的・一体的に推進す

るとともに、その具体的な道筋を明らかにする

よう努めること。

六 収入保険の検討に当たっては、対象品目に関

し、幅広い観点から分析し、検討を行うこと。

七 農業の扱い手の経営安定及び農業の有する多

面的機能の発揮の促進を図るための施策の推進

に当たっては、手続の簡素化等を一層進めるとともに、客觀的かつ中立的な第三者機関の設置

により、施策の取組と効果発現の状況の評価を

行い、適時適切な見直しを行うこと。その際、

中長期的な展望に立つて評価・見直しを行い、

現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性

に十分留意すること。

八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村

地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林

水産省はもとより関係府省との有機的連携によ

り、地域資源を活用した産業の創造、都市と農

村の交流、生活環境の保全・整備等農村振興施

策を一體的かつ総合的に推進すること。

知すること等により、農業者の主体的かつ積極的な経営判断を促すこと。

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

右決議する。

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

平成二十六年四月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

(小字は衆議院修正)

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

が一体的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。

第一条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであつて、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「特定対象農産物(対象農産物の販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため」を「生産条件不利補正対象農産物を生産する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

第三条第一項第二号中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に改め、同項第一項中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に、「年度における当該生産条件不利補正対象農産物」に、「期間平均生産面積」を「作付面積として農林水産省令で定めるもの」に改め、同条第三項中「特定対象農産

物」を「生産条件不利補正対象農産物」に改め、同条第四項中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物に改め、「合算したの下に「金額から調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た」を加え、同条第五項中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に改め、同条第六項中「又は」を「若しくは」に、「一定める」を「定め」又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに、「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に、「補てん」を「補填」に改め、同条第七項中「定めよう」を「定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正しよう」に改める。

第四条第一項中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に、「これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(「を「収入減少影響緩和対象農産物を生産する対象農業者(収入減少影響緩和対象農産物に係る)に改める。

第五条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「新法」という。)第二条から第四条までの規定は、平成二十七年度の予算に係る新法

第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係るこの法律による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

二号中「期間平均生産面積」を「作付面積」に改める。

(収入変動に対する総合的な施策の検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

審査報告書

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十二日

農林水産委員長 野村 哲郎
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

第四条前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人農畜産業振興機構法(一部改正)第五条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一、費用

本法律施行に必要な経費は、平成二十七年度以降計上される。

第十一條第一号中「期間平均生産面積(同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。)」を「作付面積」に改め、同条第

附帯決議

我が國の農業・農村の発展を図つていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくとともに、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持・發揮を促進することが重要である。

よつて政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 今後の農業・農村政策については、農業の有する多面的機能の確保を図りつつ、農産物の再生産可能な農業所得の確保による農業生産の継続及び農業経営の安定を図ることを旨として、総合的かつ強力に推進することともに、現在、進められている食料・農業・農村基本計画の見直しの検討に当たつては、その旨を十分斟酌すること。

二 農業・農村の維持・発展における重要性に鑑み、認定農業者及び認定就農者の認定に当たつては、意欲と能力のある多様な農業者が幅広く認定されるよう、弾力的に運用すること。

三 地域農業の維持・発展に集落営農が果たす重要な役割に鑑み、その組織化に向けた合意形成を促進するとともに、法人化等集落営農の経営発展に向けた取組を支援すること。

四 飼料用米の取組に当たつては、我が国の貴重な農業資源である水田がフルに活用され、食料自給率の向上及び水田經營と畜産經營の安定的な発展が図られるよう、耕種部門と畜産部門の円滑な連携体制の構築、流通体制の整備、関連施設の整備・導入、多収性専用品種の開発・栽

培技術の確立・普及及び種子の確保、飼料用米の給与技術の確立・普及、飼料用米を給与した

畜産物のブランド化を総合的・一体的に推進するとともに、その具体的な道筋を明らかにする

よう努めること。

五 一連の農政改革による環境変化の下、営農類型別・地域別のモデルを示すとともに、米について、需給・価格に関する情報提供を行い、周知すること等により、農業者の主体的かつ積極的な経営判断を促すこと。

六 収入保険の検討に当たつては、対象品目に關し、幅広い観点から分析し、検討を行うこと。

七 農業の扱い手の経営安定及び農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るための施策の推進に当たつては、手続の簡素化等を一層進めるとともに、客觀的かつ中立的な第三者機関の設置により、施策の取組と効果発現の状況の評価を行ひ、適時適切な見直しを行うこと。その際、中長期的な展望に立つて評価・見直しを行い、現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性に十分留意すること。

八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林水産省はもとより関係府省との有機的連携により、地域資源を活用した産業の創造、都市と農村の交流、生活環境の保全・整備等農村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。

九 農業を成長産業とするためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品を輸出戦略物資と位置付け、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進が一体的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。

右決議する。

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

強力に推進すること。

これを推進するための措置等について定め、もつて国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農業の有する多面的機能は、その發揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な發揮により、将来にわたつて国民がその恵沢を享受することができるように、農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。

2 農業の有する多面的機能の發揮の促進に当たつては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたつて農業者その他地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能發揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、こ

第三条 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる

食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

2 この法律において「農用地」とは、耕作の目的

又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧のために供される土地をいう。

3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者(以下「農業者団体等」という。)が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(これらの施設と一体的に管理することが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。)の管理に関する事業であつて、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

イ 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

ロ 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

二 中山間地域等(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。)における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業

三 自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業

四 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業として農林水産省令で定めるもの

第五条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

(基本指針)

第四条 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

三 次条第一項に規定する促進計画の作成に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項

二 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

三 多面的機能発揮促進事業に関する重要な事項

四 前二号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

三 都道府県知事は、基本指針を定めようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

四 都道府県知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

五 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(促進計画)

第六条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)を作成する。

二 促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 促進計画の区域

二 促進計画の目標

三 第一号の区域内においてその実施を推進す

る多面的機能発揮促進事業に関する事項

「基本方針」という。)を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

(基本指針)

第四条 第一号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

三 促進計画は、農業振興地域整備計画その他の法規の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 市町村は、促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付しなければならない。

6 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

(事業計画の認定)

第七条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第二項第一号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者

団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。

2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 多面的機能発揮促進事業の目標

二 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項

<p>イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域</p> <p>口 第三条第三項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項についての管理に関する事項を記載することができる。</p>	
<p>4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項についての管理に関する事項を記載することができる。</p> <p>(事業計画の変更等)</p> <p>5 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。</p> <p>二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。</p>	<p>4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項についての管理に関する事項を記載することができる。</p> <p>(事業計画の変更等)</p> <p>5 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。</p> <p>二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。</p>
<p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第四項から第六項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。(費用の補助)</p> <p>6 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第二項第四号の規定による委託を受けて行う当該土地改良施</p>	<p>規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む)を公表しなければならない。</p> <p>(農業振興地域の整備に関する法律の特例)</p> <p>2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。</p>
<p>第十条 認定事業の実施区域内の一団の農用地の所有者は、特定市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」という。)として定めることができる。</p> <p>2 前項の要請に基づき、特定市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一條第三項から第十一項まで(これらの規定を同法第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一条 農業振興地域の整備に関する法律第十一条 第一条の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第三条に規定す</p>	<p>し、認定事業(第三条第三項第四号に掲げる事業を除く。第十一條において同じ。)の実施に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。</p>

<p>（国等の援助等）</p> <p>目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更是、当該変更に係る土地が認定事業の実施区域(第六条第二項第四号)の規定により定められた区域内のものに限る。内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、当該認定事業の実施期間が満了していることその他の農林水産省令で定める要件を満たす場合に限り、することができる。</p> <p>（土地改良法の特例）</p> <p>第十二条 都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等(第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)の同意をした相手方であるものに限る。)に対し、当該同意に係る施設の管理の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項の規定による委託について準用する。この場合において、同条第二項中「国営土地改良事業」とあるのは「都道府県営土地改良事業」と、</p> <p>「土地改良財産たる土地改良施設(農林水産省令で定める」とあるのは「土地改良施設(農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律第七条第四項(同法第八条第四項において準用する場合を含む。)の同意に係る」と、「準拠して」とあるのは「準拠するとともに、同法第八条第二項に規定する認定事業計画に記載された同法第七条第三項に規定する当該土地改良施設についての管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>（報告の徴収）</p> <p>第十四条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者団体等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。</p>	
<p>（審査報告書）</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成二十六年六月十二日</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>文教科学委員長 丸山 和也</p>	<p>（附帯決議）</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>一、本法施行後、教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。</p> <p>二、新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行ふこと。</p> <p>三、教育委員会は、レイマンコントロールの趣旨を踏まえ、権限が強化される新教育長による事務執行を地域住民の視点に立って、厳格にチェックすること。</p> <p>四、新教育長については、その権限が強化されることに鑑み、大学等における研修を充実させることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとす</p>
<p>る等の必要な見直しを行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用</p> <p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p> <p>（附則）</p> <p>1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（附帯決議）</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>一、本法施行後、教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。</p> <p>二、新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行ふこと。</p> <p>三、教育委員会は、レイマンコントロールの趣旨を踏まえ、権限が強化される新教育長による事務執行を地域住民の視点に立って、厳格にチェックすること。</p> <p>四、新教育長については、その権限が強化されることに鑑み、大学等における研修を充実させることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとす</p>	

り、人数を増やす等、教育委員会の活性化を促進する取組を推進すること。また、教育委員会事務局の職員についても、研修制度の充実や行政部局との人事交流等により、その能力向上を図ること。また、今回の改正によって教育委員会事務局の業務量が増える可能性があることから、小規模な地方公共団体については、指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ること。

六、学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるように、学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

七、首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求める。特に、教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域住民の意向が大綱に適切に反映されるよう努めること。

八、総合教育会議において、首長及び教育委員会は、相互の役割・権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、調整を図ること。また、いじめ事案など重大かつ緊急な対応をする事案については、適切かつ迅速に対処し、地域住民に対して教育行政における責任を果たすこと。

九、地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委員会や総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。

十、新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

右決議する。

員会や総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。
(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十一条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月二十日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

官

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。(総合教育会議)

一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十一号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「・第一条の二」を「-第一条の四」に、

「委員及び」を「教育長及び委員並びに」に、「第十

五条」を「第十六条」に改め、「教育長及び」を削り、「第十六条-第二十二条」を「第十七条-第二十二条」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改め

十一条に、「第二十三条」を「第二十一条」に改め

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

第一章中第一条の二の次に次の二条を加える。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

二 地方公共団体の長

二二 教育委員会

三 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

四 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると斟酌するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

五 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当つて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関する意見を聴くことができる。

六 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

七 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

八 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

九 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の

と見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置

十、新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

十一、新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

第一条中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同条第一項中「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第三条中「五人」を「教育長及び四人」に改め、同条第一項中「六人」を「教育長及び五人」に、「三人」を「教育長及び二人」に改める。

第四条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「委員の任命」を「教育長及び委員の任命」に改め、「定数」の下に「に一を加えた数」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改め、同項第一号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第五条第一項中「委員の任期は、四年」を「教育長の任期は三年」とし、委員の任期は四年」に改め、同項中「補欠の」の下に「教育長又は」を加え、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に改め、同条第四項中「委員は、非常勤」を「教育長は、常勤」に改め、同条第六項中「委

育長及び委員」を加える。

第七条第一項中「長は、」及び「その他」の下に「教育長若しくは」を加え、「これ」を「その教育長又は委員」に改め、同条第二項中「委員のうちその定数」を「教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数」に、「委員が」を「教育長又は委員が」に、「委員を」を「教育長又は委員を」に改め、同条第三項中「委員のうちその定数」を「教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数」に、「委員の数が委員の定数」を「教育長及び委員の数が委員の定数に一を加えた数」に改め、「得て、」の下に「教育長又は」を加え、同項中「なかつた」の下に「教育長又は」を加え、同条第四項中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第八条第一項中「対し、」の下に「教育長又は」を加え、同条第二項中「前項の規定による」と「教官」に改め、「得て、」の下に「教育長又は」を加える。

第九条第一項中「委員」を「教育長及び委員」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第四条第二項各号の一に」を「第四条第二項各号のいずれかに」に改める。

第十一条第四項の次に次の二項を加える。

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

第十六条を削る。

第一章第一節中第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第五条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に、「出席委員」を「出席者」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員又は委員」を「教育長」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に改め、同条第四項中「委員は、非常勤」を「教育長は、常勤」に改め、同条第六項中「委員は、常勤」を「教育長は、常勤」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

員」を「教育長」に改め、「基本理念」の下に「及び大綱」を、「則して」の下に「かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「委員」を「教育長」に改め、同項を同条第六項とし、同項を「教育長」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、當利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら當利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかななる事業若しくは事務にも従事してはならない。

第十三条第七項中「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「委員は」を「教育長及び委員は」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

8 第十三条第七項中「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「委員は」を「教育長及び委員は」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

第十三条に次の二項を加える。

第十二条の見出しを「教育長」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「委員長」を「教育長」に、「会議を主宰し」を「会務を総理し」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「委員長」を「教育長」に、「教育委員会の指定する」を「その指名する」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十三条とする。

第十二条の次に次の二項を加える。

第十二条 前条第一項から第三項まで、第六項及

び第八項の規定は、委員の服務について準用する。

2 委員は、非常勤とする。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第二章第二節中第十七条を削り、第十八条を第十七条とする。

第十九条第七項中「教育長の推薦により」を削り、同条を第十八条とする。

第二十条を削る。

第二十一条中「第十九条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条の見出し中「教育長及び」を削り、同条中「教育長及び第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第三章中第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中「長は」の下に「大綱の策定に関する事務のほか」を加え、同条を第二十二条とする。

第二十四条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十一条とする。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第二十六条を第二十五条とする。

第二十七条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第二十六条规定する。

第二十七条の二中「第二十四条第二号」を「第二十二条第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十二条ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第三十四条中「定が」を「定めが」に改め、「教育長の推薦により」を削る。

第三十七条第二項中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第三十八条第三項を削り、同条第四項中「第二十五条第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十条中「の保護の」を「に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある」と見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するに改める。

第五十四条の二中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条规定する」。

第五十五条第三項ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第三十九条を「第二十一条」に改め、同条第六項中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、「教育委員会の」の下に「教育長又は」を加え、同条第九項及び第十項中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条」を「第二十二条」に改め、「教育委員会の」の下に「第二十三条第一項」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条规定する」。

第三十九条を「第二十二条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十一条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条规定する」。

第五十一条中「第二十四条の二第一項」を「第二十二条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十一条」に改める。

第三十九条を「第二十一条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条规定する」。

第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条及び第五十九条第六項の規定は、適用せず、旧法第二章(第二一条を除く)、第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、第三十九条を「第二十一条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条规定する」。

第五十三条第一項を「第二十二条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十一条」に改める。

第五十四条の二中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条规定する」。

第五十五条第三項ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十六条、第五十七条、第五十八条及び第六十条第六項の規定は、第三十九条を「第二十一条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十三条规定する」。

第五十七条第一項を「第二十二条」に改め、「第二十二条第一項」を「第二十一条」に改める。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二条の規定 公布の日

二 附則第二十条の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)の公布の日

三 附則第二十二条の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)の公布の日

3 前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日)。附則第五条において同じ。)において旧法第十一条第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(新教育長の任命に関する経過措置)

第三条 新法第四条第一項の規定による新法第十一条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下この条において「旧法」とい

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(新たに任命される委員の任期の特例)

第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第五条第一項の規定にかかるらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

(新教育長が任命されるまでの間の経過措置)

第五条 施行日(附則第二条第一項の場合にあつては、旧教育長の委員としての任期が満了する日)以後最初に新法第四条第一項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、地方公共団体の長は、委員のうちから、新教育長の職務を行ふ者を指名することができる。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「教育委員会」の下に「教育長又は」を加える。

第一百二十二条第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

第一百八十二条の二中「委員長」の下に「(教育委員会にあつては、教育長)」を加える。

の下に「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加え、同条第四項中「委員会の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

(教育委員会にあつては、教育長及び委員)

「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

(第二百五十二条の十一第一項中「委員会の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

(第二百五十二条の十一第一項中「委員会の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」を加える。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第二条第一項の場合においては、前

条の規定による改正後の地方自治法第十三条第三項、第一百二十二条第一項、第一百八十二条の二、

第一百八十二条の五第六項及び第七項、第二百四条第一項、第二百五十二条の九第二項及び第四

項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項の規定は適用せず、前条の規定によ

る改正前の地方自治法第十三条第三項、第一百二十二条第一項、第一百八十二条の二、第一百八十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項

の五第六項及び第七項、第二百四条第一項、第一百五十二条の九第二項及び第四項、第一百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項

の規定は、なおその効力を有する。

(教育委員会の教育長)に改める。

第一百二十二条第一項中「委員長」の下に「(教育委員会にあつては、教育長)」を加え、同条ただし書の規定は、なおその効力を有する。

(教育公務員特例法の一部改正)

第一百八十二条の二中「(教育委員会にあつては、教育長)」を「(ただし)」に改める。

第一百四条第一項中「の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長)」を加える。

第二百四条第一項中「の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長)」を加える。

第三節 専門的教育職員 第十六条を次のように改める。

(第十六条 削除)

第九条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

(社会教育法の一部改正)

第十条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「教育長を経て」を削り、「左の」を「次の」に改める。

第二十八条中「教育長の推薦により」を削る。

(社会教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は適用せず、前条

の規定による改正前の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正

(昭和三十九年法律第六号)の一部を次のように改

第八条第一項中「これらの委員」を「監査委員、教育委員会の教育長若しくは委員、公平委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

(第九条 第二項中「教育委員会」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条第一項本文及び附則第八条及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第八条」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定日から起算して四年を経過した日の前日までの間において任命される新村の教育委員会の教育長及び委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条第一項本文の規定にかかるらず、二年とし、指定日から起算して四年を経過した日以後最初に任命される新村の教育委員会の委員の任期は、同項本文の規定にかかるらず、その定数が四人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、同法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数が五人以上の場合にあつては、次の各号に掲げる数(その数に未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする)に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とし、同条ただし書の条例の定めるとところによりその定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数が二人の場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする。この場合におい

一 委員の任期は、当該新村の長が定める。	二 委員の定数に四分の一を乗じて得た数四年
三 委員の定数から一を減じて得た数に四分の一を乗して得た数三年	四 委員の定数から三を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数一年
（地方公務員災害補償法の一部改正）	（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第十三条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改める。	第十七条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正
（地方公務員災害補償法の一改正に伴う経過措置）	（二十四条第二号）を「第二十二条第二号」に改め、「第二十七条の二」を「第二十七条の五」に改め、「第二十七条の三」を「第二十七条の四」に改め、「第二十七条の四」を「第二十七条の五」とする。

第十四条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第十一条第三項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。（構造改革特別区域法の一部改正）	第十五条 第二十九条第一項のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十九条第三項の改正規定中「第十九条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同法第二十三条第二号、第三号、第五号及び第十号の改正規定中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改め、同法第二十四条の改正規定中「第二十四条」を「第二十二条」に改め、同法第二十六条第二項第六号の改正規定中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、「第二十五条第二項第六号」を「第二十二条第二项第六号」に改め、「第二十七条の二」を「第二十七条の三」とする。
（地方公務員災害補償法の一改正に伴う経過措置）	（二十四条第二号）を「第二十二条第二号」に改め、「第二十七条の二」を「第二十七条の五」に改め、「第二十七条の三」を「第二十七条の四」に改め、「第二十七条の四」を「第二十七条の五」とする。

第五十四条の二の改正規定	第五十四条の二中
（地方公務員災害補償法の一改正に伴う経過措置）	（二十四条第二号）を「第二十二条第二号」に改め、「第二十七条の二」を「第二十七条の五」に改め、「第二十七条の三」を「第二十七条の四」に改め、「第二十七条の四」を「第二十七条の五」とする。

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その一)

投票者氏名

八一

- 2 前項の場合において、附則第十五条のうち構造改革特別区域法第二十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正規定中「第二十七条の二」を「第二十七条」とあるのは「第二十七条の六」を「第二十七条の五」とする。

- 3 前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。
 (いじめ防止対策推進法の一部改正)
 第十九条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一条)の一部を次のように改正する。
- 第三十条第四項中「第二十三条」を「第二十一條」に改める。
- 第二十条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部を次のように改める。
- 附則第九条中教育公務員特例法第十六条第一項の改正規定を削る。

十一の次に四条を加える改正規定 第二百五十二条の二十一の二第三項第一号及び第四号並びに第四項に係る部分に限る。)中「委員長」の下に「(教育委員会にあつては、教育長)」を加える。

(政令への委任)
 第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

- 投票者氏名
 日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
 日程第二 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
 日程第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

- 運営に関する法律第二十二条の改正規定中「第二十二条」を「第二十条」に改め、「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、「を削る。
 (地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)
 第二十一条 地方自治法の一部を改正する法律の一部を次のように改める。
 第二編第十二章第一節中第二百五十二条の二

賛成者氏名	愛知	治郎君	青木	一彦君	二二八名
岩井 茂樹君	赤池 誠章君	赤石 清美君	有村 治子君	井原 巧君	
岩城 光英君	石井 正弘君	石井 昌宏君	石井 準一君	石井 浩郎君	
	石井 碩崎	石井 陽輔君	猪口 邦子君	石井みどり君	
	林 芳正君	石田 長峯	中原 八一君	中川 雅治君	中曾根弘文君
	福岡 資麿君	羽生田 俊君	西田 昌司君	豊田 俊郎君	松司君
	馬場 成志君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
	櫻井 充君	長谷川 岳君	二之湯武史君	大久保 勉君	塚田 一郎君
	芝 博一君	橋本 聖子君	二之湯	小川 敏夫君	江田 五月君
				江崎 孝君	江崎
				小川 勝也君	小川 勝也君
				尾立 源幸君	尾立 源幸君
				大島九州男君	大塚 耕平君
				大野 元裕君	加藤 敏幸君
				風間 直樹君	金子 洋一君
				神本美恵子君	北澤 俊美君
				郡司 彰君	小西 洋之君
				斎藤 嘉隆君	小見山幸治君

平成二十六年六月十三日

参議院会議録第三十一号(その一)

投票者氏名

小西 洋之君	小見山 幸治君	小林 正夫君	石井 準一君
櫻井 充君	櫻葉賀津也君	芝 博一君	石井 正弘君
田中 直紀君	田中 直嶌君	田城 郁君	石田 昌宏君
徳永 エリ君	直嶌 正行君	那谷屋正義君	磯崎 仁彦君
難波 奕二君	野田 国義君	津田弥太郎君	陽輔君
林 久美子君	白 真敷君	西村まさみ君	岩井 茂樹君
福山 哲郎君	藤田 幸久君	羽田雄一郎君	宇都 隆史君
前川 清成君	牧山ひろえ君	浜野 喜史君	江島 潔君
柳田 稔君	水岡 俊一君	山口 成文君	松田 公太君
蓮 航君	安井美沙子君	山口 賢一君	行田 邦子君
荒木 清寛君	柳澤 光美君	和田 和之君	中西 健治君
魚住裕一郎君	吉川 沙織君	和田 政宗君	井上 義行君
佐々木さやか君	森本 真治君	井上 哲士君	柴田 巧君
竹谷とし子君	藤本 祐司君	倉林 智子君	中野 正志君
長沢 広明君	前田 武志君	田村 明子君	藤巻 健史君
西田 実仁君	増子 輝彦君	辰巳孝太郎君	江口 克彦君
平木 大作君	柳澤 光美君	山下 芳生君	田中 邦彦君
山口那津男君	吉川 沙織君	又市 征治君	室井 邦彦君
若松 謙維君	河野 公造君	荒井 広幸君	江口 亮彦君
東 徹君	杉 義博君	平野 達男君	茂君
山本 博司君	矢倉 久武君	谷 亮子君	茂君
川田 龍平君	横山 新妻	輿石 東君	井上 義行君
小野 次郎君	アントニオ猪木君	○名	井上 義行君
片山虎之助君	信一君	反対者氏名	儀間 光男君
有村 治子君	愛知 赤池 誠章君	日程第五 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	寺田 典城君
井原 巧君	赤石 青木	賛成者氏名	清水 貴之君
中曾根弘文君	清美君	二二四名	石井 みどり君
中原 八一君	八一彦君		西田 昌司君
大久保 勉君			野上浩太郎君
大島九州男君			野村 哲郎君
小川 敏夫君			長谷川 岳君
江田 五月君			橋本 聖子君
小川 勝也君			西田 智君
江崎 通宏君			二之湯 武史君
石上 俊雄君			西田 昌司君
相原久美子君			野村 哲郎君
石橋 美樹君			長峯 誠君
渡邊 雅史君			西田 昌司君
脇 雅史君			西田 昌司君
吉田 博美君			西田 昌司君
山本 順三君			西田 昌司君
吉田 卓治君			西田 昌司君
山本 一太君			西田 昌司君
吉川ゆうみ君			西田 昌司君
若林 健太君			西田 昌司君
吉川ゆうみ君			西田 昌司君
足立 信也君			西田 昌司君
渡辺 猛之君			西田 昌司君
足立 信也君			西田 昌司君
有田 芳生君			西田 昌司君
石橋 美樹君			西田 昌司君
尾立 源幸君			西田 昌司君
小川 勝也君			西田 昌司君
孝君			西田 昌司君

官報(号外)

芝	吉田	山本	順三君
博一君	博美君	吉田	吉川ゆうみ君
斎藤	脇邊	吉田	渡邊雅史君
小林	渡邊	吉田	吉田博美君
郡司	佐々木さやか君	吉田	吉田健太君
正夫君	魚住裕一郎君	吉田	吉川ゆうみ君
嘉隆君	佐々木さやか君	吉田	吉川ゆうみ君
彰君	竹谷とし子君	吉田	吉川ゆうみ君
博一君	長沢広明君	吉田	吉川ゆうみ君
櫻井	西田実仁君	吉田	吉川ゆうみ君
充君	平木大作君	吉田	吉川ゆうみ君
櫻葉賀津也君	山口那津男君	吉田	吉川ゆうみ君
小西洋之君	山本博司君	吉田	吉川ゆうみ君
小見山幸治君	若松謙維君	吉田	吉川ゆうみ君
俊美君	了君	吉田	吉川ゆうみ君

反対者氏名

一二二名

足立	有田	石橋	江崎	小川	尾立	大島	大野	風間	神本	神本
信也君	芳生君	通宏君	孝君	勝也君	源幸君	九州男君	元裕君	直樹君	美恵子君	美恵子君

倉林	紙	井上	和田	山口	水野	松沢	田中	江口	室井	中野
明子君	智子君	哲士君	政宗君	和之君	賢一君	成文君	茂君	克彦君	邦彦君	正志君

小池	吉良よし子君	市田	渡辺忠義君	山田	山田	行田	中西	松田	中山	寺田

田村	智子君	大門	寒紀史君
辰巳孝太郎君	山下芳生君	福島みづほ君	仁比聰平君
又市征治君	平野達男君	吉田忠智君	吉田工リ君
東君	東君	山本慶字君	山本太郎君

田中	直紀君	大門	寒紀史君
徳永	正行君	福島みづほ君	仁比聰平君
直嶋	正行君	吉田忠智君	吉田工リ君
難波	眞勲君	山本慶字君	山本太郎君
白	眞勲君		
藤本	健三君		
前田	武志君		
藤末	輝彦君		
増子	輝彦君		
森本	真治君		
柳澤	光美君		
吉川	沙織君		
アントニオ猪木君			
小野次郎君			
川田龍平君			
寺田典城君			
清水貴之君			
中山恭子君			
寺田勇一君			
行田邦子君			
中西健治君			
松田公太君			
山田太郎君			
薬師寺みちよ君			

官報(号外)

第明治三十三年五月三日
種郵便物認可

平成二十六年六月十三日 参議院議會第三十一号(その一)

官報号外 平成11十六年六月十日

○ 第四百六十回 参議院内閣審議会第十一回 (平成11)

(本件(ふのう)参考)

調査報告書

内閣の統治機構等に関する調査
右の件について別紙のとおりの申述書を付す。

平成11十六年六月十一日

参議院議員 田舎 田路謙

國の統治機構に関する調査報告書

(中間報告)

目 次

第1 調査の経過 1

第2 調査の概要 2

1 参考人からの意見聴取及び主な議論 2
(1) 議院内閣制の現代的課題について(平成25年11月27日)

意見の概要

明治大学法科大学院教授 駿河台大学法科大学院教授兼法学部教授
主な議論 7

平成11十六年六月十日 参議院内閣審議会第十一回(ふのう) 調査報告書

(2) 内閣の総合調整機能及び国会との関係について(平成26年2月19日)

意見の概要

元内閣官房長官

社会福祉法人京都太陽の園理事長

野中廣務参考人 13

主な議論 15

(3) 内閣の総合調整機能及び国会との関係について(平成26年4月2日)

意見の概要

元内閣官房副長官

一般財團法人地方自治研究機構会長

石原信雄参考人 21

主な議論 22

(4) 議院内閣制での参議院の果たすべき役割について(平成26年4月9日)

意見の概要

元参議院行政監視委員長

山下栄一参考人 32

成蹊大学法学部教授

高安健将参考人 33

主な議論 35

(5) 中央省庁等改革及び独立行政法人制度について(平成26年5月14日)

意見の概要

東京大学先端科学技術研究センター教授
元人事院総裁
一橋大学大学院法学研究科教授
主な議論 48

牧原 出参考人 43

中島忠能参考人 45

只野雅人参考人 46

主な議論 48

2 委員間の意見交換 56

第3 主要論点別の整理 64

議院内閣制 64

内閣及びその機能強化 65

内閣と国会の関係 70

国会及びその機能強化 70

参議院の在り方 71

政治システムと政治改革 74

基本法としての憲法 75

第1 調査の経過

参議院国と統治機構に関する調査会は、立法院、行政官等の統治機構の在り方及び國と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会（臨時会）の平成25年8月7日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事会等における協議を経て、「時代の変化に対応した國の統治機構の在り方」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の1年目においては、当面の調査項目として「議院内閣制における内閣の在り方」を取り上げて調査を行うこととした。

第185回国会（臨時会）においては、平成25年11月27日、議院内閣制の現代的課題について、参考人明治大学法科大学院教授高橋和之君及び駿河台大学法科大学院教授兼法学科教授成田憲彦君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

第186回国会（常会）においては、平成26年2月19日、内閣の総合調整機能及び国会との関係について、参考人元内閣官房長官・社会福祉法人京都太陽の園理事長野中廣務君から、4月2日、同内容について、参考人元内閣官房副長官・一般財團法人地方自治研究機構会長石原信雄君から、4月9日、議院内閣制下での参議院の果たすべき役割について、参考人元参議院行政監視委員長山下栄一君及び成蹊大学法学院教授高安健将君から、5月14日、中央省庁等改革及び独立行政法人制度について、参考人東京大学先端科学技術研究センター教授牧原出君、元人事院総裁中島忠能君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

以上の調査を踏まえ、平成26年5月21日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、政治主導に向けた首相による行政の指揮監督、分担管理原則の在り方、内閣の機能強化と内閣官房・内閣府の在り方の見直し、参議院の果たすべき役割等について意見が述べられ、これらを受けて主要論点別の整理を行った。

第2 調査の概要

1 参考人からの意見聴取及び主な議論

（1）議院内閣制の現代的課題について（平成25年11月27日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

明治大学法科大学院教授 高橋 和之 参考人

憲法は、統治機構に関する議論は、議院内閣制は前者に属する。後者は法の執行方法に関するルールを定めており、議院内閣制は後者に属する。後者は議院内閣制の問題を考える上で、直接民主政と媒介民主政という区別が役立つ。直接民主政の運用とは、選挙を通じて国民が事実上、直接首相とその政策を選択する形で議院内閣制が機能する場合を指し、イギリスが典型例とされる。媒介民主政の運用とは、首相及びその基本政策の選択が選挙の結果としては明確に表れず、議会内の諸党派の話し合いによって決定されるもので、ベルギーやオランダ、北欧諸国等が例とされる。議会での議論は、直接民主政においては、既に選挙で基本政策の選択が行われているため対決型となる。一方、媒介民主政においては、党派間の妥協と合意を模索する協調型となる。

我が国の、いわゆる55年体制下の議院内閣制の運用は、媒介民主政的であった。国民は選挙を通じて体制を選択するに過ぎず、首相と基本政策は選挙後に与党内の話合いで決定されるのが通常であった。

当時、学説やメディアの支配的論調は議会制民主主義論であり、国民の多様な意見を忠実に反映した国会が政策を決定し、それを内閣が官僚機構を使って忠実に執行することこそ憲法が規定する政治の在り方であるとされた。国民の意思が国会に反映されていないとしていわゆる腐敗選挙や庶民不均衡が批判され、また代表者による議論や合意形成が適正に行われていないとして强行採決や議事妨害

等が批判してきた。これは媒介民主政治的な理解を基礎にした批判であった。

また議会制民主主義論者から、官僚の要請を受けて内閣から提案された法案と予算が十分な審議を経ずに可決されており、官僚が実質的に政策を決定し、議会による決定が空洞化しているとの批判もなされた。特に経済成長の停滞を契機に、国民に痛みを与える決定を民主的正統性を欠く官僚が行うことへの批判が強まつた。官僚に代わる政策決定主体としては議会が想定されるが、国際化が一層進む中、臨機応変な対応ができる機関は、議会ではなく内閣である。

政治においては、国家や社会が求める政策を提言し、支持者を獲得するアクションを起こすことが必要である。同時に、アクションの暴走を防ぐためのコントロールも必要となる。これを議院内閣制の運用に当てはめると、アクションは内閣、コントロールは議会が主たる相手となる。議会制民主主義論が、決定を担う議会と執行を担う内閣という役割分担で議院内閣制を捉えるのとは異なっている。内閣によるアクションに民主的正統性の確保が必要となるため、内閣は議会の信任よりは国民の直接的信頼に基づくべきであると考えたことから、国民内閣制的運用と呼んでいる。これはイギリス型をモデルとして、我が国に適用させようとしたものである。

議会制民主主義論のように国会の役割を政策決定と見る場合、二院制は両院相互の抑制、均衡を通じてアクションの行き過ぎを抑制する制度となる。これに対して国会の役割をコントロールと見る国民内閣制論では、二院制においては、両院のコントロールが同質だと二重になって強化されるため、アクションに優越してバランスを失する。このため参議院は衆議院の不十分な審議を補完する役割を担う。コントロールの中心的主体は野党であり、特に衆議院で十分に代表されない少數派の視点から論点が解明されるような議論が必要となる。コントロールはアクションを不可能にするものであってはならず、国民の支持を得て選択された政策は、原則的には実施されるべきである。

国民内閣制の立場から、内閣との関連で見た国会の在り方について問題を指摘したい。第一に、行政をコントロールするための制度は、国会が主導して制定すべきである。例えば、情報公開法や行政手続法は国会が提案すべきであった。

(外) 印報

第二に、国会によるコントロールの中心的主体である野党が役割を効果的に果たし得る権限と手続を確立する必要がある。例えば、国政調査権の発動を野党が決定できるようにする必要がある。ただし、調査の結果を踏まえて議院の意思を議決し、表明する場合には、多数決で行うことが求められる。

第三に、参議院の役割を考えると、審議の主題と時間配分、議事日程の決定については野党のインシシアチブを最大限尊重する必要がある。

第四に、憲法で予算の議決に衆議院の優越が認められていることから、少なくとも予算関連法案については、野党は十分な審議の後は可決に至り得るような配慮をすべきである。こうした取組が期待できないのであれば、憲法改正を通じて参議院の権限を一定期間の停止的拒否権にすべきと考える。

第五に、参議院における内閣の問責決議は憲法上問題があると考える。決議を行なうだけならともかく、問責した内閣との交渉を一切拒否するのは、内閣総理大臣その他の国務大臣の議院出席の権利を規定した憲法63条に反する。

駿河台大学法科大学院教授兼法学部教授 成田 憲彦 参考人

政治学の立場から、議院内閣制における内閣の在り方に關する検討課題について、諸外国との比較を通して考えたい。

アメリカの大統領制は、行政権の長である大統領も議会と同じく国民によって選舉される点に特徴がある。議会と大統領の関係は、制度的には議会の方が強力な権限を有している。議会は自律的な立法権を持っており、法律によって大統領の行動を拘束することが可能である。大統領は教書で議会に立法を要請することができ、実際には依頼立法を行うが、議会は大幅な修正が可能である。

大統領制と議院内閣制を比較してみると、大統領は、国民から直接選ばれていたために非常に強力なリーダーシップを發揮できる一方で、議会とねじれた場合には大幅に活動が制約されることとなる。議院内閣制においては、国民が直接首相を選ぶわけではないため、首相のリーダーシップは必ずしも強力に發揮されることは限らないが、必要な法案や予算は原則として成立するという関係にある。

大統領制と議院内閣制とで議会の性格がどのように変わらかが重要である。大

統領制の場合は、例えはアメリカにおいては、大統領が国益の実現を図るが、議会は地元の利益や有権者のイデオロギー選択を強く意識し、妥協が成立しない。

議会は政権競争の場としての性格は強くない。これに対して議院内閣制の場合には、議会は単に地元への利益誇張だけでなく国益を実現するという要請を果たさなければならない。さらに、議会は政権競争の場としての性格も持つという特徴がある。

政党制については、大統領制は全国を一つの区とする小選挙区制であるため、二大政党あるいは二大ブロック制になりやすい。これに対して議院内閣制の場合選挙制度によって大きく異なり、一般的には比例代表制を採用した場合には多党制、小選挙区制を採用した場合には二大政党制になる。

議院内閣制に関する第一の課題としては、議会と内閣の関係がある。議院内閣制については、第一次世界大戦後に第一次合理化が行われ、内閣が議会に責任を負う体制が成立した。第二次世界大戦後には第二次合理化として、第一次合理化によって強くなり過ぎた議会に対して政府の権限を強化するための改革がドイツやフランスなどで行われた。

現在、議会と内閣の関係を大きく分けると、内閣が強い類型、両者が協働する類型、議会が強い類型に分類される。内閣が強い類型の代表例としてはイギリスが挙げられる。イギリスでは政府が与党の執行部でもあり、政府が審議日程を決めるとともに議事進行の動議も出している。フランスも第五共和制の下で政府が強い体制になった。

議会と内閣が協働関係にある類型の例としては、ドイツやイタリアが挙げられる。両国とも議事日程は議会と政府の意見をしんしゃくして決定される。ドイツでは、委員会審議においても政府、与党及び野党の三者が話し合いによって法案の修正を図るという協働関係に立っている。

我が国は第一次合理化型の議院内閣制であり、議会が強い類型に分類される。政府が国会の審議日程に参加できないとともに、国会へ長時間にわたって出席することが求められる。諸外国では政府が審議日程を決定できるか、あるいは何らかの形で関与できる仕組みになっている。また審議が我が国のように政府に対する

る質疑ではなく、与野党による法案の修正の検討が中心であるため、首相、大臣の出席時間が短い。

さらに、我が国では内閣の自律性が制約されている。行政機関は法律で定めることになっており、具体的な組織や権限が法律で規定されている。その結果、大臣の増員にも法改正が必要となる。これは諸外国の例からすると大変特殊である。また、政府が行う任命に議会が同意を与える国会同意人事も、アメリカ以外の国では見掛けない。

二院制の観点からは、憲法上、参議院は衆議院に遜色のない国民代表機関であり、参議院の方が抑制的である理由はないと考えており、衆議院と参議院の調整の仕組みをどう構築するかが問題であると考える。

諸外国では内閣が与党に対しても自律的であるのに対し、我が国では与党が法案等の事前審査を行っている。これは、政府ではなく与党が法案の成立の責任を負うためである。他に例のない強さの与党という権力機構の存在が我が国の統治機構の大きな特徴であり、議院内閣制を考える際の論点と言える。

議院内閣制に関する第二の課題として、首相と内閣の関係がある。憲法で、首相は内閣の首長として行政各部を指揮監督する旨が規定されているが、内閣法では首相は閣議で決定した方針に従って行政各部を指揮監督する等、全て閣議で決めなければならない旨が規定されており、閣議至上主義と言ってよい。

首相に他の大臣と同様に行政事務を分担管理させることについては、疑問を持っている。諸外国において内閣の首長は、行政事務を分担管理する他の大臣の上にあって内閣を指導する。我が国の首相も同様の位置付けとすべきである。現在、内閣官房と内閣府の行政事務の分担について明確な整理が行われていない。各々が補佐する対象が内閣か首相かという点も含めて、補佐体制の在り方も大きな検討課題である。

【議院内閣制の在り方】

【内閣の機能強化】

本政策を形成し、最終的に国民の同意を得ていく必要がある。

- 我が国の議院内閣制と、諸外国の議院内閣制や大統領制を比較して、政策決定の迅速性に違いがあるか。
- 直接民主政治的な議院内閣制の運用の場合は、内閣に強い権限を認めていることから、迅速な対応が可能となる。政治システムの選択は人口規模と関連性を有すると推測され、強い行政府を認めていたる国は人口規模が比較的大きく、媒介民主政治に議院内閣制を運用する国は人口規模が比較的小さい傾向がある。
- 我が国の政治システムは、政策決定を阻止する機構が比較的多く物事が決まらないことが課題である。
- 国民内閣制論を唱える理由は何か。
- 55年体制下における国民の意見が十分に考慮されない政治の在り方を見て、国民の考えがより直接的に政策に反映されるような運用を検討すべきと考えた。現状を開けるための限局的な方法と認識している。
- 従来の憲法理論では、国家や社会が要請する課題に内閣主導で迅速に対応することが困難であり、それを実現可能とする新たな考え方を検討してきた。
- 行政には一定程度の裁量を認めるべきであり、仮に国民内閣制を導入した場合、マニフェストで行政を強く拘束してしまうと想定外の事象が発生した場合に実務の僵直化を招く危険性がある。
- 国民内閣制論で国民がマニフェストで選択するのは基本政策であり、細部にわたり拘束することは想定していない。
- 現在は内閣が細かな法律事項を含んだ多くの法案を提出し、その審議のために、国会議員同士のダイナミックな議論の時間が少なくなっている。このまま國内閣制のよう形で政府側を強くすると、ますます官僚独裁となる。
- 国会議員は、選挙民から個別要求を受けた場合でも、全国民の立場から認められないことは説得もしなければならない。そうして国民との討論を通じて基

- 首相の権限強化
- 憲法72条及び内閣法6条により、首相は閣議を経ないと行政各部に対する指揮監督をほとんど行えないのが現状である。大災害発生時にこの閣議至上主義がどのような問題をもたらすか。
- 内閣法制定の際、GHQ民政局が日本側の原案を見て首相の権限が憲法の規定よりも弱められていると指摘したのに対し、日本側は、行政権は内閣に属するとのする憲法65条の規定により、首相ではなく内閣全体が行政権を有するものであり閣議が必要だとして了解を取り付けた。しかし首相の権限は本来強いはずであり、今後内閣制度を考えるに当たっての大きな課題の一つである。
- 単に内閣法を改正して首相の専権事項を増やすだけでは大災害発生時の対応としては十分でなく、超党派で非常事態法を制定する必要がある。
- 首相が閣議を経ずで行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う旨を憲法上明記するという考えについての見解を伺う。
- 各大臣の権限を残したまま総合調整を行っても縦割りが残る。ドイツでは内閣の基本方針を首相が独自に定めて各大臣はその枠内で行政事務を行うこととされ、フランスでは大臣同士が対立した場合の首相による裁定機能を設けている。我が国においても、首相に対しても内閣の首長として国の基本方針を定める権限を与えるべきである。
- 閣議の情報公開
- 閣議における議論の情報公開の在り方をどのように考えるか。
- これまで閣議は議論の場ではなかったが、今後は自由に議論でき議事録を残す意義がある閣議にしていく必要がある。
- 情報公開法が制定され、一定程度機能していると承知しているが、一層改善の努力が必要である。国家秘密もあると思うが、国家秘密とする必要性を確認する第三者機関や最終的には情報を公開するルールが必要である。

〈内閣の補助機関〉

- 内閣官房の組織が肥大化し、また職員の大半が併任で出身府省の方を向いて業務を行っていることが弊害として指摘されている。どのように組織を整理する必要があると考えるか。
- 首相府を設置して首相の業務を一元的に調整することが必要である。また、各大臣及び各省が首相の方針どおりに行政事務を遂行しているか、監視する機能を首相府に与えるべきである。
- 問題とされる統制行政には、省益を図る行動が根底にある。現在提案されている内閣人事局構想は、十分に機能すれば優れた改革になり得る。
- 首相は内閣の首長だけでなく主任の大臣としての役割も担っており、戦略や調整に十分に取り組むための時間的余裕がない。そのため、内閣官房長官を格上げして副総理格の総合調整職とともに、内閣官房副長官、それを支える事務職等をそれぞれ格上げし、一段上から迅速な調整機能を発揮させる必要があるのでないか。
- 単に様々な職を格上げすることで機動性が高まるとは考えていない。現在、首相秘書官が各府省とのつなぎ役となることにより、首相の周囲の執政中枢が排除されて各府省が首相を補佐している。執政中枢の制度設計としては不十分であり、首相の周囲に情報と知恵が集約される仕組みを構築する必要がある。
- 〈政官関係〉
- 官僚主導や縦割りに諸課題の原因を全て求めると解決策が見えにくくなる。
- 我が国の官僚は優秀であり、官僚が選択肢を提示して政治が選ぶという運用を進めていくことが求められる。政治が選択した政策実行のための法案を官僚が作成することも必要である。
- 政官関係について、アメリカでは官僚が選択肢を示して政治が選択し、我が国でも官僚の役割はそのように理解されることが多い。イギリスでは政治が基本方針を出して官僚がそれを実現している。我が国では、公務員は国民全体の奉仕者とされているが、イギリスでは上級官吏は政府の奉仕者とされており、政権交代があることで官僚の中立性が維持されている。

【国会の機能強化】

〈国会による行政統制〉

- 東日本大震災を始めとする多くの重大問題への対応に際して、内閣は十分に機能せざ国会も内閣を適切に統制できていないとの批判もあり、改革が求められている。平時も非常時も十分に機能する統治機構の構築のためには、内閣機能の強化とともに内閣に対する国会の監視機能の強化を図り、強い内閣と強い国会を目指すことが求められる。内閣主導の行政を実現するためには、特に官僚機構に対する国会の常時監視が重要である。
- 強い内閣、強い国会という考え方は非常に重要である。内閣と国会との一層めり張りのある役割分担を検討すべきである。
- 行政に対する国会のコントロールの在り方をどう考えるか。
- 国会によるコントロールとしては、野党が中心となり、政府への質疑を通じて政策の問題点と代替案を国民に提示することが考えられる。
- 我が国の国会も、一問一答方式で政府を追及するよりも、諸外国のように法律を制定することにより行政をコントロールした方がよい。
- 〈参議院の役割〉
- 二院制の在り方については、参議院の行政監視機能の強化に係る議論を更に深めて具体化する必要がある。
- 参議院の行政監視機能強化のためには、各常任委員会が単に大臣を追及するだけではなく行政の実態調査を積極的に行う必要がある。参議院は衆議院とは違う独自の役割を見いだしていくことが重要である。
- 国民内閣制論においては、参議院の機能をどの程度見直すべきと考えるか。
- 二院制の存続を前提に、衆議院の決定を一定期間遅らせる停止的拒否権を通じて衆議院に再考を求める機能にすべきと考える。
- 国民内閣制を導入した場合には、首相公選制に近い仕組みになると考えられる。そうした中で参議院の力が弱まると首相の力が過度に強くなり、首相をチェックする機関としての参議院の役割が実効性を持つか懸念される。
- 両院共に国民が直接選挙を行うと、参議院が強くなりねじれ国会となつた場

- 合に政治が停滞する問題がある。参議院を間接選挙としても違憲ではないという考え方もある。衆議院によるコントロールを補完する意味での第二院とし、衆議院に再考を求める役割とする改革もあり得る。内閣の権限が過度に強化されるのではないかという懸念に対しては、一定期間ごとに行われる選挙とメディアによる批判が抑止力になると考える。
- 〈国会の調査機能〉**
- 国会の調査部門が議員に対して個別法案の客観的な影響評価を積極的に提供し、各議員が自らの判断で法案に対する姿勢を決められる仕組みを構築することが望ましいのではないか。
 - 我が国国会の調査部門は整備されており、それよりも国会の審議手続が大きな問題である。会期が短く、会期不継続の原則がある我が国と比べて、諸外国では委員会報告書が詳細であり、法案審査の日程に余裕があつて深い議論が行われる。我が国においても、議員相互の議論や議員による法案の分析を深め、審議を充実させることが必要である。
 - 我が国では大半の法案が官僚によって作成されおり、官僚からの客観的な情報提供が期待しにくい。国会の調査部門を活用し、法案について十分な情報を集め、賛否を決めることが求められる。

【憲法と統治機構】

- 憲法により国家の権力行使を統制するという立憲主義が、統治機構に関する憲法の規定の土台になるものではないか。
- 憲法は権力を統制するということは全くそのとおりであるが、その前に政治というアクションを行っていくことが重要である。
- 立憲主義を貫徹するためには、憲法改正を行う方法と憲法改正を行わざに対応する方法がある。憲法改正が必要な方法の例として憲法裁判所の設置が挙げられる。ヨーロッパの憲法裁判所は、議会が制定した法律の憲法適合性を抽象的に判断する権限を有している。憲法改正を行わない対応としては、憲法訴訟が考えられる。

(2) 内閣の総合調整機能及び国会との関係について（平成26年2月19日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

(意見の概要)

元内閣官房長官

社会福祉法人京都太陽の園理事長 野中 廉務 参考人

当調査会が議院内閣制に着目されたことに深い敬意を表する。町議会議員、町長、京都府議会議員、副知事という地方自治の33年間と国会議員や内閣官房長官等の閣僚という国政の20年間の経験を踏まえ、今日的課題を中心に意見を述べたい。

憲法上、立法権を国会が、行政権を内閣が担当することを前提に、内閣は国会の信任に依拠して形成され、維持される。内閣は、衆議院による内閣不信任決議案の可決には解散をもって応え、それ以外でも解散できる。それが我が国の議院内閣制の基本である。

しかし、近年、政治の実態を眺めていると、憲法が規定し、期待するものと異なることが行われていると感じる。かつて閣僚が、議会政治は期間を限定した独裁政治と同じであると発言したのを聞いて、我が国の議院内閣制に危惧を抱いた。この発言に従うと、国会で多数を得て信任された内閣は、任期中、国会を無視して政治を行えるという極論にもなり得る。

平成10年7月から11年10月まで小渊内閣で官房長官を務めたが、参議院では与野党が逆転しており苦労した。小渊首相の政治信条は、与党ではなく国会から信任された内閣であるので、野党の意見を徹底的に聴き、妥協できるところは妥協するというものであった。例えば、金融再生法については野党の対案をそのまま受け入れた。また、政府委員制度の廃止、党首討論、副大臣・政務官制度の創設等を内容とする国会審議活性化法を他党の要求を受けて成立させた。ただ、最近の国会答弁を聞くと、政府委員制度の廃止はどう少し考えるべきであった。

民主党政権時代の議院内閣制の運用を見ると、実態面で様々な変化があった。政府を攻撃する野党の主張を一旦受け止めて内閣が説得的に反論するのではなく

く、最初から主張し返すことが多くなった。この結果、予算委員会の質疑などは民事裁判の法廷闘争のような雰囲となり、国民に不信感を抱かせてしまった。

議院内閣制の持つ国会と内閣の連携と均衡という機能が失われ、異なる意見から合意点を見いだしていくという議会政治が行われなかつた。

また、民主党政権は、総選挙の公約の問題を指摘されても仕方がない。社会保障を充実させる目的で消費税の増税を決定したが、その後政権交代があつたとはいえ、政党間の合意がほとんど無視され、消費税の増税だけが先行される結果になつてゐる。国民の政治不信の一因となることを心配している。

平成24年に自公連立政権に交代して以降の内閣の在り方にについて述べたい。両院で与党が圧倒的に多数となり、与党との協力関係を結ぼうとする野党も存在する状況下で、議院内閣制に与党と内閣の關係希薄化という微妙な変化が生じ始めた。首相が突然に発信する重要政策が、与党で十分議論されていないという問題である。特に、外交・安全保障問題や経済政策などについては、首相主導の政策が諮詢機関で事実上確定しており、内閣の内部調整も不十分となる傾向がある。与党内の議論と国会での野党との議論が形骸化していくけば、議会制民主政治は機能不全となる。

内閣の役割は、憲法73条で「法律を誠実に執行し、國務を總理すること。」と規定されている。國務を總理することは、國政が適切な方向を向くよう常に総合的な調整を行う意味と考へる。国会との關係については、内閣として法律を誠実に執行するだけでなく、制定が必要な法律の目的、性格、内容を明らかにし、国会で制定されるよう関係機関と総合的調整を行うことが必要である。このように内閣の総合的機能は、総合管理機能と総合企画機能の二つに分けられる。内閣の役割は、日常的な行政事務だけではなく、戦争、災害、政治的・経済的混乱等の問題を処理し、国民の安全な生活を保障することである。それらについて内閣は国会に対して連帶して責任を負う。こうした憲法の要請に現在の議院内閣制は応えているのか極めて不安に感じる。

衆議院の解散権は、議院内閣制において最も重要な問題である。政治家やマスコミ等が内閣の特分解散権を首相の専権事項として理解しているのは誤りであ

る。憲法上、解散権は首相の専権とは規定されておらず、内閣の権限とされる。首相の専権事項と言われるようになったのは、内閣を構成する国務大臣の任命権と罷免権を首相が持っているからではないか。ほとんどの政治家が首相の専権事項と思い込んでいることが、解散権を濫用させる原因となり、議院内閣制の適切な機能の障害になっている。解散権は内閣が閣議で議論し、首相が総合的に判断するという事実行為の中で行使されるものである。

大平首相は在任中、有識者の意見をまとめ、議院内閣制での適切な統治能力とは戦略的な自己抑止能力であると位置付けた。その解散は議員各位の判断に委ねたい。

(主な議論)

○は委員の発言、□は参考人の発言

【内閣の在り方】

- 現在の内閣の働きや国会との関係は憲法に則していないと懸念している。
- 国旗・国歌法成立時の経緯に照らして、重要な決定に当たっては、安倍内閣、とりわけ、首相、官房長官など政権中枢が強い意志を持ち、適切なリーダーシップを発揮する必要がある。
- これまでの政治においては議論を重ねても先送りされたこともあり、そのため首相の権限で強化すべきことがあるのではないか。国際社会の厳しい動向を踏まえ、内閣や国会の在り方について変えるべき点はないか、過去の経験から教示願う。
- 悲惨な戦争経験を学び、その時代の状況に近づいているという危機感を持つて国の形をつくり上げていく、そういう国政を願いたい。
- 安倍首相は、集団的自衛権の行使に関する解釈を改めることは、首相としての責任であり権限であるという趣旨の答弁をした。この問題について内閣法制局長官の職責との関係はどう考えるか。
- 安倍首相は集団的自衛権について、最初は憲法改正の発議要件を緩和する意

向を示していた。次いで、内閣の方針に従う答弁をするであらう人物を法制局

長官に任命し、その長官が入閣すると、今度は自分の答弁が最終的なものになると変わった。憲法の下における内閣の首長としては、基本を間違えている。

- 議院内閣制における内閣の在り方を考える場合、國民主権の下で議院内閣制を採用していることが重要である。民意を反映した国会が首相を指名し、民意を忠実に執行する内閣が組織される。その内閣を代表する安倍首相が、政府の適切な新しい解釈によって集団的自衛権の行使が可能であり憲法改正は必要なないと答弁した。これは、従来の内閣が採ってきた憲法解釈の全面的な否定であると考へるがこの答弁をどう捉えるか。

- 安倍内閣は、憲法を都合よく捉えようとしているのではないか。自分たちの行動に高揚し、それを自信としているような危険がある。また、関連して政府関係者の言動に懸念があれば、責任の在り方を内閣に任せのではなく、国会としての機能を果たすために招致し究明する必要がある。

- 首相公選制を導入して首相のリーダーシップの下で行政を進めること、会計検査院を国会に移して国会が行政をより監視できる仕組みにすることという二つの改革が必要である。首相公選制についてどう考えるか。
- 憲法に従って国会が首相を選出することが正しいと考える。我が国には、一過性の大きな風に流される傾向があるため、首相公選制はなじまず、また国政上良くないと考へている。

(首相の補佐機能)

- 首相は孤独であり、情報を精査するブレーンが必要であるが、首相等のブレーンとして守るべき規律はどういうものか。
- より謙虚に、より国民の目線に立ち、そして国会の意思を十二分に踏まえた政治を目指すべきである。
- 官房長官の力量が内閣の評価を左右するとも言われる。小渕内閣における官房長官として首相の沖縄に対する強い思いをどう体現したか。
- 沖縄の人の心の痛みや歴史を自分の苦しみとし、インフラ整備や雇用促進等に誠意を持って、沖縄の人の心に響くように取り組むのが、自分が関わった時

代のやり方であった。

(外交機関)

- 内閣として、中国側の事情を把握する機能が欠かせないと考える。情報収集の機能を強化するために何が必要か。
- 内閣には情報調査室があり、また外務省が各国から情報を得るシステムは十分に整備されている。しかし、国交正常化の際の経緯を十分に踏まえずに尖閣諸島の国有化が進められた。関係改善のため、中国との関係が深い首相経験者を特使とし、首脳会談ができる環境をつくることが必要ではないかと思う。
- 尖閣諸島に関わるいわゆる棚上げの話について伺う。
- 中国との国交正常化の会談が終わろうとしたとき、田中首相が尖閣諸島の問題に言及したところ、周恩来首相からここで話せば条約は締結できなくなると制止された。その結果、双方で先送りを決めた。そういう記録は外交記録の中にはないが、田中首相からそのように聞いた。その後、福田内閣が友好条約を締結する際にも同様のことがあったと承知している。
- 近隣諸国との関係を考えた場合に、中国、北朝鮮、ロシアとどう向き合うかが内閣にとって最も重要な外交活動だと思う。関係改善に向けてどう取り組めば日本の国益にかなうと考えるか。
- 中国とは尖閣諸島の問題が重要であると考える。国有化をめぐる経緯が中国を刺激することになった。それを踏まえて中国と向き合わなければ友好親善の道筋はない。先人が道を開いてくれた中国との関係を開ざすことになれば、日本は困難な道を歩むことになると危惧している。
- 北朝鮮は、なお我が国にとって重要な国であり、特に拉致問題や原発問題など多くの問題を抱えている。一日も早く拉致問題が解決し、国交も正常化され、北朝鮮が世界に開かれた国となるような取組が行われることを期待したい。
- ロシアについて、安倍首相は、自分の任期中に北方領土問題を解決するとの決意を答弁したので、その手腕に期待したい。
- 平成25年12月の首相の靖国神社参拝は、東アジアにおける安全保障環境に大きな影響を与えたのではないか。

□ 首相の靖国神社参拝は誠に残念なことである。中国や韓国と対話の扉を開けていると言ひながら、中国と対立する国を首相が積極的に訪問する等、ハードルを高くしては中国は対話を応じないと考える。アメリカが韓国、中国と日本を和睦させようとしても現状では難しいのではないかと思う。

【内閣と国会の関係】

- 内閣と国会のパワーバランスはどうあるべきか。また、現状をどのように評価するか。
- 憲法の下で内閣と国会とは互いに協調し、連携することが必要と考えるが、現在、それが円滑に行われていない。
- 我が国の議院内閣制において、首相や官邸と与党、国会との関係はいかにあるべきか。
- 現在の内閣は、連日の国会審議、諸外国や被災地の訪問、各地の行事への参加など多忙な状況にあると思う。しかし、法案や政策を眺めていると、プレンが首相の予定や政策をまとめ、首相はそれに従って行動していると感じる。結果として、与党との事前協議を怠り、不満が増幅する。内閣と国会や与党との間に最後には大きな亀裂が生じるのではないかと思う。
- 官邸あるいは首相の思いをどう実現していくか。その例として、国旗・国歌法案を取り組んだ際、与野党内でそれぞれ議論が分かれる中、どのようにして与党をまとめ、また野党と向き合ったのか。
- 国旗・国歌は国民の中に定着しており、改めて法制化する意図はないとの小説首相が明確に答弁した1週間後であったが、広島での痛ましい事件もあり、首相に国旗・国歌法案の提出を申し出た。文部大臣の協力も得て法案をまとめ、まず自由民主党の了解を得、次に公明党的幹事長に党内の調整を依頼した。首相や与党の理解、協力があり、多くの賛成で成立した。

【国会の在り方】

〈国会審議の活性化〉

- 国会において対政府質疑が多く、与野党間の議論が少ないことをどう評価するか。

- 参議院は衆議院のコピーではなく、国政をチェックし、行き過ぎを是正する役割があると認識することで、より国民の期待に沿う姿になれるのではないかと思う。

- 先に成立した特許秘密保護法をめぐる見解を伺う。

- 立案段階の議論や国会審議が不十分なまま法案が通っていく怖さを、古い時代に生きてきた人間として感じている。

- 国会審議の形骸化の原因と改善策について伺う。

- 一つの分野に専門的な知見を持つ議員が集まって政府と議論し、党内手続を踏むというルールが軽視され、議論が不十分なまま国民に公表されてしまうところに問題がある。過去の国会やいわゆる族議員がよいとは言わないが、内閣は与党に十分な事前説明を行い、むしろ与党が立案を主導する形で議論を活性化してほしい。

- 国会審議において野党との議論を充実させる方策は何か。

- 野党に十分な意見陳述の時間を与え、意見をできるだけ吸収することが国民の期待に沿う方法である。

〈参議院の役割〉

- 内閣と衆議院の関係は均衡が取れているが、参議院がそこにどう関わるかということは、統治機構の在り方に關して重要な論点である。

- 理想を言えば、例えば衆議院が予算を審議し、参議院が決算を審議するように、参議院が衆議院のコピーであるような印象を与えない責任分担とし、参議院が大所高所に立ってチェック機能を果たしていくためには、選挙制度の在り方が重要である。

- 最近、参議院で問責決議案が多く可決されるようになつた。問責決議には拘束力がないが、二院制の下で参議院が果たすべき役割をどう考えるか。

【地方分権】

- 参議院は解散がなく、衆議院より任期が長いとされているのは、大所高所から安定して内閣のチェック機能を果たすためである。問責決議については、参議院の在り方として本当にことなのかお考えいただきたい。

- 参議院による国政のチェック機能が、十分に働いてきたと考えるか。

- 自分を当調査会に出席、発言させたことは、参議院の良識を示しているのではないかと思う。

- 参議院が良識の府であることを体現しなければならない現役の議員に向けて、議会人や官房長官の経験を基に助言を願う。

- 先の戦争の悲惨さを学び、隣国や関係国と平和友好の道を歩んでほしい。また、政治家としては、困難な仕事に取り組んでいる地方の痛みや苦しみを国政でしんしゃくし、軽減するよう願いたい。

〈選挙制度〉

- 現在の小選挙区制には弊害があり、鏡のように入意を反映する選挙制度の再構築が必要だと考える。

- 人口だけで議員定数が決められると、地方の声を反映することができなくななる。定数は、人口だけでなく面積、投票率も加味して考えるべきである。

- 参議院がチェック機能を果たしていくためには、選挙制度の在り方が重要である。

【地方分権】

- 国の権限を地方に移し、国は国にしかできないことに集中する姿がこれから時代には必要である。國から地方に権限と予算を移す道州制という手法についてどう考えるか。

- 地方が地方として成り立ち得る政治を目指してほしい。

(外)
報
知
事
件

(3) 内閣の総合調整機能及び国会との関係について（平成26年4月2日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

元内閣官房副長官

一般財団法人地方自治研究機構会長 石原 信雄 参考人

竹下内閣から村山内閣まで7人の首相の下で内閣官房副長官を務めた。当時官房副長官は政務と事務の2名で、与野党との連絡は政務の副長官が、省庁間の調整は事務の副長官が担当しており、役割分担が比較的明確であった。また、衆議院は中選挙区制で、小選挙区制である現在とは与党との法案調整等もかなり違っていた。

内閣法に規定されている分担管理原則にはメリットもデメリットもある。大臣の担当する行政事務について責任が明らかになり意識が高くなる。同時に、特定の省庁だけでは收まらない事項の場合は、省庁間の意見が対立する傾向があり、内閣の方針に基づいて調整する必要が出てくる。まずは省庁同士で話し合い、調整ができない場合は官邸が調整に当たる。

省庁間調整で特に苦慮した例は、海部内閣での日米構造協議である。これは、当時日米間貿易が我が国の大額な輸出超過で、それに危機感を抱いたアメリカ、特に議会が、主な原因は日本市場の閉鎖性にあるとして市場構造の見直しを求めるものである。アメリカの要求は、当時の我が国の様々な商習慣を根本から見直すようについてであり、初めは各省庁とも強い拒絶反応を示したが、官邸が調整に乗り出し最終的な合意に至った。

もう一つの例は、村山内閣における地方分権の推進に関する大綱方針の閣議決定である。これは、機関委任事務制度を全面的に改めるという、国と地方の行政の在り方を根本的に変える内容を含んでいたため、各省庁がいずれも反対し、閣議に案件を提出できない状態が続いた。内閣としての大きな方針が決定されいるにもかかわらず案件が提出されてこないと自治大臣が閣議で指摘し、それを受けて、各省庁の事務次官を督励して閣議決定に持ち込んだ。

内閣としてまとめなければならない案件は省庁の立場を超えて協力を得る必要があり、また、大きな案件は事務方の調整だけでなく国会側の理解もない結果が出せないことが多かった。

内閣と与党の調整に苦慮した例もある。湾岸戦争の際、我が国は経済制裁や財政協力は行ったが、自衛隊を直接参加させることはできないため、人的貢献は控えていた。その後、国際社会の要請もあり、国際平和協力活動に目的に貢献するための法整備を検討したところ、当時の内閣、特に海部首相は自衛隊を海外で使うことを避けたいという考えが強く、現実問題として自衛隊を使う以外に方法はないと考える与党側と議論が分かれていた。最終的には、自衛隊そのものではなく、自衛隊員に国際平和協力隊員の身分を併任させる形で法案をまとめた。

内閣と各省庁の調整で、各省庁の幹部人事の在り方も大きな問題である。国家公務員法制定以前、幹部人事は閣議決定して上奏する仕組みであったが、国家公務員法の制定により、幹部を含めた全ての職員の任命権はそれぞれの大臣が持つようになった。その際、各省庁の幹部人事については内閣が一定の関わりを持つため、発令前に閣議了解が必要となり、現在は閣議決定による承認が必要となっている。

平成26年の国家公務員法改正では、首相が職員の適格性審査を行って幹部候補者名簿を作成し、各省大臣は首相及び内閣官房長官と協議してその名簿の中から幹部職員の任命を行うこととされており、従来に比べて格段に内閣の関与が強まる内容である。この改正は、内閣機能の強化の面からも必要であると考える。

（主な議論）

【内閣の機能強化】

〈首相の権限強化〉

- 憲法上閣議についての規定はないので、内閣法6条や7条を改正して閣議の制約を外すことにより、首相の権限を強化できると考えがいかがか。
- 閣議は全員一致なので指揮監督を受ける大臣が不満であれば閣議決定できず、指揮監督もできないという議論を内閣法制局としたことがある。法制局の

解釈は、憲法65条は行政権は首相ではなく合議制の内閣にあると規定しており、内閣の権限は閣議で行うというものであった。

憲法と内閣法の規定上、首相の指揮監督権は常に合議制の閣議の枠内でしか行使できないが、実際の政権運営においては、国政を預かっている内閣の代表としての首相の考え方は、形式的な閣議決定を経なくとも、各大臣はそれを理解して実行に移すことが多いと思う。

○ 内閣府設置法によって首相の権限強化の一歩が実現したと思うが、首相よりもむしろ官房長官の権限を強化したと感じている。首相の権限強化について内閣府設置法がもたらした意義は何か。

□ 内閣府のような各省横断的な総合調整機能を担う組織をつくったのは、官房長官や官房副長官が人的な努力で総合調整していたものを、組織的・制度的に担保しようという意味合いがあつたと思う。しかし、内閣府ができるも、首相、官房長官、官房副長官が実際に動いて調整しなければならない場面は余り減っておらず、内閣府の規定の仕方、調整の在り方が実態と合っているのか疑問である。

〈内閣の調整機能〉

○ 平成13年に中央省庁が再編され、現在の体制になった。その一番の目標は内閣機能の強化であったが、内閣府は必要以上に肥大化を重ねており、整理する必要がある。どういう観点から切り込んだらよいか。

□ 問題解決のため各省庁の力を結集する意味で内閣府に各省横断的な組織を設けることは必要だが、一定の期間が過ぎれば自動的に消滅させるべきである。

総合調整機関は意思決定者が少ない方が早く結論が出るので、数が多くなると決定を遅らせる原因となる。

○ 日米構造協議で官房副長官として各省庁を説得して取りまとめたということだが、現在のTPP交渉において参考になる点は何か。また、なぜ外務省は各省庁の取りまとめができなかったのか。

□ 各省庁は外務省に対して、自分たちの立場を理解していないという不信感があり、それを取り除ないと調整が進まなかつた。そのため日米構造協議は官

邸が調整を行つた。

各省庁は業界や国会議員の了解を得る必要があり、事務官だけでは話が進まない。例えば、協議的主要論点の一つであつた大臣法に関する問題については、大臣法は議員立法であったので、いわゆる商工族は修正を認めず、間に立つた通産省は非常に苦慮した。結局、与党とも連絡を取りながら閣僚議員や関係業界の理解を得て、最終的には一定の修正を行つた。

TPP交渉については、現在の内閣は交渉の妥協を非常に重視し、官僚組織と一緒にとなって進めていると思う。この種の話は、利害関係のある業界の理解を得ることが大事である。

○ 内閣官房長官談話は、各省庁の手に負えないが閣議決定や首相談話とするこどを避けたい場合に使われる形式であり、外交・安全保障関係に多い。河野談話という官房長官談話は、他の国であれば外務大臣が責任を持って行うことである。内閣官房が調整して官房長官談話となつた理由は何か。

□ 内閣官房長官談話は、閣議決定したものではないが、閣議は内容に納得しており、内閣全体の意思を代弁したものである。外務大臣談話としなかつた理由は、当初は慰安婦問題の実態調査を戦後処理の一環として厚生省が担当しているが、厚生省だけでは手に負えないことから関係省庁に範囲が広がつたためである。外交は基本的には内閣が行うものであり、外務大臣は担当の大臣として一定の役割を果たすが、どの省庁とは言えない事項については内閣が扱うため、自然と官房長官談話になつたと思う。

○ 河野談話を発表することで当時の我が国が何うとしていたものは何か。韓国側は、過去の問題に一応区切りを付けて未来志向の関係に移行できるとしていた。河野談話を出した後は、少なくとも韓国政府は慰安婦問題を持ち出すことにはなかつた。

○ 当時韓国政府とのやり合わせがあったと思われるという参考人の発言の根拠はどこにあるのか。

□ 河野談話の原案を作成する過程で韓国側がいろいろな要望を言つていていうことを事務官から聞いたため、どの部分かは知らないが、やり合わせはあつ

たのではないかと答弁した。

- 特定秘密保護法に反対の意見について、第一次安倍内閣の国家安全保障に関する官邸機能強化会議の座長として報告書をまとめた立場からどう受け止めるか。

- 第一次安倍内閣で、安全保障機能についてアメリカの国家安全保障会議を参考にして報告書をまとめた。特定秘密保護法は直接議論しておらず、付随して出てきた問題である。

- 民主党政権の3年3か月の印象を伺う。

- 政権の対応を批評する立場ではなく、短い期間では評価もできないと思うが、内閣機能の発揮の在り方について言えば、事務次官会議は省庁間の意見調整の場として貴重であったので、これを廃止したことが行政全体の円滑な推進のためになったかどうかという感想である。また、かつて事務方の最終的な省庁間調整は事務次官と事務の副長官で行い、その結果について政治の判断を仰ぐことが多かったが、政務三役だけで省庁間調整を行うのは、時間が掛かり、うまく調整ができなかつたのではないかと思う。

〈幹部公務員人事と政官関係〉

- 内閣人事局を中心に行われる幹部人事が適切に機能していくための留意点について伺う。

- 官房副長官在職中、多くの事務次官は、省庁の言い分はありつつも内閣を補佐する一員として内閣の方針に協力してくれたが、中には最後まで調整に応じない事務次官もあり、任命権が内閣ではなく大臣にあることの影響を感じることもあった。そういう意味で、各省庁の幹部人事に対する内閣の関与の度合いが強まるところには賛成である。

- ただし、600人ほどの幹部人事について内閣人事局が一人一人を把握するには限界があるので、具体的な名簿作成の過程では、対象となる職員を採用のときから継続してきた各省庁の意見を参考にすべきである。国政全体に影響を及ぼすポストとそれ以外は現実的にはかなり違うので、事務次官や主要局長となる人については、官房長官や官房副長官などが一人一人の特性、能力、考

え方を把握する必要がある。

どの内閣でも官僚が国政に全力で取り組むことができる環境づくりが必要であり、内閣と官僚組織との信頼関係が継続される人事管理をしてほしい。

- 内閣人事局は運用が難しく、内閣が交代したときでも各省庁の幹部は大幅に交代しないようにしておかないと国の行政機能が維持できない。内閣人事局の運用における政と官の距離感についてどう考えるか。

- 組織を束ねる管理能力は長い間その人物を見ていないと分からぬと思うので、内閣が交代したときに、各省庁の幹部の資質をどこまで把握できるか心配である。幹部職員は時の政権の目指す政策に協力する必要があるが、政権交代があった場合に、幹部職員が前の政権に協力したために更迭されることになること、常に不安を抱くこととなり、その点が一番心配である。

- 各省庁の幹部の能力を把握している人は、今の政府で何人程度と思うか。
- 具体的に何人とは言えないが、今後官邸が幹部人事を管理する場合、各省庁の幹部の資質を十分に知った人が関わないと大きな弊害が生じる。官邸が直接把握できる人数は各省庁の数の2、3倍程度ではないかと思う。

- キャリア官僚の採用を内閣が行い各省庁へ赴任させるなど、官僚に対し国家全体を見る意識を最初に植え付けることによって縦割りの弊害を除くことが、結果的に官邸の総合調整機能や統率力を強化すると考えるがいかがか。

- 少なくとも幹部職員となる者は内閣で一括採用した後各省庁に配属してはどうかという議論は、これまでも公務員制度改革で繰り返されてきた。しかし、幹部職員を目指して役所に入ってくる人の多くは具体的な目標を持っており、一括採用でどこの役所に行くのか分からないと役所に入る動機が無くなってしまうという反対が強く、今まで実現していない。そこで、一括採用はできないがそれに近い形で何か方法はないかという議論がなされた。幹部職員は内閣人事局が作成する名簿から選ばれるようになるので、省庁帰属意識を少しでも弱める工夫はあり得ると思う。

- 政治主導をどういう意味で捉えているか。
- 政策の大きな方向付けは政治によるべきだが、政策を議論する場合、その政

策を担当する官僚組織の意見を聴かないと適正な政治決定はできないのではないか

といふと思う。

〈情報提供の在り方〉

- 平成26年度から、閣議及び閣僚懇談会の議事録が作成・公表されることになった。この決定は閣議の透明性の向上、情報公開、内閣の意思決定過程の国民への説明責任という観点から画期的なことだと評価できるが、参考人の評価はどうか。

- 閣議の議事録は作成してこなかつたが、閣議として意思決定したものは全て記録が残っている。閣議での大臣の発言は、官房長官が閣議後の記者会見で取扱選択して発表してきたのが実態である。閣議の議事録を作成・公表すると、大臣は公表されることを前提に発言するため、発言が限定されるようになり、閣議の雰囲気が変わってくるのではないかと思う。

- 閣議の議事録が公開されるようになると、大臣は発言を控えることも出てくるとの話があつたが、一番良い公開の形は何か。

(外) 印

幕

印

- 情報公開の時代であり、どちらがよいかとなれば、議事録の作成・公表によって国民が閣議の議論の内容を知ることは前進と考える。しかし、実態論としては、大臣は閣議で自分の所管を超えて国政万般について比較的自由に意見を述べており、それが全て議事録として公表されると制約や心理的な影響が出てくると思う。閣僚には自由に議論してほしいと思う。

- 官房副長官として長年マスコミに対応し、内閣の方針を正確に分かりやすく 국민に伝えようと苦労した経験を踏まえて、マスコミへの対処の仕方や情報提供の在り方についてどう考えるか。

- 長い官邸生活で、誤解に基づく報道で苦慮したことは少なくなかった。経験の浅い記者も取材に来るので、影響が大きいテーマについては、過去の経緯や事実関係について念入りに説明すると同時に、もたらす影響の大きさについても説明が必要ではないかと思う。

- 佐藤大震災のような災害時の情報発信等、政府の広報体制について意見や

改善点はあるか。

□ 内閣広報官や内閣広報室が、内閣のことを國民になるべく早く分かりやすく知らせる役割を果たしている。ただ、特に大災害発生時は、正確な情報を住民等の関係者に知らせることが最優先であり、通常の広報とは違う危機管理の世界で考えるべきである。

○ 東日本大震災の教訓から、次に同様の災害が起きた場合、現地の声をくみ上げるためにはどういう組織、体制をつくればよいか。

□ 版神・淡路大震災のとき、東京では現地の状況やどう対応すべきかが分からなかつたので、相当大臣と各省庁の実力者を現地に派遣し、現地で必要性を判断し、現行法令で対応できない部分は現地で対応を検討してもらい、後から内閣が予算的にも制度的にもフォローするという体制で臨んだ。実行が法律に先行したこともあったが、立法政策と緊急事態への対応の問題として、法治国家だから法律ができるまでは何もしてはいけないというものではない。

○ 南海トラフ地震、首都直下地震等の際に十分機能する内閣にするための参考として、東日本大震災の際、内閣は十分機能していたか。もし不十分であったとすれば、問題は憲法か、法律か、運用か、それとも属人的なものであったのか。

□ 災害の度に、それを教訓にして立法が行われているが、それでも新しい事態には不十分で、更に立法措置を講じてきた。想定された事態への対策は必要だが、それを超える問題が起こることを常に考えておかないといけない。そのときは、首相又は内閣に当面の対応を認めて、それを追認することが必要だと思う。

非常時の対応としては、状況を正確に早く把握する体制を整備することが基本である。内閣の緊急体制については、首相を中心に極めて少人数で意思決定ができる仕組みが必要である。また、責任体制を明確にすることが大切である。東日本大震災の原子力発電所の事故災害では最終責任者が曖昧であった気がする。初めから案件ごとに責任者をはっきりと決め、それを内閣全体が支援することが必要である。

(外取締役)

- 慶帯責任を負う内閣と国会との関係についてどう考えるか。
- 議院内閣制では国会によって指名された首相が内閣を構成しており、内閣は常に国会との関係を配慮しながら行動すべきである。
- 新たな武器輸出三原則が閣議決定されたが、武器輸出を原則禁止としてきた歴代内閣の方針を転換するものである。国会審議も国民の合意もないまま、閣議決定で歴代内閣の方針を転換すべきでないと思うがいかがか。
- 内閣機能強化の議論は、憲法や内閣法で内閣に付与された機能をいかに効率的に發揮できるかという問題である。これは、法律等本来国会で決めるべきものにまで内閣が権限を広げるという話とは違う問題である。国会と内閣の役割分担の問題は個別具体的の事例に応じて判断されるべきである。
- 二院制における参議院の役割について、監視機能であるとよく言われるが、見解を同う。
- 一部に衆議院の優越があるが、衆参は均等であるので、内閣が円滑に機能するためには両院の連携が大切である。

【基本法としての憲法】

- 参考人は過去に憲法改正について国民的な合意を得る努力が必要とコメントしているが、考えに変化はあるか。
- 日本国憲法は、占領下で日本側の意見が非常に制約された形で制定された。内容の善し悪しにかかわらず、独立国家の基本法である憲法は、国民の主体性の下につくられるのが望ましいと考えているが、特定の改正論を支持する立場にはない。

【地方の統治機構】

- 中央集権が140年も続けば官僚制にも様々な弊害が生じる。新しい官僚制や道州制など、中央集権体制の弊害を取り除く方法はあるか。
- 中央政府の機能には、防衛や外交のように中央に権限を集中すべきものと、

民生行政や産業経済行政のように地域に任せた方がよいものがある。道州制を導入すると、国の事務の相当部分が道州の事務になる可能性がある。その場合は中央の官僚組織も根本的に変わるとと思う。

○ 道州制の議論もされているが、国と地方における統治機構の問題についてどう考えるか。我が国には47都道府県、20の政令指定都市、人口30万ほどの中核市、小さな市町村まであり、どういう形の地方自治がよいのか。

□ 基本的に、地方行政の在り方として、広域的な問題は都道府県が、住民生活に関する問題は市町村が担当することが望ましいという考え方には立っているが、従来は市町村の行政能力に限りがあり、その補完のため都道府県がかなりの部分を担当してきた。

明治21年の市制町村制以来、政府は一貫して市町村の行政能力の強化に努めてきた。当時市町村は1万5,000以上あったが、その後数次の合併を経て、現在は約1,700と、1割程度になった。その背景には、交通体系の整備、通信手段の発達、経済の広域化等がある。市町村の行政能力が高まり、従来都道府県が担当していた事務の相当部分を担当できるようになった。政令市の場合、実際の市民生活関係の行政はほとんど市が担当している。

こうした市町村の変化に対し、広域行政を担当する都道府県の数はほとんど変化していない。そのことが様々な意味で問題を提起している。選挙制度の1票の較差の問題でも都道府県制度がかなり制約になっている。そのため、現在の都道府県単位からブロック単位に広げた方が実態にも合い効率化にもなると考える。道州制の中身等については様々な議論はあるが、都道府県の再編成の時期に来ていると思う。

○ 各省庁の出先機関が広域ブロック単位で設置されているのは、都道府県の区域を超える単位の行政需要に対応するためか。

□ 戦前から都道府県がそれなりの広域行政を担当してきたが、戦後、特に交通・通信手段が飛躍的に発達し、ブロック単位で経済活動が行われるケースが多くなったことで行政が対応したためと思われる。ただ、現状では、実際の行政の執行権は都道府県にあり、大きな方向性は本省が決めているので、ブロック

ク機関は言わば既次機関的な、非常に中途半端な存在になっている。

- 県が担っている機能を全部担える市の人口規模はどれくらいか。地方自治体の規模と相当する事務の在り方を考えないで、道州制にすればうまくいくという軽い議論はすべきでない。

□ 経験的に言うと、中核市のような人口が30万以上の市は、住民に最も身近な団体として市単位でいろいろな行政ができる。ただし、小さな市町村は能力に限界があるので、道州制や都道府県廃止の議論をする場合、大きな都市だけを念頭に置いて再編成するのは無理であり、小さな市町村を補完する組織が必要である。それをどう構築するかがポイントとなる。

(4) 議院内閣制下での参議院の果たすべき役割について（平成26年4月9日）参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

(意見の概要)

元参議院行政監視委員長 山下 栄一 参考人
行政監視委員長として体験したことを述べたい。平成20年当時、ねじれ国会における与野党の対立があり、行政監視委員会は理事会が開けず、委員会としての質疑や視察も行えない厳しい状況が続いた。その沿路を見いだすため、前例の少ない委員長による視察を実施した。この視察は委員会運営の準備として意義があり、常時監視という行政監視委員会の使命を果たすことにもなることから精力的に行つた。

三十数箇所の視察を行い、特に印象に残った視察先は東京空港事務所管制保安部である。管制官が混雑時のニアミスに常に注意を払いながら、難しい航空管制を行っている様子を見ることができた。管制官との懇談では、ニアミス事故裁判の話が印象に残った。管制官が地裁で無罪、高裁で執行猶予付きの有罪となつた後、最高裁で有罪が確定したということである。裁判では、管制官個人の問題か、管制システムの問題かが争われ、地裁の裁判官は現場に確認に行つたが、高裁、最高裁は行かなかつた。判決への影響は分からぬが、現場を視察することの重要性を感じた。

国立感染症研究所の視察では、危険なウィルスを扱う施設をつくったものの、周辺住民の理解が得られず、その施設を機能させることができない状況にあることが分かった。また、研究者自身への感染リスクの存在など、専門職の苦労を初めて理解することができた。

こうした活動を通じて得られた知見は、行政監視委員会の調査においては質疑と同様に視察が重要であること、国権の最高機関による視察は現場の士気を高めるということである。委員会の視察は、議員個人の視察よりも重みがあり、現場の受け止め方も違うため、参議院の活動という自覚を持つことが重要である。視察を実施する上で、国会職員による事前の準備が重要であった。

国會議員としての18年間で感じたことは、国会職員は議員個人のサポートを中心に行っているため、国政調査の一環としての委員会活動をサポートするという自覚が弱いのではないかということである。このことは、国会法、国会職員法等の国会関係の法規にも原因があるのではないか。特に気になることは、人事院が置かれた政府職員と比較して、国会職員の身分保障の仕組みが弱いことである。その問題を検討していただきたい。

行政監視委員会が調査会の報告を受けて設置され、15年が経過したので、その総括を行ってはいかがか。また、国会の内部監査の議論も行ってはどうか。

成蹊大学法学部教授 高安 健将 参考人

議院内閣制は、執政権力である首相・内閣がその存在を議会の信任に依存するシステムであり、一つの政治勢力が議会権力と執政権力を両方を掌握することで成立する。政権党の権力構造が分権的であれば受動的・調整型指導者となり、集権的であれば強力な指導者・権力核となる傾向がある。

我が国の場合、首相・内閣は衆議院の意思によって選任と罷免が行われ、内閣が衆議院の解散権を持つことで、両者の間では議院内閣制が成立している。民主的な正統性という観点からは、首相・内閣と衆議院は一つのグループとみなすことができる。

参議院と首相・内閣の関係については、首相・内閣は衆参両院と解すべき国会に対して連帶して責任を負うが、参議院は首相・内閣の選任と罷免に実質的に関与していない。首相・内閣・衆議院のグループと参議院とは、別個の民意で成立した独立の存在であり、民意を代表する立場としては対等である。

首相・内閣との関係が衆参で異なる我が国議院内閣制を考えると、両院の多數派を同じ政党が掌握する場合は、権力構造で重要なのが政権党である。首相・内閣の在り方を規定するのは政権党がバランスの問題であり、両院関係よりも政党が重要となる。他方、ねじれ国会の場合は、首相・内閣・衆議院のグループとは別に参議院の存在が注目され、この状況は政治学的には権力分立制と言える。このように我が国の政治運営システムは、衆参の多數派の構成次第で議

院内閣制と権力分立制の間を行き来する。

議院内閣制は、総選挙と総選挙の間の一定期間、権力が政権党と政治指導者に委ねられるシステムである。政権党に対する拘束は総選挙と党自身である。党首の下に集権化している政権党は強力な執政権力をつくり、効率的な政治運営可能にする。この場合、野党、官僚、マスメディアは、この権力に対して拘束力をかない制約を課すのみで、議論の正当性や政権党内勢力との運動によって拘束力を発揮することはあるが、コントロールする主体にはなれない。政権党や政治指導者に暴走する意図があれば、党内の拘束がない限り可能となるため、システムの維持には自己抑制が必要とされる。政権党と政治指導者をコントロールする確実な仕組みがないにもかかわらず、権力が委ねられているのは信頼があるからである。かつて信頼の根拠は、エリートへの敬意、民意の把握・集約、政党間のイデオロギー的な近さ等であったが、現在は政治不信が強く、集権的な議院内閣制の正当性が問われている。

権力分立制は、アメリカを例に考えると、議会の両院、議会と聯邦と州など、それぞれを独立の存在とみなし、権力の核をつくりらずに分断するシステムである。政治に対して多様なアクセス・ポイントがつくられ、それらが相互に均衡、抑制することによって、一つの政治勢力が暴走しない仕組みができる。権力者に対する不信感があるため、一つの政治勢力の方針が難なく実現できる仕組みとはせず、反対勢力との間で調整、譲歩が求められる。権力分立制は必然的にスロー・ポリティクスを含意している。

参議院の意義を四つにまとめてみると、第一は、政党の民意把握能力が低下しているときに、政治へのアクセス・ポイントが多いことは望ましいことである。近年、衆議院は政権党に偏った構成となる場合が多く、衆議院のみでの民意の表出には限界がある。第二は、政治不信の時代には、選挙で勝っても政治指導者が全権を委ねられたと考えることはできず、自己抑制を求められてもうまく機能しないため、参議院が権力分立的なコントロールの役割を担うことである。第三は、衆参の多數派が同じ政党の場合でも、参議院議員は参議院という独立の院の立場で党内において独自の力を發揮することである。参議院はスロー・ポリティ

クスの挂い手とも考えられ、集権的な議院内閣制の効率的な政治運営の問題的側面をたたず役割を担える。ただし、衆議院の多数派が働き掛けて、効率的な政治運営に賛同する議員が参議院の多数派となれば、効率的な政治運営が可能となる。第四は、6年に及ぶ任期の安定性をいかして、政治指導者を養成する機能である。

参議院の在り方で問題となることは、執政権力を不安定化させる問責決議や審議拒否である。参議院と首相・内閣・衆議院の間で調整、譲歩が行われることが必要であるが、最近まで執政権力が調整を行う前に問責決議等により崩壊してきた。システムの不安定化を招く危険な運用である。参議院には、法案修正や廃案とする役割は期待されているが、別個の民意を体現する首相・内閣・衆議院の存在を否定まですることが適当なのか検討が必要である。

また、選挙制度も参議院がどのような民意を代表しているか曖昧である。独自の民主的正統性が明確にならない限り、参議院の役割を内外に示すことができないと危惧する。参議院の選挙制度は衆議院の選挙制度と一緒に考えなければならぬ。衆参共に多数代表の場合、一つの政治勢力が両院を掌握すると巨大与党が出現し、衆議院の多数派が参議院の過半数を掌握できないとねじれ国会となるか参議院の協力を得るための連立政権となる。衆議院が多数代表で参議院が比例代表の場合、恒常的な連立政権となる。選挙制度の在り方により権力創出の構造が変わり得る。

以上、我が国の政治運営における権力の創出とコントロールにおいて、参議院が果たす役割は決定的に重要である。

(主な議論)

【参議院の在り方】

○は委員の発言、□は参考人の発言

(参議院の役割)
○憲法の統治機構の原則について、見解を伺う。

□ 統治機構の意味は、権力をつくりコントロールすることである。国会が最高の権力であるが、現在は執政府の果たす役割の方が大きい。衆議院は執政権力

をつくり行使することに力点が置かれるため、参議院はそれをコントロールすることが重視される。

□ 統治機構の中で、参議院は国民に近いところで政治への信頼に開わる職責を果たすことが大きく期待されている。

○ 参議院の役割、存在意義についてどう考えるか。

□ 国政調査は党派や議員個人ではなく、議院の機能であるとの自覚を持つことが重要である。この感覚は参議院の方がなじみやすい。超党派で調査を行った実績をつくることにより、参議院独自の国民に対する貢献となる。

○ 党議拘束により両院で同じ行動を取ることになるため、参考人が参議院の意義と指摘する、権力分立制的なコントロールと、党内で参議院の立場で独自の力を發揮することについて、消極的に考えるが、見解を伺う。

□ 党議拘束を否定するつもりはない。権力分立制的なコントロールは、ねじれ国会を想定しており、衆事が対立する状況であるため、党議拘束が掛けられてもコントロールが機能する。党内で独自の力を発揮することは、同じ政党が両院で多数派である場合を想定したものであり、結果的に同じ行動となるが、そこには至る過程では党内で様々な議論が行われることを捉えたものである。

○ ねじれ国会の経験を踏まえ、参議院において制度的な見直しが必要とされる点があるか。

□ ねじれ国会の問題は、基本的に制度上の解決策がないため、政党間の運用で解決すべきことであり、相互に自己抑制することが重要である。

○ ねじれが解消され、国会が正常化されていく現状について、見解を伺う。

□ 与野党が協力し国会が機能する雰囲気を確立していくことが、参議院の改革につながる。

○ 参議院で慎重な議論が行われても、最終的に反映されないという危惧を抱くが、見解を伺う。

□ 重要なことは、参議院として議論をオープンにしていくことである。

○ 参考人の言う、衆議院の多数派が賛同する議員を参議院で満たし、両院で効率的な政治を実現することについて留意という指摘は、どういう意味か。

(外) 報 告

- 参議院は、スロー・ポリティクスの担い手となることを制度として求められているが、両院の構成次第では、二院制がそのように機能する必然性はない。有権者の意向を反映して政党が両院を掌握する場合、我が国の二院制においても効率的な運営は可能である。
- 効率的な政治運営とは何か。
 - 講題が設定された後、速やかに解決の方策が見いだされ、方針が決定、執行される状況のことである。
 - 参議院には、安定した任期をいかした政治指導者の養成という機能が求められているのか。
 - 参議院は、内閣と一定の距離があり権力の中核そのものではないが、6年の任期で国政に携わり、権力の中枢を間近で見ることから、政治に関わる多様な人材を育てることができる環境となっている。
 - 閣議決定で集団的自衛権の行使を可能にしようとする内閣の動きに対して、参議院が果たすべき役割は何か。
 - 内閣の行き過ぎと考えることがあれば、国会として問題を提起してもよいと思。

〈問責決議〉

- 首相に対する問責決議が度々行われ、総辞職や解散に追い込まれている。これまで繰り返されてきた、こうした運用を抑制する必要がある。内閣不信任に近い効果を持つ問責決議はどう評価するか。
 - 問責決議は参議院の権利であるが、政策に関連させて提出することは望ましくない。政策については、法案の否決により意思表明すべきである。
 - 参議院における問責決議、審議拒否の状況を踏まえ、参議院の在り方にについて伺う。
 - ねじれ国会でも法案が全く成立しないことはなかった。両院で合意が得られる法案をいかに立案するかが重要である。問責決議や審議拒否のような強硬な対応では、両院間の調整は機能しない。ねじれ国会や権力分立制は制度本来の目的の一つであり、国会議員にとって苦勞が多い環境であるが、我が国の政治

にとって有益と考える。

〈選舉制度〉

- アメリカの大統領制のように4年の安定した任期があれば、民意を問う中間選挙が意味を持つが、我が国では国政選挙が頻繁に行われることが国政の不安定要素となっている。参議院選挙が政権の存続に影響することについて見解を伺う。
 - 国政選挙が頻繁に行われること以上に、衆議院にとって解散時期が予測できないことが、議会の安定性を損ない、内閣が本来の役割を果たす上で支障となっている。
 - 参議院選挙を3年ごとの半数改選から6年ごとの総選挙に変更することは法改正を伴うが、検討の余地はないか。
 - 現行憲法下の政治サイクルを考えれば、参議院議員の半数改選の3年ごとが妥当である。このサイクルに衆議院選挙を合わせることができれば、中間的に民意を問う不安定性が解消される。ねじれが生じた場合でも、両院で協力していく機運が生まれてくる。

【行政監視の重要性】

- 〈国会による行政監視〉
 - 衆議院は行政監視を決算と同じ委員会で行うが、参議院は独立した委員会で行い、行政監視を重要な使命としている。どのような政治状況においても行政監視委員会が機能できる仕組みをつくるには、何が重要と考えるか。
 - 与野党が対立する状況では委員会の開会は難しい。行政監視委員会が設置された平成10年以降の活動を検証することにより、その解決策が見えてくるのではないかと思う。
 - 行政監視委員会は、ねじれが解消された現在においても開会が困難となっている。こうした状況について所見を伺う。
 - 委員会運営の責任者は委員長だけでなく、理事会の構成員全員である。行政監視は議院の使命であり、与野党の対立は関係ないという意気込みで始められ

は、その重要性を自覚できるのではないかと思う。

- 内閣による法律の誠実な執行を国会、特に参議院が常時監視することが重要である。国会が法律の執行を適切に監視するには、会計検査院や総務省行政評価局など関係機関をどのように整理し位置付けるべきか。

- 行政の内部監査は十分に機能しない。しかし、参議院が国民の期待に応えて、党派を超えて常時監視を厳しく行えば、国会や政治家への不信はかなり解消される。行政監視委員会以外の委員会も、国政調査として行政監視を行う機能があるが、うまく機能していない。これらが機能すれば問題が解決される。

- 国会が行う行政監視については、参議院を中心に常設的な機関を設置し、関係機関から定期的に報告を受けながら、主体的に视察も行って、監視を継続することが重要である。

- 行政監査委員会は、総務省から行政評価の報告を聴取している。行政監視を行うに当たっては、質疑、视察などの日程を決め、計画的に実施していくことが重要である。

- 会計検査院を参議院に置き、公共事業以外に複数年度予算を認める制度をつくることについて、見解を伺う。

- 三権をチェックする会計検査院の独立性と業務を理解した上で、参議院に置くことを議論すべきと考える。複数年度会計の導入も重要な論点と言える。

- 三権のうち行政を監視することが最も重要であり、行政監視委員会と会計検査院が役割を分担して連携することが必要である。

- 予算審議の際、決算は間に合わないので、代わりに予算執行状況の情報に基づく審議を参議院で行えば、より深い議論ができると考えるが、見解を伺う。

- 決算を意識しながら予算配分を考えることは、参議院改革という視点からも重要なことである。

〈视察の意義〉

- 各委員会の規様の在り方にについて伺う。
- 法案審議が最優先であり、视察を行うことは困難であるが、各委員会が行う最も有効な調査は、現場を見ることである。

○ 現場の视察で問題点を見抜くための要点を伺う。

- 目的を明確にした上で、视察先の職員の法律上の位置付け、国民の評価、最近の問題等を事前に調べることにより、成果を得ることができる。

- 書面では分からなかつたが、現場を视察して初めて分かつたという実例があれば伺う。

- 研究機関の設置形態が短期間で変わる状況を视察によって知り、独立行政法人問題の根深さを痛感した。

- 视察において、内部告発者の保護が法制化されていたにもかかわらず、うまく機能しなかった問題が指摘されている。こうした問題の原因と改善の状況について伺う。

- 我が国では、内部告発は退職覚悟で行うしかなく、困難である。そのため、外部からの支援が必要である。内部告発制度に限らず、行政の改善を促すためには、常時監視を行っていくことが重要である。

- 行政監視委員会等が重要な行政機関の视察を毎年、繰り返し行って、不正・不当行為を無くしていくことが必要と考えるが、見解を伺う。

- 視察は行けばよいというものではなく、議員と国会職員が連携して準備することが重要である。国会職員が各方面に気兼ねして準備で自己抑制しないよう、国会職員の身分保障などの法則を整備すべきである。

- 経験を踏まえ、视察を補佐する国会職員に求められるこことを指摘願う。

- 国会職員には自己抑制が働く傾向がある。国権の最高機関の職員として意識を変えていかなければならず、議員も職員に対する意識を変える必要がある。

- 国会職員が問題の本質を自分で考え、まとめる訓練を行うことが必要との指摘について伺う。

- 国会職員の質の向上には研修が必要であるが、予算的、体制的に弱いと感じている。質の向上は議員にも有益であり、党派を超えて取り組んでほしい。

- 国会法43条に規定される専門員の役割について、見解を伺う。
- 専門員をうまく活用するためには、議員が意識を変えることが必要である。

【政治システムと運営】

〈政権の政治運営〉

- 首相の権限が強まっていることに対する見解を伺う。
- 首相の権力を左右するのは、政権党内の掌握状態である。かつては政権党が力で首相をコントロールしていたが、現在は、コントロールできていない状況である。首相の議題に対応する力を維持しつつ、二院制、司法、中央と地方など、様々な組合せの中で、首相をどうコントロールしていくかが議題である。
- ねじれ国会の頃は決められない政治であったが、調整、譲歩を特徴とするスロー・ポリティクスにより、物事が慎重に決められていた。現在は巨大与党が両院を掌握し、決め過ぎる政治となっている。こうした現在の政治状況について、所見を伺う。
- 議院内閣制型というのが現状であり、権力のコントロールは政権党内に委ねられ、二院制が本来的な役割を果たせていない。議会の中で多くの議論が行われる、程よいところに落ち着くことができない。
- イギリスやアメリカでは、政府が外部に政策助言を求める、政党がシンクタンクを持っている。しかし、我が国では、外部から政党に政策提言をする機能がなく、国会議員にその役割を期待しても十分なレベルとは言えない。議員の政策立案、調査能力を高める上で、必要とされるることは何か。
- イギリスはアメリカを参考にシンクタンクを多用する方向にあるが、我が国の公的機関は中立性が求められ、シンクタンクのような党派の問題意識に基づく政策を提案できない。官僚の中立性とは時の政権を全力で支えることであり、政権が政策の最終責任を負うのであれば、官僚の中から政策提案が出てくる可能性がある。
- 〈民意と政治運営〉
- 二大政党制に対する評価について伺う。
- 政党制にはそれぞれ長所と短所があり、二大政党制も、例えば、二大政党以外に向けられた民意をいかに集約するかという問題があるが、政党制だけでは非を議論することは適当ではない。現在の我が国は二大政党制とは必ずしも言

えず、この20年間、政権交代という権力のコントロールの方法を議論してきたが、状況が変わっている。

- 政黨の民意把握能力が低下している状況において、政治家の活動を国民に理解してもらうためには、何が必要と考えるか。
- 社会と政党の関係がこの50年で変化している。かつては人々の利益は社会の様々な組織を経由し、政治に表されてきた。現代は人々が組織に属さず、同じ利益を持つ人々のまとまりが弱いため、政党が個人の利益を把握することが難しくなっている。人々の利益を集約するには、そのための手段を増やすことが求められる。
- ねじれ国会においても調整、譲歩が可能な成熟した民主主義社会でなければならぬ。諸外国と比較して、我が国の民主主義の成熟度をどう考えるか。
- 民主主義の成熟度を我が国とイギリスで比較すると、この20年間、我が国の政治は、権力をつくり決断することを重視してきた。それまで決定過程のよく分からぬ政治が行われてきたことが問題視された。現在ではある種の決断主義が行き過ぎている。決定は重要であるが、正当化の論理も重要である。イギリスの場合は決定に至る過程での可否を論争し、論理とその一貫性を重視しつつ、最終的な落としどころは表に出ないとところで決められる。我が国は論理の部分も弱く、最終的な落としどころを決める部分も弱い。成熟にはその両方が必要である。
- 我が国はイギリスと比較して、論理の積み重ね、水面下の調整という点で少し劣ると評価しているのか。
- イギリスは、外からは評価が高いが、ここ数年を政府の失敗の歴史と自己規定している。しかし、議会や公共放送等で議論の場が用意されており、論理が重視されている。我が国でも多くの議論が行われるが、論理がより重視されることが望ましい。

(5) 中央省庁等改革及び独立行政法人制度について（平成26年5月14日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

(意見の概要)

東京大学先端科学技術研究センター教授 牧原 出 参考人

官僚制の政治史と行政機構の現状分析の観点から、現在の我が国の統治機構の課題、省庁再編以降の行政改革について意見を述べる。

1990年代に我が国で進められた、政党再編、立法・行政・司法の諸機関を対象とした統治機構改革は、冷戦終了後の世界的な潮流であった。その基本的な方向性は、国家・中央政府の縮小、分解であった。国際的にはグローバル・ガバナンスが強まり、国際機関を中心とした議題解決が図られ、主権国家の役割が相対的に縮小した。一方、国内では地方分権によるローカル・ガバナンスが唱えられ、国による地方自治体への関与の縮小が図られた。この時期に進んだ規制緩和も経済面での政府権限を縮小させた。さらに、地方自治体、裁判所、日本銀行、公正取引委員会等の独立機関が独立性を強化した。

2008年のリーマン金融危機によってこうした潮流が根本的に変化した。言わば国家の復権、再強化である。ヨーロッパでは、首脳会議によって国家破綻を救済する情勢がつづられ、各国が膨大な財政支出を行って恐慌への突入を防いだ。我が国では、2009年に、政治改革が目標としていた政権交代が果たされた。政治主導による官僚の影響力の縮小も、主権国家の縮小といふ90年代の改革の基本線上にあった。しかし、東日本大震災によってこの方向性は行き詰まり、以後は國家主導の震災復興政策が取られ、やや遅れて世界的な改革潮流の転換に倣ったと考えられる。

こうした国家の復権、再強化は、冷戦期の中央集権、官僚主導の国家の再現ではなく、一旦分解した公共部門の再統合である。国家に求められるのは強力な統制の権限ではなく、粘り強く利害関係者に了解を取り付ける強烈な調整能力である。

今後の統治機構を考える際に前提とすべき第一は、政権交代が今後繰り返し起

こる可能性である。

第二に、90年代の改革の成果であった独立機関の独立性の強化である。独立機関の独立性は憲法が本来想定した制度原理である。司法権や地方自治の強化は、多様化が一層進むであろう我が国にとって不可欠である。

第三に、内閣機能の強化は、内閣の守備範囲が限定されていることを前提としなければならない。政権交代があると独立機関には与野党双方の人事の影響が及ぶことになり、内閣から一定の中立性を保つと考えられる。内閣に必要なのは、そうした諸機関を並立する利害関係者と捉えて粘り強く交渉することであり、国と地方の協議はその典型例である。その交渉の実動部隊は官僚機構である。

第四に、IT化の進展により決定の加速化と透明化が政府に求められることである。多様な要求が一挙に押し寄せるため、制度を新しく築くではなく、既存の制度をうまく利用して対応することが求められる。

以上から、今後の統治機構改革の方向性は、次のとおりになる。

第一に、公共部門の諸機関を課題に合わせて連携させることである。政権交代が続き、政府への強い要求が日々継続する中では、90年代のようにじっくりと政府機関を検討して抜本的に改革する余裕がない。何代もの政権で取り組まなければならない抜本的な制度改革や憲法の全面改正は非現実的である。

第二に、各機関を良好な競争状態に置くことである。与党が強くなければそれを目標に野党も組織力を付け、政治家が統治能力を高めれば政治的中立を保つべき官僚も政策能力を磨くといった、競争のための環境整備が統治機構改革の目標になる。

第三に、競争力を高めた諸機関が対立したときに調停する裁定機関の確立が望まれる。最終的には司法権の強化が必要だが、それ以外にも国と地方の協議、衆議院と参議院の両院協議会、与野党協議の場等における裁定機能の強化が今後の課題となる。

第四に、公共部門における行動規範の再定義である。これは前述の裁定機能の前提となる。地道な検討の場の設置を考える必要があるのではないか。

第五に、政権ガバナンスの強化である。衆議院議員の任期に合わせた党首の選

任、国会議員の政策立案能力と統治能力の強化である。また、公務員制度改革で年功序列の緩和が図られるのであれば、政党においても当選回数を基礎にした年功人事は廃止すべきである。

内閣には機動的な決定が求められるため、内閣官房、内閣府の見直しは不可避であり、これに伴い、各府省による水平的調整がより強化されなければならぬ。内閣府を整理合理化する一方で、官僚を内閣に出向させて国全体を考えさせるために、内閣官房はむしろ強化すべきである。

現在は2回の政権交代後の移行期であり、行政が強化される一方で政治の側には政党ガバナンスの強化が求められる。その結果、各党間で国家の基本政策について共通了解が生まれたときに、政権を超えた長期的な改革課題に取り組むことが可能となるのではないか。

元人事院総裁 中島 忠能 参考人

最初に、近々創設予定の内閣人事局が有効に機能して、我が国の公務員制度、政治を補佐する官僚組織が立派に機能する必要があるという点について述べる。

國家公務員法改正案の提案理由にあるように、内閣人事局を創設する狙いは、能力主義、実績主義を基本に適材適所の視点に立った戦略的人事配置を実現して、強力に政策を推進していくことである。これを実現するためには、内閣官房長官が幹部候補者名簿をつくる際、各省大臣から幹部候補者案を提出させ、それを基に作成することを法律上明記し、また、外部人材の登用について、次の2点を規定することが望ましい。一つは、公務の世界とは異なる倫理観や価値観が支配している分野から登用される外部人材の適性や資質を審査する機関についてである。これは先進諸国でも行われていることである。もう一つは、契約關係や検査關係等、外部人材の任命を避けるべきポストについてである。

次に、与党が陳情処理を通じて箇所付けを行うなど行政が担うべき権限が内閣に一元化されないことについて述べた。与党が行政に開示して行政の中立性が失われているという議論は、国家公務員制度改革基本法成立前からあった。当時はいわゆる族議員と官僚が密接な関係を結び、行政の中立性、公正性を損なう動

きをしていると言われた。そこで、基本法に、公務員と国会議員が接触した場合、その記録を作成、保存、公開することを定めた条文を規定し、行政の中立性、公正性を確保しようとした。

基本法制定当時は、国会議員個人と官僚の接触であったが、政権が替わって、与党が組織的に行政に開示するようになり、幹事長室で陳情や要請を一括管理して実質的に箇所付けするという方針を打ち出した。党の地方組織の強化を図りたいという政治的な狙いがあった。憲法には行政権は内閣に属すると規定されており、内閣が実質的な行政の決定権を失うことはない。

最後に、公共事業における行政の数量についてである。行政の数量で開始された大規模な公共事業が政権交代によって中止になると、地方に大きな影響を与える、現場は混乱するので、予算の組み方を変えるべきである。

例えば総事業費が1,000億円を超えるものは、国会の議決対象にするといよいではないか。予算は成立すると法規的な性格を持つので、ある事業が国会で議決されれば、法律と同様、議決後に国会議員や大臣になった人も議決に従わざるを得ない。

一橋大学大学院法学研究科教授 只野 雅人 参考人

中央省庁等改革は、統治機構や憲法の機能にも影響を及ぼしてきており、行政だけでなく国会の役割を含めて議論する必要がある。主に国会が担うべき役割という視点から述べる。

中央省庁等改革の中で憲法学の視点から特に重要なのは、首相・内閣の役割とその補佐機構の強化である。改革の方針を示した行政改革会議の最終報告では「内閣が、日本国憲法上『國務を總理する』という高度の統治・政治作用、すなわち、行政各部からの情報を考慮した上の国家の総合的・戦略的方向付けを行うべき地位にあることを重く受け止め、内閣機能の強化を図る必要がある。」とされた。

報告では、抑制と均衡という別の視点も提示された。具体的には、地方分権、国会のチェック機能の一層の充実、司法制度改革であるが、後で国会のチェック

機能について述べたい。

内閣機能や首相の指導性を強めるとなると、その基盤、特に正統性が大きな課題となる。国民が内閣、首相、政策を選択するという機能を強調し、内閣を政治の中心に位置付け、内閣が官僚を統制するという図式が強調されてきた。

以上のような改革に対して、従来の憲法学者は、国会が立法を担って内閣や行政がそれを執行すると説明していたが、有力な学説は、国民の支持を受けた内閣又は首相が政治を担い、強いリーダーシップを發揮して官を統制し、国会の役割はそのコントロールに重点を置くべきであるという構図を提示した。

しかし、こうした説明は憲法との関係で問題があった。モデルとなつたイギリスの場合、第二院は貴族院なので支障はないが、我が国には選挙された非常に強い権限を持つ第二院が憲法上置かれており、ねじれ国会になると当初規定された形で内閣、首相主導の体制が機能しないという問題が出てきた。衆議院だけなく参議院も視野に入れた上で政権形成を考えるのがよい。

このほか気になる点は、内閣、首相の政治主導とそれを支えるのが政権交代という論理が強調され、政治が過度に単純化して捉えられてきたのではないかということである。

内閣機能の強化や首相の指導性の強化と一体で論じられるべき点である国会の統制機能について述べる。国会の統制機能は、憲法上明記されていないが、様々な条文に分けて規定されている、言わば無名の権限である。国会による統制を考える場合、行政のうち、内閣が担っている政治的な部分だけでなく、行政機構に対する統制も併せて考える必要がある。

国会の役割を改めて考えると、フランス憲法に2008年の改正で加えられた、国会の使命を定義する規定が一つの手掛かりとなる。具体的には、法律の議決、政府の行為の統制、公共政策の評価である。公共政策の評価は、広い意味では統制に含まれるが、伝統的な統制の定義を超える部分を持っているため、このような規定となったと思われる。

国会は統制とともに立法機能を持っている。重要な政策を実施するには、法律の議決は避けられない。議決では多數派優位となるが、議決に至るまでの、特に

審議のプロセスに注目したい。本来、二院制の立法過程では、両院の間で法案が往復する過程で修正が図られたり立法の質が高められたりするものだが、従来の

国会審議ではこの点が十分意識されていなかつた。審議の中で行われる法律の運用や解釈についての重要な答弁を引き出すことは、統制と見ることもできるが、

立法の中に行政の在り方を織る重要な視点を感じ込む契機になると思われる。

フランス憲法で国会の使命としてあえて公共政策の評価を加えた理由は二つあると考えている。一つは、議院内閣制の場合、多数派優位の構団が前面に出て、統制がうまく機能しないが、公共政策の評価は与野党が協力して行える部分が随分あり、従来の統制と違う形で国会が果たすべき役割が生まれてくるという意識があるよう思う。もう一つは、ガバメントの質、ガバナンスの担保である。専門合理性を持った機関が重要なが、特殊利益と結びついていることがあり、それを評価するために国会の役割が必要になるという考えがあつたと思う。

(主な議論)

【内閣の在り方】

○は委員の発言、□は参考人の発言

（中央省庁等改革の評価）

- 内閣官房の総合調整機能を担う事務体制が十分でないとの指摘を踏まえ、中央省庁等改革の評価と、内閣官房、内閣府の今後の姿について見解を伺う。
- 中央省庁等改革の理念の一つは政治主導の体制づくりであった。政治主導は内閣が政の部分を引き受けて官を使いこなしていくという想定であったが、それだけでは限界がある。国会が、統制という機能の中で政治主導を一部引き受けける役割分担があつてもよい。
- 大きな省をつくると1年程度で交代する大臣では主導権を握れない。省庁再編は、当時政治主導を諦めて官僚主導をつくるように見えた。政治主導の実現という点から逆効果であったと今でも思っている。
- 内閣官房、内閣府については、首相や官房長官による調整の事前調整を行う組織が必要である。内閣官房で本格的に総合調整するのであれば、国會議員を長に据えた組織をつくる必要がある。それにより内閣官房や内閣府の仕事は大

幅に整理できると思う。

- 中央省庁等改革や独立行政法人制度創設は、内閣の機能強化と関連付けて行われてきた。政権が替わっても続いてきた一連の改革の背景には、金権腐敗と言われた政治に対する国民の大きな不信があったと思う。この行政改革は、国民の政治不信を払拭するという観点から成功したと言えるか。
- 行政改革会議の政治不信に対する最も重要な答は、各省庁の縦割りを打破して内閣で迅速に意思決定することであり、それに關してはある程度の成果を上げたと思う。ただ、2点課題があつた。一つは透明化で、もう一つは戦略を生み出すという政府の能動的な対応である。政治不信を払拭することはまだできていないと思う。
- 素直に言つて、政治不信を解消したとは言い難い。国会の役割が重要であり、国会が統制機能を果たすだけでなく、統治の質の問題にも切り込んだ議論をしていくことが、国民の政治不信を払拭する一つの方向性になる。
- 今世紀に入ってから今日まで、政治は全体として与野党ともよくやつてきたと思う。政治不信は政策の失敗があつても倫理違反があつても生じ、立場によつて評価も異なるので、回答しにくい。
- 平成3年の改革では、どこが所管するか分からぬ部分については、省間調整システムを整備することが狙いであった。ところが、省間調整システムが機能していない。このことについて見解を伺う。
- 府省間でそれぞれの立場を主張させ、それを判断するシステムをつくることが重要である。政策上の対立は、政策上の判断で処理した方がよいと思う。
- 各省による省間調整システムについては、省府再編の際に様々な準備がなされ、BSE問題などで農林水産省と厚生労働省との間で連携がなされた。各府省が主体的に他省とも積極的に調整し、解決する仕組みを活性化させるためには、設置法において各省の権限の範囲を緩やかに定めるようにする必要があると思う。また、官僚同士の調整だけでなく政務三役同士の調整も重要である。大臣、副大臣、大臣政務官が強いチームをつくり、他省のチームと密接に連携して問題を処理する、そういう強い組織力を構築することも必要と考える。

（首相の権限強化）

- ねじれ国会であつても首相がリーダーシップを發揮して政策を実行できるためには、どのような統治機構改革を行うべきかというのが、本調査会の問題意識であると思う。省府再編の際に制定された内閣府設置法は、首相のリーダーシップを強化するという観点から問題があると思う。内閣府が首相の補佐組織として位置付けられていないこと、首相も他の閣僚と同じく、事務を分担管理する主体としてしか定められていないことが問題だと思う。当時の官僚の意図により、首相のリーダーシップ強化は骨抜きにされたのではないか。内閣法も同様の問題がある。両法は一貫して、官僚が主導権を確保する構成になつている。この点について、長年の実務経験から教示願う。
- 現行憲法は、明治憲法と同様に首相の地位は高くない。憲法で、行政権は首相に属すると定めず、内閣に属すると定めているため、首相は、同轍中の首席という立場でしか憲法上位置付けられていない。憲法の規定を受け、内閣法では閣議にかけると必ず規定されている。リーダーシップのある首相をつくるためには、憲法改正から議論する必要があると思う。
- 首相と内閣中心の体制強化が重視されてきた改革であり困難や限界を内包しているとの指摘について、政官関係という観点に踏み込んで説明願う。
- 内閣の民主的正統性を強化するための政治の運用と、憲法が予定している統治機構が合致していないかったという認識がある。衆議院だけであればうまく機能するかもしれないが、参議院が置かれた統治機構でそのような運用をすると、深刻なねじれが生じる場合がある。
- 政官関係は、基本的に政治主導を実現する方向で考えられてきており、そのことは賛成であるが、内閣強化だけによるのではなく国会との関係でその基盤をつくることが重要である。
- （内閣官房及び内閣府の在り方）
- 内閣官房の強化と内閣府の整理合理化について具体的な在り方を伺う。
- 内閣官房と内閣府に、様々な本部が多数設置され、調整を行っている。この本部の在り方を見直し、戦略的課題でない調整事項は各省に移管することが必

- 要である。ただし、内閣官房は平成13年以前の規模まで縮小すべきではない。内閣官房が担うべき範囲を首相、官房長官が中心となつて戦略的に限定することが必要である。
- 内閣官房は官邸の直属の機関と位置付け、緊急的な課題あるいは政権の公約の実現に役割を継り、内閣府は政権が抱えた中長期的な問題について高い見地から調整を行う。世界はグローバル化し、変化も速い。中央は大きく地方に権限を移譲し、エネルギー獲得、食料問題、資源獲得、少子化等を横断的に責任を持つて分担管理し、実行できる府省に生まれ変わらなければ、我が国が新しい姿が生まれてこない。こういう内閣官房、内閣府の在り方に対して見解を伺う。
 - 我が国の行政の仕組みは、内務行政の大きなグループ、経済財政関係のグループ、国際関係のグループの三つがある。内務行政系は内閣官房と非常に強い関係があり、経済系は秘書官などを通じて官房長官、首相に直結する仕組みがあつて動いている。国際系は再構築を現在の政権で図っているという構図が描ける。内務行政の仕組みを抜本的に変えることは膨大なコストを要するという問題がある。道州制は様々な議論をされているが、コストを考えると余り現実的ではなく、地方分権により権限移譲を今以上に推進していくことが考えられる。
 - 分担管理原則の下、各大臣が行う意思決定と内閣の調整機能の関係が、内閣官房の強化によってどのようになるのか伺う。
 - 本部を时限的な存在として見直し、所管する担当大臣の在り方も見直すことが必要である。平成13年の省庁再編以降は各省大臣にも調整の権限があり、それを補佐するのは各省の官僚である。各省間で機動的に合意に至る仕組みをつくることが必要である。

〈内閣の機能強化〉

- 2回の政権交代を地方の首長として経験した。以前の自公政権では、内閣の顔がよく見え、与党が余り見えなかつた。民主党政権では逆転し、内閣が見えず、与党の顔が大きく見えた。再度自公政権に戻ると内閣の顔がよく見える感

じがした。内閣のガバナンスと与党のガバナンスどちらがよいのか。2回の政権交代を通じたガバナンスの変化についての見解を伺う。

- それぞれの内閣の個性の違いと理解する。

- 中央省庁等改革の際に考えられたことは、内閣の規模を大きくすることであつた。それがある政権では機能しなかつたと考える。一方で、政府・与党の一元化は、責任を明確にするなど重要ではあるが、国会審議等を考えると一定の距離がある方がよい。例えば、外国の議会では、与党の中から修正案が出てくることがある。
- 同じ内閣の機能強化でも、自民党長期政権時と政権交代が起つた後では質的に異なり、ガバナンスが問題になっている。長期政権になれば、政府も様々に影響力が及び、それを前提に内閣機能をどのように強化するか考えればよい。しかし、野党が政権を取った場合には、当面、従前のシステムの中でやり継りしなければならない。そこで、政権に就く前に実現可能性のある政策集をつくっておけば、誰が大臣になっても各省でその政策を実現することができる。しかし、実現性がなければ外部の専門家や官僚に新しい政策づくりを依頼することになり、実質的には官僚主導になってしまう。この意味で政治主導には政党のガバナンスが問われる。

現在は政党のガバナンスを確立する移行期があるので、内閣での対応となる。内閣官房の過去の課題を清算し、新たに何ができるかを考える必要がある。長期的に考えると、内閣官房、内閣府は新政権の発足時に政策に合わせて組織が柔軟に対応できるものであることが望ましいと考える。

〈内閣人事局と公務員人事〉

- 内閣人事局が有効に機能するよう運用のルールを定めることが肝要と考える。我が国の公務員制度のどの部分に留意して内閣人事局が運用されるべきと考えるか。
- 我が国の公務員制度運用に最も参考になるのはイギリスであると思う。イギリスでは、大臣規範、公務員規範がつくられており、政治家は官僚の中立性を

尊重し、官僚は政権交代があつても同じように仕える。官職には能力に基づいて就き、昇進もできるという制度が確立し、政治においても、行政においても漫遊する事が基本である。ただし、サッチャー政権の退陣に際して一部の幹部官僚が官界から去つたとも聞き、政権長期化の影響があつたようである。

- 内閣官房は言わばスタッフ機構であり、そこに内閣人事局を設置すると規模と組織の性格から違和感が出てくる。また、人事が政党化する懸念がある。これららの点について見解を伺う。

- 平成20年に国家公務員制度改革基本法が制定された当時、いわゆる族議員と官僚が結び付いて行政が中立性を失っているということを与野党共に心配し、それに対処するための規定を基本法に置いたが、6年経過しても機能していない。内閣人事局の設置によって大幅な増員となつてもよいので、基本法の規定が機能するようにしてほしいと思う。
- 組織を見直す際に、人事の運用が柔軟であれば機動的な組織として機能することができる。公務員の配置の柔軟性について伺う。
- 公務員の中には様々な才能を持った人がおり、それを内閣人事局でできるだけ把握し、責任を持って配置を考えるべきである。そのための部署を内閣人事局を中心につくることが求められる。

(政権交代のルール)

- 我が国の統治機構の特徴として政権交代が今後も起これり得るということが挙げられるが、國民が望めば政権交代が起これり得るのが民主主義のあるべき姿だと思う。そういう意味で、円滑な政権移行のための仕組み、ルールが重要である。イギリスではそういう工夫があると聞くが、野党と接触した官僚の秘密保持の在り方はどのようにルール化されているか。
- また、政権交代のとき、政権を担つた経験がなく新たに内閣に入る国會議員のサポートやスタッフの供給について、人材面でどのような工夫があるか。
- イギリスの制度に関して述べる。通常は国議員と官僚は接触しないことになっているが、総選挙前の一定期間は接触し、官僚は野党から政策案を開き置き、実現が難しい政策については一定のシグナルを送る。接触が限定される中

で秘密が保持されている。
人材面については、前政権時代の關係経験者が様々なサポートをすることがある。また、外部の専門家が各省の一員としてメディア対策を担い、政策の説明を補完する。さらに、政務三役に当たる閣僚団に強いチーム力の發揮が求められている。

(国会の在り方)

- 法律制定の際、詳細については政省令に委任している現状がある。法案可決後、政省令がどのように規定され、実施に移されているか、把握している国会議員は少ないと思う。委任立法の統制を通して国会は行政を統制しなければならない。議会拒否権という概念の導入が必要ではないか。
- 法案によっては政省令への委任が非常に多いものがあり、そのような法案は政省令を見なければ法律で実現しようとしている政策の全貌が見えない。審査の際に政省令の原案も委員会に提出させるという運営が考えられる。
- 強い参議院を政治主導の確立のために積極的に位置付けることが可能との指摘は、国会のねじれは憲法上の要請として重要な意義があるとの指摘と受け止めだが、見解を伺う。
- 国会がねじれて物事が決まらないのは大きな問題である。両院の党派構成が異なり得ることを前提にした運用が課題となる。基本的には両院に基盤を置く内閣の在り方を考えることが答えるになる。
- 行政改革で内閣機能が強化され、現在、安倍内閣が協議決定でいわゆる解散により集団的自衛権の行使に踏み込もうとしている。強権的な政治が進められようとすると、抑制と均衡の観点から参議院が果たすべき役割は大きいと思うが、見解を伺う。
- 行政改革会議で内閣強化と言われてきたのは各省に対する内閣の強化であり、国会との関係は必ずしも議論になつていなかつた。政府が協議決定で憲法

解釈を変更しようとするのであれば、国会審議でその内容をただすことが求められることがある。

- 首相のリーダーシップ、民主的な国会運営等については、与党の寛容、譲歩を前提に、野党にも十分な発言の時間が与えられ、野党もいたずらに審議や採決を引き延ばさないという態度をお互いに取れば、良い国会運営ができる。与野党協力の中、首相が威儀を持つてリーダーシップを發揮してほしい。

□ 基本的には国会できちんと審議をして、十分にチェック機能を發揮することが重要である。また、内閣の基盤を一つの政党だけで構成することは困難であり、そのことがバランスを取る意味を持つこともある。

【中央と地方の一体改革】

- 首相公選制、地域主権型道州制と併せて中央省庁の再編を考えている。これらについて見解を伺う。

□ 首相公選制は憲法改正を必要とし、制度設計が非常に難しいという問題がある。議院内閣制と異なり、議会の多数派と公選された首相の党派が異なる場合の調整が相当難しい。議院内閣制の運用 자체が政権選択を基軸にしており、そういう形で事実上政権を選ぶことが重視されてきた。首相公選制に踏み込む必要性はないと思っている。

道州制については、地方分権が重要なことは同感である。その上で、現在より広い区域が必要となれば一つの選択肢になると思うが、現行制度の枠の中で適切な権限配分を考えることもあり得ると思う。

2 委員間の意見交換

参考人からの意見聴取等を踏まえ、平成26年5月21日、議院内閣制における内閣の在り方について、中間報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。（発言順）

岡田 直樹 君（自由民主党）

中央省庁等改革の目標は内閣機能の強化であった。改革の結果をいかして政治主導の国政を展開する内閣も現れるなど一定の成果が得られた。その一方、10年余り経過した現在、内閣府の肥大化が指摘され組織を整理する必要性が生じている。内閣の事務については、首相が閣議に必ずしも縫られず行政各部を指揮監督し、その総合調整を行うことができる仕組みをつくることが必要と考える。各省大臣の分担管理原則は、各大臣が所管する行政事務について責任が明確となり取り組む意識が高まるが、各省間で意見の対立を招く側面がある。緊急で戦略的な対応が求められる課題は、官邸の強力なりーダーシップで意思決定が行われることが重要である。

国家公務員制度は、国家のために働く人材をいかに活用していくかが重要である。内閣が交代した場合において大幅に人事が替わらないよう配慮が必要である。内閣人事局の設置により幹部職員が一元管理されるが、縦割り行政の弊害を是正する方向での運用が望まれる。公正な能力評価に基づく人事を行うことで職員の能力が發揮されれば、官僚組織の活性化が期待できる。

参議院の役割は、安定した任期の中で大所高所からチエック機能を果たしていくことであり、行政監視もその一つである。我が国の国政選挙は、諸外国と比較して頻繁に行われ、国政の不安定要素となっている。参議院では、近年、内閣不信任に近い効果を持つ問責決議案が度々可決され、総辞職や解散に追い込まれてきた。こうした運用を抑制していく必要がある。現在、国会はねじれ状態が解消されているが、常に正常に機能していくとは限らない。どのような政治状況でも正常に機能するために参議院の在り方を検討していきたい。

風間 直樹 君 (民主党・新緑風会)

政府方針は閣議で決定されるため首相の一存では決められず、ねじれ国会においては首相の権能がほとんど發揮されない。内閣法6条は閣議決定を重視しており首相が内閣を代表するという記述がないこと、また、内閣府設置法は首相に関する記述が少ないことに原因がある。これらの条文の改正により、首相の権能を強化し、指揮監督のサポートを整備して、そのリーダーシップの発揮を妨げないようするべきである。首相の指揮監督権が各省の分担管理事務と抵触した場合の整合性についても検討が必要である。

衆参両院の権能をより明確に分けることが求められている。衆議院の3分の2以上の再議決が国会の議決となる仕組みを見直し、参議院の法案審議上の権限を弱くすることも一案である。その上で、衆議院にお金の面から行政を監視するために会計検査院を移管し、参議院に人事と制度面から行政を監視するために人事院と総務省行政評価局を移管して人事行政監視院を設置することにより、中長期的に行政機関をチェックする両院の機能を高めていくことが望まれる。特に会計検査院は、国会に移管することによって内閣からの独立を徹底すべきである。

参議院には重要な役割として行政監視がある。一定の任期が付与され活動が保障されている参議院がこれに適している。我が国のように人口が多い国の場合、行政による様々な人権侵害が生じ、第一院の衆議院だけでは対応が難いため、第二院としての参議院がチェックすることに意義がある。

留意すべきことは、参議院の権能が国政に及ぼす影響についてである。衆議院との関係も含め、行き過ぎることがないよう、今後、議論していく必要がある。

杉 久武 君 (公明党)

大規模災害発生時、内閣には速やかな対応が求められるが、東日本大震災の際には内閣が十分に機能せず、統治機関が機能不全に陥っていると批判された。国家的危機管理の面からも、内閣の機能強化の視点に立ち統治機構の在り方を検討する必要がある。また、内閣の補佐機関である内閣官房や内閣府についても、組織の規模は適正か、府省間の総合調整機関として機能しているか、首相がリ-

ダーシップを発揮できるよう補佐しているか、両機関の事務の分担は適切か等の観点から見直す時期にきている。

平成26年4月より開始された閣議の議事録の作成・公表は、情報公開、国民に対する説明責任の観点から画期的な取組である。内閣の意思決定過程の透明化、国民の知る権利等の面からも、今後とも検討していくべきだ。

機能が強化された内閣に対し、国会による行政統制が重要な課題である。その前提として、参考人から指摘のあった与党内の議論と国会での野党との議論の重要性を共通認識とすべきである。行政統制、具体的には行政監視として各委員会の規範を活発に実施する等、現行制度を前提に充実させていく必要がある。実効性を高める手段として、参議院を中心に常設的な機関で、年間計画を立案し継続的に行政統制を実施することも重要である。従来から参議院公明党は行政監視の強化に取り組んできた。監視機能の強化も含め二院制における参議院の役割について、議論を深め具体的な検討を行っていくことが必要である。

儀間 光男 君 (日本維新の会・結いの党)

閣議決定は、首相の権限行使の行き過ぎを抑制する機能を果たしており、国政が閣議で決められる現在の制度は望ましいと考えている。しかし、緊急時においては臨機応変な対応が求められるため、その範囲を決めて制度化、明文化すべきである。

アメリカや韓国のような大統領制では、政権交代によって政策課題だけでなく行政スタッフも総入れ替えとなる。行政の継続性の観点からすると我が国の制度が望ましいのではないか。日本維新の会は道州制、首相公選制の導入を主張しているが、行政の継続性の観点にも留意していかたい。

衆議院先議の議案のうち、議論の多い法案で衆議院において実質決まってしまうものについては、参議院先議で行われるべきである。衆議院先議では、参議院で審議される段階で多くの陳情や抗議が寄せられても、その願意が届く保証はない。

江口 克彦 君 (みんなの党)

これまでの地方分権改革は、一定の成果は上げたものの、十分なものとは言い難い。地方分権改革が不十分な状況にあるのは、都道府県及び市町村という二重の地方自治制度を前提としているためである。地方経済の低迷、過疎化や高齢化の進行等により、このままでは地方はますます衰退の一途をたどるおそれがある。また、東日本大震災による被災地の復興は喫緊の課題となっている。豊かな地域社会の形成と地域経済の自律的な発展を実現し、被災地の主体的な復興を成し遂げるために、中央集権型の国形を変えて新たに地域主権型道州制を導入することが不可欠である。

グローバル社会の中で首相が迅速に判断できるようにするために、首相公選制を実現し、直接国民に選ばれた首相のリーダーシップの下で行政を進めていくことが必要である。その中で、国は業務・機能を地方に移管し、眞に国が行うべき業務・機能に集中すべきである。

また、内閣官房の機能強化を図る必要がある。首相は内閣の首長であると同時に主任の大臣としての役割も持つておらず、現在は首相が国家全体の戦略や調整に十分に取り組む余裕がない。内閣官房長官を格上げして副総理格の総合調整職とするとともに、内閣官房副長官等の職を格上げし、より迅速かつ高度な調整機能を發揮させる必要がある。さらには、内閣官房の業務を緊急的な課題への対応等に限定し、中長期的な課題についての調整は内閣府に、その他の調整業務は総務省に、それぞれ任せられることが求められる。

単年度の予算を複数年度化するとともに、参議院に会計検査院を移管し、予算の執行を監視して行政の無駄を省くための仕組みの構築が求められる。

倉林 明子 君 (日本共産党)

現在の統治機構の機能について、憲法の国民主権原理に照らして検証する必要がある。選挙で多數票を獲得すれば全て白紙委任されたかのように振る舞おうとする政権に対し、参考人から危惧の念が示されたことを重く受け止める必要がある。首相が閣議決定で集団的自衛権行使の解釈改憲を実施しようとすることは、

世論はもとより国会や憲法をも極端に軽視するものである。

1990年代以降、国民の政治不信を背景として行政改革が進められてきた。そこでは強い内閣をつくるため、中央省庁等改革や独立行政法人制度の創設が行われるとともに、小選挙区制の導入、二大政党づくりが進められてきた。これにより政権交代は可能になつたが、実際の政策と民意との乖離は大きくなってきた。民意を十分に反映しない国会の指名に基づいて内閣が形成されたことが最大の要因であり、憲法の要請に従って多様な民意を反映する国会を形成することが求められる。そのため、小選挙区制を廃止して比例代表制を軸とした選挙制度へ転換することが必要である。

参考人が内閣機能強化とともに国会の行政統制機能を強化する必要があると指摘したことと、国会は重く受け止めるべきである。二院制の立法過程においては、両院間の法案の往復過程で修正がなされ、立法の質が高められる。また、法案審議の中で法律の運用や解釈に関する重要な答弁を引き出すことは、立法の中行政の在り方を拘束するような重要な視点を盛り込む契機になる。これらは国会の機能強化のための指向性を示すものである。かつて参議院は、いわゆる小選挙区制導入法案を否決するなど、統制機能を果たしてきた。現在、国会が行政を統制する立法機能を十分に果たせているか、審議の形骸化がないかという2点について、検証する必要がある。

浜田 和幸 君 (新党改革・無所属の会)

環境問題、人口問題等の諸課題に関して我が国がグローバル化した世界と向き合い、内閣機能強化を考える必要がある。内閣の情報収集能力、政策遂行能力が我が国の国益に十分に資するものとなっているか、真剣に議論する必要がある。また、腰を据えて様々な課題を議論することも重要ではあるが、それでは我が国はスピード感ある国際社会から取り残されるおそれがある。国際的な課題に対して我が国が有効な解決策を迅速に講ずる必要があり、国際協調に向けた首脳外交だけでなく議員外交による補完が求められる。統治機構の在り方の議論において、グローバルな視点やスピード感を持った対

応を意識すべきである。韓国や中国等の近隣諸国と首脳会談を行えないという現状は是正が大きな課題である。中国との間には領土問題等はあるが、文化的な共通点、これまで維持してきた経済関係や人的ネットワークを基盤とした外交に取り組むことも必要となる。

また、我が國が誇る健康医療に関する技術や知見を世界に広めていくことも重要である。さらに、現在、我が国のＩＣＴ戦略が世界の注目を集めている。内閣が様々な調査機能を発揮して情報を集め、十分に分析を行い、世界とのコミュニケーションを取り組むことが必要となる。

古賀 友一郎 君（自由民主党）

国会と内閣の関係で問題となるのは参議院の位置付けである。ねじれ現象で参議院の在り方が注目されたが、参議院が衆議院と同じような党派的対立の場であれば、その強い権限は弊害となる。参議院の位置付けをどうするかは、そもそも参議院に何を求めるかによって変わってくる。内閣や衆議院に対するチェック機能を求めるのであれば権限は強い方がよく、単に参考意見を求めるだけであれば権限は弱い方がよい。

他方、内閣の問題として、首相の権限強化について議論されているが、そもそも議院内閣制において首相は議会の多数派に基盤を持つのだから非常に強い権限を有しており、むしろそういう首相をどのようにコントロールするかが課題である。首相も個人の能力としては限界があるのだから、その強大な権限行使するには補佐役が必要となるが、補佐役が首相の権限を代行するとガバナンスが不透明となる。そこで、首相の権限を強化するよりも閣僚の調整力が発揮されることで閣内の調整が図られることが望ましい。その場合、閣僚や政務三役が各府省の利益代表になってしまふと、結局全て首相によって調整されなければならなくなってしまう。閣僚が適切にリーダーシップを発揮して閣内の利害を調整するには、官僚をうまく使いこなすことが必要であるし、官僚側も閣僚のリーダーシップを期待している。その際、トップダウン的な政治主導は弊害が多い。官僚に仕事をさせて最後に政治家が断つトムアップ的政治主導が望ましい。

(外) 召 験

吉川 沙織 君（民主党・新緑風会）

参議院の役割を果たすため、二院制の在り方を考える必要がある。衆議院で見落とされた法案の問題点を明らかにするなど、参議院は二院制の下で一定の役割を果たせていると考える。

道州制と地方分権改革に関しては、地方自治法改正案の基になった地方制度調査会の答申には、自治体間の水平連携と、それでは不十分な自治体を都道府県が補完する垂直連携の仕組みをつくる方向性が示されている。これには道州制議論に資するもの、道州制とは異にするもの、それぞれが含まれている。

国会や内閣の在り方についても、一つの見方で考えるべきではない。首相に強い権限を与えても常に使いこなせる人物とは限らない。行政府と立法府に課せられた役割をそれぞれがよく考えて果たしていくべきである。

堀井 嶽 君（自由民主党）

衆議院は多数派が内閣を支える役割を担う。参議院は第二院として審議する役割と同時に内閣をチェックする立法府として重要な役割を担っている。そうした参議院の役割を国民に理解してもらうためには、与野党を超えて情報発信していくなければならない。そのため、これまでの国会改革に加え、新たな視点を含めて取り組んでいくことが重要となる。参議院における国会審議の在り方についても、国会対策の次元を超えて、与野党が本調査会における議論も踏まえながら、継続的に考えていくことが必要である。具体的な改革の一つとして質疑通告の問題があり、実りある質疑にするための取組が求められる。

井原 功 君（自由民主党）

憲法は、議院内閣制と二院制を採用し、内閣は衆議院の解散権を持ち、対して衆議院は内閣不信任決議権を有する。憲法が想定する議院内閣制の政府・与党の一体とは、内閣と衆議院の関係であり、政府を構成するのは衆議院議員であることが本来の理念に合致するのではないか。実態としては政党政治の中で選挙により選出されている参議院議員も入閣しているが、こうした憲法の理念を踏まえ参

議院の在り方を考えいくべきである。

憲法は、国会審議について会期や衆議院の優越に關し具体的な期間を明記している。制定から60年以上が経過し、交通事情の変化、情報化などにより、時間や距離の感覚は大きく変化している。こうした社会の流れに国会が対応できているのか検証する必要がある。

第3 主要論点別の整理

グローバル化が進展し、経済や社会の構造が大きく変動する中で、我が国において、行政改革や規制改革が進められてきた。また、平成13年には、省庁再編を軸とする行政改革が実施され、さらには司法制度改革、地方分権改革、独立行政法人制度の創設等、今まで統治機構に関連した一連の改革が実施してきた。この間、東日本大震災が発生し、震災からの復興と非常時の危機管理体制の整備が重要な課題となっている。また、我が国の経済は、長期にわたるデフレ状態が継続しており、デフレからの脱却及び持続的な経済成長の実現は、政治に課せられた課題として重要である。

こうした状況に対し、必要な政策を決定し着実に遂行すると同時に、その行き過ぎや不公正がないかをチェックする政治の確立が必要であり、国民主権と代表制を採用する憲法の理念に沿って、統治機構の在り方を問い合わせることが求められている。

本調査会では、以上のような問題意識の下、調査を行ってきた。当面の調査項目である「議院内閣制における内閣の在り方」に関して行った参考人からの意見聴取、これに対する質疑、委員間の意見交換を踏まえ、本調査会における議論を主要論点別に以下のとおり整理した。

【議院内閣制】

- ◇ 統治機構の意味は、権力をつくりコントロールすることである。
 - ◇ 憲法は、政策決定の方法に関するルールと法律化された政策の執行方法に関するルールを定めており、議院内閣制は前者に属する。議院内閣制は、執政権力である首相・内閣がその存在を議会の信任に依存するシステムであり、一つの政治勢力が議会権力と執政権力の両方を掌握することで成立する。
- 〔関連意見〕
- ・議院内閣制の問題を考える上で、直接民主と媒介民主政という区別が役立

(文) 印 論 文

- 一つではないか。直接民主政治の運用では、選挙を通じて国民が事実上、直接首相とその政策を選択する形で議院内閣制が機能する。媒介民主政治の運用では、首相及びその基本政策の選択が選挙の結果としては明確に表れず、議会内の諸党派の結びによって決定される。
- 議院内閣制は、総選挙と総選挙の間の一定期間、権力が政権党と政治指導者に委ねられるシステムであり、その維持には自己抑制が必要ではないか。
- 議院内閣制においては、民意を反映した国会が首相を指名し、内閣は忠実に民意を執行すべきではないか。

- 民主的な正統性という観点からは、首相・内閣と衆議院は一つのグループとなり得る。首相・内閣・衆議院のグループと参議院とは、別個の民意で成立した独立の存在であり、民意を代表する立場としては対等である。我が国の政治運営システムは、衆参の多数派の構成次第で議院内閣制と権力分立制の間を行き来する。政治運営における権力の創出ヒントロールにおいて、参議院が果たす役割は決定的に重要である。

【関連意見】

- 中央省庁等改革の結果をいかして政治主導の国政を展開する内閣も現れるなど一連の成果が得られたのではないか。
- 中央省庁等改革は、国民の政治不信を背景として進められたのではないか。
- 政治不信に対する中央省庁等改革の取組は、縦割り行政を打破し内閣で迅速に意思決定することであり、一定の成果を上げた。ただし、透明化と政策の戦略性について課題を残したものではないか。
- 大きな省をつくると大臣が主導権を握るのは困難である。政治主導の実現という点からは逆効果ではなかったか。

【内閣及びその機能強化】

- 国際化の進む現代社会では、政策決定において臨機応変に対応できる内閣が重要な役割を果たす。内閣の役割である「国務を総理する」とは、国政が適切な方向を向くよう総合的な調整を行うことであり、制定が必要な法律の目的、性格、内容を明らかにし、国会で制定されるよう関係機関と総合調整することである。

【関連意見】

- グローバルな視点やスピード感を持った対応を意識して、統治機構の在り方を議論すべきではないか。
- 政権交代や統治機構改革が行われる際に、行政の継続性の観点に留意すべきではないか。

【関連意見】

- 中央省庁等改革で重要なことは、首相・内閣の役割とその補佐機構の強化である。政治の中心に国民の支持を受けた首相・内閣を位置付けて、首相・内閣が強いリーダーシップを發揮して官僚を統制するという図式が強調された。
- 中央省庁等改革の結果をいかして政治主導の国政を展開する内閣も現れるなど一連の成果が得られたのではないか。
- 中央省庁等改革は、国民の政治不信を背景として進められたのではないか。
- 政治不信に対する中央省庁等改革の取組は、縦割り行政を打破し内閣で迅速に意思決定することであり、一定の成果を上げた。ただし、透明化と政策の戦略性について課題を残したものではないか。
- 分担管理原則にはメリットもデメリットもある。各大臣の担当する行政事務について責任が明らかになり意識が高くなる。同時に、特定の府省だけでは取まらない事項の場合は、府省間の意見が対立する傾向があり、内閣の方針に基づいて調整する必要が出てくる。

【関連意見】

- 首相が閣議に録らずに行政各部を指揮監督し、その総合調整を行うことができる仕組みをつくることが必要ではないか。

- ・内閣法6条を改正して閣議の制約を外すことにより首相の権限を強化すべきではないか。
 - ・憲法で行政権は内閣に属すると定めているため、内閣法も首相の権限行使に閣議の制約をかけている。リーダーシップのある首相をつくるためには、憲法改正から議論する必要があるのではないか。
 - ・内閣官房長官や内閣官房副長官、それを支える事務職等を格上げして一段上から迅速な調整機能を発揮させるべきではないか。
 - ・議院内閣制においては、官僚をうまく使いこなし政治家が断を下すというptomアップ的な政治主導が求められるのではないか。
- ◇ 内閣には機動的な決定が求められるため、内閣官房、内閣府の見直しは不可避免であり、これに伴い、各府省による水平的調整がより強化されなければならぬ。
- 〔関連意見〕
- ・内閣官房は官邸の直属機関と位置付け、緊急的な課題や政権公約の実現に役割を絞り、内閣府は中長期的な課題について高い見地から調整を行う役割とすべきではないか。
 - ・内閣官房、内閣府については、首相や官房長官による調整の事前調整を行う組織が必要ではないか。国会議員を長に据えた組織をつくる必要がある。
 - ・内閣官房は組織が肥大化し、職員の大半が併任で出身府省の方を向いて業務を行っている弊害があるのではないか。
 - ・内閣の補佐機関である内閣官房や内閣府について、組織の規模は適正か、府省間の総合調整機関として機能しているか、首相がリーダーシップを発揮できるよう補佐しているか、両機関の事務の分担は適切か等の観点から見直すべきではないか。
 - ・内閣府に各省横断的な組織を設けることは必要だが、一定の期間が過ぎれば自動的に消滅させるべきではないか。
 - ・内閣府設置法の改正により、首相の権能を強くし、指揮監督のサポートを整

- 備して、リーダーシップの發揮を妨げないようにすべきではないか。
- ・首相府を設置して首相の業務を一元的に調整すべきではないか。
 - ・野党が政権を取った場合には、当面、従前のシステムの中でやり繕りしなければならない。長期的に考えると、内閣官房、内閣府は新政権の発足時に政策に合わせて組織が柔軟に対応できるものであることが望ましいのではないか。
 - ・官僚の人事運用を柔軟に行えば、我が国の行政組織も迅速に機能できるのではないか。
 - ・内閣における国際的な情報収集機能を強化すべきではないか。

- ◇ 総括り行政には省益を図る行動が根底にある。内閣人事局が十分に機能すれば、改革の効果が上がる。
- 〔関連意見〕
- ・内閣が交代した場合に大幅に人事が替わらないよう配慮が必要ではないか。
 - ・イギリスでは、大臣規範、公務員規範がつくられており、政治家は官僚の中立性を尊重し、官僚は政権交代があっても同じように仕える。我が国でも参考とすべきではないか。
 - ・官房長官が幹部候補者名簿をつくる際、各省大臣から幹部候補者案を出され、それを基に作成することを法律上明記することが望ましいのではないか。
 - ・キャリア官僚の採用を行なう内閣が行い各府省へ赴任させるなど、官僚に対し国家全体を見る意識を植え付けることが必要ではないか。
 - ・志望動機との関係でキャリア官僚の一括採用は難しいのではないか。
 - ・外部人材の登用については、その旨の条文を設け、審査機関の設置、任命を避けるべきポストを規定することが望ましいのではないか。
- ◇ 内閣の役割は、日常的な行政事務だけではなく、災害、経済的混乱等の非常事態に対応し、国民の安全な生活を保障することである。

【関連意見】

- ・国家的危機管理の面からも、内閣の機能強化の視点から統治機構の在り方の検討が必要ではないか。
- ・緊急時において臨機応変に対応できる範囲を明文化すべきではないか。

◇ 開議及び開僚懇談会の議事録が公表されることは、情報公開の時代の要請であり、前進である。

【関連意見】

- ・閣議の議事録の作成・公表は、内閣の意思決定過程の透明化、国民の知る権利等の面から、今後とも検討すべきではないか。
- ・大臣は閣議で所管を超えて国政万般について自由に意見を述べてきたが、全て議事録として公表されるとなると制約や心理的な影響が出てくるのではないか。

(外) 報

【内閣と国会の関係】

◇ 議院内閣制に関する課題として、内閣と国会の関係がある。国際比較では、我が国は内閣に対し議会が強い類型に分類される。諸外国では、内閣が審議日程の決定に何らかの形で関与できる仕組みになっていることが多いだけなく、議会での審議が与野党による法律の修正の検討が中心であるため、首相、大臣の議会出席時間が短い。

【関連意見】

- ・内閣と国会は互いに協調し連携すべきである。与党内の議論と国会での野党との議論が形骸化すれば、議会制民主政治は機能不全となるのではないか。
- ・首相のリーダーシップ、民主的な国会運営等については、与党の寛容、議歩を前提に、野党にも十分な発言の時間が与えられ、野党もいたずらに審議や採決を引き延ばさないという態度をお互いに取れば、良い国会運営ができるのではないか。
- ・政府・与党の関係は、権力の中心、責任を明確化する必要はあるが、国会審議における与党による修正等を考えると、政府と与党の間に一定の距離がある方がよいのではないか。
- ・参議院における審議を実りあるものにするため、質疑通告の在り方を改善すべきではないか。

(内) 報

【国会及びその機能強化】

◇ 国民の支持を受けた内閣又は首相が政治を担い、強いリーダーシップを発揮して官僚統制し、国会の役割はそのコントロールに重点を置くべきである。

【関連意見】

- ・議会による行政を統制する立法機能を十分果たせているか、審議の形骸化がないか。
- ・議会によるコントロールの中心主体である野党が役割を果たし得る権限と手続を整備すべきではないか。
- ・国会審議も国民の合意もないまま、閣議決定で歴代内閣の方針を転換しては

ならないのではないか。

- ◇ 国会の統制機能は、内閣が担う政治的な部分だけでなく、行政機構に対する統制も考えていく必要がある。

【関連意見】

- ・官僚に対する国会の常時監視が重要ではないか。
- ・委任立法の統制を通して国会が行政の統制を行うべきである。議会拒否権という概念の導入が必要ではないか。
- ・公共事業以外に複数年度予算を認めるべきではないか。
- ・決算は間に合わないので、予算執行状況の情報に基づく予算審議を参議院で行えば、より深い議論ができるのではないか。
- ・多数派優位の構図が前面に出て、統制がうまく機能しないが、公共政策の評価は与野党が協力して行える部分があり、従来の統制と違う形で国会が果たすべき役割が生まれてくるのではないか。

- ◇ 内閣提出法案が多く官僚からの客観的な情報提供が期待しにくい。国会の調査部門を活用し、法案について十分な情報を得て採決することが求められる。

【参議院の在り方】

- ◇ 参議院は、政治へのアクセス・ポイントを提供し、衆議院のみでは困難とする多様な民意を表出する機能を担う。

【関連意見】

- ・現代は人々が組織に属さず、同じ利益を持つ人々のまとまりが弱いため、政党が個人の利益を把握することが難しくなっている。人々の利益を集約するには、そのための手段を増やすことが求められるのではないか。

- ◇ 選舉で勝っても政治指導者が全権を委ねられたと考えることはできず、参議院が権力分立制的なコントロールを担うことが重要である。衆議院は執政権力

をつくり行使することに力点が置かれるため、参議院はそれをコントロールすることが重視される。

【関連意見】

- ・衆議院で見落とされた法案の問題点を明らかにするなど、参議院は二院制の下で一定の役割を果たしているのではないか。

- ・ねじれ国会でも法案が全く成立しないことはなかった。ねじれ国会や権力分立制は制度本来の目的の一つであり、国会議員にとって苦労が多い環境であるが、我が国の政治にとって有益ではないか。

- ・参議院にチェック機能が求められるのであれば強い権限が望ましく、参考意見が求められるのであれば権限を弱めることになるのではないか。
- ・衆議院の再議決要件を見直し、参議院の法案審議上の権限を弱くした上で、衆参の機能を分化することも一案ではないか。
- ・予算の議決に衆議院の優越が認められていくことから、予算関連法案については野党は十分な審議の後は可決に至り得るような配慮をすべきではないか。こうした対応が期待できないのであれば、参議院の権限を一定期間の停止的拒否権にすべきではないか。

- ・衆議院先議の議案のうち、議論の多い法案で衆議院において実質決まってしまったようなものについては、参議院先議で行われるべきではないか。
- ・解釈改憲によって強権的な政治が進められようとすると、抑制と均衡の観点から参議院が果たすべき役割は大きいのではないか。
- ・参議院の役割を国民に理解してもらうためには、与野党を超えて情報発信していかなければならないのではないか。

- ◇ 参議院議員は参議院という独立の立場で党内において独自の力を発揮する役割がある。

【関連意見】

- ・党議拘束があり、参議院議員が独自の行動を取ることは困難ではないか。
- ・議院内閣制と二院制を踏まえ、参議院議員の政権との関係の在り方を考える

べきではないか。

- ◇ 参議院の在り方で課題となることは、執政権力を不安定化させる問責決議や審議拒否である。

【関連意見】

- ・内閣不信任に近い効果を持つ問責決議案が度々可決され、総辞職や解散に追い込まれてきた。こうした運用を抑制していく必要があるのではないか。
- ・参議院には、法案修正や審査とする役割は期待されているが、別個の民意を体現する首相・内閣・衆議院の存在を否定まですることが適當なのか検討が必要ではないか。
- ・問責した内閣との交渉を一切拒否することは、憲法63条との関係で問題があるのではないか。
- ・ねじれ国会の問題は、基本的に制度上の解決策がないため、政党間の運用で解決すべきことであり、相互に自己抑制することが重要ではないか。
- ・両院の党派構成が異なり得ることを前提にした運用が課題となる。両院に基盤を置く内閣の在り方を考えることが基本となるのではないか。

(外)報紙

◇ 参議院の行政監視機能強化のためには、常任委員会が質疑だけでなく、行政の実態調査を積極的に行う必要がある。

【関連意見】

- ・我が国のように人口が多い国の場合、行政による人権侵害が生じ、衆議院だけでは対応が難しいため、参議院がチェックすることに意義があるのではないか。
- ・行政監視の実効性を高めるため、参議院を中心に常設的な機関で年間計画を立案し継続的に行政統制を実施することが必要ではないか。
- ・衆議院にお金の面から行政を監視する会計検査院を移管し、参議院に人事と制度面から行政を監視する人事院と総務省行政評価局を移管して人事行政監視院を設置することにより、行政をチェックする両院の機能を高める必要があるのではないか。
- ・会計検査院を参議院に移すべきではないか。

【政治システムと政治改革】

- ◇ 政権交代が可能な政治の実現が求められ、小選挙区制が導入された。

【関連意見】

- ・参議院がチェック機能を果たしていくためには、選挙制度の在り方が重要ではないか。
- ・参議院の選挙制度は衆議院の選挙制度と一緒に考えなければならぬのではないか。
- ・参議院選挙を3年ごとの半数改選から6年ごとの総選挙に変更することは憲法改正を伴うが、検討の余地があるのでないか。
- ・現行の3年ごとの半数改選が妥当なのでないか。このサイクルに衆議院選挙を合わせることができれば、中間に民意を聞く不確定性が解消される。

て比例代表制を軸とした選挙制度へ転換することが必要ではないか。

- ◇ 二大政党制には、例えば、二大政党以外に向けられた民意をいかに集約するかという問題があるが、そもそも政党制だけで是非を議論することは適当ではない。

【関連意見】

- ・行政が強化される一方で政治の側には政党ガバナンスの強化が求められるのではないか。
- ・政権に就く前に実現可能性のある政策集をつくっておけば、政策が実現できる。実現性がなければ、外部の専門家や官僚に新しい政策づくりを依頼することになり、実質的には官僚主導になってしまうのではないか。
- ◇ 政策決定を阻止する機構が多く、物事が決まらないことが課題である。

【関連意見】

- ・この20年間、我が国の政治は、権力をつくり決断することを重視してきた。現在ではある種の決断主義が行き過ぎている。
- ・決定は重要であるが、正当化の論理も重要である。イギリスの場合は決定に至る過程で論争し、論理とその一貫性を重視しつつ、最終的な落としどころは表に出ないところで決められる。我が国は論理の部分も弱く、最終的な落としどころを決める部分も弱いのではないか。

【基本法としての憲法】

- ◇ 憲法は権力を統制するが、その前に政治というアクションを行うことが重要である。

【関連意見】

- ・憲法により国家の権力行使を統制するという立憲主義を統治機構に関する基本とすべきではないか。現在の統治機構の機能について、憲法の国民主権原理に照らして検証すべきではないか。

・日本国憲法は、占領下で日本側の意見が制約された形で制定された。内容の善しあしにかからず、独立国家の基本法である憲法は、国民の主体性の下につくられることが望ましいのではないか。

- ・憲法に定められたと国会運営に関する期間については、制定から60年以上が経過し、交通事情の変化や情報化により、時間や距離の感覚が大きく変化したことに対応しているか検証すべきではないか。
- ・首相が閣議決定で解散投票を行うことは世論や国会、憲法を軽視するものではないか。

- ・憲法は代表制を基本的考え方としており、その考え方を変えずに憲法改正の発議要件を緩和することはできないのではないか。
- ・憲法の改正について、合意形成を図り、合意を得た点から改正を行うことが本来の姿ではないか。

外号(報)

調査報告書

国民生活のためのデフレ脱却及び財政重建に関する調査
右の件について別紙のとおり中間報告書。

平成二十六年六月二十一日

国民生活のためのデフレ脱却及び財政重建に関する調査会員 鳥海 幸輔

参議院議長 三輪 出臣殿

III 指言 97

(参考)

調査会委員	102
主な活動経過	103

(凡例)

会派の略称は、以下のとおりである。

目次	1
I 調査の経過	
(自民)	自由民主党
(民主)	民主党・新緑風会
(公明)	公明党
(維結)	日本維新の会・結いの党
(みんな)	みんなの党
(共産)	日本共产党
(社民)	社会民主党・護憲連合
(維新)	日本維新の会
II 調査の概要	2
1 参考人からの意見聴取及び質疑	2
(1) 第185回国会(平成26年11月20日)	2

(2) 第186回国会(平成26年2月19日) 15.

(3) 第186回国会(平成26年2月26日) 26

(4) 第186回国会(平成26年4月9日) 40

(5) 第186回国会(平成26年4月16日) 57

(6) 第186回国会(平成26年4月23日) 70

2 委員間の意見交換(平成26年5月21日) 84

I 調査の経過

参議院国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に關し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会（平成25年8月7日）に設置された。

本調査会は、第185回国会（同年11月20日）において、3年間を通じた調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」とし、調査会長が調査会においてその旨の報告を行った後、2名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

第186回国会においては、デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について、11名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、1年目の中間報告書を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った。

II 調査の概要

1 参考人からの意見聴取及び質疑

（1）第185回国会（平成25年11月20日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授 青木 泰樹 参考人

- 財政問題とは、財政赤字又はプライマリー赤字の継続、国債残高の累増により、財政の持続可能性が危ぶまれるため、財政再建が必要というものであり、現在、こうした認識に対応した財政再建策が行われている。
- 経済学は一つではなく多様な学説の集合体である。現実分析に適した学説や数学的論理に適応可能な学説があり、デフレの原因にも様々な見解がある。
- 主流派の新古典派経済学は貨幣数量説に立脚しており、物価水準は貨幣量の変動によって決まるとする。一方、ケインズ経済学は市場の総需要不足によってデフレが生じ、デフレは不況だと考えている。その中間にリフレ派がある。この考え方は貨幣数量説に立脚し、デフレの原因をマネー不足と考えるが、同時にデフレは実体経済に悪影響を及ぼすとしており、論理的に矛盾している。
- 経済が常に完全雇用状態にあると想定するのが新古典派経済学であり、その財政觀は財政均衡主義である。しかし、この見解が財政運営上正当であるかどうかについては、いまだ論証されていない。
- リフレ派は、「貨幣現象は実体経済の動向を映す鏡」とは認識せず、因果の方向を逆に見ている。財政政策は要らないというリフレ派は多いが、金融緩和策により実体経済、民間非金融部門にお金が渡るかは分からず、それは資金需要と銀行側の融資姿勢に全て依存している。デフレ不況期に金融政策だけでは無理がある。
- 財政政策、公共投資等を使うと民間非金融部門、財市場に直接お金を渡すこと

- とができる。ケインズの財政觀の優れたところは、景気変動を前提に数量的財政政策の意義を説いたことである。例えば、税収は景気に反応するが、歳出は余り反応しないため、不況期には税収不足となる。すると、不況期に財政均衡保持のための増税が繰り返され、景気はスペイナル的に悪化する。よって、景気変動を前提とすれば、財政均衡主義より機動的財政運営の方が勝っている。
- ケインズ的な財政政策には様々な批判があるが、一番の壁は小さな政府論であり、その誤解を解く必要がある。まず、小さな政府とは財政規模ではなく、政府のなすべき範囲が小さいことを指す。そして、小さな政府の支持者は、民間は効率的で政府は非効率だと言うが、前者は収益の上がる分野の活動、後者は収益が上がらないが国家国民のためになる分野の活動であり、一律に経済効率の観点から比較はできない。
 - 貨幣には二つの役割がある。一つは経常取引に使われる活動貨幣であり、所得や名目GDPを決定する。もう一つは金融取引に使われる不活動貨幣であり、どんなに増えても名目GDPに無関係である。従来の経済学では、貨幣市場といふ貨幣量のプールが一つあることを規定しているが、これは現実経済の分析には不適切である。そこで、経済の中には活動貨幣と不活動貨幣という二つのプールがあり、両者の行き来がうまくいかないときは、国債の機能で滞留する不活動貨幣を活動貨幣へ変換するということを提唱する。
 - 財政再建の最善策は、増税前にペケツの穴をふきぐことである。具体的には、脱税や社会保険料未納等の防止のための公正な制度運用の確立であり、マイナンバー制度の充実や歳入庁創設も正しい手順ではないか。また、発想を転換し、歳出増で歳入増を図ること、すなわち、財政出動による不況脱却、国土強靭化計画の実現が大事である。その上で増税するならば、不活動貨幣に課税し、政府が代わりに使うことで、景気に配慮するということである。
 - 消費税増税決定後、現段階における財政再建の次善策を3点指摘する。1点目は、デフレ圧力の緩和を図ることであり、消費税削減による需要減少分を埋め合わせるための需要創出が急務である。積極的な財政出動と金融緩和策のボリュームミックスに対応し、防災・減災や地方経済の活性化につながる国土強靭

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平 参考人

- 化計画の制度化が必要である。2点目は、プライマリー赤字解消に関する2020年の看板を下ろすことである。国の信用は長期金利の水準に反映されるのであり、世界最低の金利水準が十数年間続く日本は、世界一信用のある国である。3点目は、再度の消費税率引き上げは決してしないことである。消費税率上げによりインフレが生じるが、名目賃金が上がりず不況が続ければスタグフレーションとなり、経済にとって極めて厳しい状況になる。
- 国債高の累増問題を解消していくなければならないが、政府が借金を返す場合、増税だけではなく、国債の償還と日銀引受け（国債買い切り）の手段を持つている。景気動向を見ながら適切な手段を取ることが必要である。
 - 国債問題の最終解決策は、民間保有の国債を日銀へ移し替えることである。これにより日銀のバランスシートは拡大するが、金利上昇もないでの、民間経済への悪影響はない。デフレ不況期こそ、政府の借金を民間の税金ではなく、不況へ肩代わりさせるということができる。
 - 「廻り転じて福となす」政策転換を提言する。まずは、財政均衡主義の考え方からの脱却が大事である。そして、デフレ不況期は財政再建と景気浮揚の絶好機と考え、国債を財源とする財政出動により遊休化している労働や諸資源を活用し、デフレ不況期に応じた財政運営をする必要がある。現実分析に適した、適切な経済論理に基づいた政策を遂行してほしい。

- に対して国民はどう感じ、何に不安を持つのかを把握する必要がある。今回は、景気、雇用・労働条件、経済成長、物価、財政、医療・福祉に対する国民の評価や危機感が、政権交代あるいはデフレ期にどう揺れ動いたのかを紹介する。また、デフレが続くと年金財政上で何が起きていくのかということを紹介する。
- 内閣府の社会意識に関する世論調査には、現在の日本の状況で、良い方向に向かっている分野と悪い方向に向かっている分野を問う項目がある。そこで、良い方向と悪い方向の差を取ることにより、国民全体として、制度や政策をどのように評価しているのかを見てみる。
 - 平成21年2月度、国民が一番危ないと捉えていたのは景気と賃金の下落であった。しかし、その感じ方は世代によって異なっている。若い世代は景気や雇用への危機感が非常に高いが、高齢世代は社会保障に守られている分もあり、危機感が余り高くない。
 - 平成18～25年の調査結果を分野別に見てみると、まず、景気については、21年調査から低迷していたが、安倍政権発足後の25年調査では、景気回復に向けた期待が上がってきた。なお、他の市場データも同様の結果である。
 - 労働条件については、25年調査ではこの数年間に比べると期待は上がっているが、18年調査に比べるとまだまだの状態である。
 - 物価の評価については、デフレが良いとするものか、インフレが良いとするものか、正直言うと分からない。恐らくデフレが続くことは良くないと思つている可能性がある。そういう意味では、物価上昇の可能性が出てきた25年調査の評価は改善していると言える。
 - 財政については、恐らく財政赤字が膨らみ過ぎるのは問題としていると思っており、国民は依然として高い危機感を持っている。
 - 医療・福祉については、21年調査が最悪の評価になっているが、恐らく前年に後期高齢者医療制度が発足し、かなりの批判を浴びたためではないか。その後、民主党政権、新政権を通じて、徐々に評価は改善傾向にある。
 - 中高年と引退世代では、物価、雇用、財政への危機感に大きな差がある。世代間の政策評価が多様であることを踏まえ、政策をつくるときのウェートを

えていかなければいけない。国民が心配していることに対する政策をひたすら行うのではなく、どういう社会をつくるのかという確固たるものを持ち、それに向けて国民を説得していかなければいけない。しかしながら、高齢者が有権者に占めるウエートは上がっていき、政策に大きな影響を与えていくため、どうしても高齢者の利害関係としての目先の議論に寄りがちになり、福祉充実の方に動いてしまう。

- 現行の年金制度では、100年間の財政収支のバランスを取るようにセットされているが、デフレが続くとマクロ経済スライドによる年金の引下げが起きず、そのツケを若い世代に押し付けていくことになる。この点が現行の年金制度においてデフレが続くことの問題点である。
- 実際、マクロ経済スライドによる年金の給付水準の引下げは動いていない。これを動かすには、賃金と物価の上昇が大体1%以上必要であり、その条件は厳しい。今後のアベノミクスの効果がうまく効けば、マクロ経済スライドが完全に機能する可能性は出ているが、日本の経済成長が名目的に安定するかは分からない。また、年金財政には若い世代にツケを押し付けるという構造の問題もある。年金財政上どうにかするのであれば、インフレ、デフレにかかわらずマクロ経済スライドを動かせばよいという答えになるが、これには政治的な負担が大きく、また、そのこと自体がデフレをスペイク化してしまう可能性があるという問題を伴っている。

質疑の概要は、次のとおりである。

- 問 アベノミクスの三本の矢の政策は、参考人意見と似ているとも違うとも言えるが、これをどのように評価しているか。また、改善点があれば伺いたい。
- 答 私の考え方と第一の矢、第二の矢は形からすると似ているが、第一の矢の大胆な金融緩和政策はリフレ派の考える方向に向かっている気がする。第一の矢は本来、第二の矢を補完する政策であるべきである。第三の矢の成長戦略は今味が必要ではないか。技術革新は民間需要、人口増加は今は無理であり、成長

(外) 報

のためには資本蓄積しか考えられない。貯蓄の多い富者を富ませれば資本蓄積は大きくなるが、富者から漏り落ちる水により経済全体が潤い、経済成長できるというトリックルダウン理論の効果は実証されていない。そういう戦略よりも、労働者の所得をどうすれば増やせるかということが、今大事である。

問 国内需要を民間に期待しても効率化を重視して海外に行く可能性がある。そういう意味では、企業のためお金を使いたいと、これを政府が使うことにより、国内需要を大きくできると思う。国民負担率をもう少し上げなければ、持続的に成長できるような財政出動が可能となるのではないか。

答 結局、なぜ財政再建が必要で、どこから財政欠陥が生じたかというと、度重なる所得税減税、所得税の累進税率のフラット化、法人税減税のためである。更なる法人税減税では税収がますます乖離してしまうので、逆にねじを変えるという意味での増税は不可避である。法人税減税では内部留保が積み上がり、海外への工場移転により、国内の工場、雇用機会が喪失してしまう。そこで、政府が国内にお金を使う必要がある。増税するならば、景気に応じて消費が変動しない必需品への消費税の課税はかなり厳しく、各国でも軽減税率が当たり前である。消費税増税よりも国内に滞留するお金に課税すべきであり、政府が税を適切な箇所に使うことで日本は成長できるのではないか。

問 日銀による大規模な国債の買入れはある程度は行われるべきだが、円の信用を落とさないための買入れの限界はどの程度か。

答 日本は管理通貨制度であり、信用があれば幾らでもお金が出せるが、日銀のバランスシート拡大により民間経済に悪影響が出たときには、インフレか長期金利の上昇という現象が生じる。よって、こうした動向を注視することで、買入れをどこまでできるかが分かる。

問 財政出動による景気対策はある程度進んでおり、公共事業の消化率も落ちている。企業による医療、介護、農業等の新たな分野への投資が必要ではないか。

答 医療や介護その他の分野の規制緩和により企業の投資が進むかは、具体的な緩和策を見ないと概に言えない。

問 若い世代の投票率が低く、その政治発言力が低い一方、65歳以上の投票率が

非常に高いことから、日本は社会保障を拡大し続けるしかないという意見について、どう考えるか。また、これを乗り越えるための道はあるか。

答 社会保障改革は先送りでよいとの意見は、高齢になるほど多くなる。それを政治家が「おっしゃるとおりです」とすると、若い世代が制度に不安を持ち始め、社会保障は駄目ではないかということであって、家計支出を抑え、経済の活力を下げていく。政治家が両世代をいかに調整、説得するかが大事である。両世代が議論できる場や、高齢世代に年金財源のことを使ってもらう場があつてもよい。

問 戦後、中央銀行による国債の大量保有に関しては、財政規律保持の観点から厳しく規制してきた歴史があり、アベノミクスの異次元の金融緩和も規律を保った緩和と理解している。戦前の日本が野方団な国債受けを日銀にさせて失敗した経験もある。これらの点について意見を伺いたい。

答 まずは財政規律が保たれている状況とは何かをつまびらかにする必要がある。インフレの高進、あるいは長期金利の上昇という状況ならば財政規律は保たれていないが、現在は長期金利の底ばい、デフレの継続という状況であり、これは財政規律が保たれている状況である。しかし、日本経済、実体経済にとってほとんでもない状況である。したがって、デフレ、不況を脱却する手段となりをするなどという意見には賛成できない。

問 マーケットとは一夜にして変わるもので、金利は一夜にして上昇し、インフレが進行してしまう。上がり始めてからの対応では遅いのではないか。

答 長期金利が上昇するということは、マーケットで長期国債が大量に売りに出されるということである。マーケットでは日銀が相当買い切りを強めており、売つてくる国債は全て買い切ってしまう。皆が国債は危ないと全部売るときこそ、一気に国債を日銀に移し替えるチャンスだと考えている。

問 持続的な社会保障を可能にするという観点から、社会保障の制度設計、国民負担と社会保障とのバランスについてアドバイスがあるか。

答 若い世代を中心には閉塞感がある中、若い世代の今の生活と将来に対する期待をつくる必要がある。年功給ではない社会モデルもあり得るが、それな

- らば、一時的な所得保障政策や児童手当、住宅手当、奨学金により年功給ではなくとも生活できる制度とする必要がある。そういう意味では、北欧、ヨーロッパのような社会保障の組合せになるのではないか。高齢世代については、日本の健康寿命は長く、働く意欲も高いことから、年金支給開始年齢や高齢者の定義を変える必要がある。併せて社会保障を組み替えることが長期的課題である。
- 問 公共投資で景気を良くすることには無理がある。資金が上昇せず、格差が付いてしまった現実を見据え、人材育成のような政策の推進が必要ではないか。
- 答 公共事業の誘発効果はかなり小さくなっている。賃金格差縮小のためには、教育、奨学金、住宅手当、児童手当の充実等が大事であり、再分配できちんと生活者を守ることが、競争社会のセーフティネットである。
- 問 今後、医療従事者の人材確保という問題も出てくるが、2020年の社会保障政策をどう捉えているか。
- 答 今後、高齢者数が増えるのは東京近辺である。その意味から介護福祉従事者の労働移動と確保をしなければならないが、今の想定より高い労働条件でない人員確保できない可能性がある。そういう意味では、長期見通しは厳しい。
- 問 バブル崩壊以来、経済成長がなく、デフレ傾向と低金利であることをどのように捉えているか。デフレからどのような形で脱却できるのか。
- 答 バブル崩壊後、実質賃金、名目賃金は下がり続け、名目GDPもほとんど伸びおらず、デフレ、低金利という状況は悪いものであったと考えている。低い民需の中で経済拡張の手段は公共投資しかない。すなわち、デフレ脱却のために、国民生活の安定、安心感をもたらすための国土強靭化計画を中心公開していくしかない。
- 問 民間保有の国債を全て日銀保有することは究極のマネタイゼーションである。全てでなくともこれ以上日銀が国債を買っていくと、通貨の信用が失墜し、ハイペーインフレに進むのではないか。インフレが始まると今とは逆に日銀は持っていた国債を完って資金を吸収する必要があるが、価値が下がる国債を民間金融機関は誰も買わず、インフレを抑える手段は全くない。そういう観点から、民間の国債を日銀へ移し替えることは極めて難しい政策ではないか。

答 前提条件として、国債の日銀への移替えとは日銀による国債の買い切りであり、もちろん全ての国債を日銀に移し替える必要はない。国債は民間金融機関の大手な資産運用手段であり、これを取り上げてはならない。国債残高がこれ以上増えたら大変だという世間の誤解を払拭する程度の買い切りでよい。政府は税収を見込み、先に中央銀行からお金を借りて歳出をするので、全ての国はマネタイゼーションをしているのである。過去、戦争などで需給関係が乖離した状況においてのみハイパーインフレとなつており、日銀がマーケットの動向を見ながら買い切りを続けても、ハイパーインフレになる危険性はほほえない。

問 過度に日銀が国債を買うと円安が進み、その場合、世界中が日本の優秀な製品を買うので需要過多になるとと思う。例えば、1ドル300円、400円になれば日本製品に対する需要は1,000倍、1万倍増えてきて、日本はハイパーインフレになるかと思う。参考人の意見は、国内だけの議論ではないか。

答 アベノミクスの第一の矢で円安になったのは、中央銀行の政策スタンス、金融緩和の程度で為替が変動するという論理に従って、為替レートが予測されているからではないか。つまり、量的緩和で貨幣量が増えるとインフレになるので、先回りして円を売っておこうということである。しかし、今もデフレ状況であり、この先インフレにならないことには円安を心配しても仕方がない。

問 安倍政権の経済政策はトリクルダウンの域を出でていない。輸出企業、大企業を応援しても、それが中小企業、地方、労働者には及ばないのでないか。

答 アベノミクスの第三の矢で懸念することは法人税減税の実施である。これは企業の内部留保を増大させるだけで問題である。消費税増税も行うので、政府を通じた労働者から企業への所得移転になつてしまい企業優遇が過ぎる。法人税減税をやめる方向であるならば、一概にトリクルダウンとは言えないのではないか。

問 貨金を引き上げるためにはどうしたらよいのか。

答 一部の建築、土木関係では需要増から賃上げの動きが出ていた。景気回復、デフレ不況脱却に邁進することで、その次の標的としての賃金引上げが視野に入るのはないか。

(外) 呼び

問 政府は派遣労働の拡大、限定正社員を始めとした解雇ルール、サービス残業の合法化等を検討しているが、労働法制の規制緩和について見解を伺いたい。

答 正規雇用されない人々たちは、結婚をし、子どもを育て、温かい家庭をつくろうとは思えないという話になる。したがって、労働に関する過度な規制緩和は極めて懸念すべき事項であり、これには反対という立場である。

答 社会の新しいやり方として、雇用の流動化という解もあるとは思うが、それをするならば、年功給ではなくた部分を社会保障で補わないといけない。

規制緩和や働き方の多様化をしていくと労働組合の交渉力が落ちるので、賃金上昇と逆の動きになるとは思う。

問 日本の所得再分配機能は極めて低く、世代によっては分配機能が逆転していると言われているが、これについての見解と対応策を伺いたい。

答 日本の再分配の大きさは極めて小さい状況であるので、これを拡大し、特に低所得者向けの給付を充実しなければいけない。そのためには、ある程度大きな政府になり、それに必要な財源を確保すべきである。

問 年金制度に関する各政党の見解は、現行制度の延長線上で進めていくという見解と、基礎的年金部分と所得比例年金の形という見解に大きく分かれているが、今後の年金制度の在り方についてどのように考へているか。

答 各政党の年金プランが対立的だとは思っていない。例えばマクロ経済スライドにより、基礎年金が下がり、そのことにより生活保護受給者が出てしまう。そうなると基礎年金の下がった分を保障する何らかの仕組みが必要になる。つまり、そこに年金というラベルを付けるか、高齢者向け給付というラベルを付けるかということである。また、非正規労働への厚生年金の適用拡大は、年金一元化の方向に向かっているものだと思う。対立的に議論せず、対応すべき問題の回答策を見付けていくと、同じようなところにたどり着くのではないか。

問 日銀が買い戻れる国債の額の目安を伺いたい。

答 ある主流派経済学者が、政府債務がGDP比の200%になると財政は破綻すると言っていたが、全くその傾向もなく、長期金利は底ばいを続けている。したがって、日銀の引受け額の目安としては、国民に解決の道筋を示し、不安にな

らない程度を買い切ればよいのではないか。

問 参考人が提案する年金の低下を抑える選択肢のうち、厚生年金と基礎年金に関する事項を伺いたい。

答 マクロ経済スライドにより、平均賃金に対する年金額が厚生年金で約9%、基礎年金で約27%引き下げられる。財政構造上の問題から基礎年金が大きく下がるが、それを止めるには厚生年金から基礎年金財政にお金を流し込まないといけない。これにより、基礎年金のみの受給者は助かることになる。

問 医療、介護における問題への対応として、保険料増や治療費の個人負担増以外のアイデアはあるか。

答 医療については、例えば毎年年に病院に行かず、かかりつけ医を決めて日頃からサポートを受ける制度が良いという議論がある。健康寿命と寿命の乖離ができるほど医療と介護のコストは掛かるので、いかに健康寿命を延ばすかである。これについては様々な取組が地域で実施されており、それを強化する必要がある。

問 実体経済が変わらない中でお札を刷れば、貨幣価値が落ちてインフレになると理解しているが、そうではないのか。

答 民間経済の貨幣量・ペールは一つであるという经济学の考え方だと、ペールにお金を入れれば物価は当然上がると考えるかもしれないが、そうではない。日銀が民間金融部門に渡したお金が実体経済に渡るかが、インフレになるかどうかの見目である。景気が悪く資金需要がないため、どんなに民間金融部門にお金を渡しても、それが回るのは金融市场である。実体経済への影響は資産効果だけなので、道筋は非常に細く、直接に実体経済に渡るものではない。

問 公共事業を財政再建につなげていくという話であるが、事実、バブル崩壊後から建設国債は積み上げられただれども、デフレは解消されなかつた。公共事業を経済活性化につなげていくには、ある程度のボリュームが必要であり、歳出における国債費の割合も増えるが、その副作用は考えられないのか。

答 バブル崩壊後、確かに公共事業を打ってきたが、対前年比ではどんどん少くなり、それがデフレ不況圧力として経済に掛かったのではないか。また、日

銀が保有する国債の利払い費は、日銀の経費を除いて政府に戻ってくる。つまり、日銀と政府間の資金循環にすぎず、財政上の懸念はないのではないか。

問 非正規労働者を厚生年金に加入させる方向に持っていく、雇用の安定と将来への安心が確保されることで、初めて経済は回っていくと思う。また、財政的に厳しい中、高額年金受給者のところをならしていくといった工夫により、安心できる年金額を確保するといった考え方はどうか。

答 デフレや不況は、非正規労働者の増加や中間所得層の崩壊によるものではない。良い社会をつくるためには中間所得層の復活が必要である。国民年金は逆進的な定額負担なので、非正規労働者に厚生年金を提供すれば応能負担となり、良いと思う。何十年も掛けて年金制度を切り替えることを前提とした教養も一つの手だが、そうなると、既に高齢の貧困の方への救済が限定期的なものになる。一方で、高所得の年金受給者に対する年金課税をきちんと行う。年金等控除の見直しや、場合によっては、基礎年金の国庫負担分は高所得者には遠慮してもらいたい、その費用で低所得者に給付するようなことがあってよい。

問 マクロ経済スライドの罪は年金の価値の毀損のことであるが、これは年金の負担と給付のバランスが崩れて、負担超になるということを意味しているのか。そうだとすると、何歳ぐらいから負担超になるのか。

答 年金制度はマクロ経済スライドにより給付額を幾らでも下げることができ、財政的には破綻しないが、そうなると制度の価値がなくなり、生活保護が広がってしまう。よって、マクロ経済スライドは彼らでもやつてよいものではないということである。世代間の問題は既に発生しており、専業主婦世帯ではなく企業負担も考慮に入れると、1970年生まれ前後で払い損になっている。ただ、余り世代間損得論に焦点を当てるのではなく、きちんと機能する年金をどのように維持するのかについて、ぎりぎりの議論をしている。

問 中央銀行の資本金の適正規模はどの程度と考えているのか。資本金と中央銀行の国債管理政策上のオペレーションとは何か、関係があるのか。

答 中央銀行の資本金の適正規模、バランスシートの大きさは先驗的に決められるものではなく、インフレの水準や長期金利の動向、民間経済の動向が決める

ものだと思っている。規模が拡大したところでインフレも起きず、長期金利も上昇せずに、民間経済への悪影響が全くなければ、それは適正規模の範囲内だと考えている。

問 瑞穂の国の資本主義という考え方をどのように受け止めているか。また、この考え方方は経済学説のどの範疇に入るのか。

答 瑞穂の国の資本主義には賛成である。経済学説では経済社会学という分野に入る。新古典派の世界は同質的な合理的個人による経済社会であり、あるのは効率の概念だけである。効率の概念は世界のどこでも同じ概念である。しかし、公正の概念、地域社会をどうすべきかという話になると、別の論理が必要になる。社会学、政治学、地域共同体などをトータルに考えてバランスを取っていくのが、瑞穂の国の資本主義の基本理念だと考えている。

問 都市と農村、職業別の社会意識にも格差が出てきていると思うが、日本の状況をどのように受け止めているか。

答 地域、地方の助け合いというものを再度考えなければならない。そこには人とのつながりを大事にするものが強く生きていると思う。地方の取組をそういう切り口で分析すると、もう一つの日本の可能性が見えてくるのではないか。

(2) 第186回国会 (平成26年2月19日)

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

筑波大学名譽教授

国際大学名譽教授 矢戸 駿太郎 参考人

- アベノミクスは2年目に入ったが、問題は、消費税増税が予定され、当初よりもデフレ脱却の効果に疑念が生じていることである。2年目こそが大事であり、アベノミクスを更に強化すべきである。
- 長期デフレの要因としては、第一に、バブル潰し自体が強過ぎて不良債権が大量に発生したこと、第二に、日米構造協議を踏まえた、10年間で40兆円の公共投資計画が6割程度しか実現しなかったこと、第三に、1997年の消費税3%から5%への引き上げ、第四に、羅針盤（内閣府の経済財政モデル）に問題がありデフレから脱出しようにも方向が違っていたことが考えられる。
- アベノミクスは、財政再建、消費税増税、成長戦略ということになっているが、全体の政策の展開が短期指向型であり、中期経済計画あるいは長期総合開発計画というものがなく、単年度予算に終始している。また、日銀のリフレ目標である消費者物価指数2%達成と経済成長の目標との整合性がなく、より一層経済成長しないとリフレ目標はなかなか達成できない。アベノミクスには反省と前進を求める。
- 日本経済には、世界最強の国民財産と対外黒字残高、技術進歩の早さ、巨大なデフレギャップという三つの底力があり、悪性インフレと金利暴騰に対しての強制的な抵抗力がある。しかし、アベノミクスは、これを十分認識しないで非常に慎重なマクロ経済政策に終始している。
- 単年度予算で遅くが見えない原因是、狂った羅針盤を使っているからである。それは、小泉政権以降使用されている内閣府の経済財政モデルであり、昔の復定成長率法そのままである。このモデルからは、名目成長率3%、実質成長率2%という割合に安定した成長路線が出てくるが、デフレ脱却の戦略としては

低過ぎる。

- 小泉政権以前に使用していたマクロ計量モデルは、経済審議会計量委員会と経済企画庁が共同開発した正統派モデルであり、所得倍増計画を設計し、誘導目標を立てたものである。このモデルを使用していればよかつたが、小泉政権のときに替えられてしまった。

- 公共投資5兆円を5年間継続的に増加させた場合の経済効果をシミュレーションすると、2年目以降の乘数効果は、幾つかの調査機関のモデルでは実質GDPで約1.5～2倍、名目GDPで約3～4倍に上昇する。しかし、内閣府の2008年版モデルでは0.5～0.3倍に下がり、2010年版モデルでは1倍、さらに3年目になると下がり始めてしまう。
- 消費税増税によるデフレ効果のシミュレーションについても同様で、GDPの変化率予測は、調査機関のモデルでは約1～5%であるところ、内閣府の2010年版モデルでは約1%という小さなデフレ効果しか出ない。
- このようなモデルをアベノミクスの羅針盤として使用している限りは、政策効果をミスリードしてしまう。

- 金融支援型の財政支出が日本の公共投資の通常の傾向である。その乗数効果を我々のモデルであるDEMOSでシミュレーションすると、実質20兆円の公共投資の効果として、実質GDPがその約2倍、名目GDPがその約3～4倍拡大する。日銀が通貨供給により公共投資を支援すると、信用乗数と雇用乗数が両方働いて好循環が起こるのである。この好循環により、円安が起り、雇用が拡大され、税の自然増収が起り、政府債務が減少する。
- 国土強靭化法の実施で、防災と減災と復興の促進の三つの側面から強烈な公共投資を実行すれば、極めて効果は大きい。公共投資を中心にして、防衛、教育、科学技術、医療、福祉での政府消費と移転支出をすれば、日本経済はデフレから本格的に脱却でき、地域格差の解消という効果をもたらす。デフレから脱却すれば、政府債務はGDP比率だけではなく絶対額も急速に下がっていく。
- アベノミクスには、人口の長期予測を入れた長期ビジョンが必要である。人口は経済と政策との相互依存で決定されるものである。経済政策と社会政策に

- よって少子化対策を本格的に行えば、人口ピラミッドを鉛錐型の均衡した形に変えていくことは十分に可能である。
- オリンピックの行われる2020年までの中期目標を名目成長率6～7%、実質成長率4～5%とし、経済成長を加速化する必要がある。
 - 社会保険の長期計画を考えるためにも経済成長をもつと加速化する必要がある。社会保険を破綻させないために人口ピラミッドを鉛錐型にし、社会保険は賦課方式から積立方式に徐々に切り替える必要がある。積立方式への移行にはお金が掛かるが、経済成長により2020年までに完全雇用を実現すれば、膨大な自然増収が発生し、社会保険の財源が増え、一般会計の負担はましろ下がる。
- 株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 漢谷 浩介 参考人
- アベノミクスが始まってから1年間で起きたことは、エア経済回復である。円安誘導策により輸入が激増し、貿易赤字が拡大し、経常収支が赤字基調になってしまった。
 - 過去20年間で日本の輸出は1.5倍に増えているにもかかわらず、貿易収支が赤字に転落した理由は、輸入が2.5倍に激増したことによる。貿易収支を黒字に転換するには、輸入の減少が必要である。逆に輸出を伸ばすというやり方は、現実には難しい。
 - 円安誘導策により輸出は増えているが、これは数量ではなく金額が増えているのである。つまり、企業はドル建てで輸出しているので、ドルから円に換算すると収益増が起こり、結果として輸出増となっている。よって、これはエア輸出増である。
 - 輸入の激増は化石燃料価格の高騰によるものである。原発の停止にもかかわらず省エネの努力により化石燃料輸入量は減少しているが、円安が進み、同じ量を輸入するために掛かる費用が高騰し、輸入額が増えた。これらはエアではなく、実際にキャッシュが出ていいており、生活者に影響が出ている。
 - 円安はドル建ての金利、配当の円換算時の評価額を増やし、経常収支黒字を若干増やす。しかし、化石燃料価格の高騰によるマイナスが非常に大きいため、

- トータルの経常収支が4か月連続で赤字となっている。これを長い間放置して経常収支赤字が大きくなると、アメリカと同様、双子の赤字となってしまう。
- 株価は上がっているが、特定の輸出企業の株価が上がるのことと国全体の取扱いが黒字になることは逆方向である。アメリカも同様に、株価は上昇していくながら財政収支と国際収支が赤字になっている。株価さえ上がりればよいというものではない。
 - 貿易収支の悪化については、Jカーブ効果によりやがて輸出が増えるので丈夫だという意見がある。しかし、円安が始まるときからすぐに輸出は増えており、輸出増加が輸入増加に追い付かないだけである。必要な化石燃料額を合わせると輸出企業の輸出行動自体が原価割れの状態、いわゆる粗利がマイナスの状態であるから、黒字体质への転換をしないまま売上増を図ってはならない。経常収支が赤字のまま円安にして輸出を増やすという策は、国全体の赤字を増やす結果となる。
 - 日本は国際競争に負けているわけではない。貿易赤字となっている相手国は資源国であり、アジアの新興国に対しては黒字が続いている。
 - 省エネを更に進めて化石燃料の輸入量、絶対額を減らしていくなければならない。原発再稼働を1年も2年も待つ間に、数割から半分以上の省エネができる。建物の断熱改修等により景気回復にも効果がある。
 - GDPは外需と内需を合わせた数字であり、その内訳を見ないでGDPの伸び率を経済成長の目標とする議論は理解できない。日本では内需が成長しないことが問題なのである。また、マクロモデル的には、物価に着目してデフレかインフレかの議論がされるが、物価が上がったが減ることは良いことではなく、着目すべきは売上げである。
 - 最も基本的な内需の指標である小売販売額は、バブル崩壊後、総じて横ばいである。外需を含むGDPとは違い、人々の実感と合う数字である。
 - 個人所得（課税対象所得額）は、2007年はバブル期の1991年を上回っており、景気が拡大していたことを示している。しかし、21世紀に入つてから、所得と売上げの運動が切れて、所得が増えても物を買わないという全てのマクロモード

ルが前提としない事態が起きていた。最近は、所得が余り増えていないのに売上げがゆっくり増えている。これはいわゆる実感なき景気回復である。

- バブル崩壊後、輸出の増減は激しいが、国内の小売販売額に全く影響を与えていない。輸出が減っても内需は減らず、日本経済は非常に強烈である。
- 金融緩和については、マネタリーベースを増やしても小売販売額も個人所得も増えず相関がない。また、輸出にも相関がない。

○ 雇用については、全く横ばいであり、輸出やマネタリーベースの増減とはほとんど相関がない。一方、所得と消費は強固な関係があり、給与所得が増えないので小売販売額は増えない。

- こうした状態を開拓するためにアベノミクスによる金融緩和が始まり、小売販売額、雇用、輸出は増加はしたもの、当初狙ったレベルには至っていないエア景気回復である。日本の現実に即せば、金融緩和は雇用と消費に連動しない。
- 株価については、アベノミクスが始まつて上がったが、マネタリーベースとの関係性が弱くなっている。そもそも株価は外国の投資家の動向によるもので、国内要因でないため、政府の政策との相関関係が薄くなっている。また、株価は小売販売額に連動していない。
- 就業者が増えないのは、人口が要因である。マネタリーベースを増やせば景気が回復するというはエア景気回復であり、人口減少問題に手を着けない限り本当の意味での景気回復は起きない。日本の生産年齢人口である15~64歳の人口は減り、それに対応して15~64歳の就業者数も減っていることから、労働者総数が増えていくのは難しい趨勢である。
- 生産年齢人口の70%しか働いていない構造を変えなくてはならない。まず、働いていない30%のうち12%を占める専業主婦に、次に5%を占める障害者等に働きてもらう。完全雇用を目指すというが、失業者のほとんどは転職中の者であり、當時3%以上存在するため意味をなさない。当面は、女性が働きやすい環境に変えていき、次に賃上げをしてつないでいくのが日本経済の正しい再生活法である。

外 取 収

○ 日本では現役世代の減少により労働者が減っているが、企業が機械で生産するので過剰生産となり、値崩れが起こる。それをデフレと言ってしまっている。

金融緩和をしても物価は上がらない。企業の過剰生産を止めるか、現役世代の収入を増やし、消費を増やさないと問題は解決しない。

質疑の概要は、次のとおりである。

問 所得税、法人税等を減らすよりも、むしろ国民負担率を上げて、公共投資等の政府支出を増やすことにより需要を創出し、経済を好転させる方策についてどのように考えるか。

答 租税の弹性値は高いので、経済成長を高めることにより、結果として国民負担率が上がっていく。国民負担率を上げるよりも先に、経済成長を高め、完全雇用を実現して所得を増やすことに全力を挙げた方が早道であり、王道である。

答 日本においてはセーの法則が成り立っていないため、法人税を減税しても、企業は積み増した内部留保を設備投資や資金に回すことはないので、経済を拡大させる効果はない。

問 これまでの公共投資が経済成長につながらなかった要因は、公共投資の総額の不足なのか、若しくは公共投資の質に問題があつたのか。また、DEMO Sにおいては、経済成長と財政再建を達成する公共投資の額に効果が発生する臨界値は存在するのか。

答 公共投資は、質の問題よりもまず量の問題であった。公共投資は3年、4年と統けないと効果が出てこない。DEMOSにおけるシミュレーションでは、20兆円の公共投資を5年間継続させることで、名目GDPの伸びは、実質GDPの伸びよりも約5割高くなり、税収増につながることになる。

問 「里山資本主義」は、労働力人口の拡大や所得増、財政再建にどのような影響を与えていくのか。

答 「里山資本主義」は財政再建には直接関係がない。あくまでも、退職後に里山で生活している人たちに対し、社会の不安定感の緩和や経済に貢献している

から頑張るよう、応援するものである。また、田舎の方が子どもが多く生まれる傾向が見られる。地方で低い収入で兼業しながら子育てをする若い人がもう少し増えることで、日本全体の長期的な人口減少に対するささやかな歯止めにはなると思う。

問 高齢者の消費を促すための製品開発のアイデアはあるか。

答 就業者数が減っているにもかかわらず、小売販売額が微増しているのは、企業が高齢者向け市場の開拓に本腰を入れ、健康食品や携帯電話、パソコン等でシニアが使いたくなるようなものを売る方向に努力をしている結果であり、その努力は評価できる。

問 少子高齢化に伴う社会保障経費の増大を手当でするには、より幅広い世帯が負担し、景気の動向に余り左右されない消費税増税は致し方ない選択ではないか。

答 消費税は、小国では安定的、中立的な効果があるが、大国ではデフレ効果の方が大きい。小国ではデフレ効果が海外に流出するが、大国の場合は国内に蓄積されてしまう。デフレ効果を打ち消すためには、相当強力な財政出動が必要であるので、国土強化化を進めてほしい。

問 景気の回復を実感できるよう、実際に所得向上させるための具体的なアイデアはあるか。

答 政府の持っている権威付けという力をもって、人件費を上げている企業を顕彰する、褒めるということをまずは行うべきである。

問 大企業の業績向上を中小企業に波及させていくためにはどうするべきか。

答 経営手法として、一時的に中小企業の取引先の納入価格を上げるような企業があつてもよい。また、そうした企業を政府が顕彰するということはできるのではないか。

問 公共事業の中身も良し悪しがあり、本当に経済の好循環につながるのかを考えるべきではないか。

答 公共投資に対する誤解がある。日本は国土構造、社会資本に費用が掛かるため、基本的にGDPに対して高い割合の費用を掛けないと効果が出ない。ま

(外) 取締役会

た、公共投資と歩調を合わせた日銀の金融支援が必要である。さらに、長期的な國土計画を策定しないと、企業が長期的視野の下に供給ができない。

問 國内製造業の高コスト構造を改善するための政策はないか。

答 経済成長という観点からは、國内企業の高コスト体質の改善により、更に経済が縮小することは間違いない。企業はコストダウンによる収益を外国に投資し、國內に循環させないからである。しかし、これでは日本人の生活水準を自ら壊すことになるので、収益を極限まで削り人件費とした方が、経済というものは温まる。ただ、国際競争をする分野ではコストダウンは免れないでの、エネルギーコストの削減のための省エネが極めて重要である。

問 人件費が高いために高コスト構造が是正されない中、雇用の流動化についてどう考えるか。

答 非正規にかかわらず、労働時間を短くして兼業を奨励するなどして、実質的な時給を上げることが生き残り策である。企業は自己防衛策として人件費を上げて、内需を守るべきである。

問 株式投資を奨励する最近の政策についてはどう考えるか。

答 一般論としては、個人が株式投資の収益を消費に回せば活性化するので、その促進は当然である。しかし、日本では株式投資が主因で課税対象所得額が増えていた間も小売販売額は増加しなかった。株式投資でお金を融やすことにしか興味のない人が増えているので、この傾向が続くのであれば、投資適性は効果がない。

問 消費税増税がデフレを悪化させ、経済成長にならないことであるが、所得再分配の観点から、また財政上の観点から、他にどういう方策があるのか。

答 日本経済には成長の実力がある。財政再建のためには、急いで消費税増税をするよりも、経済成長に励むべきである。生産効率の高い財政出動は公共投資を始め、科学技術、教育、福祉等いろいろある。日銀による金融支援を行えば生産はどんどん増え、財政も潤う。

問 世界で類を見ない巨大な累積赤字を抱え、既に最大の金融緩和政策を発動している下で、異なる公共投資と金融緩和を行うことは危険な政策なのではない

か。

答 これについては楽観視している。アベノミクスが奇跡を起こすためには、日銀の融資あるいは財政出動が必要である。世界最強の純財蓄残高約260兆円が減った場合は警戒をするが、オリンピックまでの7年間程度は大丈夫だと思う。また、日本では非常に技術進歩が早く、物価がどんどん下がるので、需要喚起ができる限り急いで強力にすべきである。

問 円安になると、輸出業者以外から見ても良い影響が出る。プラザ合意以降、円だけが高い状態が続いたために、日本の経済が良くならなかつたと認識するが、どう思うか。

答 過去20年間で円高が進んだが、日本経済は強く、輸出は増え、内需も結果的に大分増えている。通貨が非常に高く止まつていて強い経済は大国ではないが、小国はある。イスラエルが典型例であり、あえて通貨安には誘導せず、競争力を維持している。日本も中国との人件費の差に耐ってきたが、これ以外に手がない。一方、アベノミクスによる円安の恩恵で、外国人観光客が増え、自然エネルギーの採算が取れるようになつたが、1ドル100円くらいに落ち着くのが望ましい。

問 株価の上昇については経済にプラスと考えるがいかがか。

答 株価の上昇に良い面はあるが、株は主に外国の投資家が買って、国内の投資家は余り買わないという現実がある。それは国債によつてクラウディングアウトされているのではないか。本来の日本企業の実力はこんなに低い株価ではないと思う。ただし、過去を見ると、株価が上昇しても国内の消費に影響を与えていないので、効果は非常に薄いと言える。

問 公共投資も一種のばらまきの部分があつて、悪いイメージもあるが、景気を良くするためならばばらまきもあると思う。考え方を伺いたい。

答 過去、公共投資は小売販売額や個人所得を増やす方向の効果を發揮していくないので、良いばらまきではなかったことになる。他方で、個別に言うと、一律に公共投資が無意味ということはない。しかし、トータルで言うと、生産年齢人口が減つて雇用総数も減っていること、少子化が進んでいることを考えると、

量的に公共投資を積み増すことによって、今の日本の状況が改善する、雇用が増えるという効果は生じないと評価している。

答 公共投資が単年度主義であるゆえにばらまきとなるが、計画的な公共投資ならば国土強靭化のための投資となる。是非内外の有識者による長期の計画作りをすべきである。企業も長期的な視野で人材、資材の供給計画を組むことができる。

問 税と社会保障の一体改革についてどのように評価をしているか。今後の日本のあるべき税制についてどのように考えていくか。

答 国の借金は、景気が悪化しようと戻すよりは増税で返さなくてはならない。ただ、増税は現状ではできないので、まずは課税漏れをなくすべきである。もう一つ、金融資産課税もすべきであるが、現状では難しいので、むしろ海外への投資を促進した方が日本のためになるのではないか。

答 社会保険関係の賦課方式を積立方式に移行させるべきである。そのためには費用が掛かるので、この先7年間で経済成長を高めて所得と税収を増やすことが当面の急務である。アベノミクスを更に強化するため、中長期の戦略をつくり、公共投資と政府消費の両方で金融支援型の財政出動をする必要がある。

問 原発を含む今後のエネルギー政策はどうあるべきか。

答 自然エネルギーの原発かの議論がされるところだが、圧倒的に省エネの方が効果が大きい。省エネを徹底的にしてから、それでも足りない分をどうするかという議論をすべきである。同じく、地熱発電をベース電源としてもっと本格的に普及させるべきである。原発をどうするかについては、東京に関して言えば、必要な電力を從前と同じ原発比率で賄うのであれば、福島が再開できない以上、新規に原発を造る必要がある。しかし、その場所がなく、物理的事実として東京は脱原発せざるを得ない。また、使用済核燃料の最終処分方針とそれに必要なコストを早く示すべきである。原発は基本的に非常にお金が掛かり、稼働するほどに結果的に負担の先送りになるものである。

答 日本はメタンハイドレートという潜在財源を持っている。エネルギーとして

だけではなく石油化学材料としても大きな効果があるので、長期的な視野で開発に取り組むべきである。

問 アベノミクスの金融緩和や公共投資が、所得や小売販売額に相關関係がないのはなぜか。

答 輸出においては現実に売上げが増えていくが、主な輸出産業である製造業では、人を雇わざ生産性が高い機械に置き換えているため、売上げが人件費として落ちていかない。また、企業の内部留保が国内の設備投資に回らず海外に投資されており、国内に波及していない。

問 規制緩和によって、特に労働人口を増やすことに視点があるのか。

答 専業主婦と障害者の就労を促進すべきであり、これは規制の問題ではなく企業が雇わないことが原因である。政府の施策だけでなく、企業が自らの雇用慣行を改善していくことが必要である。最大のネックは特機児童の問題である。

答 待機児童が少ない地域は出生率が高いので、特に大都市部でその状況を現出すべきである。これは規制緩和ではなくむしろ公共投資かもしれない。

問 消費税増税による小売、消費への影響はどのくらいと見ているか。

答 前回の消費税増税時に消費が落ちたのは、生産年齢人口が減り始め、若い消費者が減ったことへの企業の対応が遅れ、売上げが減ったことによる。消費が落ちたことで、狙っていたほどの収益増効果はなかった。また、消費税分を価格転嫁できない場合に、企業のコストダウンを更に招くため、結果的に世の中全体の経済活動を縮小する方向に働いた。今回は言われているほどの収益増効果はないと思う。借金は痛くても苦しくても返していくしかない。できれば相続税を増税し、どんどんお金を使ってもらうか、海外投資して金利配当收入を得てもらうことが重要ではないか。

(3) 第186回国会（平成26年2月26日）

参考人の意見の概要是、次のとおりである。

京都大学大学院工学研究科教授
同大学レジリエンス研究ユニット長 藤井 啓 参考人

○ 今、デフレ脱却のために必要なのは、戦略的・財政政策である。すなわち、様々な経済政策をばらばらに遂行するのではなく、一本にまとめ、計画的、合理的に推進することが戦略的ということであり、その様々な経済政策の中心が財政政策であるということである。

○ デフレ脱却について考える前に、デフレとは何かを科学的に理解しなくてはならない。
○ デフレの現象には、物価が下がること、貨幣量が少なくなること、貨幣の巡りが悪くなること、倒産や失業が増えて所得が減ることの四つがあるが、このうち科学的な現象は、倒産や失業が増えて所得が減るからお金を使わなくなり、お金を使わないから貨幣の巡りが悪くなり、貨幣の巡りが悪くなると市場での貨幣の流通量が少なくなり、最終的に物価が下がるということになる。

○ このように考えると、必然的にデフレ脱却のために必要なものは、倒産や失業を減らし所得を上げることと科学的に推測される。

○ そのためには、財政政策、金融政策を一体的に推進する必要がある。政府が国内産業に働けるような仕事をつくるということだけでなく、中小企業や地域産業を直接保護したり、支援することでデフレから脱却できる。

○ このような政策はカンフル剤だと呼ばれるが、それは間違いであり、点滴だと理解する方が正確である。病気のときに、カンフル剤は、薬が切れたら打つ前の病気の状態に戻るというものに対して、点滴は、必要な量を適切に打けば健康体になるというものである。

○ 倒産や失業を減らし所得を上げるために、实体经济で物やサービスが売り

(外取) 貸

- 買いされることで経済を活性化させることである。実体経済を活性化させるためには金融市場から実体経済にお金が供給されなければならない。
- 経済を人体に例えると、銀行は心臓が血液を流しているようにお金を回すという重要な役割を担っているが、デフレ病にかかっている実体経済は、稼いだお金を物やサービスの売り買いに使うのではなく、貯金や内部留保として金融市场に逆流させてしまっている。
 - このような症状を抱えたままでは実体経済は活性化せず、デフレが悪化することになるので、金融市場にあるお金をどのように実体経済に回すかを考えることが重要である。
 - デフレ病にかかっている民間市場ではそれができないため、中央政府を中心とした政府が金融市场でお金を借りて、実体経済でお金を使うことで、実体経済から金融市场への逆流を止め、正しいお金の流れとすることができる。
 - デフレ脱却のための政府の適切なお金の使い方は、ひたすら実体経済を活性化するために使うということではなく、デフレの正体である疲弊した雇用、中小企業、地域経済に直接使うことである。一部に直接財政政策を投入することが極めて効率的なデフレ脱却政策であり、戦略的・財政政策となる。
 - その際には、金融市场のお金が枯渇することのないよう、中央銀行である日銀がきちんと金融市场にお金を供給していくという金融政策が必要となる。
 - このような金融政策、財政政策がアベノミクスの第一の矢、第二の矢というものである。
 - 一般に金融政策によって、期待インフレ率が上昇し、株が上がる資産効果により投資がしづくなり、円安が進んで輸出企業がもうかかっていくと言われている。しかし、期待インフレ率を上昇させ続けるためにはずっと驚かせ続けなければならず、資産効果は上場企業ではない中小企業に関しては直接的な効果は必ずしもなく、エネルギーを大量に購入しなければならない状況では、円安になることだからって貿易赤字が悪化するということもある。したがって、金融政策による需拡大効果を期待し過ぎるのは危険性をはらむという危惧を持たなければならぬ。

中央大学商学部教授 建部 正義 参考人

- 日銀の量的・質的金融緩和政策について、1点だけ確認する。それは、日銀が量的緩和を行う場合、従来は金利を指標として行っていたのだが、昨年4

- 月4日からはマネタリーベースを指標としていることである。
- この日銀の量的・質的金融緩和は、グローバルスタンダードにたどり着いたとか、世界標準に即した金融政策であると言わわれているが、それは誤解であり、日銀の黒田総裁自身が各所の講演でも発言しているとおり、世界の中央銀行がやったことのない新しい歴史的な実験と言える。
 - 日銀の量的・質的金融緩和の新しい点は、予想インフレ率に働きかける点である。すなわち、思い切った量的緩和で予想インフレ率を引き上げた上で、年間15兆円程度の長期国債を日銀が買い取ることで、予想インフレ率の上昇に伴って上昇するはずの名目金利を低く抑え、その結果、実質金利が下がり、設備投資や個人消費が増え、デフレから脱却できるというものである。
 - これに対しF R Bの政策は、量的緩和(Quantitative Easing)として広く知られているが、バーナンキ前F R B議長は大規模資産購入(The Large-Scale Asset Purchases)の方が適切な表現だと言っている。大規模資産購入の効果は、長期の国債をF R Bが大量購入し国債の供給を減らすことで、長期の金利を引き下げたことである。すなわち、アメリカの量的金融緩和政策は、短期金利が限界に達したため長期金利を引き下げるという金利政策である。
 - 期待インフレ率に働きかけるという日銀の政策について、白川前日銀総裁は、期待に働きかけるということが、中央銀行が言葉によって市場を思いどおりに動かすという意味であるとすれば、危うさを感じるとし、また、池尾慶應大学教授は、気合を入れれば信じてもらえるというのは、信仰の表明ではあっても、到底ロジカルな主張だとは言い難いとしている。
 - アベノミクス及び日銀の量的・質的金融緩和政策を後押しする記事が目立っていた日本経済新聞も最近は見方を変えてきており、円安と公共投資により物価改善は順調に見えるが、それだけでは持続力に欠け、今年夏にかけては物価上昇率が1%前半程度で推移する高原状態に移るなどの先行きを慎重に見た記事を掲載している。
 - このように問題を整理すると、日銀の量的・質的金融緩和政策の理論は、非常に危うさを含んでいると同時に、実際に照らしても必ずしもうまくいっていない

ないということになる。

- デフレが貨幣的現象であるならば、日銀の責任であるから金融政策でデフレから脱却をしなければならないということになる。しかし、日本銀行券の流通量は平成25年3月末で83兆円、国民一人当たりにすると約65万円であり、日銀が必要な日本銀行券を発行していないとは言えない。
- 準備預金制度という面から見ても、法定準備が8兆円であるのに対して、日銀が供給している準備預金は3兆円であり、日銀が必要な貨幣量を供給しないためにデフレが起っているとは言えない。
- デフレの本当の原因は何かというと、賃金が低過ぎることである。日銀の現役審議委員である佐藤委員も、吉川東京大学教授も、賃金に原因があると言っている。黒田日銀総裁さえ、消費者物価の対前年比上昇率2%の持続的達成のためには、賃金や雇用も改善しないといけないと言っている。
- 賃金について、マルクスは、資本主義社会は賃金を最低限の価格に制限する傾向を持つとし、ケインズは、個々の企業が合理的にコストである賃金を下げると有効需要が減少し不況になるということを合成の誤認としている。
- 以上から、インフレレーティングから賃上げターゲティングへ経済政策を転換する必要がある。消費税増税3%の消費者物価上昇率への波及効果2%を考慮して、賃上げターゲティングの目標値は3%以上が妥当である。その財源には、大企業の内部留保が270兆円、中小企業も含んだ現預金が230兆円ある。
- 金融政策の王道は金利政策であるので、日銀は量的・質的金融緩和政策に代えてF R Bの大規模資産購入政策を取るべきである。

質疑の概要は、次のとおりである。

- 問 公共事業に予算を回すことは大事だが、政府の国土開発計画などの長期的な公共事業に対する指針がなくなってしまっているために、事業者が将来の仕事のための準備として設備投資や雇用を増やすことができなくなっている。事業者が長期的な方向性を安心して予測できる仕組みが必要ではないか。

(外) 市 (都) 総

答 例えは建設関係の公共投資を行う場合、建設産業の供給力が不十分な場合には供給力以上の公共投資を行えないこととなり極めて重要な問題である。ではどうすればよいのかというと、大きなセネコンと中小の建設業界とに各自異なった対応が必要となる。前者に対しては、政府が国計計画、都市計画等で将来の公共投資をコミットすることである。後者に対しては、規制で決められている値段と一致させるような規制緩和を進めることがある。

問 総理が財界に給料を上げるようにと要請しているが、共産主義国家ではないので、政府が言ったから上げるということはない。財界への要請よりも、政府の予算で配分できる公務員の給料を増やす方が確実に効果が出るのではないか。

答 共産主義社会ではないので労使の交渉で賃上げ率が決まるという仕組みは残さなくてはならないが、賃上げがデフレ克服につながるということはかなり広範囲の企業経営者に認識されており、政治家や財界人トップのリーダーシップが重要である。公務員の給料についても財政の制約はあるが、政府あるいは国会がリーダーシップを發揮するということが重要である。

問 参考人の考える国債暴落Xデーについて、説明願いたい。

答 国債暴落Xデーとは、国債が大量に投売されることで価格が下がり、長期金利が上がるということだが、そういうことは起こりにくないと考える。エコノミストや証券マンに対し、Xデーのときに予想インフレ率がどの程度になり、売りに出される国債の割合がどの程度かを尋ねたところ、実際に国債を運用している人々の回答の平均値は、予想インフレ率が約14%、売りに出される国債は約3.97%であった。これに対し、運用をしていない人々の回答の平均値は、予想インフレ率が約28%、売りに出される国債は約8%となり、運用している人々の倍以上となつた。このことから、問題だと言っているのは実際に国債を運用していない人々であると考えられる。また、国債を運用している人々は、国債を売ったところで他の運用の仕方が分からぬため国債を投売することはないと考えられる。

問 財政出動がデフレ脱却に必要だという考え方について、どのように思うか。

答 財政政策の重要性を否定するつもりはないが、公共事業の乗数効果が非常に低下していることは研究者の間の共通認識になりつつある。財政出動すると言つても従来型の公共事業ではなく、医療、福祉、介護あるいは教育への支出を増やすべきと考える。

問 民間部門の給料をどのように上げるのかが大きな課題である。政労会議を開き、一部の大企業もペアを行い、それにつられて下請もペアを行うという動きが見られるが、それでもなお、政治の力で民間の給料を上げていくにはどのような方法があるか。

答 政府、財界人トップは賃上げについて世論を喚起する上でリーダーシップを発揮すべきであるが、その賃上げ率がどの程度になるかというところは、労使交渉に委ねるしかない。

答 ミクロの現象である賃上げを誘発するために金融・財政政策を中心にマクロ状況を改善することが最善で最短である。無駄遣いとならないように工夫を凝らしながら効果的な財政政策を行うというのが良い。

問 賃上げの財源に充てるとする内部留保は、特に大企業や上場企業ではそのままキャッシュで持たず、手元の現金を極力少なくする傾向にある。このため、ストックの内部留保ではなく、フローの純利益を少なくするような形で企業の賃上げを議論する方がより現実的ではないか。

答 内部留保の中身を点検した論文が散見されるが、それによると、内部留保の大部分は有価証券である。最近の報道でも、上場企業が国債の保有を増やしているとされている。有価証券は簡単に現預金に換えることができるのに、このような内部留保は十分に賃上げの原資になり得るものである。

問 道路や橋に代わって、それらよりも継続的な雇用の拡大などにつながる医療や福祉、介護への投資に財政出動をする方が良いと思うがいかがか。

答 公共投資を行う場合には、医療、福祉、介護等も含めて戦略的な財政政策を考えなければならない。インフラ投資が良いのか、医療等への投資が良いのか、は、その効果について様々な論点を考えなければならぬ。経済学的には追加

的な支出に対する限界効果は遞減していくことになり、平成8年の15兆円程度から現在は30兆円弱となっている社会保障と、15兆円程度から7兆円程度まで半減している公共投資のどちらに投入するのがより効果があるかを是々非々で議論する必要がある。

問 景気刺激効果の分析に当たっては、日本の場合は公共事業に占める土地代の割合が非常に高いため、土地代を含んでいない公的固定資本形成を用いると、効果が減殺されてしまうことはないか。

答 公的固定資本形成には土地代は含まれていないので、その分は賃上げに必ずしも効果はない。ただし、昨今はインフラのメンテナンス需要もあり、既存インフラの維持更新については土地代が掛からないという特徴もある。また、公共投資には地価の下落を底支えするという効果も一部見られるので、それも勘案する必要がある。

問 デフレの原因は賃金の引下げにあるので、金融緩和ではなく賃金の引上げによってデフレから脱却するということだが、昨今は金融緩和によって景気が上がりたいという分析結果もある。これについてどのように捉えているか。

答 量的・質的金融緩和の効果について、現状で確認できることは円安と株高だが、いずれも主要な原因是他にあるものと考える。円安は日本経済の基礎的な状況によって円安になるタイミングであった。株高は日本人投資家よりも外国人投資家の動きの方が大きい。

問 インフレターゲティングから賃上げターゲティングへの転換ということだが、もう金融緩和をする必要はないのか。

答 金融緩和が不要とは思わない。金融政策の王道は金利政策であり、長期金利に働きかけるという意味での金融緩和は当然続けるべきである。

問 公共インフラの老朽化対策として、今後50年間で延べ210兆円程度の財政出動が必要とされている国土交通省の計算をどのように考えるか。

答 戰略的な財政政策の一項目として既存のインフラの老朽化対策は確実に実施していく必要がある。ただし、最も戦略的で合理的な投資計画は、維持管理と新規との区別しないで一体化して考えられたものである。すなわち、将来どの

ような国、地域、都市をつくっていくのかというインフラの長期的なビジョンに沿って、既存のもので維持すべきもの、既存のもので維持しなくてもよいものの、追加的に必要なものの三つに分類した上で検討する必要がある。

問 復興特別法人税が1年前倒して廃止されることになるなど、法人税の議論を見ていると、法人税を下げれば賃金が上がると言われているが、法人税減税はデフレ脱却につながるのか。

答 法人税の引下げがデフレ脱却につながるという議論については疑問を持つている。法人税を下げるといずれは賃金の上昇につながるというトリクルダウン理論は日本の現状を見ると実現しておらず、企業をこれ以上優遇しても本当に賃上げにつながるという保証はない。

問 今年4月と来年10月の消費税増税がデフレ脱却にどのように影響すると考えられるか。

答 日銀の試算では、3%消費税が上がると消費者物価が2%程度上昇するとされている。したがって、2%程度の賃上げがあつて初めて消費税増税を埋め合わせるということになる。賃上げがなければ消費税増税が景気を冷やす方向に作用する可能性がある。

問 国債の暴落は、誰も投売りをしなくとも買手がつかなければ起り得る。今は日銀がマネタリーベースを増やすために国債を買っているが、日銀のマネタリーベースの目標である270兆円に達し、日銀が国債を買わなくなったときに国債暴落が起こるのではないか。

答 日銀が国債を買い続けるのはデフレから脱却するためであり、日銀が国債を買わなくなったときはデフレから脱却したときである。中央銀行が国債を買うということについては様々な議論が存在するが、国益を毀損するのはどの場合か、という議論が必要である。

問 財政政策、金融政策に頼ればよいということであれば、世界に類を見ない借金がたまるほど財政出動をし、短期金利はほぼゼロという最大の金融政策を行っている日本は、世界最大の経済大国になっているはずだがその逆である。それでもまだ財政出動は必要なのか。

(外) 報紙

答 デフレに突入した平成10年以降、社会保障費は2倍になった一方、公共投資額は半分以下になった。したがって、財政出動をしていくのにデフレから脱却できないというのは、前提が崩れている。

問 長期金利に働きかける量的緩和は続けるべきことだが、量的緩和の前の短期金利を動かしていたときは、日銀が買っていた債券は短期のものだった。

量的緩和の出口戦略には構期待ちしかないということが分かっているが、出口が見えなくなってしまうおそれのある長期国債を買い続けることについてどう考えるか。

答 現在の日銀の量的・質的金融緩和政策の出口政策が非常に難くなっているのはそのとおりである。出口政策については、国債の満期が来るのを待てばよいという話もあるが、仮に国債を満期まで持つことが出口だとすると、日銀が保有する国債は政府によって償還され、マネタリーベースが減らないことが問題である。そういう点から、量的・質的金融緩和の出口政策について危惧している。それでもなお、長期金利に働きかける量的緩和政策を続けるべきというのは、日銀内部のルールで保有する長期国債の限度というものがあり、その節度の下で長期金利を下げる金融政策は残されていると考える。

問 賃上げターゲティングへの転換ということだが、デフレの進行も賃下げも円高によるものと考える。円高により工場は海外に行き、円高により値上げされた状態となっている日本人の仕事は、円高により値下げとなっている外国人に流れてしまうから賃下げとなっているのである。円高を修正しろというような主張にした方が良いのではないか。

答 賃金が下がり始めたのは平成9～10年頃からで、その後一貫して賃金は下がり続けている。その間に円高に動いた局面もあれば円安に動いた局面もあったが、デフレは一貫していた。したがって、賃金が下がったために国内の需要が減り、その結果、輸出ドライバーがかかり円高にながつたと整理する方が分かりやすい。

問 賃上げのために政策的に調整することについてどのように考えるか。最低賃金についてはどうか。賃上げのために政府がどう関わり、民間がどうや

るのか、具体的な方法はあるか。

答 賃上げについては政府のリーダーシップは必要だが、最終的な賃上げの決定についても労使交渉に委ねるしかない。ただし、国民の最低限の生活を保障するという意味で、最低賃金について積極的に政府が目標値を定めるというのはあってもよい。政府が積極的に動ける側面としては、公務員の給与を上げていくことや、政府予算の配分を、乗数効果の下がっている従来型の公共事業から、より有効な医療、介護、教育の分野に力を入れていくという方法がある。

答 賃金決定のメカニズムを認識することが大事である。例えば売っている物の価格がその産業で働く人たちの給料を決めるということもあり、最低賃金だけ決めていても仕方はない。業種ごとにどのように賃金が決められているのか、政府は一つずつ丁寧に議論する必要がある。

問 円安について、衆議院解散の時期である一昨年の11月頃にアメリカの通貨当局ともしっかりと話をした上で、為替の介入が行われたのではないかという話があるが、どのように思うか。

答 為替については修正ソロスチャートというものがフィットしていることが分かっている。選挙のときの介入があったとして、その影響が全くなかったとは思わないが、今の円安にはその後の財政政策や金融政策が大きく影響していると思う。

答 為替介入をするかどうかを決定するのは政府だが、実際に介入をするのは財務省から依頼を受ける日銀であり、その方法は日銀から民間銀行に注文することである。そうなると必ず情報としてマスコミがキャッチして、報道されるはずである。そのような報道がなかったことから、一昨年11月に為替介入はなかったと思う。

問 成長戦略の名の下で、派遣労働の拡大、解雇ルールや裁量労働制の見直しが議論されているが、これがデフレ脱却にどのような効果をもたらすと考えるか。

答 よく言われているように、労働法制の見直しにより大企業だけがより動きやすくなつて、お金をうけてそれを海外投資や内部留保に回すだけであれば、デフレ脱却にはつながらない。そのメリットやデメリットを示し、トータルの

パッケージとしてどのような効果があるのかを考えなければならない。

答 賃上げについては、労使交渉でペアを決められる正社員の賃金を一番重視すべきである。労働規制改革の結果、正社員の数が減るため賃金総額が上がらないということになると、規制改革はデフレ脱却にはマイナスとなる。

問 国土利用の効率化という観点から、人道的に考えると遠慮がちになってしまふが、計画性を入れた財政出動により集落の移転を公共事業で思い切ってやつてもよいのではないか。また、無秩序な郊外への移転の結果、中心市街地は崩れている。ここに何とか計画性を入れていくことが必要ではないか。

答 國土利用、土地利用の計画性について議論するときには、ビジョンを国民で共有した上で進めるというのが王道である。議論に当たっては、経済的効率性だけでなく、歴史、伝統、文化、あるいは国防なども全て加味しなければならない。なお、中心市街地は歴史や伝統が残っている地域であり、かなりの確率で撤退しない方が良い。

問 政府が進めている規制改革について、岩盤規制は全て破壊するという政府の方針はかえって心配ではないか。

答 岩盤であればとにかく穴を空けてよいという議論であるなら反対である。岩盤はどういう意味があるのかを丁寧に議論し、悪い岩盤にドリルで穴を空けるという議論を進めていただきたい。

問 国家戦略特区の議論の中で、外国人の活用を進めるというものがあるが、外国人の活用を進めながらの賃上げは可能か。

答 外国人労働者の活用は、日本で生産年齢人口が減っているという長期の構造的問題にどのように対応するのかということから議論が出発するべきである。すなわち、外国人よりも先に女性や高齢者が能力を發揮できるようにすることが重要であり、それでも足りなければ外国人労働者とするべきである。賃金を上げたくないから外国人を活用するというのはあってはならない。

問 国の財政を保ちながら国民の生命や財産を守り、デフレから脱却するために、財政出動は具体的な金額ベースでいうとどの程度になるか。

答 地震とデフレ脱却のどちらも見据えたシミュレーションというのは、京都大

学レジリエンス研究ユニットのメンバーが書いた論文しか見当たらないが、そ

の論文によれば、公共投資を何も行わない地震の被害を受けると10年間でGDPが500兆円程度毀損するが、年間10兆円の公共投資を強制化に仕向け10年間続けると100兆円程度の毀損で済み、公共投資を何も行わなかつたときと比べて400兆円程度の経済効果があるとされている。

問 賃上げに即効性のある公共投資を行うということについてどう考えるか。

答 防災や既存インフラの老朽化対策などは必要不可欠で即効性を持つ公共投資になると考へる。

問 最もお金を使わなければならない45～49歳の世代は賃金が減り続けていることについて、どのように改善すればよいか。

答 中小企業や小規模事業所のように労使交渉の行われない人たちの給料を上げるためにはどういう改善策があるか。

答 賃金の決定メカニズムは様々であるが、これを市場原理で運営していくと経営者がどうしても強くなってくるので、デフレ下においては賃金は下がる傾向にある。したがって、賃上げのために政府の力を確保することは必要である。また、社会学的企業研究という分野の学者によれば、昔はお金の出と入りを考えてあけなければならないという心情が賃金決定のメカニズムで働いていたと言われている。賃金というものはビジネスの問題だけではなく、社会の問題でもあるということを思い出してもらいたい。

答 賃金の格差問題というのは、世代間での格差を論じるのではなく、大金持ちとそうでない人の格差について論じるべきである。中小企業が賃上げが難しいというのはそのとおりである。まずは大企業が率先して賃上げをし、下請である中小企業に賃上げのしわ寄せをさせることがないように監視し、政策的に誘導するというのが政府の役割である。

問 アベノミクスの第一の矢、第二の矢の評価について伺いたい。

答 現在の期待に働きかける金融政策が、国民や市場にうまく期待形成をしていくかどうかと言えば、悲観的な見方をしている。財政政策についても、従来型の公共事業がアベノミクスの財政政策の中心ということであれば大きな期待は

寄せられない。

答 失われた20年と言われた中で、快方に向かっていることは間違いないので、第一の矢、第二の矢共に非常に効果があったと言える。しかし、完治していないうことは事実である。第二の矢である財政政策はGDPを確実に上げるために極めて大きな役割を担っていると言える。金融政策は最近のデータを見るとまだフレであり、金融緩和が全く無意味だとは思わないが、金融緩和に過剰な期待をするのは難しい。

問 実際に企業経営を行っている者としては、毎年3%ずつ賃上げし続けるというのではなくとも大企業には十分に余裕がある。

答 3%というのは今年の消費税増税を考慮したものであり、来年以降は1~2%でも構わない。原資については少なくとも大企業には十分に余裕がある。

問 国土強靭化法に抜けている定量的な計画が必要ではないか。

答 金融緩和が金融市場で期待を形成することで皆が物を買った。今必要なのは、実体経済における期待を形成することである。そのため特定の財政項目を減らさないというコミットメントを政府がすると、投資が確実に起こるだろう。

(4) 第186回国会(平成26年4月9日)

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

一般財團法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹
独立行政法人経済産業研究所上席研究員 山下一仁 参考人

○ 経済が成長しなければ、財政破綻、国債暴落、金利上昇により不況になると云うシナリオもある。経済成長のためにはTPPへの参加が重要である。

○ かつて日本はアメリカ通商法301条に大変悩まされた。今も301条はあるが、日本に対しては適用できない。WTOの紛争処理手続を取らなければ、どの国も制裁措置は講じられないというルールを作ったからである。力に対してルールで対抗できることがTPPの意義だと考えている。

○ TPPも含め、経済連携協定、自由貿易協定の本質は、差別するということである。中に入ればメリットがあるが、入らないと不利益を受ける。TPPに参加しなければ、日本の産業は広大なアジア太平洋地域から疎外されてしまうという悪影響が生じる。

○ TPPは法律の体系であり、ベースはWTO協定である。TPPで国民皆保険制度がおかしくなるという議論もされているが、公的医療保険は政府によるサービスであり、WTOサービス協定から除外されている。WTO協定の土俵にのらないものは議論されない。

○ 日本の米の生産量は1994年には1,200万トンであったが、今年の生産目標数量は800万トンを下回り、20年足らずの間に大幅に減少している。将来は高齢化と人口減少で更に縮小する。日本の農業を今後とも維持あるいは振興していくためには輸出するしかなく、そのためには、相手国の関税率を削減する自由貿易協定に積極的に参加する必要がある。

○ 農地面積は、1960年から現在までで250万ヘクタールが転用と耕作放棄でなくなっている。1955年には米は国内生産額ナンバーワンの品目であったが、野菜、畜産に抜かれ、今は国内生産額の約2割という状況になっている。

- 農業の規模は重要であるが、アメリカはオーストラリアの18分の1でしかない。アメリカはオーストラリアの牛内には勝てないが、トウモロコシ、大豆、小麦により世界最大の農産物輸出国になっている。規模だけが重要ということではなく、もっと重要なのは品質である。同じ米でも、日本の米は市場の評価が高く、世界に冠たる品質を持つている。
- 柳田國男は、関税の保護のほか何も対策がないと考えるのは誤りであり、生産性の向上のため、ある程度の規模の大きい中農を養成すべきだと說いた。
- 日本の構図を小麦を例にして見ると、小麦の国内生産は国内消費の14%であるが、その14%のために高い価格を課し、関税によって価格を維持している。消費者の負担により農家を保護する政策を取ってきたのである。アメリカ、EUのように直接支払に置き換えれば、関税も必要なくなり、消費者負担をゼロにすることができる。
- 農政には三つの流れがある。一つは米政策であり、食管制度や減反によって米価を高くして農家の所得を保護しようとしたことである。もう一つは農協制度であり、戦前の大恐慌の際の農業恐慌を解決するためにつくられた産業組合が戦後、農協に転換されたということである。更にもう一つは農地制度であり、戦後に小作人を解放し、所有権を与えたことである。農地改革の成果を維持するために作られたのが農地法である。
- 国民は、1.8兆円の米農業に対して5,000億円の財政負担、6,000億円の消費者負担をしているが、米農業では、規模が拡大せず、零細な兼業農家が滞留し、減反のため収量が上がらない結果となっている。減反を始めてから日本の米の収量も頭打ちになり、今は4割程度カリオルニア州の収量の方が高くなっている。
- 日本と中国の米価を比較すると、品質格差を除いた内外価格差は30%程度に縮小している。減反政策をやめると価格が下がり、関税がゼロでもやっていける水準になる。収量の増加や規模の拡大ができれば更に生産性が向上し、輸出もできるようになる。
- 減反を廃止すれば米価は下がるので、零細兼業農家は農地を出してくる。主

業農家に限って直接支払をすれば、主業農家の地代負担能力が上がり、農地は兼業農家から主業農家に移る。そうすると、主業農家の規模が拡大してコストが下がるので、主業農家の収益が上がり零細兼業農家に支払う地代も上昇するという好循環が生まれてくる。

○ 耕作者が所有者であるべきだというのが農地法の考え方であり、株式会社は農家が法人成りをしたような場合しか認められない。若者がベンチャー株式会社をつくって農業に参入しようとしても、農地の取得はできない。農地政策自体により、農業の後継者が参入できない仕組みとなっている。

慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授 小幡 繢 参考人

- 世界は好景気である。アメリカは順調で、金融も引締めに向かっている。欧洲は金融危機を脱却しており、一時に比べれば大分良い。新興国については、今年1月にアルゼンチン危機のようなものがあつたが、世界に波及しなかつた。日本も2012年の秋から景気が回復している。今年は去年ほどの勢いはないと思うが、今のところ好調である。ただし、注意が必要である。
- 日本の財政・金融政策は世界で最もフル稼働である。アメリカは財政赤字の削減を進め、欧洲は失業率が高いにもかかわらず、財政赤字GDP比3%以内を遵守する流れである。金融でも、世界が引締めの方向に向かっている中で、日本だけが異次元の金融緩和を行っている。短期的には、財政、金融共に底上げが大きく、その分好景気になっているが、長期的には、円安や金利上昇により経済成長力が衰退するという弊害をはらんでいる。
- 経済学的に厳密に言うと、景気とは景気循環である。経済学では、経済成長は経済成長論の分野において長期的なモデルで議論し、景気は短期的な、ケイズ的なものとして議論しているので、日本の停滞を打破して活力を取り戻そうというときに、景気刺激と長期の成長力が一緒に議論されてしまう。これは分けで議論するべきではないか。
- 経済学上もGDP成長率が経済成長となっているが、これには注意が必要である。GDPは財政出動すれば増えるが、持続できなければ意味がない。経済

(外) 取締役会

- 学的には潜在成長率、デフレギャップなどと言うが、長期的に伸びていける底力を引き上げるのが経済成長である。短期的に景気刺激することは、長期的な問題の解決とは別ということを認識する必要がある。日本の真の問題は、景気循環ではなく成長力である。
- 賃金上昇は、問題ではなく結果である。世界的に、優良企業はお金をため込み銀行に頼らずに企業を買収できるようになっており、そういう構造の中で結果的に企業がお金をためている面もある。賃金は、どうしても賃金を上げたくないような状況、つまり、良い人材を、他の企業の人を、海外の人材を探りたいといったことが起きる結果、高くなる。
 - 経済的には、デフレとは元々物価だけのことであるが、一般的には、世の中の悲觀、樂觀も含めて經濟の調子が悪いとデフレということになっている。景気が良くなる、あるいは経済の底力が上がつて人手不足になる状況で賃金が上がり、働き手も自分の賃金が将来上がるのことを信じ、将来に向けて良い家があれば買っておくなどの循環になると、結果として物価も上がってくる。まず物価を上げればということではない。
 - アベノミクスから起きたことは、總悲觀論を脱却して日本が自信を取り戻したことである。アベノミクスの金融政策自体には反対しているところがあるが、世の中の雰囲気が良くなかったことはすばらしいことである。
 - 円安は、輸出企業に有利であることは間違いない。現在、輸出数量が伸びないことが問題になっているが、日本で作って海外に輸出するものほとんどは、どんな段階を出しても欲しかったり、日本のものが一番ということで買うのであり、価格の問題ではない。Jカーブ効果はこれから出るという意見もあるが、日本経済には構造変化が起きているので、余り出ないのではないか。
 - 円安のデメリットは、地方の内需企業、生活者にとってコスト高となることで、経済的には交易条件の悪化である。デフレとは結果であり、インフレにすれば問題解決ということではない。インフレは交易条件の悪化と同じである。
 - 賃金が下がってきた理由には、バブル期までの過剰雇用、硬直的な賃金コスト構造の過度の柔軟化、国際競争力の維持などがある。生産ベースの物価であ

大阪経済大学経営学部客員教授 岩本 沙弓 参考人

- るGDPデフレーターは下がつておらず、国際競争が激しくなると、賃金もそれに合わせて下がっていく。ところが、交易条件が悪くなると消費者物価はそれほど下がらないため、物価よりも賃金の方が下がってきた。
- 賃金が上がらずコストが上がっているという実感は、2003年以降にあった実感なき景気回復と同じであると思う。この問題を解消するためには交易条件を良くすることが大事であり、エネルギーが上がったなら製品の価値も上げて高いものを売るのが良い。自動車がすばらしいのは、部品や労働力など国内で付加価値を積み上げたものが製品となって輸出されるということである。人に投資して、人的資本を蓄積して給料が伸びるという展開にしていかなければならない。
 - 財政再建ということであれば、景気が回復して企業収益が伸びたところで、まずは法人税で微収し、次に、景気が所得に波及してきた段階で所得税として徴収し、さらに、それが個人の消費行動に結びつき、物価上昇が見られる段階で、それでもなお必要であるという場合に最終消費者への徴税を実施する。これが安定した成長と財政再建を効果的に進める手段である。
 - 日本の法人税は高過ぎるという指摘もあるが、免税、補助金、控除制度等の利用により実際に30%以上の法人税を支払っている大手企業はほとんどない。
 - 消費税の納税者は事業者であり、売上げがあれば必ず支払わなければならず、消費者以上に事業者にとって負担となる。国税の滞納額が最も大きいのが消費税であり、年々増加傾向にある。消費税は、滞納額の多さ、滞納率の高さから欠陥税制なのではないかという分析がされる必要があるが、そうした議論は封

印されたままとなっている。

- 2015年10月にもう一段の消費税増税が控えているが、2回の増税の影響は事業者が実際に納税する2016年春以降出てくることになり、零細企業、個人事業の倒産が相次ぐことが予想される。景気には少しでも盛りが見えた段階で消費税の引下げもあり得ると、政策に柔軟性を持たせることが必要である。
- 一般会計における歳出・歳入の状況を見ると、歳出は年々増加し、歳入は減少している。この形はワニの口が広がった状態と言われ、広がったままでは困るので消費税増税が必要という論理があるが、ワニの口が広がった起点は消費税が導入された1989年であり、1997年に消費税が3%から5%へ引き上げられた時点で一段とワニの口が広がっている。消費税導入から25年、消費税が財政再建には一向に役立たなかつたことを証明している。
- 消費税は海外では付加価値税と呼ばれ、今や140か国で採用されている中で、アメリカは、消費税、付加価値税の採用を見送り続けている。これは、非常に不公平な税制であると考えているためである。アメリカには小売売上税があるが、消費税とは全く違うタイプの税金である。
- 消費税の場合、仕入れの段階で支払った消費税と販売の段階で預かった消費税を相殺して納税する。こうしたことが全ての流通行程でなされ複雑になつている結果、アメリカの公文書ではリベート、販売奨励金と書かれているが、そのリベートを輸出企業に渡すことが可能になる。リベートは、日本では還付金や輸出戻し税など幾つか呼び方があり、輸出企業が海外の消費者から日本の消費税を受け取れない以上、還付してもらわなければ一方的に消費税を支払うだけになると言われる。
- アメリカは、消費税、付加価値税を採用する必要はないという結論を出している。輸出企業が消費税を払っていると言っても建前にすぎず、価格競争があるところに消費税を上乗せしても、売手から見れば商品代金の穴埋めでしかなく、これは事業者の負担となる事業税ではないかということである。また、消費税が物価に埋没してしまう以上、自国の輸出企業に消費税を払ったとしてリベートを渡すのは、自國企業の保護策であり自由貿易に反するとしている。

印されたままとなっている。

- 財政再建の側面で、最終消費者から税金を徴収したいということであれば、消費税ではなく、リベート機能のないアメリカの小売売上税を採用すればよい。そうすればリベート分の課税額が増え、財源の確保に役立つ。戦後間もなくは輸出主導の経済に依存せざるを得ず、輸出優位策が各国で採用されてきたが、今は輸出企業への優遇策が国内経済へ波及効果をもたらす可能性が極めて低い。支払う側の国民としては、小売売上税であっても消費税であっても同じ金額である。複雑な事務処理上の手続もない小売売上税ではなく、消費税にこだわる必要があるのか。

質疑の概要は、次のとおりである。

問 日本経済の真の問題というところで国債の暴落はないとしているが、これはどういう意味か。

答 国債市場自体が普通の金融市場としての機能を発揮せず、価格がリスクを反映しなくなっている。今後もし国債価格が暴落するようなことがあれば、日銀が金融市場の混乱を抑えるために買い支えるであろうし、財務省など全ての関係者が全力で止めるとと思うので、結果的に暴落はないと思う。

問 必要な政策として、まずは財政赤字を削減し、具体策には景気刺激策の廃止、社会保障改革、年金削減等をということであるが、小泉改革でこういう小さな政府路線を取つてきただけで、過去にコミットした政策が維持できなくなつてしまつたのではないか。

答 社会保障政策については、過去にコミットした政策が維持できなくなつてしまつた結果、デフレになってしまったのではないか。

問 必要な政策として、まずは財政赤字を削減し、具体策には景気刺激策の廃止、社会保障改革、年金削減等をということであるが、小泉改革でこういう小さな政府路線を取つてきただけで、過去にコミットした政策が維持できなくなつてしまつたのではないか。

答 社会保障政策については、過去にコミットした政策が維持できなくなつてしまつた結果、デフレになってしまったのではないか。

問 必要な政策として、まずは財政赤字を削減し、具体策には景気刺激策の廃止、社会保障改革、年金削減等をということであるが、小泉改革でこういう小さな政府路線を取つてきただけで、過去にコミットした政策が維持できなくなつてしまつたのではないか。

問 消費税は必要だとは思うが、法人税や所得税を下げ過ぎた結果、高額所得者のお金が預金で滞留し、それがデフレの原因の一つになっているのではないか。

デフレ脱却についての見解を伺いたい。

答 経済の本当の回復を考える際には、税制も考える必要がある。どのようにデフレを脱却していくかについては、地方の中小企業でも高付加価値、高品質で、グローバル化、ブランド化に成功している企業を応援していくのが有効であると思う。そういう面においても、消費税は事業税であり、見直しが必要ではないか。キーワードとしてハイパーカルと言っているが、地域で頑張っている企業をベースに地域が活性化、ボトムアップしていくイメージを持っている。

問 TPP、農業政策の議論とデフレ脱却とは、どうつながってくるのか。

答 關税が下がって安いものが入ってくるとデフレを加速するという議論があるので国内経済にはマイナスという議論もあるが、将来安い食料品、農産物が入るとしても、今年食べずに生きていけるのかということで、そのような議論は間違いではないか。もう一つは、いかに国内の生産性を上げていくかであり、経済の成長率を上げていくためTPPは必要である。

問 独占禁止法の例外の一つが農協である。独占は、ある一時期までに問題を解決したり公益性のある事業を行ったために許容されることはあっても、ある時期を超えるとデメリットが大きい。農協改革が必要だと思うが、どうあるべきか。

答 農協は、生協と違い准組合員制度があるため、独禁法22条の適用除外要件を満たさない。そこで、農協法9条でみなし規定を置き、独禁法の適用除外にしている。しかし、農協は、肥料の8割、農薬の5割か6割のシェアを持つ独占企業体であり、適用除外を認めるのは問題ではないか。農協法9条を廃止した場合には、准組合員制度を廃止して独禁法の適用除外を受け続けるが、同制度を維持して独禁法の適用を甘んじて受けけるかということとなり、独占的な支配力は弱まると思う。

問 2006年から2007年の日銀の金融緩和では、日銀のバランスシートの残存期間は半年であったが、今は7年などなっている。この国債を償還が来るまで持ち続けるしかないで国債暴落はないということであれば、その間の金融抑制で国民の金融収益が膨大になり、消費の足を引っ張ることになる。

この金融抑圧の問題をどう考えているのか。

答 金融抑圧とは、本来あるべき状態より金利が低くなり、その状態が長引くことである。一番の問題は、もうからない企業や効率が悪い企業でもお金を借りることができ、生き残るので、競争が健全に起きなくなり効率が悪くなることである。もう一つは、将来へ向かって有効なものにだけ投資すべきなのに、低い金利なので、不必要なバブル的な投資を美物でも金融でも行い、将来の反動が大きくなることである。

問 日本では消費税導入の頃から農業や自営業の衰退が加速したが、付加価値税を導入しているヨーロッパでは、日本よりもベンチャー、自営業、農業が発展している。ヨーロッパが付加価値税を導入し、日本の状況のようになっていないという点については、どう考えるか。

答 OECDによれば、2012年のベンチャー企業投資額が一番大きいのはアメリカであり、2位は日本である。消費税、付加価値税は、アメリカ0%，日本5%，主なOECD各國は20%前後であり、ベンチャー企業にとつては付加価値税、消費税が低い方が明かるのではないか。また、欧州は、今は少し落ち込んでいるが、付加価値税を採用しても債務危機に陥っており、消費税、付加価値税だけでこういう問題をクリアにするのは限界がある。

問 日本の労働者の付加価値を高めるべきであるとの指摘であるが、そのためには必要な政策をどのように考えていけばよいか。

答 政策でできることは限られており、即効性のあるものもない。手間暇を掛け人を育てること以外なく、これは企業でも国でも同じである。そのためにも、むやみに短期にお金を使うよりは、将来お金が必要なときのために、まず財政を健全化し、財政赤字がすぐ起きたのを避けることを望む。

問 参考人の補論でジェネレーションギャップとしている部分について、説明願いたい。

答 地域あるいは国境ジュニア以上の世代と20代の学生は感覚が全く違つておらず、政策を強力に打ち出しても下半分の世代には全く響かず関係ないという感じが強まるのは問題ではないか、ということで指摘したものである。

問 社会保障に充てるため、少子高齢化に対して安定的な財源を確保していく必要があるという議論について、どのように考えるか。

答 消費税が安定財源になり得ることは間違いないが、安定財源を確保した結果、社会全体が不安定になり、社会保障費がかえって増えることもあるかと思うので、これは全体のバランスだと考えている。

問 非開税障壁としての消費税ということで、アメリカの小売売上税の方がペターではないかということであるが、この小売売上税でも、景気の腰折れなど部分はクリアできないのではないか。

答 小売売上税ももちろん完璧ではなく、一般の消費者の負担が大きいという点があるので、法人税や所得税等の見直しも併せてバランス良くあんばいを見ながらということとなる。

問 今のデフレでは物価の下がり方が小さい一方で賃金が下がってきたということである。物価と賃金のバランスの問題かもしねないが、物価と賃金の関係とそのメカニズムについて意見を伺いたい。

答 円安でエネルギー価格が上がり、交易条件が悪化して買えるものが減っていった。一方で競争が激しくなり、更にコストダウンして頑張ろうとすると、賃金を下げるを得ない。その結果、輸出関連を中心に物価と賃金のギャップが出てきた。解決のために、付加価値を高めることに尽きる。

問 生産性を高めるということであるが、今の大学は、従来よりも生産性が高いことができる人材を輩出する構造にはなっていない。そのような形で人材や労働生産性が減っていくことに、どう対応するか。

答 人材については、初等教育の方がより重要であるが、長期的視野で大学を含めた教育機関を立て直す必要があると思う。ただ、即戦力や実践力は、企業の現場で身に付けるのが効果的なので、学校では、それに堪え得る好奇心や柔軟性といったものを教養を含めて身に付けるべきだと思っている。

問 農林水産省は2.2兆円もの予算を付けているが、経済産業省は8,000億円程度である。財政再建の観点から適正規模があるかもしれないが、自給率向上のため必要という議論もある。落としどころはどの辺りか。

答 予算は額の問題というより、どう使われているかである。食料安全保障や多面的機能のために必要なものは農地面積と水田の働きであるが、40年間の減反政策で水田面積が100万ヘクタール減少している。農林水産省は言うことを行うことが違うが、そうしたことを開いていく必要がある。

問 現在来日中のO E C Dのグリア事務総長が、日本は法人税を下げて消費税を15%以上にすべきなどと発言している。グリア事務総長はヨーロッパ的な発想かと思うが、そもそもその考え方の違いはあるのか。

答 アメリカの小売売上税と日本の消費税は全く違うタイプの税制である。厳密には消費税と付加価値税にも違いがあり、欧洲の付加価値税はあくまでも付加価値に掛かってくる。日本の消費税の税率は8%と低いが、直間比率で見ると非常に高い。表面上の税率だけではなく、一般国民にとって負担が大きいかどうかも併せて考えていく必要がある。

問 T P Pに参加することで、日本の食料自給率は上がるのか、下がるのか。また、それぞれの場合のメリット、デメリットについて伺いたい。

答 食料自給率とは、国内生産を国内消費で割ったものであり、飽食であればあるほど、同じ国内生産であっても下がってしまう。T P Pに参加すると輸入品が入るかもしれないが、直接支払にすれば農家は困らない。価格が下がり効率的な生産ができるようになると、国内生産が増える可能性がある。国内消費以上に生産して輸出すれば、食料自給率は上がる。

問 景気腰折れ対策で財政出動を行うのは最大の無駄ということであるが、今回の消費税増税では、景気の腰折れ対策として、公共事業を含め様々な政策が出てきている。これなどどのように見ているのか。

答 赤字法人でも消費税の納付義務があるため、増税のしわ寄せは、中小企業、しかも弱っているところに行く。一方、財政出動はそういうところに届かない。そうであれば、やめた方が良いのではないかということである。消費税は、普通の認識としては8%や10%で終わらず、これからもある程度上がる事が予想されている。最大の中企業対策、消費者対策は、次の消費税引上げを先送りすること、その必要を減らすことであり、今は5兆円を追加で使わず、その

(外取)報

分、歳出削減すべきである。

問 消費税と日米通商交渉の関係で、「消費税が上がり法人税が下がる」イコール報復」との指摘があるが、このことについて説明願いたい。

答 アメリカでは1989年頃から付加価値税の問題について盛んに議論されており、当時の財務省も企業課税特別委員会も、付加価値税、消費税の採用に反対という結論を出し、以来、その見解を階級している。他国が消費税を引き上げて法人税を引き下げるのは、アメリカの立場からすると報復対象行為であると言える。消費税と日米通商交渉の歴史を並べてみると、消費税の引上げと日米通商交渉でのアメリカ側の非常にきつい要求の時期が重なる。消費税は通商面でも問題があることを見落としているのか、ということである。

問 国債暴落が日本経済最大のリスクだと思っている。毎年40兆円近く借金が増えており、誰かがその分国債を買い増さなければならない。今は日銀が量的緩和でマネタリーベースを270兆円に、保有する長期国債を190兆円にすると言っているので国債を消化できているが、マネタリーベースの目標期日が今年の12月末に来てしまう。日銀はそれ以後についてはコミットしておらず、日銀が買わなくなったら、誰が国債を買うのか。

答 国債暴落がないとは、当面は、今年度はないだらうという意味である。仕掛けても買手がいれば負けるので、買手がいなくなつたときに仕掛けてくる。日銀が買わなくねれば終わりで、暴落すると思う。

問 日本金融学会でリフレ政策、量的緩和政策についてどう思うかと研究者に聞いたところ、大半が反対だったとのことであるが、どうして多くの研究者が反対しているのか。

答 リフレはデフレマインド脱却のためのショック療法としては良いが、それだけで問題が全部解決するわけではなく、リフレで全てが解決したかのような錯覚に陥るのは良くないということである。

問 為替は輸出だけでなく、労賃、物、サービスにも関わってくる。円高だと、外国人を安く雇えるので日本の労働力は稼げなくなり、円安になれば、日本産コシヒカリがアメリカ産コシヒカリよりも安くなる。円安こそデフレ脱却の最

強の手段だと思うが、どうか。

答 為替については、輸出と輸入で良い面と悪い面の両方がある。日本にとってどちらが得かを考えると、円安の方が売れるということはあるが、長期的には、現地生産などで現地の企業や土地を買つたり、現地の労働者を雇わなければならぬということで、円高の方が良いのではないか。あるいは、資産防衛という意味もあり、資産市場を重視すると、為替が強い方が得という面が、貿易部分のプラスマイナスを上回っていると思う。

問 賃金の上がり方が物価に追い付かず、コストパッセンフレという感じがするが、そうなると、デフレは脱却してもスタグフレーションになる懸念がある。これから見通しと取るべき経済政策について伺いたい。

答 2015年10月に消費税をもう一段引上げとなると、2016年春以降に景気が一気に悪化していくと思う。株価が上がっても生活が苦しく、それで結構という人はいないので、株が上がることだけに重点を置く政策というのもどうか。経済に陰りが見えたら消費税引下げという選択肢もある。今の日本には、新しいビジネスやベンチャーが生まれてくる必要がある。新しい分野に投資をしてチャンスを広げていくことが日本経済の増強になると思うので、そういう投資も考えていく必要がある。

問 景気や経済力を判断する経済指標にはいろいろなものがあるが、最近の日本経済を見ていると、今までの指標では正確な見通しが難しいという面がある。長期的な見通しで把握する場合、経済指標を見直した方が良いのか。また、どのような指標が大事になるのか。

答 今〇ECDなどで整備しているところで、貿易額自体ではなく付加価値ベースで貿易収支を議論した方が良いのではないかということである。また、GDPの増加は成長率ということになっているが、これも質が重要である。ケインズは穴を掘って埋めてもよいと言ったが、これでは何のノウハウも身に付かず次の仕事にならない。将来何を生み出すかであり、将来の付加価値への確にいるものは質が高い。そういう指標を作ることは難しいが、持続的な成長力を測る上で、これらを広く進めていく必要があるのでないか。

問 農業をしようとする若者を定着させようとしても、土地を持っていないためにできない、土地を持っていても今度は大規模でできないことがある。若者が農業をするようにするため、どのような政策が有効か。

答 株式会社をつくり農地を買って農業をすることが望ましい姿だと思うが、農地法のためそういう方法はできなくなっている。取りえずは、資本金が一定額以下の株式会社であれば誰が出資してもよいというような規制緩和を行うべきである。究極的には、ヨーロッパのような確固たるゾーニングシステムを導入し、農地法を廃止することが一番の方法ではないか。

問 TPP交渉が今大詰めを迎えており、農産品の重要5品目が大きな焦点になっているが、これから見通しと、どうあるべきかということについて伺いたい。

答 見通しについては、重要な5品目を守るという日本政府の立場はかなり厳しいものがあると思う。ただ、関税がなくても、直接支払で守るという農政に移行すれば、消費者は価格が下がるメリットがあり、農業も財政から直接支払を受けるので、それは全く関係ないということになる。

問 RCEP（東アジア地域包括的経済連携）はTPPに比べて柔軟で互恵的と聞いているが、TPPとRCEPの関係について伺いたい。

答 RCEPは若干ルーズでありレベルも低い。中国が入っているRCEPで中国の国営企業に対する規律を作ろうとしてもできないので、高いレベルのルール、規律を作る上でもTPPが必要である。

問 長期的な政策として生活保護対策が必要ということだが、これはどういうことか。

答 生活保護は長期的に増加していくと思うが、生活保護がなぜ増えているかを考えるべきである。この問題を解決するメカニズムを特に若年層に関してつけていく必要がある。

問 今後のあるべき税制についての考え方を伺いたい。

答 税収が足りない中でどう変えていくかである。法人税負担については、法人税減税という形より、企業の社会保障負担を減らすこととすれば、正規、非正規の問題を含めた労働上のひざみを解消することになると思う。所得税と消費税については、やむを得ず上げられるのは消費税なので、徐々に上がっていくことにならざるを得ない。

問 ハイパーコークルをキーワードに地域が活性化、ボトムアップしていくということであるが、具体的にどういう施策をこれから打つべきか。

答 今まで大企業や輸出企業への過度の優遇策が取られていたのではないか。中小企業や零細企業側にシフトすることで、内需が活発化し、地域ごとに盛り上がりしていくことが理想的である。

問 戦後の混乱の中、農地改革を行ったからこそ、農地が財産になり、生産が拡大し、飢餓を克服できたと考えるが、参考人の見解はどうか。

答 農地改革は、あの時期では極めて優れた政策であったと思う。小作人の側に立って地主階級及び帝国議会に抵抗し続けてきた戦前の農林省の努力が実を結んだのが、戦後の農地改革である。

問 減反を廃止し、米価を底落させ、規模拡大により競争力を付けてTPPに入ればよいというような形で、果たして日本の好循環をつくれるのか。

答 TPPについては、逆に、なぜ高い価格で保護する必要があるのか、なぜアメリカ、EUのような直接支払で保護することに抵抗があるのか、理解できないところである。

問 社会の受皿としての農業や自営業の役割の重要性をアメリカの公文書から引き出しているが、減反廃止やTPPに加入することがデフレ克服の方策だといふ見解に対しては、どう考えるか。

答 この公文書は、全てのことに効率を重視するというのはどうか、社会の受皿としての多様性を重視するべきではないかという趣旨である。TPPは関税を引き下げる効果があるが、一方で消費税は関税を引き上げる効果があり、その矛盾を感じている。個別の事象を取り上げると様々な問題があるが、一つ一つ整理して話合いをしていく必要がある。

問 欧米型の直接支払の仕組みをということであれば、しっかりとそのことについて提言していくべきではないか。

答 2000年に書いた著書で、価格支持から直接支払へ、しかもアメリカ、EUの
ような直接支払が望ましいという議論を開闢し、この間、一貫して訴え続けて
いる。

問 財政の赤字、経常収支の赤字という双子の赤字をどうするかが大きなテーマ
であるが、我が国の税収を増やすという意味で、農業、医療・介護、教育とい
う三つの分野におけるイノベーション、人的資本形成の考え方について伺いた
い。

答 國際競争が激しい中で税率を上げにくくなつておらず、税収の伸びを期待せず
に歳出を絞ついかざるを得ないのが現状である。イノベーションについては、
経営学でもどうすれば起きるか分からないので、政策で起こすことは基本的に
は無理ではないか。規制改革もよいが、起きるのを見守るしかない。

問 我が国は、化石燃料や食料の輸入が増えしており、貿易収支を黒字にしなけれ
ば生活ができない状況にある中で、農業の貿易収支についてどう考えるか。

答 飲食料品の支出額は80兆円程度であるが、農産物の輸入額は原材料としては
1.2兆円程度、国内の農業生産額は8.8兆円程度であり、輸入額のシェアはそれ
ほど大きくなれない。食料安全保障は、買える力とアクセスという二つの要素から
構成されており、日本は今は買える力はあるが、アクセスについては、万が一
輸入が滞る事態が発生した場合には国内生産で対応せざるを得ず、農地面積を
確保していくことが必要になる。そういう観点から農政は再構築すべきである。

問 今まで消費税率を上げても財政赤字が縮小しなかつたということであるが、
この問題を突破するためには何が必要か。

答 消費税導入以来、輸出企業は消費税を納稅せざる還付を受けている状態なので、
このお金は財源としてもらいたい。とは言え、輸出企業はグローバル社会の過
酷な競争の中で生きており、日本政府としては、世界同一税制のようなスキ
ームに参加し、イニシアチブを取っていくのが良いと思う。

問 2014年以降世界経済は下降に向かうということであるが、デフレを脱却して
下降に向かわなければ、どのような成長戦略があるか。

答 景気循環なので、良いときも悪いときもある。下降しているときにカンフル

を打ち続けるのは無駄であり、長期的な成長力の底上げに資源を投入すべきで
ある。

問 減反政策の見直しについては、減反の廃止というところで半歩前に進んだの
かと思っていたが、減反の廃止どころか減反の強化につながるというのは、ど
のような視点によるものか。

答 戸別所得補償を廃止すれば米の生産目標数量も廃止されるということで、減
反廃止という誤報となつたと思う。減反の補助金は戸別所得補償の分を原資と
して増えており、減反政策の本質は変わらない。

(5) 第186回国会(平成26年4月16日)

参考人の意見の概要是、次のとおりである。

日本金融財政研究所所長 菊池 英博 参考人

- どうして日本はこんなにひどい経済になってしまったのか、こうすれば日本経済を取り戻せるというテーマで話をしたい。第一は「長期デフレ発生の原点」、第二は「小泉構造改革」というデフレ政策の導入」、第三は「新自由主義・市場原理主義」という新しい「デオロギー」、第四は「歴史に学ぶデフレ解消の成功例」、第五は「どのようにして成長路線に回帰させるか」、結びは「日本型資本主義の確立、新自由主義型資本主義から瑞穂の国の資本主義へ」である。
- 日本のデフレは歴史上初めての悪質な長期デフレであり、それを解決するに当たっての財政政策に対する誤解が多い。デフレ解消に向けたアベノミクスの正念場はこれからである。
- 長期デフレ発生の原点について説明する。バブル崩壊後、1996年に日本経済は回復したが、大蔵省は政府債務のGDP比率が主要国の中で最も高いと橋本総理を説得し、財政再建法を成立させた。財政再建法は5年間で財政赤字をGDPの3%以内に縮小するとの数値目標を設定したが、大蔵省は財政を粗債務だけで判断した。この誤りは今も続いているが、日本の持つ金融資産や特別会計とは何か、対外資産はどうあるかについての正しい認識を持つべきである。日本は財政危機ではなく、政策危機だというのが海外の見方である。
- 財政には粗債務と純債務がある。粗債務とは借入総額であり、純債務とは、OECD統計では粗債務から社会保障基金などの特別会計の金融資産を差し引いたものである。橋本財政改革は、粗債務のGDP比率を見て、日本は80%、アメリカは71%、ユーロ圏は69%、ドイツは47%であり、日本はこんなに多いから財政危機だとした。ところが、純債務のGDP比率で見ると、日本は20%と一番低く、健全財政である。粗債務と純債務の混同により、実体の財政を判断する上での見方を間違えている。

- 2012年12月末のデータで粗債務を見ると約1,000兆円だが、純債務はその半分であり、円は安心な通貨である。問題は特別会計であるが、財政投融資特別会計の最終借入人は個人や外国政府であり、同会計の債務は全て最終借入人が負っている。また、外債為替資金特別会計の約8割は米国債の購入であり、アメリカの負担である。つまり、特別会計は全て政府自らが銀行業務を行っているのであり、国民が負担しなければならない債務ではない。これが純債務と粗債務との一番の違いである。政府が特別会計と一般会計に分けて債務を公表すれば、その実態がよく分かる。
- 財政再建法施行後、株価が下がり、金融危機が起きたが、当時の銀行は株式の含み益を自己資本に入っていた。そこで、自己資本維持のための貸出し回収が行われ、一挙に信用収縮が起きた。その後、小渕内閣と森内閣で景気はかなり良くなり、2000年には税収が約5兆円に上がり、このまま行けばデフレは解消したはずである。しかし、2001年に小渕内閣が発足し、大きく流れが変わった。
- 小泉構造改革の内容は、小さな政府、公共投資削減、地方交付税交付金・国庫補助金の削減であり、政策理念は供給サイドの経済学だと言っていた。しかし、供給サイドの経済学とはアメリカのレー・ガント政策の模倣である。レー・ガント政策が行ったことは、軍事という公共投資であり、企業減税、富裕層減税であった。ソ連崩壊後、クリントン政権は正に公共投資で経済を立て直し、今でもオバマ政権は公共投資を一生懸命行っている。
- 小泉構造改革の問題点は、緊縮財政・金融緩和（財政デフレ）、不良債権処理（企業倒産デフレ）、時価会計の導入（時価会計デフレ）、自己資本比率規制（金融行政デフレ）、雇用規制の緩和（リストラデフレ）、規制緩和の六つを主要政策としたことである。構造改革の各項目は全てデフレ政策であり、これが今日に至る大きな原点である。
- 小泉構造改革の結果、税収が落ち、財政支出と税収の乖離幅が拡大したが、これは橋本財政改革のときからの現象であり、それが小泉構造改革で一挙に出たのである。

- 石油危機以降、日本には多くの外貨があり、国民財蓄が増えた。そこで、この貯蓄を国内で使おうと建設国債を発行し、公共投資を行うことで、お金が國內に還流し、地方経済が発展し、中央にも跳ね返るという好循環が始まつたのである。この間、財政支出が税収よりも多く、名目GDPも上がっている。さらに、バブル崩壊で税収は落ちたが、公共投資を積極的に行い、実体経済を支えた結果、名目GDPが上がる形になった。したがって、こういう形に戻すことが重要であり、国土強靱化法を柱として、地方に資金を回し、循環を良くし、底上げすることが必要である。
- 新自由主義・市場原理主義は一つのイデオロギーであり、大胆な減税の実施、規制緩和、もうけの優先ということで、ケインズ経済学や福祉型の資本主義と大きく対立する。新自由主義型資本主義はトクリルダウンという思想だが、アメリカ議会当局がトリクリルダウンを否定していることをしっかりと考えなければいけない。
- 法人税は下げるに、むしろ上げるべきである。アメリカでは、レーガン政権が法人税を下げた結果、債務圧に転落し、政府に入るべき収入が、富裕層に行ってしまった。その一方、クリントン政権は法人税を上げて成功している。
- 日本のテフレは長期の恐懼型であり、投資が不足している。また、金融が効かず、ベースマネーを増やしてもその多くが海外へ行ってしまい、ヘッジファンドがそれを使っていることが問題になってくる。財政主導できちんと仕事をつくることが重要である。公共投資に関連した長期計画を立て、需要を喚起していく政策を安倍政権に期待しており、これ以外に解決の道はない。

関西学院大学経済学部教授 林 宜嗣 参考人

- 財政再建のためにには地方の再生が不可欠であり、地方の再生のためには条件整備が不可欠である。国の財政と地方の財政は密接につながっており、太いパイプの中でいろいろな関係を持つている。このことをきちんと捉えた議論が重要である。
- 国の財政改革の諸側面には社会保障改革、行政改革、税制改革があるが、国

と地方の関係を改善しなければ、国の財政改革は実現しない。国の財政支出の約3割が地方交付税や補助金として地方に流れているため、從来から交付税改革や補助金カットが議論してきた。しかし、その金額を削減すればよいのではなく。地方の再生を図り、地方が国に頼らない、あるいは頼り方が少しでも減るような形に、地方の経済を持っていくかなわない。

- アベノミクスでマクロ経済は随分回復しているが、景気回復には地域間格差が存在している。例えば、地価の減少率には歯止めが掛かってきたと言われているが、地方では依然として減少率が高いままである。
- 東京一極集中には歯止めが掛けられておらず、人口予測では地方の実態はますます悪化する。地方における人口減の大きな原因是転出であり、これを止めていくことが最大の課題である。全国の都市に関するデータからは人口減少が財政力の低下に直結していることが分かる。財政力が弱くならないようにするためには、人口減少を抑制しなければいけない。
- 地方では、人口が減少すると産業が衰退し、雇用の受皿がないと若い人たちが更に減少するという負の連鎖が起きている。これをどのように断ち切るのか。従来は地方交付税や公共投資で事後的に断ち切っていたが、常に巨額の資金を投入しないと、また負の連鎖に陥ってしまう。
- 地方の財源不足額を減らすためには、地方力を強化すること、人口や企業の流出を食い止めることが、負の連鎖を根本から遮断することが必要であるが、イギリスの例を紹介する。
- イギリスでは労働党政権において、ヨーロッパ大陸の都市に比べてロンドン以外の都市の力が弱いことから、地方力の推進要因に関する調査研究を行った。その結果、経済的な多様性や生活の質が総合的に備わっていないと地域力や地域の魅力がなくなり、人や企業が出ていき、競争に勝てなくなるということが分かった。すなわち、経済と社会が地域力を支える両輪であり、その相乗効果で地域の力は付くのであり、補助金や企業誘致のための税の軽減といった純産業政策的な方法では、地域の力は大きくならないということが分かつてきただ。
- 國土政策、地域政策のパラダイムが大きく変わっているとするOECDレ

ポートがある。古いパラダイムでは、弱い地域のかさ上げという政策であったが、新しいパラダイムでは、その対象は全地域であり、支援範囲の単位を行政区域から経済活動という機能上の圏域に変える必要があるとされている。また、国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれの役割を果たし、複数段階の政府がパートナーシップを築き、地域の活性化を図るということが新しいパラダイムだという認識が深まっている。

- 財政收支のバランスの改善は地方自治体の緊急課題であるが、その実現で住民が幸福になるとも言えない。最少経費で最大効果を上げるという民間企業経営的な自治体経営すら時代遅れである。すなわち、地域経営、都市経営という発想で、地域や都市を商品として総合的に売り出せるかによって、その地域がグローバル時代に勝ち残れるかが決まってくる。これから自治体は公民連携と地域連携を同時に実現し、民間も巻き込む形で地域の商品価値を高めていかなければならぬ。
- イングランドの地域連携、公民連携の動向として、労働党政権から続くシティージョン政策がある。これは、行政区画ではなく、核になる都市とその周辺を含めたシティージョンという単位で経済活性化に目的を絞った政策を行うものである。また、イギリス連立政権の改革では、地域開発公社による地域開発をやめ、民の力を強くすることを目的とするローカル・エンタープライズ・パートナーシップ（L E P）を編み出している。L E Pでは地方、経済界の代表に対して計画のフレームワークづくりを要請し、その要請に応えたところに地域開発のインセンティブを与えていくという手法が取られている。
- ヨーロッパにおけるキーワードは分権国家である。2009年度の労働生産性を国際比較すると、国民負担率の高い北欧の労働生産性が高くなっている。その理由の一つには、北欧は分権国家であり、実験しやすいことがある。つまり、人口900万余のスウェーデンでは分権した地域ごとに実験をするが、日本では1億2,000万人の人口に影響を及ぼすことになりかねないため実験にくく、そこで特区という話になっている。
- 地方分権の推進こそが地域の成長戦略だということが、イギリスの労働党政

權時代のプロジェクトチームの研究成果に書かれている。また、イギリスでは連立政権の樹立後、地方分権や財源と権限の移譲が積極的に行われている。地域、その核を成す大都市を強化することが、国民経済の再生につながるという国の強い認識が、今求められていると思う。

質疑の概要是、次のとおりである。

- 問 小県政権のときに不良債権処理をする必要は本来なかったという話について伺いたい。
- 答 2000年の銀行等の不良債権比率は5%だったが、通常、この程度の不良債権はあり、日本では引当金を他国以上に積んでるので、それ以上踏み込んだ不良債権処理をする必要はなかった。むしろ、景気を良くしていかせばよかった。当時の竹中大臣は不良債権がデフレの原因だと言っていたが、それは間違いであり、デフレが不良債権の原因だという意見が多い。ペイオフや時価会計の制度を入れて、デフレ政策を取り、あえて不良債権をつくったというのが当時の過程である。結果的には、十分活動できる中小企業まで潰したことの大きなマニアスであった。
- 問 安倍政権が進めている経済政策、いわゆる三本の矢の問題点と見直すべき点を伺いたい。
- 答 第一の矢の金融政策では、この1年間にマネタリーベースを約70兆円増やしたが、海外に流出し、国内では約30兆円しか使われていない。結果的には、幾らマネタリーベースを増やしても、国内のマネーストックは増えていない。そう考えると、金融政策の賤度が来ていることははつきりしている。第二の矢の財政政策は僅か5兆円の補正予算では不十分であり、20兆円程度の緊急補正予算を組み、5年で100兆円につなげてもらいたい。第三の矢の政策では、デフレを解消するような需要喚起を行い、規制緩和は余り行うべきではない。特区も外資の一部を除いて余り期待されておらず、国内のためにはならない。また、最低賃金を早く上げて賃金の底上げをすべきである。

問 地方分権を進めていくための具体策と安倍政権が進めている経済政策について伺いたい。

答 個々の事業に關する国と地方との細かな網引きは生産的ではない。地方のボテンシャルを上げるために、地方に権限と財源が必要であり、イギリスは現実に行っている。例えば、イギリスの成長戦略では、LEPの良い計画に対しても資金を支援するという形で、地方の創意工夫をいかしている。したがって、需要喚起も大事だが、地方の創意工夫、特に民間を巻き込んで行うことが大事である。その際、運用の問題か、制度の問題かということについて、きちんと切り分けることである。日本の問題点は、運用でできることを全て制度の問題とし、結局は答えが出ないことである。地方が現行制度でできることを徹底的に行い、それでも制度が障害で機能しないというときに、初めて分権論や都政論、道州制論が出てくる。

問 東京一極集中をどう排除するかという話からすると、地方分権とは、国が東京の権限を財源も含めて吸い上げ、これを分散していくことではないか。

答 地方分権を進めることで、ある程度は東京一極集中に歯止めが掛かると思うが、東京一極集中を抑える勇気が日本の再生のために重要である。恐らく、東京オリンピックの更なるインフラ投資を行われると、東京のキャパシティが更に大きくなり、地方の若い人たちを吸い取り、過密現象が起こり、またインフラ整備投資が必要となる。これは究極の財政の無駄である。その一方で、地方のインフラが遊休化し、高速道路を造っても車が通らないことをもって、これらが無駄だという話が出るが、これは逆である。むしろ車が通るような地方をつくらなければならぬ。ヨーロッパでは、第二、第三の都市の活性化について力を入れ始めており、その結果、地方分権が進んでいる。

問 国がお金を吸い上げて地方に出していく場合、足りないときにはどんどん国債を発行して必要なところに出していくと、うまく機能するのではないか。

答 2000年の段階で国が地方へ出していったお金、つまり、公共投資による支出、地方交付税交付金、国庫支出金を合計すると約43兆円あった。ところが、小泉構造改革でこれらを落としてきた結果、2010年には10年間の累計で約75兆円を

地方に回さないこととなり、地方が完全に疲弊した。地方の預貯金を中央に集め、中央がこれを運用し、その運用益を地方に還付するというが日本の元々の思想であるが、これをやめた結果、一方通行になってしまった。やはり中央が国債を発行し、お金を出し、そうしたお金を公共投資や地方交付税交付金という形で地方に回して、運用は地方に委託して行えばよい。

問 国債発行額にはインフレや金利上昇の点から限界があるという意見があるが、このような意見に対する参考人の見解を伺いたい。

答 有効需要をつくり出したときに国債を発行することが一番重要である。例えば国債を5兆円発行する場合、日銀が5兆円を市場から買い上げる形にすれば、市場ではプラス・マイナス・ゼロとなり金利は上がらないので、こういう形を続けていけばよい。このような経験はアメリカ大恐慌のときあり可能である。また、毎年20兆円の政府投資をすると、5年で90兆円程度は税率が上がることになる。よって、継続して需要を喚起する政策を行い、あわせて、需要と供給に調和した金融政策を行っていけば、金利は上がりしない。

問 郵政民営化の大きなテーマは、郵政が持つ資金力をどう使うかということではなかつたか。今後、国民の貯金がグローバル市場の判断に任されることになると思うが、それについてどう考えているか。

答 2004年12月末の日本国債の保有者別内訳を見ると、郵便貯金と簡易生命保険で発行額の約3割を保有していた。郵政民営化反対の根柢は、このお金が市場に流れると国債の3割が闇達できなくなるということであった。今も同じ危機があり、国債発行額の約2割をゆうちょ銀行とかんぽ生命が保有している。確かに日本郵政の株を売り、いろいろな形で使おうという話は分かるが、日本国家として考えなければいけないことは、外資にマジョリティを取られないことである。

問 地域のニーズが分かること々が、介護、医療、教育、農業の各分野に対応することで、イノベーションは起きると思う。そのため資金供給が必要であり、信金、信組、郵便貯金が、地域に還元するような資金の循環の仕組みをつくることが大切ではないか。

答 やはり地方から生活基盤が消えていることが問題である。例えば赤字の公立

病院でも、市民生活のために公的資金を使ってでも残しておくという選択を住

民がするならば、それを認めるような環境をつくらなければならない。また、

信組、信金については地域の資金需要がないので、これをいかにつくっていく

かである。例えば、地方のPFI事業が少ない理由が、マーケットが小さくP

F1を引き受けける企業がないことであれば、マーケットを大きくするよ

うな連携を進めることで、地域で供給された資金がそこで使われていくよう

すべきである。

問 高額所得者の所得税は上げていくべきだとは思うが、日本の法人税が高止まりしているため、法人はなるべく海外で納税を完結させようとしていると感じている。その点からは、法人税は下げるべきではないか。

答 税制の基本的考え方の一つである応能負担は、税金を納める能力がある人には相応に多く払わせてよいとするもので、これが累進課税のベースである。やはり高額所得者の最高税率は上げた方が良いと思う。法人税との関係では、アメリカのクリントン政権の成功例がある。クリントンは8年間継続して公共投資による景気振興策を実施し、あわせて、法人税と所得税の最高税率を引き上げた。その結果、大統領就任時の財政赤字を黒字化することに成功した。今すべきことは、国の法人税を30%に引き上げた上で、国内の設備投資をしたり、正規社員を雇った場合の減税をすることである。

問 公民連携を進める場合、地方自治体の力量が様々であることから、ある程度の規模で広域連携を進めていかなければならないと思うが、そのエリアに関して具体的にアドバイスがあれば伺いたい。

答 自治体の力量を上げなければならないが、自治体の規模が小さくてはなかなかうまくいかない。広域的な行政と言うときのエリアの研究はある程度されており、いわゆる通勤圏を一つの広域行政の対象とする研究はある。しかし、通勤圏とは生活圏にすぎず、ビジネスにおけるプライベートや企業の活動圏域と生活圏とは異なっている。イギリスがシティリージョン政策を取ったときには、いろいろな機能を様々な角度からマッピングし、それぞれの機能に合っ

た広域的な圏域を設定していく。日本も定型的な生活圏や通勤圏というエリア

ア設定では駄目だと思う。

問 地域の産業クラスターが崩壊し、地方の中核企業が海外に出てしまうという実態がある中、壊れてしまった産業クラスターの見直しが簡単ではないと思う。

答 残念ながら、日本の産業クラスターは本当の意味でのクラスターになっていない。とりわけ、大学、自治体との連携が決定的に不足している。例えばフィンランドは今元気であるが、大学、自治体、民間企業が完全に手を結び、物流、人の流れ、交通アクセス手段といったところで考えながら連携している。

問 公民連携について、地域のリーダーとしては誰が適切であるのか、そのヒントを伺いたい。

答 リーダーはやはり民間企業だと思う。ただ、全ての地域で民間企業がリーダーを担えるということではなく、自治体が頑張らないといけないところはかなりある。専門家の意見を開き、それを取り入れができる柔軟な組織をつくれるかどうかが重要なポイントである。

問 安倍政権は異次元の金融緩和の一環で消費税増税をしているが、これは安倍ミクスの成功の一歩となるのか。

答 消費税を上げて金融緩和を行うという政策は行き詰まると思う。消費税引上げに伴う影響を余りにも過小評価しているが、消費税の影響はどんどん波及していく。金融緩和が有効需要につながらなければ実体経済は成長しないのであり、財政で仕事をつくり金融でフォローしていく必要がある。

問 クリントン政権の経済政策では、共産圏が崩壊し、いわゆる平和の配当という形で市場が拡大したという国外事情が大きかった。そういう意味では、アメリカの税制や財政出動だけが成功要因ではないのではないか。

答 確かにクリントン政権の1期目に国防費が急激に落ち、その分を国内の公共投資に使っている。地下鉄や道路の建設、学校の建て替えなどを徹底的に行い、国民の評判が良かった。アメリカは債務国だが、思い切った長期計画を立て行つたので、成功したのである。これは平常時にアメリカが行った非常に良い

例であり、現在の日本で一番参考にすべきモデルである。

問 地差地消をキーワードとして、地域の付加価値をまず地元が評価するという構造にする必要があるのではないか。

答 どちらかというと公共投資は景気対策として考えられていたが、本来、公共投資は社会資本ストックをつくるためのフローであり、量ではなく質が問題である。どこに道路を造るかということは、当然、地域でなければ考えられない。ストロー現象にならないように地域の責任でインフラ整備ができる仕組みをつくらないと、幾ら公共投資をしても経済効果は出てこない。

問 地方財政が大変になった原因の一つは小泉政権の三位一体改革だと思う。三位一体改革に対する参考人の見解を伺いたい。

答 三位一体改革は地方財政危機の引き金であり、根本原因ではない。地方税制や地域経済を考えていく中では、合併と地方交付税の問題がある。地域の経済があつてこそその地方財政であり、合併は地域活性化の出発点である。合併後の環境に関する議論ができるといいことが地方の一つの問題である。

問 PFI や地方自治体と企業との連携を否定しないが、余りにも民間に頼り過ぎると、もうけが第一の運営になることが危惧される。注意点を伺いたい。

答 イギリスでも保守党政権のときに民営化が進み、本来必要な行政サービスが提供されなくなり問題となつた。お金が掛かっても住民が必要だと思うものはあるが、今のPFIでは中途半端になりかねない。民営化と公民連携は違うと考える必要がある。

問 参考人は新自由主義という考え方を痛烈に批判しているが、なぜこの考え方が日本で台頭してきのか。また、これをどのように乗り越えていくのか。

答 新自由主義は1980年代の中曾根政権の頃から日本に入ってきたが、1990年代のバブル崩壊後の停滞期に急速に入ってきた。構造改革とは元々、新自由主義の経済体制、イデオロギーに変えていくことであり、これを宣伝したのはマスコミであった。これを乗り越えるためには、瑞穂の国(の)資本主義をつくり、新自由主義から決別することが重要である。そのために必要なことは、産業構

造を内需型とすること、公共財としての社会的共通資本を整備すること、株主の利益よりも国民の雇用を重視すること、農業は株式会社組織ではなく協同組合組織で行うことである。

問 地方疲弊化の最大の理由は、地方分権が進まなかつたことではなく、円高ではないか。

答 地方分権は目的ではなく環境整備にすぎない。地方分権を進めれば地域が活性化するというは幻想である。また、日本経済の疲弊の原因は円高以外にも様々な、法人税もその一つである。企業は、法人税、マージンの大きさ、為替相場などの諸要素から投資先を決定する。日本の諸要素が厳しい条件になると、法人税の条件が厳しいということでグローバル社会を生きていけるのかについて考えていくべきである。

問 1997年の財政構造改革法のために日本経済が悪化したのではない。1997年の通貨危機、1998年のロシア危機があり、世界情勢が大混乱に陥つたために日本経済は低迷したのではないか。

答 その事実認識は私と全く違う。国内では信用収縮が起きており、これが海外だけの問題であつたら銀行が回収する必要はなかつた。構造改革について一度日本が総括すべきだと思っていて。

問 純債務で問題を考えるべきだとのことであるが、社会保障基金は年金の積立金であり、國のお金ではなく、國民のお金である。やはり債務は純債務で見るべきではないか。

答 OECD のデータには純債務というものがあり、これを用いて説明している。

問 国の債務は1997年の財政構造改革法のときより約3倍増えている。この間、日本は大規模な財政出動をしてきたが、GDP は全く伸びていない。それでもまた財政出動が必要なのか。例えば橋を造るのに日本銀行券を発行するような日銀受けを行うならば、円は暴落し、日本は歟目になるのではないか。

答 数字上の誤解がある。2001年度に特別会計を改め、政府債務を財投債という形で表出した。もう一つは、郵便局が引き受けている政府保証債も表に出した。これらによる増加であり、特別会計を分けて考えるべきである。また、日

銀引受けの継続を言っているのではない。最初の有効需要を喚起する段階では

日銀引受けかもしないが、その後は税収が上がり、4～5年目は税収の方が財政出動より増える。問題は税収が上がっていく形にできるかであり、ある意味では債務が幾ら増えてもよい。それを上回る名目GDPの増加があれば、必ず財政は良くなっていく。

問 コンピュータで一瞬に巨額の取引を繰り返すハイ・フリークエンシー・トレードなどで莫大な利益が海外へ流出すると、日本経済にどのような影響があるのか。これに対する有効な手立てはあるのか。

答 日銀の金融緩和によるお金が海外に回るという現象は、今回に始まったわけではない。小県構造改革のときにも、円キャリートレードがあり、主として外資系の企業や金融機関が、ニューヨークの商品市場や株式市場でお金を回していく。今回も同じ現象が起きているので、どこかの時点で20兆円程度の補正予算で有效需要を喚起し、それに金融を付けるというやり方に変えていけば、国民生活や経済にプラスになる。

問 東京一極集中の問題に対して、制度面では道州制が必要だと思うが、参考人のアイデアを伺いたい。

答 日本は1億を超える人口があり、そういう意味では国内市場が大きいからこそ、企業は東京に本社を置いている。国境を越えて地域と地域が競争し、連携するというグローバル時代の中、東京が一極集中でそれなりに潤っている。しかし、企業が本当の意味でのグローバル化を意識すると、東京に本社を置くかどうかは分からぬ。したがって、グローバル化した社会の中では、日本としての良い条件を国がつくっていき、その上で、東京はどうか、大阪はどうかといいうように考えていかなければならぬ。

問 中心市街地活性化についての評価を伺いたい。

答 中心市街地活性化がうまくいっていない理由は、空間構造戦略がないからである。一つのエリアの中で、人々は、どのように居住地を決めていくのか、どのような行動原理で買物をするのかというメカニズムを踏まえ、それを誘導するような空間構造戦略を一体で考えなければいけない。

(6) 第186回国会（平成26年4月23日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

株式会社東芝取締役副会長 佐々木 則夫 参考人

○ アベノミクスの成果と進捗に關して、会社の役員という視点から当社について言うと、21%の円安により、売上げは約10%、利益は約20%増えており、為替の効果は大きい。また、株価は50%程度上昇している。賞金については、ペア約2,000円のプラス、定期昇給を含めると約8,200円のプラスで妥結しており、約2.7%上昇したことになる。

○ 競争力強化、生産性上昇により企業収益を拡大し、更なる賃金上昇、雇用拡大をしていきたい。それによって消費が拡大し、投資が増加し、更なる企業収益の拡大という好循環を実現したいと思っている。そのためには、労働市場の改革、政府による環境整備や労使による新しい働き方の模索が必要である。

○ 成長戦略における重要なテーマは四つある。一つ目は産業競争力の強化で、規制改革、法人税改革等によって企業活動を活性化していく必要がある。二つ目はグローバル化で、日本のマーケットが伸びにくいこともあり海外市場を取り込まねばならない。三つ目は人材の活躍強化で、労働市場の活性化と少子化への対応が必要である。少子化に対しては、外国人や女性の活躍によって当面の労働人口を確保しているうちに、出生率をどう上げるかであると認識している。四つ目は新規市場の創出で、ＩＣＴ、医療等をハイブリッドにフォローし新規市場に攻めていく必要がある。

○ 経団連では、147社から集まつた約800件の要望を、重点12分野2021件に取りまとめて、政府に規制改革を要望している。今回、規制改革として採用された企業実証特例制度は当社が利用の第1号であり、半導体製造に用いるガス容器の先進的検査方法の導入によりメリットが出ている。

○ 企業から見た成長戦略の重点課題は、持続的成長を促す労働市場改革と法人税改革である。

(外取組)

- 労働市場は構造変化をしており、非正規、高齢化、若年失業者、長期失業、雇用そのもののミスマッチといった問題がある。
- 人材については、若者、高齢者、外国人も含めて活躍をどう推進していくかが、大きな課題である。日本の公的職業訓練への支出がO E C Dの5分の1程度しかないので解決する必要がある。また、働き方については、ジョブ型正社員や短時間正社員のように多様性を持たせた方が良いのではないか。長時間労働は抑制しなければならず、上限規制、有給休暇取得、労働時間の貯蓄制度など様々なやり方があると思う。
- 製造業では現場技能者の確保が難しくなっている。高卒者の数は、平成4年の団塊ジュニアの時代の約181万人から、現在は約109万人まで減少している。海外での地産地消以外に、労働力の問題で海外シフトも加速されつつあるのではないか。製造業では、日本企業の国内外総就業者のうち4分の1は海外の人員である。私企業としては、規制緩和や戦略特区という仕組みの中でフレキシブルなローテーションができると良い。
- 法人税制は、国際競争力の強化のため、相対的に高い税率をアジア近隣諸国といコールフッティングにしてほしい。また、税率だけではなく、繰越制限の緩和、租税特別措置の見直しなどを全て含めてお願いしたい。好循環を維持し、成長下での税収増を活用して法人税減税ができると思う。
- 平成25年度は経済が大分立ち直り、法人税収は当初予算で8.7兆円のところ補正予算では10.1兆円に増加した。それにより、平成26年度のプライマリーバランスは改善し、新規の国債発行を1.6兆円削減できた。しかし、それでも2020年度のプライマリーバランス黒字化は難しく、追加の成長戦略をしなければならない。そこで、幾ばくか上がった利益を、法人税引下げと財政健全化と経済活性化に使い、更なる成長を期すことにより、三万一両得を実現するのが良い。
- 財政健全化という意味では、内閣府の試算でも2020年度のプライマリーバランスに1.9%の赤字が残るので法人税改革での産業活性化という新たな施策が必要である。しかし、全てを成長で行うことは無理なので、伸びの大きい社会保障については、歳出の重点化、効率化を考えなければならない。
- 財政健全化に向けて、財政の質を上げるために、透明性を確保する必要がある。財政ルールや目標の遵守状況を監視し、中期計画をしっかりと策定した上で、どのようにP D C Aサイクルを回していくか。フォローオークルを含め、経済財政諮問会議も通じてチェック機能の強化をしなければならない。人的なリソースやシステムはこれから検討課題だと認識している。
- 株式会社小松製作所相談役 坂根 正弘 参考人
- デフレが続いた原因は、需要サイドの社会構造である東京一極集中が限界に来たことである。少子化は進み、女性の活用は進まない。地方は疲弊し、何をしても無駄な投資となる。
- 一方の供給サイドは、どの業界もプレーヤーが多く、かつては切磋琢磨、今からの金融機関の機能不全の期間と一致している。金融機関がリスクを取れなくなり、さらに、日本全体が攻めを忘れた。
- 立法、行政の問題については、総理大臣や外務大臣、財務大臣が国会に拘束され、総理大臣が毎年替わっていて、デフレを脱却できるわけはない。
- バブルまでの20年間とバブル以降の20年間にについて、どれだけ一人当たり総資本形成があり、その結果、最後の年に一人当たりG D Pがどうなったかを諸外国と比較した。すると、バブルまでは世界とほぼ同じような相関にあったが、バブル以降の日本は、世界との差が開き、投資効率が低くなっていた。過去20年間で日本の名目G D Pは1.08倍になったのに対し、ドイツは1.94倍、アメリカは2.5倍になっており、これが我々の生活実態である。
- 国内の業界再編は進まず、皆で激しく競争している。建設機械業界は他の業界と異なり、海外の業界再編を自らリードして何とか生き延びている。当社は日本ではトップメーカーだが、2001年に私が社長になって、価格競争を誰もやめないのならということで、値段を上げることにした。この10年間で20%の値上げをし、一時シェアを落としたが、今は復活している。
- 世界の競争で勝つためにはビジネスモデルで先行する必要があり、当社は、

- I C T を使ったビジネスモデルで世界に先駆けている。ビジネスモデルで先行して現場力勝負に持ち込んだら、日本勢は負けないという自信がある。
- 終身雇用には良い点が多いが、ぎりぎりまで頑張ると全員で沈没する。そのため、私は1回だけ雇用に手を付けさせてくれということで、2001年に国内2万人の従業員全員に手紙を送って希望退職を募った。一時、1万8,500人まで減ったが、今では新工場は日本に造り、2万2,000人まで増えている。日本の問題は、雇用に手を付けられないで全部をまとめてコストと言う点である。アメリカでは、コストは変動費で、その上に固定費がどれだけ乗っているかを見る。私は、変動費だけで見ると日本に競争力はあるということで、本社をアメリカにし、無駄な事業を全部やめた。
 - 当社は今、生産の48%を日本で行っている。1ドルを70円で見ると、国内売上げが17%でそこから出た利益が12%、日本からの輸出が31%でそこから出た利益が11%であるが、102円で見ると、輸出の利益が圧倒的に多くなるだろう。しかし、デフレがあると5年経いたら国内売上げが一桁になり、日本を脱出せざるを得なくなる。これが日本にとっての基本問題である。
 - 私はよくドイツに学んではどうかと言っているが、1990年代に疫病神と言われたドイツが見事に復活した最大の理由は、経済圏をつくり、通貨統合したことである。我々にもアジアという大きなボテンシャルがある。また、ドイツは、労働市場改革を思い切って実施し、法人税の話も先行して行っている。倒産件数はアメリカの倍以上、日本の5～6倍あり、産業の新陳代謝が進んでいる。高付加価値商品・技術の開発については、国の研究開発費を使うときはお金の3分の1が民間が出すことになっている。さらに、各地方都市には大きな企業の本社が点在し、それぞれの町が強くなっている。
 - 日本ではエネルギーが大きな問題になっている。当社で、新工場を造って電力削減に取り組んだ結果、90%削減できた。しかし、電力多消費型産業は、電力料金が高くなった日本にゼロから投資をする気にならないだろう。
 - 民間はボトムアップで成り立ってきたが、今はトップダウンが必要になっていく。逆に国はトップダウンで来ましたが、今は地方がしっかりとして、ボトムアップ

質疑の概要は、次のとおりである。

問 法人税減税により経済成長をするという確証は何か。また、法人税減税は、プライマリーバランスの改善ができる仕組みをつくった上で行うということか。

答 法人税はリーマン・ショック以降、年々増えている。同じ税率でも、欠損法人が減っているためである。平成25年度の法人税は当初予算より2兆円程度上振れるのではないか。あらかじめ先を読んで法人税を下げるのではなくて、今実績から見て、どの程度の減税が可能かを考えていけばよい。そして、上振れ分の一部を公共投資、財政健全化及び法人税減税に使うということである。

問 東京一極集中の是正のために、地方分権論よりも、中央の政府の予算で国士強制化等によって地方に直接お金を出していいってはどうか。

答 地方の活性化に簡単な道はないと思う。社名で出身地が分かる大企業が少ないので、コマツが地方活性化できなくてどこがやるのかということで、石川で物を作つて輸出できればと金沢港に工場を造った。その際、金沢港の水深では重機を運ぶ大型船が着かないでの、急遽水深を下げてもらった。本当に生きた投資のところで行けば地方に公共投資をするテーマはまだあると思うので、成功例をつくりたい。

問 メーカーの立場から、日本の港湾政策と物流の在り方にについて、国際競争力

を高めるためにどういった観点が必要だと考えるか。

答 これだけ細長い国では、仮に日本海側のどこかに中枢港ができたとしても、そこまで陸上で運ばなければならない。陸上輸送はCO₂を無駄に発生させ、コストも高い。港は、例えば金沢港が何かしたら隣の富山と福井も同じようにしたがるのではなく、差別化戦略を考えるよう、政治、行政がリーダーシップを取るべき問題だと思う。

答 港湾はどこかに集中をし、しっかりしたサービスで、コストも抑えた上で壳り込んでいくことが必要である。もう一つは、大きなものを造ったときの償却の仕方も含めて、国の支援をきちんとすることが重要である。

問 コマツにおける特徴的な人材育成の方法はどのようなものか。

答 人材育成は雇用問題と関連している。先進の信頼関係が、世界競争をする上で大事なチームワークや会社に対する忠誠心のようなものを生むので、雇用はできるだけ頑張っている。ただし、日本で雇用を頑張れている最大の理由は、非正規の人がいるからである。ならば待遇を良くしようと、今年は非正規の人に対する手当を相当変えている。人材育成については、社内教育が競争力を維持する上で一番大事な点である。

問 現在の好循環を本格的な軌道に乗せるためには中小企業へも循環させなければならぬが、どのようにすればよいか。

答 好循環が中小企業に行き渡るまでには時定数があるが、大企業の収益が上がり、イコールフットティングで国際競争もできる形になれば中小企業まで回るので、大きな流れを止めないようすべきである。しかし、中小企業まで景気が回ったとしても、少子化によって人材が最大のネックとなっている。短期的には女性と高齢者という形になるにしても、長期的な計画で、子どもが大人になる20年後を目指した少子化対策を行う必要がある。

答 中小企業の問題を突き詰めて考えると、自分たちの問題である。本来は自社でやるもの外に出しているだけで、一緒に頑張らない限り競争に勝てない。また、各地方には中堅企業があるので、中堅企業と地方大学が産学連携で強くなる道がある。地方活性化のためには、地方の中堅企業に注目するべき

ではないか。

問 柔軟な働き方を考えていく一方で、セーフティネットや働き過ぎへの対応も考えなければならないのではないか。

答 日本で業界再編ができるい無い原因の一として、労働法制のフレキシビリティのなさがある。日本では本体に事業がなくなつてもその事業の関係者が残り、業界再編が進まない。これに対するセーフティネットを、どのように充実、拡充するかが肝心である。

答 働き方の選択肢は多い方が良い。ホワイトカラーエグゼンプションについて、企業側で困るのは、日本は心身の問題が出ると働き過ぎということを常に言わることである。企業は労働時間をトレースできるように神経を払わないと問題が起つたときに大変なことになる。

問 法人実効税率の引き下げや研究開発減税などの租税特別措置の見直しについてどのように考えているか。

答 外国企業と五分の勝負ができるレベルまで法人実効税率を下げない限り、国内産業は生き延びられないと思う。ただ下げるだけというのは難しいので、政策的に合わない古くなつた租税はやめるという課税ベース見直しの議論に異論はない。しかし、研究開発税制はもつと増やしてもらいたく、今の政策に照らし強化すべきところは強化し、古いところはやめるというめり張りを付けるべきだと思う。

問 2013年度の貿易収支が13兆円を超える赤字となった要因は何か。また、今後の対策はどうすればよいか。

答 化石燃料の輸入増加分だけでも4兆円あり、確実に減らすことが大切である。貿易収支の赤字で済めばよいが、国際収支がトータルで赤字になると、国債の信認等も含めて問題になってくるので、そうならないよう頑張らなくてはならない。海外のマーケットを日本で取り込む場合も、海外で頑張る場合も、日本企業が大きくなつてGNIを大きくすることによって、トータルで国際収支を改善することが必要である。

問 新興国については、チャイナ・リスクや通貨のリスクを考えても、国内や先

(会場) 久留

進国より可能性があるのか。

答 建設機械業界は、20世紀の終わりで先進国時代から新興国時代に移った。先進国については、世界の建設機械の8割を占める時代が続いた後に6割まで落ちて、リーマン・ショック後に一気に3割まで落ちた。今は4~5割に戻っているので、向こう3~5年は先進国に期待するが、新興国トレンドが続いていることを忘れてはならない。

問 再生可能エネルギーの可能性についてどう考えるか。

答 理想的には、化石燃料がなくても生活できるようにすべきであるが、今の再生エネルギーが化石燃料を全てカバーできることはあり得ない。それまでの間は原子力で時間を稼ぎ、大きな技術開発には国が直接お金を使って、日本が率先して再生エネルギーの革新的な技術開発を行うべきである。

問 昨日の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議で、労働時間の規制を撤廃する制度導入への検討を求める文書が提出された。人件費の抑制がデフレの原因だとすると、その提案が総人件費の抑制につながるのであれば、デフレ脱却にならないのではないか。

答 この50年の間に業種のシフトが起こり、今では約7割が第3次産業に従事しているため、マクロで言うと給料は下がっている。製造業に関しては、ベースアップも定期昇給もあり、実は給料は下がっていないが、製造業からサービス業に移ったときに賃金の水準が下がる。昨日、産業競争力会議から出された労働時間制限の撤廃には、Aタイプ、Bタイプがある。Bタイプは1,000万円以上の給料をもらう人々で、自律的に自己責任で仕事をするという説明であった。Aタイプは、ある職種について、上長としり合わせをした上で目標を決めて、時間の上限制限はある中で働くという説明であったが、業種を含めてこれから議論であろう。

問 1ドルが10円の場合と150円の場合において、両参考人の会社の業績はどうなると予想しているか。また、日本経済はどのような状態になると見えるか。

答 コマツは83%が海外売上げのため換算差が大きく、1円で利益が約55億円変わっていると言っているが、このような例は特殊であろう。日本は生産性が高く、全

てが調達できるので、コストを変動費だけで見ると力がある。付加価値の高い大事なものは日本ですっと作るつもりであり、50円でも何とかやると思う。しかし、150円になったときは200円になるリスクもあるかに大きく、国がもたないのではないか。

答 東芝の社長に就任したときに、70円になってしまって大丈夫かというストレステストを行った。急激でなくゆっくりと進行すれば、コスト改善だけで超えられないものについては設計から全てコンセプトを変えることで、それなりに対応していくだろう。150円も多分同じだが、その場合にはエネルギーコストを含めて貿易収支側でもたないのでないのか。国債の利率が変わったときに、日本の予算、仕組みが先に崩れてしまうと思う。

問 消費税が8%になってからの経済状況をどう見ているか。

答 8%でどういう経済状況になつたかを評価するには時期が早いが、価格転嫁はできているのではないか。

答 建設機械の場合は心配したほど落ち込みはない。排ガス規制もあって一気に10%以上の値上げをしたにもかかわらず、4月はさほど落ちていない。

問 消費税については、どの程度まで上げることが許されるか。また、社会保障費を少子化対策、子育て支援など次世代のために使う考え方について伺いたい。

答 税と社会保障の一体化で行っているので、税率を将来的に上げるべきかは、給付がどれだけ増えるかとのバーターだと思う。歳出削減も含めて様々な効率化、重点化をした上で、伸びに合わせて足りなければ消費税を上げなければならぬが、先に引上げありきで話すことは間違いただろう。消費税増税の加速度を下げられるよう、社会保障給付を下げる手を仄くした上で、本当に足りないところを消費税を上げて対応していくことだと思う。

答 日本は次世代のためにお金を使わなき過ぎる。財源が足らないことは明らかなかで、社会保障費に100兆円以上使っているが、どうしてもっと効率よく使えないのか。予算より大きい社会保障費をいかにうまく経済活動に回すか、という発想で考え始めている自治体もある。こういった議論を国民が分かった上で、消費税をどこまで上げないとやっていけないのか結論が出ていくと思う。

(外) 報 告

問 日本全体の雇用労働者について、どのように認識しているか。

答 成長しない限り雇用問題に答えは出ない。経済が良くなる中、日本の強さに自信を取り戻し、企業が海外から戻ってきたり、海外に出ることを思いとどまることができるかが大きい。国内の仕事量を増やさない限り答えは出ず、雇用の受皿が多少もあるときに、1回だけ雇用の重荷を取り除き、日本での力を取り戻す必要がある。

問 政府が掲げる成熟産業から成長産業への失業なき労働移動は簡単ではないと思うが、それを進めるには、どのようなことが必要か。

答 成熟産業から成長産業へ転換するときには、雇用のミスマッチが起こる。公的な職業訓練を質的にも量的にも充実させた上で、技量を持って転換やすくするよう進めていけば、ギャップを縮めることができると思う。

問 東芝が原発部門から撤退するという選択肢はあるか。

答 東芝は今、中国ヒアメリカで原発を4基ずつ建設している。技術を持っていける先進国が新しく安全度の上がった原子力を供給せず、新興国の経済成長に合わせて化石燃料を燃やすとすると地球全体が駄目になる。そういうことを考えたときに、東芝が今すぐ原子力をやめるという選択肢はないと思っている。

問 産業競争力会議等で規制緩和について議論されているが、地方との格差を目の前にすると不安感がある。その議論についてどのように思うか。

答 規制緩和されればやるという人は、何も実現できないのではないか。自分で穴を空けて突破することは幾らでもできる。地方については、最後は生活コストの安いところに集まらざるを得ないと思う。同じ給料でも地方であれば豊かな生活をしている。

問 将来の労働力の確保、特に外国人労働力についてどのように考えるか。

答 これから我々が欲しい人材はなかなか得られなくなる。単純にいければ外国人労働者となるが、技能研修制度は、賃金不払や過重労働、スキルが上がった頃に帰国するといった課題があり、見直しが必要である。東芝は海外で9万人の従業員を正規雇用しているが、そういった身元がはつきりしている者同士をフレキシブルにローテーションできないかと思う。

問 商船三井の船が中国で差し押さえられたことについてどう考えるか。

答 中國の中央政府と地方政府を分けて見ないといけない。地方政府は、雇用を確保して税収を上げないとやつていて本当に必死で、何でも言ってくれという状況である。中央の動きに翻弄されて過度に動かない方が良いと思う。

答 地方政府は非常にフレンドリーな部分もあり、中国の中央政府と日本政府が政治的なリスクを、あだんからり合わせておくことが大切だと思う。それができないで、ある日突然、接収と言われると中国でビジネスをしにくくなる。

問 スマートコミュニティ構築の課題とそのビジネスモデルについて、どう考えか。

答 スマートコミュニティの構築は、単一企業、単一技術では難しく、ジャパン・イニシアチブのような形で、皆で出でていって頑張りたい。地域的な話にも関わるので、相手国企業とのアライアンスもしっかりやらなくてはならず、複合的なパートナーシップによって解決していくビジネスモデルだと認識している。実現にはファイナンスの問題が大きく、開発途上国では、ODA等のファイナンスを付けた上で日本の技術を採用したい国は幾らもある。政府もインフラ輸出に力を入れており、実現していかない。

問 現状で企業が一番活動しやすい国はどこか。

答 私は日本だと思っている。既に対日直接投資をしている会社の人たちに話を聞くと、日本はマーケットが大きく、教育が行き届き、法整備がしっかりとし、商慣行がフェアであるといった良いところがあるが、法人税が高いといったようなことを言う。本当の意味で世界一にするために、法人税が高いなどの六重苦を解決し、環境を整えていく必要がある。

問 景気が上向きの今こそ企業再編のチャンスであるが、日本の産業で再編すべき分野はどこか。

答 アメリカやヨーロッパを追い落として我々が勝っている業界は、いずれ我々が追い上げられて落とされる宿命にあると思う。1社が高収益を上げて残りは成り立っていないのなら放つておいてよいが、皆が低収益なら、国が関心を持たないと恐らくうまくいかない。

- 問 コマツのＩＣＴを駆使したビジネスモデルとは具体的にどのようなものか。
- 答 ＧＰＳを搭載した建設機械が世界中に34万台ある。また、無人ダンプトラックも実現した。しかし、無人化しただけではビジネスにならないので、鉱山へ入れることを考え、通信インフラ構築のためにアリゾナの会社を買収し、今では世界の鉱山の6～7割に当社の100%子会社の情報通信ＬＡＮが入っている。日本だけの技術ではできないので、アメリカとロシアの技術を使った。日本の企業に一番足らるのは、世界中の知恵を結集するマネジメント能力だと思う。
- 問 日本の財政再建は可能か。また、日本がデフォルトやハイペインフレになつたときに備え、どのような準備をしているか。
- 答 財政再建が可能なような施策をしていかなければならぬ。法人税収が回復期にあることを利用するやり方がある。財政再建をしなければ将来の日本はない。確定論で日本が破綻するということでは計画をしておらず、その兆候が出来たときに考えたい。
- 答 日本人は追い込まれたら何とかすると思うので、財政破綻はないのではないか。絶対に財政破綻を起こしてはならず、それだけの力はあると思う。
- 問 チャイナ・リスクについてどのように捉えているか。
- 答 チャイナ・リスクは、接収のような強制的な話、シャドーバンキングの問題、コスト高がある。ポスト・チャイナは前から考えており、一極集中は既に脱却している。
- 答 中国への期待は程々にしようというところである。中国で作って中国の国内だけで売っており、輸出を当てにしていない。中国の自治体の破綻はあると思うが、金融機關の破綻はないのではないかと半分期待しており、そうであれば、極端に悲惨な状況にはならないと思う。
- 問 日本にある産業団体は古い大企業の集合体であって、皆が納得しなければ駄目であるという形になっている。そのような産業団体が政策に影響を与えることは日本にとってマイナスではないか。
- 答 経団連は必ずしも一律に意見を言っているのではなく、どの産業のどの部分をどうするか、重点をどこに置くかと細かい要望を出している。創業が古い企

業であっても、創業時の事業がそのまま続いているのではなく、新しい事業に新陳代謝をしながら生き延びている。しかし、研究開発をしないとただの古い企業の集まりになってしまふので、研究開発税制をよろしくお願ひしたい。

問 技術力があつて国際展開できるような地方企業が集まって政策提言をするごとに、日本は日本の産業力、経済力をドライバーがかかるのではないか。

答 経団連と各地方の経済団体の会合があるが、地方は鉄道会社のような大企業ではなく中堅企業がやるべきだと思う。また、経研連の委員会に中堅企業の集まりの委員会をつくつはどうか。何でも自分で研究開発をする自前主義は限界なので、全体として知恵を結集するよう、大学やベンチャーにお金を出すオーナンシノベーションを国としてはより優遇してはどうか。

問 法人税を下げた場合の代替財源は何か。

答 法人税の部分でアベノミクスの成長が出てきており、税収の上振れがあるので、法人税を下げないと税収中立にならない。また、歳出をしつかり見ることも必要で、各省庁が優先順位を付けて予算を立てて、決算で本当に有効に使われたかどうかを確認すべきである。様々などこからひねり出して法人税減税を実現させたいと思う。

問 法人税を下げれば海外に出ていった製造業は日本に戻ってくるのか。

答 税金だけでなく、労働力の問題、地産地消で相手の政府との関係も含めて出でている部分もあり、単純ではない。戻る戻らないより、日本企業が日本できちんと投資ができるようにするための下地としての法人税減税だと捉えている。

答 企業を元気にして付加価値を高めない限り、個人にも収入が入らない。しかし、国の財政を考えると消費税増税は持ったなしであり、法人税減税がその足を引っ張るのなら、消費税を優先させるべきである。また、日本では、法人税を払っている企業が全体の約3割であり、企業をもうかるようにして税金を払うようにする話もしてほしい。

問 なぜアメリカでは法人税の実効税率が高くても経済が活発なのか。

答 アメリカはダイバーシティのある社会で、出生率も相応にあり、人口も増え

ている若い国なので、重荷があつてもその先に進める。日本とは環境も成り立ちも基礎も違うと思う。

答 アメリカは税金が高いので、もうけなければならず、無駄な価格競争には入らない。赤字が何年も続く会社が存続できないようになっている。

(外取締)

2 委員間の意見交換(平成26年5月21日)

中間報告書を取りまとめるに当たって、平成26年5月21日、委員間の意見交換を行った。

意見交換の概要是、次のとおりである(発言順)。

西田昌司君(自民)

基本的には20年近くの總需要不足の結果、デフレになった。デフレゆえにGDPも下がり、税収も落ち、その結果として、財政が悪化し、財政出動を小さくすると、ますます需要が小さくなり、デフレになるという繰り返しがあった。

今、安倍内閣では金融緩和と財政出動により需要を増やしているが、懸念材料は法人税減税の話が出ていることである。今後、日本では、医療、介護、年金、安全保障を含めた政府部門の需要が増えてくる。増減税以前に、国民負担率を主要先進国並みの50%程度に上げていき、このお金をお算措置し、需要を喚起させることで回していくことが原則である。

ところが、国民負担率に関する根本的な議論が横に置かれ、小さな政府論や減税先行という話が出ている。これは20年間の結果を見ていないので本末転倒の議論である。20年間の反省を踏まえた経済政策をしなければならない。

今後、医療や介護の費用が増えることから消費税を上げることとしているが、一方で、今、企業業績が史上最高益を更新しているにもかかわらず、法人税は平成4年頃の半分以下である。そこから更に法人税を下げるることは理にかなわないどころか、財政再建もできなくなり、必要な行政需要に対する財政の在り方といふ面からもおかしい。企業にも所得、能力に相応した負担を求めていくことが当然である。そうしたお金を地方、福祉、公共事業など必要なところに政府が配分していくことが大事である。

江崎孝君(民主)

バブル崩壊後の企業倒産、失業等の厳しい経済社会環境が収支を減らさせる一方、多額の公共事業が推し進められ、国と地方の借金が膨れ上がっていました。また、グローバリゼーションや金融資本主義が日本に押し寄せ、企業が国際競争力を理由に日本の雇用環境の見直しを進め、雇用環境の悪化が恒常化した。当然、個人消費は衰退していった。このような複雑な要因が絡み合って、我が国はデフレに陥った。

公共事業の経済効果を否定する立場ではなく、特に地方における一定の必要性は認めるが、バブル崩壊後の公共事業の増大が国と地方の債務残高を積み上げたことを考えれば、公共事業を景気回復の切り札とすることは危険過ぎる。

消費税は10%への引上げまで現行制度の不公平性といった課題を解決しなければならない。経済成長のための更なる規制緩和という考えについては、市場原理主義的な規制緩和が、雇用も含め様々なものの価値を引き下げてきたことを見逃してはならない。これも現在のデフレの一要因である。緩和すべき規制とそうでない規制を明確に分けなければならず、雇用、医療、教育、環境など国民生活に直結する規制緩和には慎重であるべきである。

景気回復のためには消費の増加を図る必要があり、国民の多数を占める労働者の消費を増やす政策が求められる。非正規雇用の増加に歯止めを掛け、賃金を上げていき、生産年齢人口の70%しか就業していない構造を変えるために女性が働きやすい環境を整備することが重要である。

疲弊している中小企業や地域経済に対する財政政策については、地産地消モデルを観察的に実践する地域に対して、積極的に投資することが重要である。

地方が元気にならなければ国全体が元気にならない。東京一極集中から抜け出しどうするという財政政策の見直しも緊要の課題であり、地方の自主性、独立性ある発展を国がサポートする体制を強化するべきである。

医療、介護、教育、公共交通などのユニバーサルサービスが重要である分野への雇用や投資を増やし、地方での就業機会を図る必要がある。小さな政府シンドロームから脱却し、日本的な少し大きな政府を目指してもよいのではないか。

デフレ脱却と財政再建の両立に特効薬はなく、政策をバランス良く組み立て、成長から成熟した社会へ日本をソフトランディングさせることこそが目指すべき道である。

石川 博崇 省（公明）

デフレ脱却と経済の好循環の中で、賃金上昇、特に消費需要を押し上げることになる家計の可処分所得の上昇が目に見えて現れてきた。経団連発表の大手企業の春闘妥結状況集計によると、組合員平均の月例賃金の引上げ額は前年を大きく上回り、16年ぶりに7,000円を超えた。昨年設置された政労使会議の果たした役割が大きいと認識している。この賃上げの流れを中小企業、地方にも波及させるべく、経済の好循環の動きを本格的なものにしていくことが重要である。

日本経済の屋台骨とも言える中小企業の従業員の賃上げなくして経済の好循環は実現しない。大企業の業績好転により、仕事の受注件数が増える中小企業は少なくないが、消費税増税の影響もあり、経営は楽觀視できない状況にある。政府は中小企業の先行き不安を払拭し、経営環境の改善を後押しすべきである。今年度の税制改正では、一定の賃上げを実施した企業の法人税を減額する所得拡大促進税制を拡充したが、政府はこうした制度を周知徹底するとともに、積極的な活用を促してほしい。

非正規雇用者の賃金も含めた待遇改善がないと、消費は手控えざるを得なくなり、景気のプラスにはならない。景気回復に伴う人手不足から、非正規雇用者を正規雇用者にするなどの待遇改善に取り組む企業も出始めている。こうした動きが更に広がるような政策を政府には要望する。

デフレ脱却と経済の好循環の流れを一過性のものに終わらせてはならない。中小企業も含めた今後の賃上げの状況をフォローアップし、来年以降にいかすことが大切である。こうした取組の中で好循環の動きは力強さを増し、デフレ脱却に向けた着実な道筋を歩んでいくことができる。

藤巻 健史 省（維新）

私は財政赤字論者だが、参考人から建設的な財政再建論を開くことができなかつた。したがつて、解決策としては、残念ながら財政破綻かハイペインフレにならざるを得ない。ハイペインフレになれば確かに財政再建はできるが、国民生活には最悪であり、非常に望ましくない未来だと危惧している。

アベノミクスに対して、日銀が国債を買うことで景気が良くなるという話が蔓延しているが、それは日銀が国債を買っているということに限る。今、毎年40兆円の赤字があり、誰かが国債を買い増さないと国債市場は暴落する。今は黒田総裁が1年半で100兆円を買うと宣言しているからこそ、国債は買われ、政府は資金繰り倒産をしていない状況にあるが、日銀の270兆円のマネタリーベース達成後、国債を買う人がいなくなるという現実が近づいてくる。更に日銀が買うといふことになれば、明らかにマネタイゼーションであり、インフレが加速し、事態は極めて深刻である。

印象に残っている参考人発言は、東芝取締役副会長の佐々木参考人の「為替が非常に営業利益を上げた」というものである。この発言は、デフレ脱却、景気対策には為替がいかに重要かということを明示している。20年来、日本経済が低迷した最大の理由は円高を止められなかったことであり、今後も為替が重要だということを日本は認識するべきである。

もう一つ重要な参考人発言は、コマツ相談役の坂根参考人の「この国の財政はとてももう議論の余地がないほど危機的な状況になつてきている」というものである。プライマリーバランスは財政再建目標にしている国はない。なぜなら、これを達成しても累積赤字は増えるからである。政府はプライマリーバランスの黒字化というまやかしの目標を直ちに取り下げ、明確に累積赤字を減らすという方向を出すべきである。集権的なことではなく、財政は極めて厳しいので消費税を上げなくてはいけないばらまきは駄目だということを国民に示すことが、財政破綻を運らせる道ではないか。

山田 太郎 君 (みん)

デフレの原因については、フランク合意以降、日本経済が内需中心に転換されて

(外) 春 岬

きたことが背景にある。東西冷戦の終結による国際市場の変化に乗り切れず、海外に対する競争力が減退し、また、アジア通貨危機や中国の台頭により、アジア経済の状況も変わったにもかかわらず、内需中心の経済体制から転換できなかつた。それにより、世界的な成長を取り込めず、国際通商も遅れ、空洞化が進んでしまった。

政府は財政出動を中心に対応してきたが、国を開ざしていけるために、再投資の機会を失って、お金が海外に流出してしまうという悪循環が続いてきた。再成長に乗せるため、まず徹底的な規制緩和をし、国を開く必要がある。TPPを始めとした通商交渉をしっかりと捉え、政府はできるだけ小さくして、再成長を民間に任せていくことが重要である。

中央一極集中では国全体は成長することがない。地域が自立していくため、人間、権限、財源を各地に移譲していく地域主権型道州制が必要である。

税金に関しては、できるだけ減税し、民間の可処分所得を増やすことにより、民間が創意工夫をしてお金を使っていくという、ノーマルな経済のパターンに戻していく必要がある。

好循環になるはずの民間主導の回転の足かせとなっているのは、規制と既得権益の存在である。規制は緩和し、特に電力、農業、医療分野において既得権益を打破していくことによって、民間が創意工夫で新たな産業を興せるような経済環境に整えていく。それにより、最終的にデフレの脱却にもつながり、自然増収によって財政が再建されると考える。

辰巳 孝太郎 君 (共産)

アベノミクスによる金融緩和等によって、物価は上がったけれども賃金は上がりっていない。これでは、本当の経済の好循環はつくれない。

また、消費税増税は景気を更に冷え込ませる。内閣府の景気ウォッチャー調査では、予想どおり全ての指標が大きく悪化しているとの答えがあった。

アベノミクスで円安となつても輸出が伸びず、大企業の海外現地生産が進んで、日本の産業空洞化が深刻化している。企業が海外投資に向かうのは、法人税が高

いからではなく、内需が冷え込んでいるからではないか。法人税を引き下げることと、ましてその穴埋めを消費税や社会保障の負担増などの国民負担することは間違いであり、労働者の賃金を増やしてデフレの脱却を図っていくべきである。

大企業は、内部留保を増大させてきた。その一部でも労働者の賃金に回っていれば、ここまで深刻なデフレにならなかつたのではないか。

新自由主義の名の下での労働法制の規制緩和が非正規雇用を増大させ、ワーキングプアを増やして、格差を広げた。社会保障が改悪され、年金が下がり、医療費や社会保険料は負担増となり、労働者には更に残業代ゼロ法などが導入されようとしている。賃金を更に引き下げる政策は、デフレ脱却に逆行する。非正規雇用を減らす政策、最低賃金を抜本的に引き上げる政策で、内需を温めること、また、貧困層を増大させるのではなく、納税できる労働者を増やす政策でデフレの脱却と財政再建にも道筋が見えてくるのではないか。

吉田 忠智君(社民)

これまでの税制改革を検証、総括をした上で税制改革を行うべきである。これまで国民が納めた消費税は法人税あるいは所得税の減税分に回っており、決して社会保障に回ったわけではない。応能負担の原則に立って、企業や高額所得者に応分の負担を求める税制に転換をしていかなければならぬ。

全雇用者の38%を超える非正規雇用者の多くは、年収200万円以下であり、本来の景気の循環の中に加わることができず、また、税や保険料の負担においても十分な能力を有しない。したがって、雇用そのものの立て直しをしなければ日本経済の立て直しもできない。今政府が検討している労働者派遣法の改悪案、解雇ルールの法網化、サービス残業の合法化などは極めて問題である。

今後の経済活性化のために、潜在労働力である高齢者や女性をいかに有効に活用していくかであるが、その取組が十分ではない。

そして、今後のデフレ脱却、財政再建のためには、地方、労働者、中小企業を政策的に後押しすることが極めて重要である。

山田 俊男君(自民)

今、成長戦略の一環として既得権益の岩盤を打ち碎くということで、農村地域に根を張っているJAと農業委員会が攻撃されている。また、TPPの推進に抵抗するJAグループは慣習ということらしいと新聞報道にある。そこには、高温多雨の気候や小さな島国の国土という制約の下で、地域の安定を維持してきたことへの配慮は全く考慮されていない。

既得権益の岩盤と言われるものが、地域の共同と安定を維持してきている。小規模家族農業を束ねる形でJA等が共同販売や直売所などを運営し、中山間地、条件不利地域での金融サービスも兼ねしながら何とか経営を維持している。新大陸型の大規模農業や野菜工場等の合理的企業経営に比べると、革新や世界への挑戦など十分にできていないと言わざるを得ないが、それら地域の営みは、暮らしやすさでは日本一である。農村地盤は、住みよき、暮らしさ、多世代家族の下で、出生率が2.8であるが、大都市は0.8である。農村は介護を家族で行う比率も高く、必ずしも高所得でも豊かでもないが、幸せな生活を送る安定した地盤になっている。

デフレ克服の政策は、遅れている、競争力がないといった理由で競争を促す、岩盤を打ち破るのでなく、農村地域から学んだ着実な取組と政策を推進することが必要ではないか。

田城 郁君(民主)

デフレ脱却のためには、世帯当たりの可処分所得を上昇させ一定レベル以上の収入確保と雇用の安定化が必要であり、労働力を新たな産業に流動させる政策を取る場合には、十分な教育とセーフティネットを充実させる政策を同時に取ることで、市民、働く者の心と生活の安定を確保することが必要である。また、GDPの60%を占める個人消費を伸ばすことは、ひいては税収を伸ばし、財政再建につながる。

アベノミクスは一定の評価を得ているが、恩恵を受けているのはごく一部であり、一般庶民、特に地方にはその実感は全く感じられない。消費増税されたこれ

からの状況は更に悪化していくことが予想される。世帯当たりの可処分所得、特に若い人の可処分所得を上げていくことが重要である。不安定な雇用をなくし、あるいはセーフティネットを充実させ、若者が人生設計を立てられる状況をつくり出し、生産年齢人口の増加につなげいかなければならない。

今春闇は、安倍政権の働きかけもあって、何年かぶりにペアを実施した企業があつたが、賃上げは来年も再来年も実施されなければならない。疲弊した家計に活力を付け、低賃金を克服し、実需をつくり出していくことがデフレ脱却の必要条件である。

アベノミクスの成長戦略における、労働法制を岩盤規制と規定し、安倍首相自身がドリルとなって岩盤を壊す規制緩和を推し進め、世界…企業が活動しやすい日本をつくるという方針は、結婚しても家族を養う力がないというような若者のひどい現状を更に悪化させるだけである。

舞立 真治 君(自民)

これまでの10年、15年、構造改革や効率化といった呪縛に国民全体が掛かり、年金、医療、介護以外の歳出はOECD34か国で最低の水準まで落ち込んでしまった。それがデフレの元凶だと思っている。国土強靭化など必要な歳出はたくさんあり、必要なものには予算を付ける姿勢が必要である。当面のデフレ対策としては、積極的な財政政策を金融政策と併せて続けていくべきである。

財政健全化については、消費税のほか、いろいろな部分で工夫が必要であるが、当面は2020年東京オリンピックに向けて良い風が吹いているので、中期財政計画、財政健全化目標に繋られ過ぎてもいけないという認識である。

方向性としては、歳出改革だけではなく歳入増の視点も重要である。平成24年度の国の連結財務書類を見ると、有価証券と貸付金の合計で450兆円以上あるところ、優良な貸付金や有価証券については、しっかりと参議院がチェックしながら、現金化してもよいのではないか。

地方分権が必要なのは、いかに東京一極集中を止める中で分権を図っていくかである。東京都は地方財政計画上、数千億円の水準超経費があり、それを地域活

性化、地方の再生に持っていくよう、東京へは国の関与を強くしなければならない。

必要なことはたくさんあるが、デフレ脱却と財政再建の両方を進めていく上では、デフレ脱却をより重要な視して対策に臨んでいくべきである。

河野 義博 君(公明)

アベノミクスももう耳慣れた言葉だが、一旦立ち止まってその効果を検証し、3本目の矢である成長戦略へどのように結び付けるのかを考える時期である。

1本目の矢である金融政策は、金融機関のポートフォリオ・リバランスを行い、貸出しを増やすという効果は乏しかったが、国民のマインドを変えたことによつて景気回復の筋道を示したということに関して非常に大きな意義があった。

2本目の矢である財政出動は、指標を変えたという面で大きく寄りをしており、アベノミクスの実態はこの財政出動に尽きると見える。

3本目の矢である成長戦略をどのように描いていくかが、今後力を入れて取り組んでいくことであり、3点のポイントを指摘したい。

1点目は、実態把握をできるような公会計を導入していくことである。国と地方の借金が11,000兆円になったと騒いでいるが、国と地方を合わせたら資産が幾らあるのか、というのは誰も把握ができない。大切な税金を使って事業をやっていくのに、その効果が見える状況になっていない。日本の財政がどういったもののかを国民全員が分かるように財政を見る化していくことが急務である。

2点目は、成長戦略の光をどこに当てていくかということである。指標を上げるために大企業の業績を上げることが重要ではあるが、成長戦略の光は資本金1,000万円に満たないような小規模事業者に当てていくことが大事である。

3点目は、教育が大事だということである。教育改革こそ時間が掛かることであるので、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切って、子どもたちがグローバル社会で活躍できるような教育に取り組んでいく必要がある。

渡邊 美樹 君(自民)

デフレの原因は客観的に見て何かと言えば、これは円高であり、その次に企業が厳しい状況があったということである。

企業が厳しい状況とは、不公平な競争慣行があり、物価統制がされており、差別的な課税があり、過度の保護があり、新しい事業を始めるのが容易ではないことであり、また、外資系企業が新たに拠点を構えることが容易ではないことがあります。例えば、外資系企業が新たに拠点を構えることが容易ではないことについて、法人税等が非常に高いことは明らかである。

デフレ脱却のためには、グローバルな視点から、この日本が海外の企業にとって戦いやすい国であるかどうかということを見直すべきである。

財政再建は、無駄を見付け出すために国の事業をゼロベースで見直すという現状否定の中で、新しい組立てをしていく必要がある。既に莫大な借金があり、そして毎年莫大な借金が増えていく中で、この国が立ち直るために国会議員は新しい組立てを意識して国政を担っていくべきである。

数字を意識することから全ての行動は始まるものなので、国会、議員会館や全省庁の入口に、現在の借金とその金利が幾らかを電光掲示板で掲示してもらいたい。

真山 勇一君(維結)

日本経済の状況は、右肩上がりとは言えない成長率、少子高齢化、経済のグローバル化などにより、経済を分析したり見通したりしても、そのとおりにいかなくなっている。従来の経済指標だけを頼りにするのではなく、新しい指標も使わなければならぬという話もあった。国民全体の賃金、所得がどの程度上がり、暮らし向きが良くなつたかを実感できるかどうかが経済政策の大切な目標である。最近の世論調査では、若い世代のほぼ半数が、結婚しない原因としてお金がないという理由を挙げている。少子高齢化の大きな原因の一つが低賃金、低所得ということであるならば、それは国家的な課題であり、国民全体の賃金、所得を上げる政策があらゆる意味からも怠がれるところである。

全ての公共事業が悪いとは思わない。公共事業についても、政策的な手段をもつ

て、汗水垂らして働く労働者の賃金割合を増やす努力が望まれる。

非正規雇用者や派遣労働者についても、政策的な見直しが必要である。雇用が不安定な上に、仲介業者にマージンを抜かれて賃金も少ないのであれば、未来に希望など持てない。非正規雇用者、派遣労働者などへの目配り、対策が望まれることである。

東京への一極集中は問題であり、道州制など根本的な見直しをすべきと言われ続けているが、対策は遅々として進んでいない。例えば、地方で農業を志す若者への就農支援と定着を促す政策的手段が必要である。

異次元緩和で供給された多額のお金が一部のヘッジファンドに大きな富をもち、その利益が海外に持ち出されていると言われているが、その影響をよく分析し、弊害があれば対策が必要である。

宮本 周司君(自民)

デフレ脱却の議論には、地方、特に中小企業、小規模企業に対する配慮を確実に盛り込んでほしい。

ハブル崩壊後の約20年に、地方では、公共事業の激減により、循環するお金のペイが極めて小さくなつた。地方が経済的な悪化を感じていい一方で、この20年、国内の小売金額に大きな変動がなかったということは、地方から大都市に消費、若しくは資材の購入が流れているのだと思う。

また、従業員数20名以下の小規模企業が地域、地方の経済を支えている根幹、原動力であり、デフレ脱却に向けた取組でも一定の配慮を組み込んでほしい。小規模企業には、過去から蓄積してきた大いなる知恵やものづくりの技術が存在しているが、収益性のあるビジネスとして、なかなか具現化できていない。これは、小規模ゆえの経営資源の乏しさに由来すると思うので、各地方公共団体における面による支援体制の拡充を提案したい。例えば、助成金事業を中規模向け、小規模向けと組み立て直した上で、企業規模別にしっかりと作用するパッケージ政策の再構築を希望する。

各地方においては、人口減少、少子高齢化という問題もある。地方経済の活性

化が急務であり、面における支援スキームの体系化によって、小規模企業が持つ強みを掛け合せて新しい産業を創出するなどして、経済の底上げを実現していく必要がある。地方と小規模企業の側からも収益性を乗せたビジネスモデルを構築して、川上からも川下からも同時進行で行うことによって抜本的な変化につながっていくものと信じている。

山本 順三 君（自民）

デフレ脱却を一つの大きな目標に取り組んできており、その流れは、徐々に確実なものになりつつある。アベノミクスの金融緩和、財政出動はかなりの効果が出た。成長戦略はこれから本格的な対応がなされると思うが、円高が是正され、大企業が潤える余地ができるので、民間主導で頑張ってほしいということになると思う。

そこで取り残されることになる地方に焦点を当てることが、デフレ脱却を目指して動く大きな要因になる。最近は、国土の均衡ある発展のための具体的な施策が十分でない。しかし、本調査会では、複数の参考人が、財政出動を今やらないでいいやるのかと明快に伝えてくれた。国土の均衡ある発展を目指し、地方のインフラ整備を行うのと同時に、国土強靭化という発想で、南海トラフ地震、首都直下型地震が起つたらどうなるかを予測し、最低限行わなければならないことがある。財政出動、公共事業を基礎として地方の衰退を止めてきたというような現実から目をそらしてはならず、一方では財政再建という話があり、徐々に優先順位を付けて行うということが、安易な公共事業批判、財政出動批判は厳に慎まなければならぬ。

また、企業が地方に回帰するためのインセンティブを政策で働かせることができある。税制など様々な方策を提案していくことも、地方が発展し、その結果としてデフレ脱却が進むという流れにつながっていくと思う。人材不足が大きな問題になっているが、人材供給源としての地方という優位性も持っております、企業が地方でなければ仕事ができないというくらいの流れをつくる作業をして、優位性を明確化していくことが大事だと思う。

松村 桂史 君（自民）

本調査会では、参考人や委員から話を聞き、与野党を問わずに、デフレ脱却のための議論が活発に行われたことに敬意を表したい。私たちは野党時代の平成24年に、真っ当なものにはきちんと賛成の声を上げ、しっかりとこの国のことを考えるべきだと、「まつとうな日本を考える」という政策集をまとめた。今回、本調査会が開催され、議論、取りまとめをしていくことは本当にすばらしいと思う。

また、取りまとめをしながら、チェックをし、報告を受けて、その政策の実効性を議論していく必要がある。

中小企業問題については、1963年に中小企業基本法ができて以来、中小企業とは弱い存在であり見守り育てる必要があるという政策であったが、1999年に改正し、伸びるところは応援しようと政策転換をした。しかし、中小企業の数は大きく減少しており、産業を育成し、基幹産業をつくり、それが雇用になり、所得になっていくということを大ざっぱにやり過ぎたのではないか。今国会では小規模企業と中堅企業に分けた形での政策が打ち出された。法律では、5年計画を作り、PDCAでチェックをし、その対策を練っていく。政府においては、黒字企業を70万社から140万社に増やしていくこと、海外展開を目指す企業1万社の創出、開業率10%という目標を立てている。今後、議論を続ける中で、目標設定をし、何がいけなかつたからできなかつたのかチェックをし、対策を練ることが重要である。それがデフレ脱却、我が国の成長につながっていくと思う。

III 提言

本調査会は第184回国会（平成25年8月7日）に設置され、調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定し、1年目においては、13名の参考人から意見を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を実施するなど精力的に調査を行ってきた。その調査内容を踏まえ、以下のとおり提言を行う。

政府及び関係者におかれでは、その趣旨を十分に理解され、これらの実現に努められるよう要請するものである。

我が国経済は、バブル崩壊後、長い景気停滞期に突入した。経済成長率は低迷し、特に1998年以降は名目成長率と実質成長率の逆転現象が続き、物価の下落と景気の悪化が相互に影響し合うデフレレスパイアルに陥った。

様々な意見があるアベノミクスだが、その登場は、長い間我が国全体を覆っていたデフレの暗雲を取り除き、人々に景気の好転、生活水準の向上等を期待させるものとなつたのは間違いない。これまででもデフレ脱却の機会は何度かあったが、内外の諸要因によってことごとく失敗してきており、今度こそ、その覆轍を踏まぬようにならなければならない。アベノミクスによる経済状況の好転の動きを一過性のブームに終わらせるか、本格的な変化の序章とするか、今、重大な岐路に立っている。必要なことは引き続きデフレ脱却の努力を間断なく継続することであり、以下、それに向けての課題を列挙する。

1. 積極的かつ柔軟な財政政策とこれに連携した金融政策の推進

様々な経済政策をばらばらに遂行するのではなく、一本にまとめ計画的、合理的に推進し、その中心には財政政策を据える。投資内容については、中身を精査してメリハリを付け、真に必要なところ、例えば、医療、福祉、教育、農林水産業、防災・減災、復興や地方経済活性化につながる国土強靭化など国民生活の向上に直結するものとし、それを積極的に行う。

4. 賃上げの実現、雇用の確保

デフレの主因の一つが、労働者の実質賃金の減少である。デフレ脱却のために人々のデフレマインドの一掃が必要でそのためには賃上げは不可欠である。企業は近年の高収益をきちんと労働者に分配する。特に雇用の約7割を占める中小企業の労働者の賃上げが実現されなければならぬ。全体の4割近くにも達した非

デフレ脱却は金融政策のみでの対応は困難であり、金融政策は政府の財政政策実施と連携を図り、金融市场の資金が不足しないよう中央銀行である日本銀行が金融市场にきちんと供給する役割を担う。具体的には、デフレを脱却する手段としてマーケットの動向を見ながら、また国民に不安感を与えることのないよう解決の道筋を示しながら金融緩和を継続する。

2. 国民の安心・安全への投資

人口減少社会の到来と成熟経済への移行に伴い、これまで実施してきた分野での投資機会が激減したこと、デフレ不況の主因である。他方、高度成長期に構築した道路や橋梁等の公共インフラは既に建設から50年を超えるものがあり、

その維持・更新のためのメンテナンスが不可欠となっている。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前の防災・減災の観点からの国土強靭化も課題であり、デフレ脱却のための新たな投資先として、国民の安心・安全を確保するためのインフラ整備を強力に推進する。その際、長期人口予測も盛り込んだ長期ビジョンを策定し計画的に実施することで、民間分野において資材調達や人員確保をスムーズにし、計画的に投資することが可能となる。

3. 財政の現状についての再認識

現在、財政は深刻な状況にあるが、その再建に当たっては経済成長を高め、自然増収を図る政策を優先する。国の持つ有価証券や貸付金を精査して流動化等を通して歳入増を図る。また、国の複雑な財政システムを改め、「財政の見える化」を実現し、現状に対する正しい情報を国民に伝える努力を行う。

正規労働者の賃金が低く抑えられ消費低迷の一因となっていることから、非正規労働者の賃金も含めた待遇改善に努める。労働法制の過度の規制緩和は、賃金上昇を抑えることにもなりかねないので慎重に対応する。政府は「賃上げターゲティング」を設定し、企業が実行しているかどうかモニターする。

また、景気回復を受けて企業活動を活発化させる動きがあるが、その一方で業種によっては人手不足が懸念されている。雇用のボトルネックが景気回復・本格的成長の足を引っ張ることがないよう措置する。雇用の確保に当たっては、潜在的労働力である高齢者や女性の積極的活用策を講ずる。

5. 法人税減税、消費税増税の取扱い

法人税減税についてはその効果を精査し、慎重に対応すべきである。仮に減税を行うとしても企業の内部留保をため込むことのないよう、その恩恵が労働者に均てんされるようにする。我が国の投資環境については、他国と比べ法人税率が比較的高いと言われているが、現実にはGDPに占める法人税の割合は長期的に軽減されている。他方、巨大なマーケット、教育水準の高い労働力、良好な社会環境、公正・公平な商慣行とそれを支える法整備等、メリットも多く、総合的な視点からきちんととした議論が行われるべきである。法人税については、現在、全法人の3割程度しか納税していない現実に鑑み、課税ベースや租税特別措置の見直しを行いう。

消費税については、社会保障費の給付財源として重要である。しかし、今後なる超高齢化社会を迎える中、国民負担率が国民皆年金皆保障を持つ先進国一番低いという事実を 국민に知らせ、負担率の在り方にについて更なる検討が必要である。

なお、増税による景気の冷え込みが懸念されるという意見もあった。

6. 成長分野への積極的投資

現状において、経常収支悪化の主因となっている化石燃料の輸入を抑制する。

そのために再生可能エネルギー開発に努めるとともに、潜在的に大きな需要を持

つ省エネ分野において革新的技術開発への積極的投资を促進する。また、今後成長が期待できる医療、介護、教育等の分野への投資の充実を図る。成長産業へ労働力がスムーズにシフトできるよう、職業訓練の一層の充実と雇用の流動化に備えてのセーフティネットを整備する。

7. 東京一極集中の排除と地域経済の活性化

ヒト、モノ、カネ、情報が東京圏に集中し、その反面、地方があらゆる面で疲弊している。日本全体でバランス良く発展するためには、地域が自立する必要があり、そのためには、国と地方の関係を見直し、地方の自主性、独自性ある発展を国がサポートするため、国が責任を持って地方に財源を配分し、地域のニーズに応える。

地域経済の活性化のためには、農林水産業の振興や中山間地域等の集落の再編に取り組むとともに、地域の中堅企業を中心地方大学との産学連携等を通じて地域ブランド化、高付加価値化を図っている企業を支援する。また、地方での就業機会の増加のため、地産地消モデル等、地域間・地域内で資金が循環できる仕組みを構築する。

8. 人口減少社会への対応

人口減少問題は成長戦略の大きな足かせとなっている。現在、取組が進められている人口減少対策を迅速かつ強力に推進する。特に若い世代に開塞感がある中、若い世代が将来に期待を形成できる社会を構築する。そのため、高齢者対策にウエートをおいた現行の社会保障費のバランスを見直し、少子化対策、子育て、教育等次世代のための投資を増やす。社会保障制度を破綻させないよう、長期的施策として人口ピラミッドを鉛錠型にすることを目指し、社会保障については、持続可能な制度を構築し、国民の信頼を回復する。

付記

この提言は委員全員一致のものではなく、委員の中には「異次元の量的緩和が

今後、ハイハイソフレにつながるリスク」、「財政状況」を強く危惧している者がいた。この委員からはマイナス金利の検討、財務大臣の諮問機関である「財政制度等審議会」が平成26年5月30日に提出した提言を尊重するようにとの指摘があったことを付記しておく。

(参考)

調査会委員

1. 調査会設置日(平成25年8月7日)

会長 鴻池 祥肇 (自民)	2. 報告書提出日(平成26年6月11日)
理事 西田 昌司 (自民)	理事 松村 祥史 (自民)
理事 山本 博司 (公明)	理事 西田 昌司 (自民)
理事 小野 次郎 (みん)	理事 松村 祥史 (自民)
理事 辰巳 孝太郎 (共産)	理事 山田 俊男 (自民)
委員 赤池 誠章 (自民)	理事 江崎 孝 (民主)
委員 井原 巧 (自民)	理事 石川 博崇 (公明)
委員 木村 義雄 (自民)	理事 藤巻 健史 (維結)
委員 松村 祥史 (自民)	理事 山田 太郎 (みん)
委員 柳本 韶治 (自民)	理事 辰巳 孝太郎 (共産)
委員 山田 修路 (自民)	委員 高野 光二郎 (自民)
委員 山田 俊男 (自民)	委員 鶴保 康介 (自民)
委員 山田 順三 (自民)	委員 舞立 昇治 (自民)
委員 山本 順三 (自民)	委員 松山 政司 (自民)
委員 川吉 ゆうみ (自民)	委員 宮本 周司 (自民)
委員 渡辺 美樹 (自民)	委員 松山 本順三 (自民)
委員 金子 洋一 (民主)	委員 吉川 ゆうみ (自民)
委員 正夫 (民主)	委員 渡辺 美樹 (自民)
委員 小倉 薫 (民主)	委員 上俊雄 (民主)
委員 芝博一 (民主)	委員 吉川 ゆうみ (自民)
委員 田城 郁 (民主)	委員 田城 郁 (民主)
委員 弥太郎 (民主)	委員 田城 郁 (民主)
委員 河野 義博 (公明)	委員 広田 一 (民主)
委員 川田 龍平 (みん)	委員 藤末 健三 (民主)
委員 藤巻 健史 (維新)	委員 河野 義博 (公明)
委員 吉田 忠智 (社民)	委員 真山 勇一 (維結)
	委員 吉田 忠智 (社民)

主な活動経過

国会回次及び年月日	事 項	(参考人)
第184回国会 平成25年8月7日	本会議において、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に關し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会を設置することに決した。	筑波大学名誉教授 国際大学名誉教授 株式会社日本総合研究所調査部主席研究员 藤谷浩介君
第185回国会 平成25年11月20日	調査項目「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」の選定について会長から報告があった。 デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 (参考人) 帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授 青木泰樹君 慶應義塾大学経済学部教授 駒村康平君	2月26日 デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 (参考人) 京都大学大学院工学研究科教授 同大学レジリエンス研究ユニット長 中央大学商学部教授 藤井聰君 中央大学商学部教授 建部正義君
第186回国会 平成26年2月19日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し	4月9日 デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 (参考人) 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹 独立行政法人経済産業研究所上席研究员 慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授 小幡綱君 大阪経済大学経営学部客員教授 岩本沙弓君

4月16日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 (参考人) 日本金融財政研究所所長 菊池英博君 関西学院大学経済学部教授 林宜嗣君
4月23日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 (参考人) 株式会社東芝取締役副会長 佐々木則夫君 株式会社小松製作所相談役 坂根正弘君
5月21日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について意見の交換を行った。
6月11日	国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その1)

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十三日 参議院会議録第三十一号(その二)

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十三日

参議院会議録第三十一号(その一)

一八四

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

發行所	二東京一〇五番四四四号区虎ノ門二五丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 六六〇円 七〇八円)